

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成30年 3月 9日
2. 場 所 西会津町役場

第1. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成30年 3月 9日
2. 閉 会 平成30年 3月22日
3. 会 期 14日間

第2. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

2. 不応招議員

な し

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成30年 3月 9日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 小中一貫教育調査特別委員会報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成30年 3月12日（月）……11～68頁

- 日程第1 一般質問（秦貞継、薄幸一、猪俣常三、渡部憲、小柴敬）

平成30年 3月13日（火）……69～105頁

- 日程第1 一般質問（三留正義、伊藤一男、長谷川義雄）

平成30年 3月14日（水）……107～150頁

- 日程第1 一般質問（多賀剛、荒海清隆、青木照夫、清野佐一）

平成30年 3月15日（木）……149～225頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町みんなで創る未来基金条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第11	議案第11号	西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第12号	西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第13号	西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第14号	西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第15号	平成29年度西会津町一般会計補正予算(第7次)
日程第16	議案第16号	平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)
日程第17	議案第17号	平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第4次)
日程第18	議案第18号	平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4次)
日程第19	議案第19号	平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第4次)
日程第20	議案第20号	平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)
日程第21	議案第21号	平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)
日程第22	議案第22号	平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第4次)
日程第23	議案第23号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第4次)
日程第24	議案第24号	平成29年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)
平成30年	3月16日(金)	……227~260頁
日程第1	議案第25号	平成30年度西会津町一般会計予算
平成30年	3月20日(火)	……259~316頁
日程第1	議案第25号	平成30年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第26号	平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第27号	平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第28号	平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計予算

平成30年 3月22日(木) ……317~361頁

- | | | |
|--------|------------------------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第29号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第30号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第31号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第32号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第33号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第34号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第35号 | 平成30年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第36号 | 財産の取得について(役場新庁舎施設用備品) |
| 日程第9 | 議案第37号 | 町道の認定について |
| 日程第10 | 議案第38号 | 町道の路線変更について |
| 日程第11 | 議案第39号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第12 | 議案第40号 | 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第41号 | 西会津町第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の策定について |
| 日程第14 | 議案第42号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第43号 | 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 追加日程第1 | 提案理由の説明 | |
| 追加日程第2 | 議案第44号 | 平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次) |
| 追加日程第3 | 議案第45号 | 財産の取得について(役場新庁舎議場音響映像システム) |
| 日程第16 | 報告第1号 | 委任専決処分事項 |
| 日程第17 | 議会運営委員会の継続審査申出について | |
| 日程第18 | 議会広報特別委員会の継続審査申出について | |
| 日程第19 | 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について | |

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月 9日(金)

開 会 10時01分
散 会 11時31分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月9日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 小中一貫教育調査特別委員会報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 30 年第 2 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時01分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠に多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 30 年度当初予算をはじめ、条例の制定及び改正、計画策定の審議など、重要な議題であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなったとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。ご報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 43 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願・・・件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長職務代理者、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長職務代理者からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、長谷川義雄君、10 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの14日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、小中一貫教育調査特別委員会報告を行います。小中一貫教育調査特別委員会の報告を求めます。

小中一貫教育調査特別委員会委員長、多賀剛君。

○小中一貫教育調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから、小中一貫教育調査特別委員会を採決します。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、小中一貫教育調査特別委員会報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時31分）

平成30年第3回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月12日(月)

開 議 10時00分
延 会 16時03分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第4号）

平成30年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 秦 貞継 | 2. 薄 幸一 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 渡部 憲 | 5. 小柴 敬 | 6. 三留 正義 |
| 7. 伊藤 一男 | 8. 長谷川義雄 | 9. 多賀 剛 |
| 10. 荒海 清隆 | 11. 青木 照夫 | 12. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、おはようございます。3番、秦貞継です。本日は、事前の通告に従い、未来を担う西会津の子どもたちへの教育について、町の考えを伺います。

1つ目として、子どもの教育は義務教育期間だけではなく、幼少期からの人間教育が重要と思われるが、町の考えを伺います。

2つ目として、現在、こゆりこども園では、小学校との連携をどのように図っているのでしょうか。

3つ目として、真の意味での教育改革を目指すには、幼少期からの教育の連携が必要と思いますが、町はどう考えますか。

4つ目として、保小連携を進めるにあたって、町は現場の保育士へのフォローをどのように行っているのでしょうか。

5つ目として、今後、学校教育課が、こゆりこども園と小中学校を所管し、西会津町の教育を発展させていくことが望ましいと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

以上の内容についてお伺いいたします。町側の明解な答弁をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 3番、秦貞継議員の西会津町の幼児教育についてのご質問のうち、はじめに、幼少期の教育についてのご質問にお答えいたします。

町では、少子高齢化の進展に伴い、人口減少が進むなか、西会津町を後世に引き継ぐためには、本町で生まれ育つ子どもたちは、地域の宝であると考えております。その子どもたちに対する、幼少期における教育は、子どもたちが生涯にわたる人間形成の基礎や、義務教育以降の学習の基盤を培うとともに、ひいては、社会において自立的に生きる基礎を養う、大変重要なことであると認識しております。

そのため、幼少期の教育においては、町内で唯一の、保育・教育を担う施設である、こどもこゆり(こゆりこども)園において、自発的な活動としての遊びをとおし、身体感覚を伴う多様な活動を経験し、豊かな感性を養うとともに、日々の保育活動や各種教室等により、基本的な生活習慣を身につけることや、学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心を培うなど、年齢や発達段階に応じた、きめ細やかな保育・教育を実施しております。

今後も、保護者や地域のみなさん、小学校の協力を得ながら、さらに子どもたちが健やかに成長できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、こゆりこども園における小学校との連携についてのご質問にお答えいたします。

現在、こゆりこども園では、基本的な生活習慣を身につけるための保育・教育を行うことで、

小学校への進学をスムーズなものとするために、小学校に隣接しているというメリットを最大限に活かした小学校との連携を実施しております。具体的な活動といたしましては、特別な支援が必要となる園児の情報共有を図るための情報交換会などを実施し、こども園での支援を小学校に引継ぎ、子どもが小学校においても健やかに生活できるための取り組みを行っております。

また、小学校運動会への年長児の参加や、入学前の一日体験入学、中学生ボランティアの受け入れ、小学校における屋外活動の見学などを行っており、これらの合同活動や学校活動の見学などを通して、小・中学校児童との異年齢との交流による豊かな人間性と社会性の醸成を図っております。

次に、保小連携における保育士へのフォローについてのご質問にお答えいたします。

保小連携については、情報交換や双方の交流など、現時点で必要なものや可能なものについて計画的に実施しており、その実施に際しては、お互いに、時間や場所などを協議しながら取り組んでおり、保育士等の負担とならないよう効率良く行えるよう配慮しております。

保小連携は、今後さらに進めなければならないと考えておりますので、その際には、その都度現場の声を聞き取り、通常の保育業務に支障のないよう取り組める体制を整えて実施してまいりますのでご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、3番、秦貞継議員の西会津町の幼児教育についての質問のうち、教育委員会からは、3点目と5点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目の教育改革には幼少期からの教育の連携が必要では、とのご質問であります。現在進めております教育改革において中心となる考え方は、教育による人づくりであります。このことから教育におきましても、0歳からの挑戦、すなわち幼児期からの連続した教育が重要であると認識しております。

次に5点目のこども園と小中学校を教育委員会が所管すべきでは、とのご質問であります。本町ではこれまで幼児に対する教育を行っている保育所の事務は町長部局が所管をしてまいりました。しかし、幼児教育は保護者を含め地域住民にとっても身近で関心の高い課題であり、また小学校教育との接続も視野に入れた体系的な取り組みが必要であると考えております。

このことから、幼児教育に関する事務につきましては、教育委員会が積極的にその役割を果たしていく必要があるものと考えておりますのでご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まずは、教育改革について、教育によるひとづくりということであったんですが、いま町長が進めている教育改革においてもそうですが、確かにこの文言のとおり、ひとづくり、学力や体力だけではなく、そういったものが大事だと思うんですけども、町が考える、その、教育によるひとづくり、どういう人をつくっていききたいのかなと、どういう人を育てていききたいのかなというのを、まずお伺いしたいと思うんですが、よろしく願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 町の教育目的でございますが、心豊かに知的でたくましく生き抜く子ども、その子どもをつくっていくと、そういうことで目標を持っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 心豊かだということで、私も、その心というところに関しては、これは西会津町に限らず、国に関してもそうですが、教育をする上で、人の根幹となる部分でございまして、いま国は、その道徳教育を進めようとしていますけれども、私が考えるには、やっぱりその、これから小学校、中学校と、知力、体力をつけていくにあたって、その基礎となる人間性というんですか、そこをきちっと育てなくてはいけないと思うんです。

そこに関して、小学校になってくれば、今度、教科があって、それぞれ国語、算数、数学いろいろやらなければいけないくなるんですけれども、その手前である幼少期というんですかね、小学校に入る前、ここで人間の基礎となる、私、武士道という本を、分かりやすいので読んだことがあるんですが、そこでもやっぱり一番最初にうたっているものは、義の心、正義、正しい義の心なんです。それを、まず養ったうえで、そこにそれを実行するたくましさ、勇気だとか、その正義をもとに、結局、その弱者に対する哀れみだとか、思いやりだとか、優しさだとか、それを今度、要は武術をとおして、例えば体を鍛えたり、学問、文武両道で学問を勉強したりと、やっぱりその基礎になっていくところが、まずしっかりしなければいけないというのが、確か、新渡戸稲造が書いた武士道の本の一番基礎の部分じゃないかなと。それを培う場所というのは、私は保育園になるんじゃないのかなと思っています。

私が小さいころなんかは、学校の先生に教えてもらうのはもちろんです。保育園の先生にもたくさん、いっぱい教えてもらいました。ただ、近所や、やっぱり一番影響が多かったのは自分の親、両親だと思います。そういった人たちが、一人の子どもに対して、本当であれば、その大事な人間の中心の義の部分に関しては、心の部分に関しては、まわりが、いま一生懸命、昔は本当に、人の子どもも自分の子どもも関係なく教えてくれていたんですが、いま、昨今こういうふうには、人は人、自分は自分という、いいんだか悪いんだか分かりませんが、そういった流れができてきて、本来であれば保育園の先生、そこまで負担をかけなくていいようなものもお願いしている状況なのかなと、私は思います。

小学校への連携を、先ほど課長のお話ですと、行っているということでしたが、そこから聞きたいと思うんですけれども、具体的に例えば、聞き方変えましょう、野沢、新郷、群岡、奥川、尾野本保育所があったころと、いま隣に建物が移って、保育園と小学校がすごく近くなりましたけれども、要は平成29年度から新しく、例えば取り組んだこと、保小連携を小学校と保育園との連携を新しく取り組んだような内容というのはありますか、そこをお伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今年度になって小学校の隣に認定こども園ができて、開園をしてということで、本当に隣接してできたということで、いろいろな連携が取りやすくなったということは感じております。それで、今年度から新たに取り組んだ内容としましては、小学校の各種行事の際、マラソン大会だったり、運動会だったり、そういったものを見学に行ったりとか、あとはお散歩のときに小学校のほうを通して、小学校の先輩のお兄さん、お姉さんが授業なり、体育をやっているようなところを見たりとかということで、直接子どもたちに、小学校の子どもたちの活動を見てもらうという

ようなことが、大変こう、いままで以上にできるようになったということがあります。

あとそのほかに、小学校の先生方にも、いままでですと、やっぱり小学校と保育所がちょっと遠かったという部分があるのであれなんです、今度、近くになったということで、小学校の先生が保育所に来て、子どもの様子を見るというようなことも、いま現在、新たに取り組んだような内容であります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 たぶん現場の保育士の先生方が、いままで以上の努力をされているんだと思いますが、先ほど私が申し上げましたとおり、子どもの教育には、もちろん先生方の努力も必須だと思うんですが、例えば、私も保護者として子ども、子育てに携わった人間でしたけれども、子どもを、こうやって家庭ではこういうふうに見てくださいますね、こういうふうには、例えば保育園の先生はこういうふうに見てくださいますから、家庭ではこうしてくださいますねなんていう、例えば保護者への指導等というのは行っているのでしょうか、もしくは行っているように指導しているのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保護者への指導というご質問でございますが、本当に現在、両親が共働きという部分が多くて、子どもたちは保育所、こども園においてになるわけですがけれども、本当に子どもと接する時間が、前からみれば少なくなっているという現状があると思います。そのなかで、保育士さんたちには、当然、朝、送ってきたり、夕方お迎えに来たりといったときには、当然その時点で、子どもたちの様子も伝えたりとかはしますけれども、その際にいろいろこうアドバイスをしたりとか、そういったこともしておりますし、あと、個別懇談を小さいうちからやっております、小さいうちとか、こども園に入った子どもたちについては、個別懇談ということで親との懇談をしております。その際には、当然、園の様子なんかもお話しますし、園でこういうことなのでということで、いろいろな指導をしたりとか、アドバイスをしたりということもありますし、あと、その際に、年長児になりますと、その際に学校の先生から、小学校の先生から、小学校に入る前までに、こういった態度なり、ものを身につけてほしいような内容についても、その際に保護者の方にアドバイスをするというようなことをしているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そのアドバイスというのは、細かいことを聞いてあれですけども、どのくらいの頻度で行っているか、要はいまのお話ですと、子どもを送りにきたときに、ちょっとお話ししたりということあると思うんですけども、要は個別、いまおっしゃった個別指導というのは非常に重要だと思います。要は全体的にお話することも必要だと思いますが、その子どもは十人十色で、様々な、私みたいに落ち着きのないようなやつもいれば、おっとりしている人もいて、その子、その子に合わせて指導が必要だと思いますけれども、そういった意味で、大事な個別懇談というのは、どのくらいの頻度で行っているか分かりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

個別懇談につきましては、基本的には年1回であります。ただ、大変申し訳ありませんが、指

導が必要な子ですとか、そういった方に関しては、さっき言ったところで、送ってきたときとか、帰りのときとか、ちょっと個別にお話しをするというようなことはたびたびあるというようなところでございます。

○議長　　3番、秦貞継君。

○秦貞継　　この保護者というのは、私は、自分もそうですけれども、すごく子育てのなかで占めるウエイトというんですか、子どもに与える影響としては、私はすごく大きなところだと思います。それで、私の子どもも保育園、小学校、中学校、卒業して社会人になる子もいるんですが、私は自分の経験上ですけれども、保育園のころに、その保護者会活動と一緒に参加しないかと誘ってくれた先輩がいたんです。それで、先生も、秦さんちの子はこうだよとか、あだよとか、教えてくれることもありましたが、周りが子どもを先生に預けっぱなしじゃなくて、自分たちも、例えば行事があれば顔を出して、子どもたちがどんなふうに行事を楽しんでいるのか、現場で見なければいけないよということを、結構、先生だけじゃなくて、保護者の人たちが保護者に教えるようなところもあったんですね。そのくらい、やっぱり保護者の意識を、要はしっかり持ってもらう。一生つきあっていく子どもに対しての子どもの接し方と、意識に関してもちゃんと持ってもらうといけないと思うんです。

これも先生方の負担ばかり増えちゃって、私、本当に申し訳ないと思うんですけれども、やっぱりある程度大人ですから、若いうちはいろんな話を聞いて反省して、このやり方、いままで自分はこう思ってきたけれども、やっぱり違うのかなとか、それが、ある程度、小学校に行ったり、中学校に行って、もう中学校の2年生、3年生になってきたら、こういうふうに接してくださいよと言われても、なかなかやっぱり保護者さんというのは、固まったものに関しては意識が変えにくいんですね。そういう意味では、保育園のときの保護者への指導というのは、すごく重要なところだと思うんです。

それで、この年1回というのは、私はどうなんですかね。あと、いまの現在ではしょうがないと思いますけれども、例えばですけれども、そういった幼稚園から中学校まで通して、例えばこの子はこういう特徴がある子ですとか、幼稚園のころはこういう生活をしていましたなんていう、山形ですね、山形の研修先に行ったときに、山形の天童では、保育園から小学校、中学校まで、ずっと1枚のカルテがあって、それをこう連携で、しかも保育園の子どもを持つ親御さんに指導するときに、小学校、中学校の先生、校長先生も含めて、そこに教育長も確か入っていたと思うんですが、そういったところで、いろんな人のアドバイスを受けながら、個々の子どもに対して対応していたんですけれども、そこまではいまできていないと思いますが、うちの町はそういったように、幼稚園から小学校、中学校まで、系統して何かこう情報として残せる、失礼しました、こども園から情報を流せるような系統したシステムというのはできているのでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えをいたします。

システム、当然、こども園での生活等を記録したものがございます。そこに先生方のいろいろな意見なんかも入れたものを、小学校入学時に、そういった児童の様子なんかについては、小学校のほうに、当然ペーパーで個別のものを引き継いでおります。当然そういうふうな生活の様子

であったり、課題であったりというところであれですけれども、そういったものを小学校のほうには引き継ぎをしながら、教育の連続性というのは取れるようなことで、いま対応はしております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ここから学校教育なのかもしれませんが、その紙というのは、小学校6年から、例えば中学校につながるような、先ほど言いました系統性というのは維持されているんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 いまほど健康福祉課長が答弁されたものにつきましては、保育所で作成します保育所要録というのがあります。これが2008年ごろですか、当初は教育の部分や幼稚園から小学校しか、この要録というのはこなかったんですが、これが保育所、こども園からもくるようになったと。それで、カルテといいますか、そのお子さんの保育所の時代の流れのものを小学校がしっかり受け取り、それをまた伸ばしていくということで、それを小学校で、また書いたものを中学校に送っていくというのは、確かにございます。ただ、それ以降も、高校の部分につきましては、まだ明確な流れというのはないのかなと、ちょっとそこまでは私、把握しておりません。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 3番目の質問で聞こうかなと思っていたんですが、やはりうちの町、以前は一貫教育、目指していましたが、方向性の一貫性というのは必要だと思うんです。幼稚園、小学校、中学校通して、さっき課長がおっしゃったような、心豊かなとか、いいと思うんですけども、じゃあそれをどう実行していくのか、例えば幼稚園のときではこういうことをやって、小学校はこうやって、中学校はこうやってというのを、やっぱり一つの流れとして考えないと。いまの質問もそうですけども、保育園のことは課長に聞きますけども、そこから流れを聞こうと思うと、今度、学校教育課長に聞かなければいけない。

それで、橋渡しとしても、やっぱり2つの課をまたぐというのはどうなのかなというのが、私の疑問点なんですけども、そういった意味で、幼少期から、例えば、うちの町は幼少期から中学校卒業、義務教育までの一貫性を持った、例えば、こういう子を育てたいと、こども園にもある、小学校、中学校にもあるというような共通性のある部分、方針というんですか、町の方針というのはあるんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 教育の部分で申し上げますと、現在、幼児教育を含めた、そういった計画的なものはございません。ただ、現在、町教育振興計画がございまして、これは27年に策定したもののなんですが、これは町の総合計画に準じてつくっております。それで、30年に町の総合計画が策定し、31年から、新たな総合計画が歩みだすと、そのなかで、この教育振興基本計画につきましても、新たに策定するそのなかで、幼児教育からの一本化したカリキュラムといいますか、そういったものを含めていきたいなど。この30年につきましては、しっかりとその部分について、町長部局と連携を取りながら検討していきたいと、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひやったほうがいいと思います。やっぱり一貫性を持った、もちろん町独自でいいと思うんですよ。まして都会の真似をする必要はないと思いますし、うちの町には、要は自然と

いう素晴らしい宝があるわけですから、そういったものを活かして、一貫性を持った幼児期からの教育というのを、ぜひ取り組んでほしいなど、なるべくそれは早急に取り組んでいただきたいなと思います。

いままでは保育園の先生や、現場でこうあるべきだ、あああるべきだと、こう話をしてきたんですが、問題は、これ都会でもそうなんですけれども、保育園の先生のなりてがないんです。いま待機児童問題も都会のほうで問題になっていますけれども、いろんな問題があって、先生のなりてが少ないんです。これうちはね、福祉会に委託しているので、ここで待遇等詳しいことは申し上げられませんが、福祉会等に待遇面とか、ちなみに多市町村と、近隣市町村と私、調べてみたデータがあるんですけれども、そういった保育所の待遇面に関して福祉会等には指導等を行っているんですか、もしくは話し合う機会はあるんですか、お伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育士さんたちの待遇面についてのご質問であります。にしあいつ福祉会と待遇面での話し合いといいますと、当然、保育士さんの給料につきましては、全て町の委託料で支払いをして、福祉会のほうで支払いしているというようなことでございますので、当然、毎年予算要求の際、予算編成の際には、毎年その処遇改善なり、そういったことでの話し合いをして委託料を決定していくという部分がございます。

あと、西会津町の保育士さんの給与の現状という部分では、平成 28 年の全国ベースで平均月額というのを調べたものがありまして、それと比べますと、だいたい、若干低いんでありますが、だいたい同じようなレベルかなというふうに考えております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 たぶん課長が調べた資料と同じものを私も調べました。それたぶん順位出ていますよね。県別順位も出ていたと思うんですけども、あまり詳しいことは申し上げません。ちなみに、議会事務局さんのほうで調べていただいたデータがあるんです。猪苗代、磐梯町、北塩原、喜多方市、坂下町、会津若松市、要は、保育園、幼稚園、こども園もありますが、そこを誰が所管して、あと運営形態はどのようになっているかというふうに調べました。いま言った町で委託、うちだと 100 パーセント委託ですよ。北塩原の保育所の社会福祉法人、何とか会というんですけども、そこ以外は運営形態、直営なんですよ、全部。直営なんです。委託しているところというのは、私もびっくりしたんですけども、西会津だけです。副園長以下、全部福祉会に委託しているというのは、私はちょっとこのデータを見てびっくりしました。

あと、所管するのも、健康福祉課で行っているところはないんじゃないんですか。さっき言った北塩原の住民課が委託で社会福祉法人にしていますけれども、それ以外は、こども課、もしくは教育課、こども保育課、そういったところで、要は教育委員会管轄で、町が責任をもって運営されているんですね。

先ほど来、幼児教育の重要性は大事だと、先生にもお願いしなければいけないといろいろいいますけれども、これ、お願いするのはお願いするんですけども、こういった、いま出てきたちょっとしたデータだけでも、私は西会津町の保育園の先生は本当に、この状況でよくやってもらっているなど、本当に頭が下がる思いなんですけれども、いまのデータを聞いた率直な感想を、

まずお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

幼児教育、これから子どもたちの幼児教育をしっかりしていくという部分では、先ほど教育課長のほうからも答弁ありましたように、教育課、統一した指導が必要なのかなという部分では考えております。ただ、西会津町の場合、いままでの経過等ございまして、僻地保育所であったというような部分もあって、野沢保育所、僻地保育所、職員はにしあいづ福祉会のほうに委託をしておりますけれども、方向性なり、そういったものについては、町が指示をしながら、町と福祉会と話し合いをしながら進めてきたという経緯がございますので、基本的には町の考え方が保育にはつながっているのかなというふうに考えております。

ただ、所管に関しては、先ほど言いましたように、一貫性を持つという部分では、今後検討していく必要はあるのかなというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど来、幼児教育の重要性を町も十分認識されていると思うんですが、それを例えば、素晴らしいこゆりこども園という建物をつくっても、実際に運営するのは先生方なんですよ。それも、ネットにも随分出ていきましたが、保育園の先生になってもやめていっちゃう人もいます、都会のほうでは。いろんな問題があつて。結局そのモンスターペアレントの問題だとか、やっぱり待遇面の問題とかも含めてやめていっちゃう人がいるんですよ。

確かにうちの町も少子高齢化といわれますけども、私は少子高齢化だから、それに合わせた運営をするのではなくて、基本的にはほかの多市町村からでも、ああ、こんなに一生懸命、西会津町は教育がんばっているんだったら行ってみたいなと思うような町を目指すことが、私は大事なんじゃないかなと。それには、やはり現場の先生、きちっと守ってあげなければいけないと思います。お願いするものはお願いするけれども、いままでどおりよろしく願いしますでは、やはり先生方のモチベーションってどうなんですかね、私はちょっとかわいそうな気がするんですね。その辺もやっぱり第三セクターですから、町が決めることはできないにしても、やはりそういった面の指導。課長、先ほどのお話を聞いていると、たぶん金額的に多市町村との、近隣市町村も確か公開しています、ホームページに出ています。それ比べると、金額的には、たぶんご存じだと思います。うちの町とほかの市町村と、その辺も含めた指導、今後行う考えはありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、保育士のなりてがないと。それから保育士がやめていくというような状況だというようなお話がありましたが、にしあいづ福祉会においては、現在の西会津こども園においては、今年度、定年退職で3名の方が退職をされます。1名の方は個人的な理由で、ちょっと転出をしなければいけないということで、4名の方が退職されますが、全て4名の方については、全て新しい、新採用で対応できるというような体制になっております。ですので、いまのところ西会津町では保育士が不足するというような状況にはないという状況でございます。

それから、あと保育士の待遇、それから、連携という部分では、今年度、こどもこゆり園にな

った際に、町から所長として1名、それから、子育て支援センターに職員が2名配属になっております。そういったことで、町の考えを伝えることもできますし、保育士さんたちからいろんなものを所長が聞いて、それを町に伝えるというようなことで、町との連携については、しっかりできる体制づくりをしたということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そこに関しても、私は疑問を感じたんです。いま町の考えを伝えるといいましたけれど、どういったルートで町の考えを伝えますか、お伺いします。保育士に対してです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 当然、所長が町の職員でありますので、町長の考えについては、直接健康福祉課長から所長に向けてお話をして、町の考え方は保育士さんたちにも伝わっているということで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 所長って園長ですよ。私も見学に行つて思ったんですけども、女性がいっぱいいて、園長さんが町の考えを、先ほどから町の考えを伝える状況をつくっているというんですけど、私、自分だったら、私が保育園の免許を持っていて、私が幼稚園教諭も持っていて、実務経験もあって、それでその現場に行くならまだいいですよ。私、いまの園長さんもその資格は持っていないですよ。それで、現場の先生に、町はこういっていますよとあって、じゃあ例えば言ったことを実行しているかどうかチェックする、もしくはこう言ったほうがもっと効率的な、例えば指導や保育、教育、できるんじゃないんですかね、私、自分がやったらですよ、その場所に行ったら、私、いまの園長さん、相当苦労されているなというのが、正直な私は感想でした。

先ほどの待遇面でもそうですけれども、やっぱり現場の、我々がこうしてほしい、ああしてほしいといつても、さっきから言っていると、やっぱり実行するのは先生方なんです。その先生方にどう例えば伝えるかと、現場の一生懸命がっばっている、現場で一生懸命がんばっている方々の目線に立って、どう指導するかというのは、やっぱり現場経験した人が一番、私は知っているとあります。そういった意味でも、建物は非常によくできたんですけども、体制整備ということに関しては、1年目ですから、なかなかすぐにはできないと思っておりますけども、今後、私、早急に考え直したほうがいいと思っております。そこにいればいいというものではなくて、いた人が、町が考える、こういうふうにしたいという方向性をきちっと実行できるかどうかが大変だと思っておりますので、その辺、どうお考えでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

園長が町の職員で、当然、町の職員、一般職でございますので、保育士なり、学校教員の免許は持ってございません。そのために園長が役場職員、それから副園長が保育士さんでなっておりますということでもありますので、園長と副園長が両方で、その園を指導していくというような状況になっております。

それで、基本的には最低1回、毎月定例会をやりまして、そのなかで保育士さんたちの意見、町の考え方を交換し合う、そして何かあったときには、随時、いまこども園の職員室につ

いても1箇所にとまると、先生方おいでですので、そのなかでいろいろな話し合いをすると、その場合は、やっぱり園長も一緒に入っているということで、先生方への指導、実際の保育については、当然、副園長さん、保育をずっとやってきたベテランの先生でございますので、そういったことについては、副園長さんのほうから話をしてもらい、あと町の考え方や、教育方針、そういったものについては園長のほうから話をするというようなことでの連携をしているというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 副園長も福祉会でしょう、結局、いま言った園長さんと、いま一緒に働いている役職何なのか分からないですけども、方々以外は全員福祉会なんですよ。私は、先ほど来、言っていますけれども、さっきから言っている、その大事な幼児教育はこれだけ大事だと言っている、町も教育改革をしてやっていこうというなかで、いまの体制は、私は考え直したほうがいいと思います。

誰かに委託するというのは、それは一つのやり方としてはいいと思いますけども、私は、例えばですけども、上に立つ人たちの何人かは、坂下もそうですね、町職員21人入っているんですよ。猪苗代、町職員24人。磐梯町7人。あと保育所6名。うちだけです、1人、2人で運営しているのは。これはやっぱり町の体制として、もう一回考え直すべきかなと、私は一応提案だけしておきます。これは、今日、急には変わらないと思っております。

あと、もう一つ気が付いたんですけども、私も仕事してて、町内うろちょろしていると、保育園の先生方、天気の良い日に子どもたちのところ面倒みて、歩いたり、散歩したりしているんですよ。あのときは野沢保育所のとときかな、汽車がくると汽車を見せに行ったりとか、先生方、すごい一所懸命がんばっているんです。本当にありがたいなと思って見るんですけど、ちなみにそういった活動ってホームページ等で公開していますか。福祉会はされていますか。それ、もしくはチェックして指導されていますか、お伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

大変申し訳ありませんが、ホームページ等でそういった日々の状況については、公開はしておりません。ただ、にしあいづ福祉会の広報誌ですとか、そういったことで、必ずこども園の様子ということで載せてもらっていたりということでやっています。またあと、ホームページについては、いま改修というか、中身のチェックをしながら改修をしているという、これから中身を変えていくというようなことで、にしあいづ福祉会のほうではやっているというところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ホームページのリニューアルって去年ですよ、違いましたっけ。28年1月だと思いましたが。それで、去年、29年だ。福祉会のホームページ、私、確認しました。たぶん載っていないと思います。それも、どっちもチェックしたんですけど、先ほど福祉会の広報誌に載せているというんですけど、私は、それはいま言ったように、この町の魅力だと思うんです。天気の良い日に自然に囲まれた田んぼ道を歩いて、子どもたちを育ててますよとか、雪の日も外に出

て遊んでますよと、先生方、運動会でこういうふうにやっていますよと、こういったものは、それこそ現場の先生、これだけ一生懸命がんばっているわけですから、周りがフォローすべきだったんじゃないんですか。なぜ、確か私が見たとき、新着情報、全くなしだったと思います。そういったフォローだって、今後は一生懸命がんばっている先生方をフォローすることも大切なんじゃないんでしょうか。もう一度伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

ホームページ等での公開がされていなかったということは間違いありませんので、今後、そういったものができるような体制づくりもしていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 職員の方々もお忙しいとは思いますが、先生方も一生懸命がんばっています。ですので、一生懸命がんばっている方々を支えて応援する意味でも、ぜひよろしく願いいたします。

最後の質問になりますけども、さっき言いましたけども、私は都会のほうで待機児童が出ていると、保育所に入りたくても入れない子どもが出ている。ちょっと話はそれますけれども、私、ビオトープ、ビオトープって2回も一般質問したのは、実はそういうとこだったんです。せっかくつくったビオトープをきれいにして、保育園の子どもたちが紙おむつ一丁で、そこを泳げるような環境が必要だと思うんですけども、びちゃびちゃびちゃ入ってメダカ取りをやったり、水中生物を捕ったり、濡れて遊んで、西会津の自然のなか、西会津の環境のなかで、さっき言った、心豊かな子どもたちが育つ、そういう町が西会津なんですよと、いまもホームページって言ったのは、それを発信して広げていくことで、町の魅力にもつながるんじゃないかなと、そういう意味で、この幼児教育というのは非常に大事じゃないかなと。幼児教育も大事ですけども、それを発信していくこと、そのホームページ見る人たちって、たぶん私も若くはないですけども、やっぱりそういう小さい子どもたちが、自然に囲まれた町とか、自然に囲まれた教育なんていうのを見て、ああ、行ってみたいなんていうふうに思われる町を目指すことが大事なんじゃないのかなと思うんです。それには、やっぱり大人の人たちが責任を持って環境を整えなくてはいけなし、大人たちも頑張らなければいけないと思うんです。

そういう意味で、いま言ったような市町村からうらやましがられる、行ってみたい、住んでみたい、ここで子育てをさせたいと思うような町を目指すべきだと私は思うんですが、町の考えはどうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 当然、町の魅力発信という部分は、当然、これからもしていかなければいけないでしょうし、やっていく必要もあると思います。

また、町の子育て環境につきましては、来年度から保育料無料化とか、そういったことも含めて、経済的な助成、それから特別保育なんかについても、一時保育、延長保育等も含めてやっておりますので、そういった魅力を、そうですね、町が発信するという部分では、少し少ない状況なのかなというふうに思っていますので、そういったことをどんどんPRしながら、今後、子育てもしっかりして、まちづくりもしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ、お忙しいと思いますがよろしくお願いします。

あと、私、町長の考えもちょっとお伺いしたかった。町長、確か、保育園の運動会だと思いましたが、挨拶で、たぶんこういったと思うんですけど、こどもはわんぱくでいい、たくましく育ててくださいと言ったと思うんですよ。私もまったく同感です。これ、あとで学校教育課が、たぶん管轄するようになれば、幼稚園という形も取られると思うんですけども、私は、そのテレビで、否定はしませんけど、テレビでやっている小さいころに、3歳、4歳から英語ができるんですとか、どこかの国の名前を全て言えますとか、そういう教育は、私はあまり好きじゃないんです。その保育園というのは、何回も繰り返すになってしまいますけれども、人間の根幹の部分ですね。自然を愛するとか、優しい人間に育つとか、何かあったときに努力する力を持っているとか、何かを乗り越える力を持っている。そういったところを育む場所じゃないかなと、そういう意味では、町長がいった、わんぱくでたくましく。全く同感なんです。今後、例えば、先ほど来、幼稚園から中学校までの一貫した考え方を町は持つべきではないかなと私は思うんですが、そういったところに町長の考えはどのように、例えば反映されるか、もし考えているのであればお伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

いま、いろいろやり取りを聞いておまして、西会津町の保育行政というのは、歴史がございまして、それをお話すると、かなりの時間が必要になりますから、それはちょっと省きますけれども、やはり私は、この西会津町を将来、担う人材をどう育てるか、それは、やっぱり子ども、保育所から、いまは認定こども園ということで、いわゆる文科省の部分と、それから厚生労働省の、いわゆるそういう組織になりましたので、やっぱり学校教育課と、それから健康福祉課の両方で、いまその業務といいますかね。担っている部分がありますけれども、まさにこれは、これからの子どもたちのことを考えたときに、どういう組織がいいのかというような部分は検討しないといけないかもしれませんけれども、私はやっぱり、西会津は西会津の方式でいいんじゃないのかなと、隣の市町村がこうだから、そういうようなやり方をしないといけないというようなものの考え方ではなくて。やっぱり西会津町の子どもが、この西会津町、自分が生まれたふるさとをどうやってここに残って西会津町をこれから守っていただける、そういう人材をやっぱり育てないといけないなど、こんなふうに思っております。

いま非常にグローバル化が進んでいて、いろんな情報が散乱しているなかで、やっぱり子どもたちが生きる力というかね、自立できる、やっぱりそういう教育をするためには、勉強だけではなくて、もっともっと精神的にたくましくというか、そういう子どもたちに育ててほしいなというふうに思っております、それをどういうふうにかこれからの、いわゆるこども園のなかで、あるいは小学校、中学校、高校までの流れのなかで、どういうふうな教育の仕方をしていいのかというのは、これからやっぱりしっかり専門家の意見も聞きながらやらないといけないなというふうに思います。

いろいろいまは昔と違って、地域で子どもたちを育てるといって、そういうことができない環境

になっていますよね。それはなぜかという、私はやっぱり、あまりにも交通機関が発達して、あるいは時代がいろんな危険性ははらんでいるために、子どもさんたちを、やっぱり家から学校や保育園まで、みんな車で送り迎えするような形になってしまって、そこにやっぱり社会性を育むことができなくなった、そういう環境も、私、一つの要因ではないのかなというふうに思っています。

ですから、やっぱり認定こども園という組織になったわけですから、そのなかでどういうやり方をできるか、私はやっぱり、この前、秦議員がおっしゃったとおり、運動会のようにそんな話をしましたけれども、まさにたくましく育てほしいなど、そのことだけはやっぱりこれからどういうふうにしていきたい、やればいいのかというようなことを、これから現場の先生方たちと、それから、当然、保護者の皆さんと、やっぱりお話をしなければいけないというふうに思っております。

そんなことで、いろいろ意見はあるかもしれませんが、ただ、西会津町の保育行政というのは、私はさっきも申し上げたように、当時は常設の保育所は役場の職員、それから、僻地の保育所は、当時は臨時職員から始まったんですね。それはやっぱり身分が安定しないからということで委託になって、それからさらに福祉会が担っていますけれども、実態は福祉会がやっていますけれども、実態は私は役場が直営でやっているという認識で私はおりますけれども、そういう意味で、町がこれからもっともっとやっぱり関わっていかないといけないなど、そんなふうに思っていますので、また、いろいろご意見がございましたら、遠慮なく申し出いただきたいというふうに思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ほっとしました。やっぱり最近、学力、学力という話ばかり聞いてきたものですから、私はやっぱりその手前の人をつくり根幹の部分というのが、一番大事かなと思います。そこに関しては、これからも町も真摯に取り組んでいただきたいなと思います。

また、繰り返しになりますが、私は思うんですけど、人を育てるのって、機械でも建物でもなく人だと思えます。その先生方が、いまは本当に一生懸命やってもらっていますが、子どもたちがなりたいような保育園の先生であってほしいと思うんです。それには、高い目標をいって、一生懸命がんばってくださいでだけではやっぱりだめだと思います。いろんな意味で助ける必要もあるし、応援する必要もあると思います。

そういった意味でも、町は保育料無料化もちろん、保護者の生活環境を保護するという意味では大事かもしれませんが、その子たちを責任を持って社会に、西会津の子どもすごいなど、西会津から出てくる子、すごくいい子たちが多いんだよなど言ってもらえるように育てる義務も私はあると思います。それは大人たちの責任だと思います。そういう意味でも、このいい子が育つ環境を、ぜひつくっていただきたいなということを切望して、お願いして、私の一般質問とします。

以上です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さま、おはようございます。2番、薄幸一でございます。今回、2項目の一般質問

をさせていただきます。

今年の冬は雪も多く、生活に支障をきたしていると思います。少しでも生活しやすい環境づくりとの思いで提案させていただきます。

1 項目目、雪対策についてであります。

1 つ、この冬の除雪作業の被害状況及び豪雪対策本部を設置してからの町の対応を伺います。

2 つ、今回の除雪作業で、町民から苦情や問題点は出ませんでしたか。

3 つ目、新郷地内の県道 338 号線の新村平明間は除雪しても、根本的に道幅が狭いためすれ違いも難しく、対岸に迂回することもある。町では県に対して道路整備について、どのような要望をしているか伺います。

4 つ目、除雪機械貸与事業の利用状況について伺います。

2 項目目、健康増進に向けての取り組みについてであります。

1 つ目、福島県はメタボ率ワースト 3 位と、毎日のように CM で放映されております。町では、貯筋体操や食事指導及び健康の勧誘など、様々なことをしておりますが、50 代、60 代で亡くなる方もいらっしゃいます。健康増進に向け、今後どのような指導が必要と考えますか、伺います。

2 つ目、筋肉貯金が足りないと心筋梗塞、脳梗塞のリスクが増え、血糖値が上がり、糖尿病のリスクも増える。認知症のリスクも増えるなどと、テレビ番組で放映されておりました。筋肉減少での悪影響が懸念されますが、運動する機会を増やすことは考えていますか伺います。

3 つ目、冬季間は歩く機会も少なく、足腰の筋肉減少により転倒のリスクも高まります。各地区でのサロン活動で利用できるルームランナーや踏み台のような足腰を鍛えるための運動器具を要望する地区に貸し出しするなど、考えはあるか伺います。

明確な回答をよろしくお願いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 2 番、薄幸一議員のご質問のうち、除雪作業の被害状況及び町の対応についてのご質問にお答えいたします。

今年度から、雪害による事故防止を図るため、雪害対策本部を降雪前に設置することとし、昨年 11 月 25 日に雪害対策本部を設置し、雪害による事故防止に努めてまいりました。また、今年 2 月 13 日には、気象庁アメダス西会津観測所の積雪量が 150 センチメートルを超えたことから、豪雪対策本部に切り替え豪雪による事故防止に努めてきたところであります。

この冬の除雪作業の被害状況につきましては、死亡事故は発生してはおりませんが、2 月末で軽傷 2 件、重傷 1 件の計 3 件の事故が発生しております。重傷 1 件の内容につきましては、流雪溝内の雪を撤去していたところ、立てかけたグレーチングが倒れ、両足に当たり骨折したものであります。なお、怪我の対応につきましては、町が加入しております自治体活動保険が適用されております。

豪雪対策本部を設置してからの町の対応につきましては、雪害対策本部設置時と同様に、防災行政無線やチラシ、ケーブルテレビ等による注意喚起、建設水道課によるパトロール、自治区長さんへの聞き取り調査などを行うなど、事故防止対策に努めてきたところであります。また、豪

雪対策本部設置により、非課税の高齢者世帯や母子家庭世帯等に対し除雪費用を補助することとして、民生委員を通じて周知を図ってきたところであります。

今後も、消防署や警察署などの関係機関との連携強化を図りながら、事故防止啓発を継続して実施し、被害の防止に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、雪対策についてお答えをいたします。

本冬は、連続して降雪が続いたため、除雪車の出動する日が多く、また、豪雪のため除雪に時間を要する日もありました。このため、除雪作業に係る苦情等も寄せられております。その内容で多かったものは、除雪による側溝・マンホールなどの破損情報や除雪車の出動要請に関するものであり、現場を確認のうえ応急措置をし、積雪状況に応じて除雪車を出動させるなどの対応しております。

次に、一般県道上郷下野尻線の新村平明間の道路改良についてお答えをいたします。

議員おただしのとおり新村平明間は、一部区間で幅員が狭く急カーブにより見通しが悪いため、特に冬期間は通行の支障となっております。町では、改良を必要とする区間と認識しており、道路を管理しております福島県喜多方建設事務所に対し、早期に拡幅改良していただけるよう、あらゆる機会を捉え要望をしております。今後も引き続き、強く要望をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、除雪機械貸与事業の利用状況についてお答えをいたします。

本事業は、大型除雪機械で除雪が困難な町道を、地域ぐるみで除排雪を行う際に、小型除雪機械を町から貸与をしております。本年度より、試行といたしまして、自治区の集会所や高齢者世帯までの除排雪等もできるように利用範囲を拡大いたしました。現在の貸与状況は、新規に要望のありました1組合を加え、14の除雪組合等に貸与をしており、使い勝手がよくなったという声があったなど、好評でございました。

今後は、今年度の運用結果を評価検証し、次年度の運用につなげてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 2番、薄幸一議員の健康増進に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪症候群のことで、これは内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクを抑えることができるといわれております。本町での該当率は19.7パーセントで、県の20.1パーセントよりは低くなっていますが、全国平均よりは高く、本町でも対策を急がなければならない課題であると認識しております。また、本町の65歳以下の死亡者は、がんが1番多く、続いて心筋梗塞などの血管系で、男性の死亡者が全体の87パーセントを占めているのが特徴であります。

現在の町の対策としましては、早期に発見するために、特定健診の受診を積極的にすすめており、未受診者に対しては、はがきや電話等で受診勧奨をしております。検診の結果、メタボに該

当した人に対しては、体重や腹囲などの変化、生活習慣の変化を確認する動機づけ支援と、日頃の生活を振り返り、原因となる生活習慣の改善に必要な実践的な指導を行う積極的支援などを、保健師・管理栄養士が個別に指導しております。また、健康指導に併せて、こゆりちゃん健康ポイント手帳を利用して、血压管理等健康管理が自分でできるように進めるとともに、喫煙率の減少や適正飲酒、運動習慣の継続化の指導を進めてまいります。

次に、運動の機会を増やす考えはとのご質問にお答えします。

人の体は、摂取エネルギーが消費エネルギーを上回った状態が繰り返されることで、脂肪が必要以上に蓄積し、肥満となります。肥満が原因となって糖尿病や高血圧、脂質異常症から心臓病や脳卒中などの生活習慣病のリスクが高くなります。運動により、エネルギーを消費することで、過剰な脂肪を減少させ、生活習慣病のリスクを少なくすることができます。

そのため、町の健康増進計画では、食、運動、健診を相互に連携して、健康寿命の延伸を目指しており、ラジオ体操やウォーキング、サロンでの週いち貯筋体操の普及や高齢者の筋力アップなど適度な運動を奨励しているところでもあります。また、こゆりちゃん健康ポイント手帳には体操や有酸素運動を記入するところがあり、運動が習慣化することを期待しているものであります。

次に、運動器具等を貸し出す考えはあるかのご質問にお答えします。

本町では、冬期間、積雪や道路の凍結などにより転倒の危険があることから、外出する機会が少なくなっており、屋内での筋力アップ対策は必要であると考えていますが、各地区のサロンへのルームランナーなどの運動器具の貸し出しについては、指導者がいない場所での使用は、転倒などのリスク回避が困難であることから、貸し出し等は考えてはおりません。

町としましては、現在、各サロンにおいて手軽にできる棒体操やラジオ体操の普及を進めております。特に棒体操は新聞紙を使い、屋内でも手軽に筋力強化のできる体操で、理学療法士などの専門職が中心になって西会津町にあった運動カリキュラムをつくっており、筋力強化ばかりでなく皆ですること、認知症予防としても効果があることから、健康運動推進員などの協力を得ながら普及を図っているところでもありますので、ご理解願います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 はじめからいきたいなと思っております。この冬の除雪状況、対策本部を立ち上げてからであります。立ち上げてから、どのように変わったといいますか、どのようになったかというのを、ちょっと分かりやすく説明できますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げましたように、いま11月25日に雪害対策本部を設置いたしまして、その事故防止と申しますか、啓発活動を実施してまいりました。それで基準値、雪の量が基準値を超えたことから、豪雪対策本部に切り替えたところではございますけれども、取組内容につきましては、雪害対策本部、豪雪対策本部、ともに注意喚起等の、あとパトロール等、同じくやってきたところがございます。大きな違いにつきましては、その豪雪対策本部が設置されたことによりまして、非課税の高齢者世帯や母子家庭世帯等への除雪費用の補助が実施できるというようになった部分ではございますけれども、引き続き昨年から今年にかけて、各種の対策をしてきたとこ

ろでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 豪雪対策本部ができて、非課税の高齢者には除雪費用としてということ、ここに文言、書かれておりますが、本当に除雪費用は、お手伝いしてもらおうと結構お金がかかりますし、今年は除雪だけでなく、なかなか気温も低いものですから、部屋の暖房費も結構かかるかなと思います。

除雪費じゃなくて、暖房費というのは出ないんでしょうか。以前、数年前に暖房費も出たという話は聞いたことあるんですけども、今年は暖房費ということは考えておりますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高齢者の支援という部分でありますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、暖房費、灯油代の助成でございますが、以前、1回だけでございますが、助成をしたことがございます。そのときは、灯油が急に値上がったというようなことがありまして、本当にだいぶ急激な伸びがあったということで、その備えていない家庭が多かったと、備えた以上に経費がかかったというようなことで助成をしたということでございます。それについては、国、県等からの補助なんかもあって実施したということでございますが、今回の、今年の冬に対しましては、灯油は高止まりというか、あれではあります、急騰したということではないので、助成をするということは、今年度はしておりません。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 考えていないということよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今年度は考えていないというところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 予算がないから考えていないんですか、それとも、そんなに高止まりしているから、今回は昨年同様、その前同様と思って暖房費代は必要ないというふうに考えたということよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

灯油代につきましては、本当に秋ごろからずっと同じような値段で、少しは上がっていますが、経緯しているということがありまして、事前に準備をしていただいたという考えでございまして、灯油に対する助成は、今年度は考えていないということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 次に移りまして、今回、除雪作業で苦情や問題点は出ませんでしたかという問いなんですけど、マンホールで怪我をされた方などがおりますが、それ以外にはないでしょうか。空き家があるものですから、道路に隣接する空き家から雪崩が落ちて危なかったとか、そういうような苦情はなかったのか伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　お答えを申し上げます。

今年の冬については、雪が多かったということがあり、いまほど議員おっしゃった空き家に限らず、ほかの家からも、どうしても道路に面している、雪止めがない場合には、道路に雪が落ちたというようなことは、今年もございました。そういう面からしますと、苦情というわけではありませんが、どちらかというところそういう情報をいただいたなかで、道路の交通に支障があれば、道路除雪のなかで対応させていただいております。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　直接除雪には関係ないんですけども、私の耳に入ったんですけど、こゆりこども園の建物の入り口が凍って滑りやすかったという、除雪には直接関係ないんですけど、そういう苦情があったということはなかったでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えをします。

こゆりこども園の入り口につきましては、毎日融雪剤をまいて、滑らないようなことで対応はしてまいりました。たまたま朝早く来て、まだ凍っている状況があった人がちょっと滑ったという話があったのかなと思いますが、担当のほうにはそういう苦情ということではうかがっておりませんが、融雪剤をまいて滑らないような対応は毎日していたということでございます。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　凍らないように対応していたということではありますが、子どもさんは入り口など走ったりして、転んだりすると本当、大変なものですから、そういう管理してほしいなと思っております。今年はちょっと寒いときが続きましたから、水滴が落ちないようなことも常に考えておかなければならないなど、水滴が落ちて、下、凍りますから、そういう落ちて凍りますから、対応しているということでもありますから、それはそれで分かりました。

次ですが、新郷地区内ですけど、毎年のことではありますが、道路が狭いものですから、成田課長にも、いつも話はさせていただいているんですけど、今回、除雪だと道幅が狭いから一方通行の形になってしまいますし、上からくるもの、ちょっと滑りやすいし、迂回して通る人もいるという話を聞いたものですから、本当に県に強く要望してほしいなと思っております。見通しというのはないですか、これから要望するにあたり、修復というのか、補修といいますか、そういう話はないですか。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　県道の上郷下野尻線のことということで、先ほど答弁のなかでも、やはり一部区間が狭く、特にやはり冬季間ですと除雪の関係もありますので、やはり交通的には厳しいのかなということでございます。これまでも道路管理者であります福島県喜多方建設事務所には何度も要望しておりますし、また、本年度も事務レベルではありますが、現地をよく調査をしながら、どういうことができるか、また、こういったところがあるよということで、つぶさに調査もさせていただいております。

見通しという点では、まだ、県のほうからは、いつということにはございませんが、まずは現状をしっかりと認識させていただいて、そのなかでどういうふうになれば、少しでも解消ができるの

かなというようなことが一番肝要でございますので、そういうことで進んでいる状況でございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 次に移ります。今回、機械の貸与、貸し出しについてであります。これは雪処理支援隊とは一緒に、うまくこう協力して作業するということはないんですかね。効率よくできるのかなと思うんですけども、そういうことはしなかったわけですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 答えします。

今回、小型除雪機械の貸与ということで、先ほど答弁のなかでも、本来は狭い町道だけしかできないということでお貸ししていたんですが、雪対策基本計画の協議のなかから、本年度、試行といたしまして、先ほど言いましたように、集会所のところであったり、あと高齢者宅で、ちょっとなかなか本人ができない部分の入り口部分まで、利用を拡大して今回やっていただこうということでした。

それで、雪処理支援隊は、それはそれでまた別に対象とする世帯がありまして、そこについて雪処理支援隊が行っていると。うちの機械貸与のほうは、そこは雪処理支援隊にやっていただいて、そこで対象とならない世帯のなかでも、やはりなかなか大変な場所があるということで、そういう場合には除雪組合等から申請をいただいて、そこができるようにしたということで、直接お互い連携しながらというわけではないんですが、そういうふうに役割分担をしながら、うまく今年はやっていけたのかなというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 役割分担は分かりますけど、うまくお互いに活用すれば、一緒にやれば、本当に除雪も早く終わるのかなと思ったんですけどね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 雪処理支援隊の関係でありますので、私のほうから答弁させていただきますが、雪処理支援隊の考え方としまして、基本的に、考え方として、自助、共助、公助という考え方がございますが、自分でできる方は自分でやっていただく。それから共助ということで、地域でできるとき、あとは人、近所で見守りができるような人については共助という形で、地域なり、近所の方でやってもらう。それから、それがどうしてもできない方については、公助ということで、町が雪処理支援隊等によって支援をするというような考え方でありまして、今回の機械の貸し出しにつきましては、共助という形で、地域での協力体制ができてやっているということでございますので、そういった部分は地域でしっかりやっていただいて、それができないものについて、雪処理支援隊で公助の力で支援していくというような考え方でやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。

次に健康増進に向けての取り組みについて伺います。1番目に、福島県はメタボ3位、本当に死亡率も高い、県内でもがんとかメタボで死亡率が高いという報告もありますが、先ほどの話で、

本当に心筋梗塞とか、脳梗塞になりやすい。まだ 50 代、60 代の方が本当に亡くなる人が多いということではありますが、今回、対策といいますか、これからどのようなことを、もう少し強く押し進めていけば健康寿命を延ばせるのかなという、何か考えはありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほどの答弁でもお答えをいたしました。まず基本的には、早期に発見をするということが一番大切なのかなということでありまして、そのためには健診を受けていただくということでもあります。ですので、若いうちから、やはり健診をしっかり受けていただくというようなことの対策は必要なのかなというふうに考えております。そのうえで、健診の結果、そういったメタボに該当した人については個別指導を、先ほど言いました動機付け支援ですとか、積極的支援という形で個別の指導をしながら対応していくというようなことで考えておりますので、今後もそういったことでしっかり対応していきたいと思っております。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。病気になる、なりづらい体をつくるということは、本当に必要だと思いますが、やはり一人ひとりが健康を意識して、自分の体はどんなもんだか、自分が血圧が高いとか、体重が重いんだとか、糖尿病なんだとか、自分でこう意識すると、確認しないとその先には進まないかなと思います。いつもより貯筋体操や食事の指導、テレビでもやっておられますが、本当に体を動かすことってなかなか少なくなっているのかなと思っております。

本当に健康であれば何でもできますし、厚生労働省の福島県市町村の資料からですけれども、この 10 年で、70 歳以上の高齢者の数は 1.3 倍に、国民医療費は 1.3 倍になりましたと、団塊の世代は全員で 75 歳以上になると、2025 年には国民医療費の総額が 61.8 兆円になる見込みですということではありますが、本当に健康増進に向けて、本当に力を入れてほしいなと思っております。

本当に、がんとか脳卒中の死亡率は、国、県、同規模町村に比べて高いというデータも出ております。やはり運動すること、食事すること、本当に必要だと思います。これから健康福祉課が 2 つに分かれて、また、これからますます西会津の健康について、福祉について一生懸命がんばられると思いますが、これからの進め方といいますか、いままでと何か違うものはあるでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

いままでと違う進め方があるのかということではありますが、いま町の、今年に入りまして、いまデータヘルス計画というものを策定しております。これは、健診データですとか、病院のレセプト、それから介護保険の利用状況なんかを総合的にデータをまとめて、問題点を洗い出して、その問題点に対してどういった対策をしていくのかというようなことを計画をつくっているところではありますが、それが出まして、先ほど言いましたように、問題点ということで、運動習慣がある人の割合が少ないとか、それから喫煙率が高い、飲酒の量が多い、そういったこと、それから栄養調査によっては塩分の摂取量も、一時期減った塩分の摂取量が増えてきたとか、いろい

ろこう課題が見えてまいりました。ですので、その課題に対して、それぞれどういった対策をしていくのかというようなことで、いま計画をつくってやっているというところでございます。

それからもう1点、そういったデータを、いま県の医大の健康増進センターというところにデータ分析をしていただいております、その結果が近々出てくるというようなことでありますので、そういったことに基づいて、データに基づいた健康指導というようなことを今年度はいろいろ取り組んでみたというところでございます。それは、実際は来年度からの、具体的な取り組みについては来年度からの取り組みになりますが、そういったことで、今年度は新たな取り組みとしてはそんなことをやっているところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当、取り組みについては、ありがたいなと思っております。本当に分かりやすく絵でかいて、誰でも分かりやすいようなものをつくってほしいなと思っております。本当に健康になるためにはどうすればいいのか、なぜ病気になるのかと、こう絵で見て分かりやすいものをつくっていただければ、自分の体の状況、そして健康につながることを考えることが必要なと思っております。

次に、冬季間は歩く機会が少ないものですから、本当にルームランナーとか、踏み台昇降が本当に私は必要なと、年齢を重ねた人だけではなくて、若い人も自宅から通勤通学する人は、車で移動したりします。なかなか運動する機会が少ないものですから、外、いま時期ですと、外を歩く、運動している人もいます。雪がありますから、なかなか危ない道路もありますが、やはり自宅で、本当にルームランナーというのは若い人じゃないと使いづらいかもしれないですけど、本当に足腰の筋肉を鍛えないと、本当に家のなかでもつまずいて転んだりします。そして寝たきりになってしまうということもありますから、やはり筋肉をもう少し鍛え、私も筋肉は随分少なくなっただけですが、本当に筋肉アップが必要なと思っております。

さっき貸し出しはしませんということがありましたが、筋肉をもう少しつける体操といいですか、何かそういう政策みたいなものはありますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 筋肉をつける施策ということでございますが、基本的には、やはり各個人個人が気を付けていただいて、ウォーキングですとか、あとはランニングですとか、そういったことを習慣的にやっていただく、あるいはあとは、自分の好きな運動を定期的にやっていただくというのが一番いいのかなというふうに考えております。なかなか個人でやるのは大変だという部分がありますので、そういったものを地域でやっておりますサロンにきていただいて、サロンのなかでみんなと一緒にやっていくというようなことも進めていかなければいけないのかなということで思います。

それで、サロンのなかでは、先ほど言いましたように、いま棒体操というものを広めているところでございます。これにつきましては、新聞を丸めてつくった棒を使って、いろいろこうやることによって、下半身の筋肉であったり、上半身の筋肉であったり、そのいろんなプログラムがありますので、そういったものをやっております。それで、いくら高齢になっても、週1回とか定期的にやっていけば、筋肉は衰えないということもいわれておりますので、定期的な運動がで

きるような取り組みというようなことを、これからは続けていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 病気にならない人が増えれば医療費も安くなりますし、病気になったときの対策は必要ですが、病気にならない体づくりの対策もこれから必要だと思います。

最後に町長に伺いますが、これからこの対策、本当に町の課題は人口減少かなと思っております。やはり健康で長生きできるまちづくり、住みやすい環境が必要かなと思っておりますが、町長、最後に一言お願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 いわゆる健康寿命を延ばす対策ということであります。先日の新聞に健康寿命のデータが出まして、男性が72歳、女性が84.7だか何かで出ましたけれども、そのなかでも福島県は男性が36位で、女性が24位というデータが出て、西会津町は新聞には出ませんでしたけれども、下から数えたほうが早いという、そういう状況になっておりますので、やっぱりこれから、介護を受けないで、寝たきりにならないで、健康寿命、やっぱりしっかり延ばしていけないといけないなど、そんなふうに思っています。

したがって、その原因となるものはある程度分かっているわけですから、その原因を、やっぱりしっかり対策を立てていけないといけないなというふうに思っています。これは町をあげて健康寿命を延ばす運動といいますか、対策といいますか、それをしていきたいなというふうに思っておりますけれども、いろいろ、先ほど健康福祉課長のほうからも話が、答弁がありましたけれども、やるべきことを、やっぱりしっかりやらないと、データにちゃんとそれは成果として出てきませんので、これからしっかりと取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時41分)

○議長 再開します。(13時00分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議員の皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会は平成30年度の当初予算案、示される重要な議会であります。地域の住民生活の福祉向上とまちづくりを進めていくことにつながるように、取り組み、また施策などの課題。なかでも西会津小学校プール整備において、保護者のアンケートの結果が報告されましたことから、教育行政と町側の行政、また、町長の考え方について伺ってまいりたいと思います。

質問に入る前に、昨年11月の降雪による被害を受けられたハウス農家の方々、及び豪雪による家屋の倒壊や、最近の突風により寺院の山門等が吹き飛ばされるなど、また、人身に怪我をされた方々、被害にあわれました方々に、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、西会津小学校のプール整備についてであります。平成29年3月議会において、プールを整備する予算を議決いたしました。議決後どのように進めてきたのかお伺いしてまいります。

1点目は、平成29年9月の議員全員協議会において、プール整備が、方針が示されましたが、

なぜ遅れたのか、その理由を伺います。

2点目、設計業者が変わった理由を伺います。

3点目に、プールの構造や設置場所、及び環境衛生面など検討されたのか伺ってまいりたいと思います。

4点目、西会津小学校の保護者、及びこゆりこども園の保護者を対象にしたプール整備のアンケートの結果説明を受けましたが、町はこのアンケート結果をどのように判断するのか伺います。

次に、園芸用のパイプハウスについてであります。平成29年11月において、雪による被害が発生し、農家経営に大きな影響を受けましたことから伺います。

1点目、町が貸与している園芸用パイプハウスの貸与条件について伺います。

2点目、今回の雪害について、町の対応を伺います。

3点目、今後、雪害に関わらず、自然災害に遭遇したとき、町の考えを伺います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 6番、猪俣常三議員の西会津小学校のプール整備についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問であります。昨年の3月議会定例会において、今年度中に西会津小学校のプールを建設する。という町の方針をお示しいたしました。この時点では、実施設計業務を8月に完了し、9月に請負工事を発注、平成30年3月に完成という計画でございました。しかし、実施設計を進めた結果、当初予定していました場所、ランチルームの隣であります。屋根付きプールを建設すると校舎から落ちた雪の処理や将来にわたるメンテナンス経費などの問題点が明らかになりました。このことから町では、これまで示してきました建設場所と形態、屋根あり・屋根なしであります。については白紙に戻し、改めて関係者のご意見をお聞きしながら決定することとしました。このようなことから、当初計画より遅れることとなったところであります。

次に、設計業者が変更となった理由であります。プール整備に係る基本設計業務と実施設計業務の委託業者の選定につきましては、それぞれ指名競争入札を行い、予定価格内で最も低い価格で落札した業者と業務委託契約を締結したところであります。このことから、結果として基本設計業務の委託業者と実施設計業務の委託業者が違う業者となったところでありますのでご理解願います。

次にプールの構造などを検討したのかとのご質問でございます。小学校のプールは学習指導要領に基づく授業を実施するための施設であります。このことから整備にあたりましては文部科学省で定める小学校施設整備指針に基づき実施するとともに、環境衛生の面では、学校環境衛生基準等に基づき進めてまいりる考えであります。また、場所の選定にあたりましては、関係する皆様のご意見をいただきながら決定してきたところであります。

次に、アンケートの結果をどのように判断するのかとのご質問であります。町といたしましては、アンケートの結果を尊重し、平成30年度に小学校のプールを整備してまいりる考えでありますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、園芸用パイプハウスについてのご質問にお答えいたします。

第1点目の町が貸与している園芸用パイプハウスの貸与条件につきましては、西会津町パイプハウス等園芸施設管理運営要綱の第5条に規定されており、①貸付期間は12年間。②貸付料は、標準規格1施設につき、耐雪型パイプハウス年間3万3,000円、夏秋型パイプハウス年間2万5,000円を基準とする。③夏秋型の貸し付けは、耐雪型利用者に限る。④貸付料は町が発行する納入通知書により納入する。の4項目となっております。

次に、2点目の今回の雪害の町の対応についてであります。町としましては過去の雪害経験から毎年11月、ハウス使用者に対して、降雪前の事前対策、降雪時・降雪後の対策方法と補強支柱の使用例写真なども添付したチラシを配布し、注意喚起を行っております。さらに今回は、大雪が降る恐れがあることから、被害前日の11月24日に電話連絡や直接自宅へ伺うなどして大雪に対する警戒と対応を促しておりました。翌25日には町内全域での被害ハウスの状況把握と現地確認の対応にあたり、12月2日から13日の間は、JA、生産者組織とともに解体撤去作業の支援を行ったところであります。

その後は、被害ハウスの復旧に向けた相談支援を行うとともに、県と協議を重ねまして、今回初めて県農業災害対策補助事業に該当されることとなりました。また、JAとも復旧に係る資材調達や資金計画、JA独自の助成金実施について相談を行ってまいりました。これによりまして、半壊以上の16棟全てについて、県と町、JAの補助金等を活用し復旧することとなり、所要の経費を補正予算に計上したところであります。

次に、3点目の今後の自然災害への対応についてお答えいたします。

町としましては、特に被害の大きかった今回の災害を教訓とし、降雪前に使用者を対象とした研修会を実施するとともに、施設園芸組合役員による管内巡視を11月上旬に予定しております。また、気象警報発令時など雪害及び自然災害等の発生が危惧される場合は、電話連絡や巡回指導を行うなど注意喚起を徹底して、まずは被害が起きないように対応してまいります。それでも使用者の管理責任を超え被害が発生してしまった場合は、今回と同様に関係機関と一体となりまして、速やかに営農再開が進められるよう、復旧支援を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 縷々説明をいただきました。これから再質問させていただきます。その前にアンケート結果についての内容を、ちょっとおさらいさせていただきますと、問1、県の開発許可を得ている学校敷地内で、新たな施設を建設するのは2箇所しかありませんという問いですね。プールを設置するのはどちらがよいと思いますか、この質問。1番、Aはランチルームの隣、ここには屋根付きは建設できません。の問いです。2番目、Bというところの小学校の畑、屋根付き、屋根なし、どちらでも建設できます。の問いです。3番目は、どちらでもよい。問2、プールに屋根は必要だと思いますか。で、問1で1を選んだ方は問3にお進みください。まず、1番、必要である。2番、必要でない。3番、どちらでもよい。この設問に従って再質問をさせていただきますが、問1を選んだ方は64名おられるというふうに説明を受けています。この方々は、問2を

パスしているというふうに説明を受けていますが、問3へお答えくださいと、これに間違いはないかどうか。

したがって、問2には64名の方々の直接お答えはしていないように私は感じているわけですが、これが間違っていないかどうか。私の解釈が間違っていないのかどうか。

したがいまして、このところのランチルームの隣というところにお答えをされた方は94名おられたと、小学校保護者の方々が55名、子ども保護者の方々が39名というふうにご説明をいただきました。

さらにそこでお聞きしますが、問2の実際のお答えされた方々は、小学校の保護者、それからこどもこゆり（こゆりこども）園の保護者は何人なのか、これを伺います。

○議長 一問一答だから一つずつやってください。

○猪俣常三 問2をパスして、問3にお答えしたということで、間違いはないのかどうかをお尋ねしてまいります。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今回の保護者のアンケート調査であります。まず前提条件として、いまほど猪俣議員もおっしゃいましたが、1番目の設問では、ランチルームの隣、ここは屋根付きは建設できません。2番目、小学校の畑は屋根付き、屋根なしできますよ。ここでこのように書いたのは、まず、1番目を場所、で、2番目を屋根だけに選択していただくと、ひょっとした場合、1番目でランチルームが一番多い、2番目で屋根が一番多いというアンケート結果になった場合、また、同じことが繰り返されます。ですので、1番目で場所だけではなくて、ランチルームを選んだ人、この人は学校からの説明もよくなって、ここを選んだのは、実際、施設を管理し、また子どもたちの動線が一番いいということで、ランチルームの隣はどうしても学校がお願いしたいということで場所が設定したという経過があるわけなんですけれども、そういったことは保護者の皆さん分かりません。ですから、もう保護者は、ただ単純に屋根がなくて、近くでいいんじゃないかということでのランチルームの隣ということですので、ここは十分に判断しながら印を付けていただいております。

それで、このアンケート流れてきますと、1番目にランチルームの隣を丸付けた方が、2番目で、やっぱり必要だと丸付けている方もいるんです。また1番に戻って、バツになっているという、そういったアンケートの結果もあります。ですから、ちゃんと内容を把握しながら保護者の方は選んでいただいている。

それで、結果、このトータル255名の方々のご意見を全て活かすには、いまおっしゃったように、1番目でランチルームの隣を選んだ方々は、じゃあ問2では、この方々は全部切りますよということになりますと、問1で畑を選ぶ、どちらかというのは、屋根をどちらかということが必要だという人たちのものなんです。問2は。ですからそれだけを集めると、確かに屋根が多くなります。そのかわり問1でランチルームを選んだ方々の意見は全部捨てるということになって、本来のアンケートの結果といえますか、保護者の皆さんの意見はなくなってしまうことになりません。ですから、問1でランチルームを選んだ方の64名は、問2では屋根は不要と、必要ないと

いうことで判断させていただいて、問2のほうにその数字を入れたと。

ですので、トータル、問1も問2も問3も、全体の数として255名になるように調整して、アンケート結果として示させていただきました。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 説明を受けているのは、私、理解できないということになりますと、私だけなのかなど、こんなふうには思うんですけども、要は、屋根付きで屋内プールをとというのが私の頭にあったわけであって、そのなかに、ランチルームのところを、ここはもう屋根付きはできませんよという間になっているところに、ちょっと落とし穴があったのかなと。だから、そのところをもう少し聞く必要があったのではないかと、私はそう感じるころなんです。少数の意見の方々は、78名も屋根を付けておかないとというご回答であったと資料のなかで判断はしました。

だから、ランチルームの隣を選んだ方々だって、実際は屋根付きはできませんよという話が出たとしても、その屋根付きであった場合に、融雪装置を付けることはできないのかという方はいなかったのかどうか。それでも屋根を付けてくださいと、これから後ほどいろんな質問をしてみますが、そういうアンケートの結果、なしだけが本当の声なのかということ私は何っているわけであって、いろんな屋根の構造なんていうのはいろんなことができてますし、いろんな除雪の関係であろうがなかろうが、みんな解決できるような状態があると考えられますし、そういったところのことを考えたとき、どうしても融雪装置等のお考えを、意思を確認ができなかったのかどうか、ちょっとあわせてお尋ねいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、融雪装置を用いて三角コーナーといいますか、あそこの雪を処理するという前提条件ございませんでした。それで、いままでどおり、あそこでロータリー車を使って雪を飛ばすと、その作業をするには、ランチルームの隣に屋根付きのプールはできないということで、いままでの町の提示案は白紙化にさせていただいたということがございます。

ですので、それがいま、猪俣議員、全てまたそれを元に戻されるとなると、このアンケート調査が全く意味をなさなくなってしまうということもございます。ですから、アンケート調査をした段階では、そのような融雪装置を用いて、その除雪をしないというような判断はなかったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 せっかく取ったアンケートが無駄になってしまうというお話であります。私としては、この4番のほうに直接入っていきたいと思います。町の判断がこういうふうになんだという話もされておりますので、まず、4番のほうに関連しますので話はします。

じゃあ実際、このアンケートそのものが、町の全体の声だとしましてときに、人口が6,500人としてみたとき、実際は348名のなかの回答者が255名。これが全体の3パーセントから5パーセントくらいの比率になると思います。これが町の全体の声だということで進められるとするとすれば、ちょっと唐突すぎはしませんかというのが一つ出てくるような気がします。

そういうふうにならないようにしていただくには、教育行政と町の行政とがしっかりとした将来の見通しを立ててもらわない限りは、町長の判断ばかりが、もし屋根なしの判断をされてくるというふうになったとき、これでいいのかなというふうには私は感じてならないわけです。だから、意見の、これ全部無駄になってしまうということじゃなくして、じゃあ本当にこれが町の声として受け止められるんですか、もっとやり方があるのではなかったのかということも再度お聞きしなければならぬと思いますので、そこをお尋ねします。一部の声を町の全体の声として、6,500人の立場から見た場合に、それでもいいんですかということをお尋ねして、お答えいただきたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今回取りましたアンケート調査、あと9月の議会全員協議会で議員の皆さまにご説明した内容につきましては、関係者の皆さまのご意見をいただいてプールをつくる、それでその関係者というのは、現在、学校に行っています小学校の保護者の皆さん、将来的に小学校に行くであろうこども園の保護者の皆さまのご意見をいただいて決定したいということで、最終的には保護者の説明会を行ったわけなんですけれども、数が少なかったということで、保護者の皆さんを対象にアンケート調査をさせていただいたというのがこれまでの経緯でございます。

ですから、町民の全員の声を聴くというような立ち位置で、私、説明したことはこれまでございません。あと、町で屋根なしの判断を、その積極的に行ったようなお話でございますが、決してそのようなことはございません。町では、屋根なし、屋根あり、それも当然受け入れて、設置場所とその形態については、関係者の皆さまのご意見をいただいて決定していくと、そういうことで今日まで進めてまいりましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 じゃあお尋ねします。29年の10月に、町民の皆さんにという、あのチラシはどういうふうに解釈したらよろしいですか。皆さん、待っていましたよ。私どもにも意見を、アンケートをくるでしょうねと、待っていたはずです、皆さんそう言っていましたよ。それはどういうふうに判断すればいいんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 12月議会、1番、三留議員にお答えした部分であります、あのアンケートの調査につきましては、関係者の皆さんにお願いするというので、全町民ということの文言は入っていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さんへという、まず題名が、もう最初、書かれているわけです。そうしますと、そこで今度は西会津小学校のプール整備をする内容が書かれているわけです。だから、町民の皆さんは待っているわけです。だから、町民の皆さんへといっておきながら、関係者は小学校の保護者、それから、こゆりこども園の保護者となってきたので、このアンケートは一部でないのかと、こう尋ねましたところ、それはうんぬんというご説明であります。それをどういうふうに受け止めますかということですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 失礼しました。猪俣議員がおっしゃられているのは、町民の皆さんへということで、西会津小学校にプールを整備しますというチラシですよね。それで、これは9月の議会で町民の皆さんに、それまでプールをつくりますよということで進めてきたんですが遅れてしまったと、その間の経緯が全く分からないということから、町民の皆さんに対して、プールを整備しますという周知のチラシをお配りさせていただきました。このなかで、今後の対応、プール建設場所、形態に関しては、これまでの方針を一旦白紙に戻し、関係者の声をお聞きしながら最終的な決定をしまいにありますと、このように記載してございます。

ですから、町民の皆さまが関係者という判断で教育委員会、あと町がチラシをつくったということではないことをご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さんの声は関係者というふうにして受けとめて、ことを進めるというお答えですけども、町民の皆さんはそうは受け止めていないんですよ。全体の声も聞いてもらわないと、待っていたということなんですね、そのチラシを配られている限りは。だから、そういうところは本当にどういうふうに受け止めているんですかということなんです。私はやっぱり、それだけでは、保護者だけではことが進まないはずだと私は理解するのでありますけども、もっと町民の声を広く取り入れるという方法だってあるのではなかったんですか。区長さんだって立派な職のある方、いらっしゃるんですよ。そうじゃなくたって、いろんな委員の方だっていらっしゃるんですよ。一部の保護者だけをお聞きになられたということだけでは、ちょっと片手落ちではないのかと伺いたいんですけども、どうですか。

(こっちはこっちの考えををきちんと言わないと、こんなの明日になってもまとまらないぞ。)

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、小学校のプールは、学習指導要領に基づく授業を実施するための施設です。ですから、この施設につきましては、文部科学省で定める小学校の施設整備指針に基づき整備している。これはどこの自治体でも全てこの形で行っております。ですので、そういった法に基づいた、整備方針に基づいたプールをつくっていくということで、本町も進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その点はちょっと折り合わないところがありますけれども、だんだん時間がなくなってしまうと困りますので、次に進めますが、なぜ遅れた理由は分かりましたけども、29年の3月に議会のほうで承認されて、そして5月の町の広報紙で、2億5,180万が知らされて、もう既にことが進むのであろうかと思ったら、7月や8月ころに報道がなされていたと。けども、なぜ5月、4月でもそうでしょうか、5月でもそうでしょうか、早くできなかったのは何か理由があったんですか。そこのところを知りたいんです。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

実施設計の部分でございますが、3月議会で新年度予算を計上し、議決をしていただきました。

その後、この業務は建設水道課のほうに移管をいたしまして、実施設計の業者を選定するという作業が入りました。それで、6月の19日に指名競争入札によりまして実施設計を荒川建築設計事務所が落札したということで、それまでの期間、6月の19日までは、そのような事務作業を進めてきたところであります。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　進めてはいたんだということですね。そうしたときに、そのランチルームのところで、一番何が問題になったのかという話を聞きますと、除雪ができない、困難なんだということの説明をちょっと受けたときに、じゃあ誰からそれを受けたのか、どんなふうに町は対応したのか、本当に除雪ができないような状態だと、いまだっていろんな機械があるじゃないですか、いろんな考え方もあるじゃないですか、そういうことを総合的に検討してみた結果がなされたのかなということをお尋ねしたいんです。お答えください。

○議長　　学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長　落札した実施設計の業者と、その後、協議といいますか、プールを建設するにあたっての打ち合わせを行いました。そのなかで、基本設計につきましては、基本設計業者と町教育委員会だけの2つ、2者というのかな、我々と業者だけでやってきたんですが、今回は建設水道課も入りまして、3者でこの設計、あとその現場の状況などを確認しました。その結果、やはり、この当初予定していた学校の動線とか、あと管理上、一番いいだろうといわれたおりましたランチルームの隣に屋根付きのプールをつくるということは、これまで除雪をしてきましたロータリーと、あとドーザーで実施してきた除雪が、非常に困難というか、支障になるということが分かりました。

確かに、できないことはないと思いますが、プールは1年、2年のものではございません。これから小学校が続く限り、ずっとあそこにあるわけです。それで、今回のように大雪になりますと、そのかろうじて、雪が少ないときはかろうじて除雪ができる、できたのであろうことも、これから先にわたって、先に向けて大雪が降った場合に、あそこにそういった屋根付きのものが建てられれば、ますます支障になってしまうということから、将来的なことを考えると、やはりあそこに屋根付きのものをつくるべきではないということから、このような判断に至ったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　いろんな経緯を説明をいただいております。そのなかでも、だんだんと9月の8日のところに移っていきたいと思いますが、そのときに、一度にして、そういう理由があつてということは、屋根付きは難しいよということで、お考えを示してこられました内容は、屋根なしで考えているということで、唐突にお話をされてこられました。そのとき、私は29年の3月に一旦議会で決められたことを、今度は一気に町長がお替りになって、ずばりと屋根なしの考え方で、1億5,000万円を考えているというお話でありました。けども、私はちょっとおかしいんじゃないかと思いつつ、議会軽視ではないのかなと、こんなふうに思いましたので、そのところをお尋ねしたいと思います。

(誰が答えるんだ議会軽視に関しては。…)

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、お答えいたします。

29年3月、議会の当初予算の場合、この時点では、基本設計の段階でございました。この段階で、教育委員会とその業者、打ち合わせを行った段階では、対応は可能だというようなお話をいただいて、じゃあ進めましょうということになったわけです。それで、実施設計の業者ですが、この方は会津若松の業者なんですね。ですから、非常に雪処理の部分はチェックが入ってまいりました。それで、前の業者さんは、当然、プールの部分についての強度設計だとか、除雪については対応は可能だったというか、判断はできたんですが、そのプール以外の奥の場所についての除雪、除排雪については、基本設計の部分ではそれほど深く検討はしなかったというのが事実です。それで、実施設計に入りまして、そこまでの検討になったということから、最終的には、当初予定していた建物とは違う形で進まざるを得なかったということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それは実施設計ということで解釈してよろしいわけですね。実施設計に入った時点というふうにして解釈してよろしいわけですか。

(何回も同じこと言うしかない。)

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 29年3月の時点では基本設計でございました。その後、実施設計に入り、基本設計の部分を詳細に検討した結果、雪処理の部分で支障が出るということが判明したということで、遅れたものでございます。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容、分かりましたが、設計業者、AからBになったというのもご説明をいただきました。とりえあず、私としては、除雪は奥に行けば行くほどちょっと難しいというお話がなされてはいますけれども、できることであれば、雪などは落とさなければ落とさないなりの構造もあるであろうと、こんなふうに考えるわけでありまして。

そこで、3番目のプールの構造とか、あるいは設置場所とか、あるいは環境衛生面等のところにも触れてまいりますが、実際そういうふうなお話になっているわけであろうとするとなれば、私としては、いずれにしても、この町は、雪は避けることのできない状態であるわけであって、どなたでも認識は持っていらっしゃるのだと思っております。

そこで、屋根付きの屋内プールということでありまして、私は、なぜこれが必要性だということなのか、お尋ねをしたいわけでありまして。実際は日光や日焼けを気にしないで、水質とか施設のきれいな状態が求められますし、学校施設であるということで、利用要因としてあげられます。先ほど教育課長もおっしゃいましたように、あくまでも授業をするプールなんだということは、私もそれはもちろん認識いたしますので、私は屋内プールはそういう予算があるということをお尋ねするわけでありまして。

さらに、環境衛生面でもそうでしょうが、毎日毎日のことが繰り返されるわけですから、そう

いうなかで申し上げますと、虫刺されとか、あるいはカビ等の菌に触れることなく、外部の異臭や紫外線の対策効果もありますし、花粉症のアレルギーの対策効果にもあります。さらに、目に見えない物質からの防止に効果もあります。いまは何が飛んでくるか分かりません。このご時世でもありますので、児童生徒の健康と身体を守り、そして生き生きとした環境のもとで水泳授業が行えるように、天候不順に左右されることなく授業が行えるようにするのが、最も最高の行政サービスの責任ではないのかと、こういうふうを考えているわけです。それについてお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 先ほど来、答弁しております小学校のプール、これは文部科学省で定めます小学校施設整備指針に基づき整備するものであります。そのなかの屋外プールの12番目に、プールに上屋をかけることは有効だという記載がございます。それで、この上屋をかけることによって、寒冷地については保温効果をあげる観点がありますよということところです。ただ、この有効というのは、必要に応じて考慮することが、考慮してもよろしいということでございます。率先してということでもございません。あと、カビとかということもございましたが、先ほどもご答弁申し上げましたように、環境衛生の面では、学校環境衛生基準が定められております。これに基づいて、学校、プールを管理する部署につきましては、非常に厳しい基準をクリアして対応しなくてはならないということになります。それで、水質や施設整備の衛生状況などにつきましては、それぞれの検査項目を設けて、毎日、毎時チェックするというような対応を取ってまいりますので、児童の健康管理には十分気を付けながら、プールの体育指導について対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 環境衛生面については、だいたい分かりますが、日光と、それから日焼けについては、10年前くらいは、非常に野外での屋根なしが非常に弱ったということではございました。いま最近では、日焼けするということに対しては、非常に保護者の方が敏感でありますし、できるのであれば屋内プールのほうがいいというのが、いま最近の意識調査で出ている内容だそうでございます。そういう日光、あるいは日焼けについてどうのご見解を持っているのかお尋ねします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 日焼けと申しますと、プールを使った体育の授業につきましては、休憩中が一番危険かなということが考えられます。それで、その学校の水泳指導にあたりましては、これも文部科学省で策定しております水泳指導の手引きというものがございまして、これに則ってプールの授業を行います。その手引書のなかに、休憩の注意事項というのがございます。紫外線対策、紫外線の影響が強いと考えられるときには、タオルで体を覆うとか、休憩テントのなかで待機させるという、このような形で先生は児童の健康管理に十分意をもちいるということで進めてまいりわけではあります。本町におきましては、日よけシェルターを設けてございますので、そちらのほうで休憩の場合には入って、紫外線をよけると、そういった対応も可能ですので、十分にタオルも含めて日よけシェルター、あと必要に応じては水分の補給などを行いながら、熱中症予防、あと紫外線予防を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、授業が、断続的に授業が行えるような状態を考えたとき、悪天候だとか、あるいは雷だとか、いろんな日常行えるわけですから、ほかの海とか、湖に行ってちゃぶちゃぶやってくるとはわけが違うのであって、絶えず屋内プールの場合ですと、そういう不安的な材料はクリアできるはずなのに、そういうところをお答えできれば伺います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに屋内プールにつきましては、保温、外の温度が低いときに、なかの温度はある程度一定、あと雷には強い、確かにそれはあります。ですが、これまでの体育の授業、進めてくるなかで、経験者の方にお話を聞いたんですが、その授業をするなかで、落雷の可能性のある日というのはほとんどないし、あったとしても一日中なっているわけではございません。ですので、学校の内部で授業を交換しながら、雷が去った後にプールの活動を行う。あと、その日、温度が低ければ、今度は小学校独自のプールがありますから、日にちを変えて、それで穴埋めといいますか、できなかったプールの活動を行うと、そういったことも対応可能です。

ですから、必ずしも雷の日にやらなければいけない、寒い日にやらなければいけないというようなことではなく、小学校独自のプールのなかで、柔軟な運用をしまっているような形で対応していきたいと思います。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 悪天候だから今日はやりませんよという、学校教育の日程にも響いてくるわけですから、影響もあると思います。そういう影響がないようにするには、やっぱり屋内プールであるとする、全ての授業がスムーズに進められるということを強く私は話をお伝えしていきたいと、こんなふうに考えているわけです。だから、そのなかでもシェルターがあると、シェルターと言っていましたよね。日よけという解釈でよろしいと思うんですけども、そういうばかりではなくても、それは絶対に紫外線はよけることはできないと思います。

だから、屋根付きのプールであれば、そういうのが一切のクリアができるよということを言っているわけなので、これを論じていると先、困ってしまいますけれども。

最近、2月の25日の日曜日だったと思います。私の記憶が間違っていたらごめんなさい。そのときに、川俣町の山木屋小中一貫校で、屋根付きプールが報道されたという内容です。そのとき、子どもさんたちが内乱会でどういう表情をしたかと思ったら、涙の出るほどのうれしさであったということなんです。その話を聞いたときに、実にこれなんだと、これが本当に子どもの喜ぶところが行政の本当のサービスではないのかということなんです。

だから、いま西会津町に取り巻く市町村の方々がいわく、いま西会津は、いいプールをつくってくるといふ話だから、これは見ものだということを聞いたときに、いや、これは恥ずかしいことはできないと、さらにいいものをつくって、子どもたちが1年中通せるようなプールをつくってあげることが必要ではないのかということ、私はその話をつないだうえで、川俣町のほうに、

一応足を運んで見てくるのも、判断のいい材料になるのではないかと思いますので、どうですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 先駆的な事例といいますか、先進的な自治体に研修するというのは、非常によろしいかと思います。30年、プール建設にあたりましては、保護者のアンケートに基づいたプールをつくっていきますが、それにプラスした、よりよい運営をしている自治体に研修とか、そういった部分で行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 最近ご説明をいただいたなかで、西会津小学校のプールの授業について、2億3,000万円ほどの計上が、今後予定されているということではありますが、これは屋根付きであるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 当初予算の編成の時点では、まだ判断がついておりませんでした。ですので、29年に計上いたしました予算額全額を平成30年にあげさせていただきました。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 当初2億5,000万円という予算の内容で進められてくるはずであったわけですが、今回、2億3,000万円の予算が予定される、まだ決まったわけではないんですけども、こういうご説明も受けたわけであって、ここまでの予算が組めるのであるとすれば、もう少し踏ん張って、予算を追加していただきながらも、その屋根付きで屋内プールを、素晴らしいものをつくってあげて、本当に行政の力はよかったなといわれるようなことをお示ししていただくことはできないのか、その答えを、答弁を求めます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

30年には教育改革ということで、西会津町の子どもを含め、大きな形で人づくりが進んでいくと思います。そのなかで、確かに屋根付きプールをつくれれば、嵐の日、雷の日、プールはできるかもしれませんが、教育委員会といたしましては、その部分の経費で、ほかにもっと子どもたちに対応してやりたい授業がたくさんございます。そういったことで、教育委員会といたしましては、文科省の施設整備指針に則ったプールを今後もつくっていくと、その方針でまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

(それにアンケートの結果を踏まえてと入れなかったら、足りないよ言葉が。そこに文科省だけでなくアンケートの結果を踏まえて…)

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 ちょっと答弁が足りない部分がありました。30年にプールをつくってまいると、その基本となるのは、今回いただきました保護者の皆さんのアンケート、ご意見、これをベースに文科省の指針に基づいてプールをつくっていくと、そのように進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 最後になります。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 最後になりますけれども、その前に、アンケートの結果ということでございますので、できるだけ少数意見の方々の声も重視していただきたいと、こんなふうに申し伝えておきます。

最後になりますけれども、今後、パイプハウスの事故が起きないとは限らないとしても、今後の災害が起きたとき、どのような形で農家の経費負担を少なくしてあげられる対策というものを考えていただきながらの答弁をお願いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 パイプハウスの今後の支援等につきましてお答えいたします。

先ほど一度目の答弁で申し上げましたとおり、今回も本当に大きな災害で、大変よい、逆に言いますと貴重な経験になったわけでございます。今後も、一方で、今回も先ほど申し上げましたように、県やJA、それから農業共済組合さん、そういった関係機関と一丸となりまして、生産者の皆さんの営農再開に向けた取り組みができたということがございましたので、今後もこういう形で支援と営農再開に向けたスムーズな対応をしてみたいということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのようにお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時01分)

○議長 再開します。(14時02分)

8番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。8番、渡部憲であります。質問に入る前に、東日本大震災から7年目になりました。いまだに避難されているお方は7万3,000人もおられます。一日でも早くふるさとに帰り、もとの生活に戻らんことを願うばかりであります。

それでは、通告しておいた順に質問を開始いたします。

まず1つ、私、いま猪俣議員がプールのことをやりました。私も別な角度から通告しておきましたので、やらさせていただきます。立派ないま質問でございましたので。

それでは、まず1つ、小学校プールの整備事業について。小学校プールの整備においては、住民の皆さまに、どのような説明を行ったのかと。

2番目、野沢まちなかの除排雪についてお伺いいたします。

まず1つ、山口堰の取水口の通水について、水量の確保はどのように考えておられるのかと。

2番目、流雪溝から溢れた水により床下浸水が生じた場合に、町の対応はどのようにするのか。また、グレーチング等の取り外し作業で負傷、怪我された場合は、町としてどのように考えておられるのかと。

また、3番目、マイロードから駅前線の同気から下流までの水路を流雪溝として使えるよう整備する考えはございますか。

4番目、駅前線の除雪作業は町から報酬が出ております。道の駅の流雪パイプの作業も同様に町から報酬をいただくことができますかどうか。

以上、私の質問はこのようなものでございます。明解なる答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 8番、渡部憲議員の野沢まちなかの除排雪のうち、流雪溝の山口堰からの水量の確保のご質問にお答えをいたします。

野沢町内の流雪溝は、山口地内からの農業用水路の水を、冬期間は流雪溝の水として利用をしています。冬季間流雪溝として必要な水量を確保するため、利用開始時期にあわせて、取水量を増やす作業をしております。

しかしながら取水量は、気象状況や積雪状況により安定しないため、安定的に必要な水量を確保するよう、流雪溝全体の調査検討を平成28年度から開始いたしました。恒久的な水量の確保に向け、施設の改善等につきまして、鋭意関係機関と協議を重ね検討してまいりますので、ご理解を願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 8番、渡部憲議員のご質問のうち、野沢まちなかの除排雪についてお答えします。

はじめに、流雪溝利用によるトラブルでの被害と復旧作業による怪我の対応について、お答えをします。

流雪溝は、雪を流し排雪する有効な施設ですが、ルールを守らず雪を詰まらせれば、被害を与えることもあります。このため、流雪溝の運営をされている野沢町内克雪活動実行委員会では、ルールを定め運用しております。具体的には、雪を投げる時間を守ることや大きな雪の塊は投入しないなどであり、このようなマナーをしっかり守って使用するよう町からも周知をさせていただいております。トラブル作業中の怪我については、町が加入しております自治体活動保険が適用となり、対応しておりますが、物損等には対応しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、県道大久保野沢停車場線の、いわゆるマイロードは、福島県が整備し管理をしております。この区間の側溝や流末は、流雪溝対応となっておらず、歩道は機械除雪で対応をしております。福島県喜多方建設事務所では、機械除雪で対応しており、流雪溝として新たに整備する考えはないとのことでありますが、道の駅にあります貯水槽への導水に支障となっております暗渠部分等の改善につきましては、強く要望してまいります。

次に、県道大久保野沢停車場線の駅前通りの流雪溝の管理に関する報酬についてお答えします。

本区間の歩道除雪は、県からの委託を受け町が行っており、個人に再委託をし委託料を支払っております。一方、流雪溝の管理は地域に運営を任されており、報酬等は発生いたしません。しかし、駅前通りには消雪施設もあることから、その管理と併せた報償金を検討いたしますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 8番、渡部憲議員の小学校のプール整備事業についてのご質問にお答えいたします。

西会津小学校のプール整備につきましては、アンケートの結果に基づきまして、平成 30 年度に小学校の畑の場所に、屋根なしのプールを整備する考えであります。なお、プールの整備にあたりましては、小学校のプールは授業を実施するための施設であることから、文部科学省で定める小学校施設整備指針に基づき進めていく考えであります。また、町民の皆さんへの報告は、実施設計業務が完了した段階で、広報紙などを利用して実施してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 まず、プールの整備事業からちょっとお伺いします。簡単に言います。プールの事業、この財源はどこから出るのでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 主な財源としては、町債でございます。過疎対策事業債です。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、過疎対策、過疎債そこから出るんだということですね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 起債と申しまして、町でお借りをすると、そのような形で進めてまいりたいと考えています。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、町独自の負担というのはいくらぐらいになるのでしょうか。何割くらい。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 過疎債についてのご質問にお答えをいたします。

町はどのくらいの負担なのかというお話でございますが、過疎対策事業債につきましては、借入金額の 70 パーセントが普通交付税で参入されますので、利息を含めた償還額の 3 割が町の負担となります。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 この事業総額のこれは、29 年度の当初予算ですか、2 億 5,000 万、これ減額されてますよね。2 億 3,421 万ですか、これはどうして減額されたのでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 プールの建設費についてお答えをいたします。

工事費につきましては、基本、変わりございません。減額と申しますのは、平成 29 年度分の予算で実施設計分、繰り越しになりますけれども、その分の予算を 29 年度で残してございますので、それ以外の工事費等につきましては、29 年度減額を 3 月補正でさせていただきます。ですので、当初予算で前年度よりも額が減ったというのは、その実施設計分の減った額で、基本的には事業費は変わりございません。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 アンケートなんですけどね、これだいたい見ますと、だいたい大した特別変わらないんですよね。だからどうでもいいというのも 27 パーセントですか、これありますよね。どうで

もいいということは、つくってもいい。どちらでもいい。どちらでもいいというのは、屋根あってもなくてもどっちでもいいんだと、そういうことですよ。そうすると、あってもいいということにも考えられませんか。なくてもいいと言っているんじゃないんだから。あってもいいんだと、そういうふうにも考えられますよね。そうすると、このアンケートの結果に基づいてプールをつくっていくんだというふうになったときに、このどうでもいいの、どちらでもいいとは、どういうふうに分析しますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 今回、アンケートをつくったときに、その制度設計というか、アンケートの部分では、二者択一では、それで判断できないという方がございます。ですから、そのために、どちらでもいいですよという、一つの逃げといいますか、そういったことを項目を入れるというのが、一つのアンケートのつくる形になっているそうです。

それで、今回、その恣意的に、どちらでもいいを町は、屋根が必要ないよということに入れてしまうとか、屋根が必要あるよとか入れるものではなくて、これはまさにどちらでもいいということで、ご意見は聞きましたが、どうしようもない。白紙のような形で部分で対応せざるを得ないのかなと、そういうように考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 このアンケート結果は必要でないというのが30パーセント、30.6ですか、それで必要が36.9、どちらでもよいというのが30。同じくらい、拮抗しているんですよ、30、30、30。ですから、私は町の対応はね、屋根なしでいくんだというふうにとられますよね。屋根なしでプールをつくっていくんだと、そういうふうには私を取ると思います。どうですか、屋根なしでいくんだということでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 いままでもご説明申し上げましたが、プールに屋根は必要かということで、全体の回答のなかで一番多かったのは必要でない。これに基づいてプールをつくっていくと、そのような考えであります。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、これ保護者のアンケート、保護者がそうっておるんだと、これ保護者は分かりますよ。児童生徒からはアンケートを取ったんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 児童からは取っておりません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、一番プールで泳ぐのは父兄じゃないんですよ。児童生徒なんです。親がなかに入って泳ぐんじゃない。子どもなんです、児童生徒さん、その人の意見を聞かないというのはね、これおかしい話であって、やっぱり聞くべきですよ、児童生徒の意見も。親ばかり聞いても、親がプールで裸になって騒ぐわけじゃないんですから。そこをよく考えて、親がそう言ったからそうじゃなくて、子どもの、児童生徒の意見も尊重すると、そういうふうにしていかなければ、どうですか、もう一回、児童生徒のアンケートを取りますか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 小学校のプールにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、水を使った体育の授業ということです。ですから、体育の授業を受けるのは児童ですが、それを運営するというか、管理するのは学校サイド、ですから、学校サイドがどのような形で子どもたちの体調管理、直射日光とか、紫外線とか、そういったものをよけるという、その作業さえすれば、特に屋根がなくても対応は可能だということで、そのように考えております。

ですから、あえて児童からアンケートを聴取すると、意見を聞くということの作業はする考えはございません。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 先ほど猪俣議員が言ったとおりね、子どもの健康ということもあるんです。いまオゾン層が破壊されて、どんどんどんどん強烈な紫外線が入ってくる。あと中国から何が飛んでくるか分からないと、こういうときに、やっぱりね私は子どもの健康を将来考えた場合、やっぱりねいまはね、高くついても将来は、ああ、いいものつくったなと思われるようなプールをね、町長、私はつくるべきだと思います。そうすると、やっぱり将来、薄町長という人がこういうプールをつくったんだと、あの人は大したものだったんじゃないかと、そういう話にもなるわけですよ。後世に名をのこすような町長になれるんだから、町長。私はそう思うんですあります。本当にね、町長、いまのどう思いますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変ご心配をいただいて、ありがとうございます。いまほど学校教育課長が説明申し上げましたとおり、子どもの小学校のプールは、私はやっぱり安全性を考えた文部科学省のいろんな基準に基づいてつくるわけですよ。これからねいろんな、どういう身体的な影響があるかは分かりませんが、いま時点では、やっぱり私は文科省の基準に則った基準でも、もう十分だなと。ただし、将来的にいろんな問題があって、出てきたときには、その時点でまた考えざるを得ませんが、いまの時点で、やっぱりここまで、去年の9月からこの問題についてはいろいろやってきてね、皆さんの、それなりに理解をさせていただいていると、私はそういうふうに理解しているわけですが、そこまでこだわってこのことについてね、私は議論、議論することはいいですけども、そこまで心配しなくてもいいのかなというふうに思っております、要は、あとはどれだけいいプールをつくって、子どもたちに喜んでもらえるかと、このことにやっぱり注意をはらってプールの建設にあたっていきたいなど、そんなふうに思っています。

大変、将来のことまでご心配いただいて、ありがたいと思いますけれども、十分その辺は配慮して、これからやらせていただきます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 我々議員が、一応研修という形で、いろんな他町村のプールを見てきました。新潟県湯沢にも行ってきまして、その隣の磐梯町も行ってきました。確かに、全部屋内プールです。それで高さも上げ下げできます。これは、ただ私、いまの飯館村ですか、あれも新しい屋内ね、屋根付きのきれいなプールです。ただ、うちの西会津町は、一緒につくれば本当はよかったですよね。あの小学校をつくる時とか、あのときに一緒に併設してつくれば問題なかったんですけど

れども、それはちょっと無理だったんですよね。つくらないというのが前提だったから、これはしょうがないとね。でも、この多町村のを見た場合に、私は、できればこれだけの予算を組んでいるんですから、屋根付きつくってほしいなと思うんですけど、どうでしょうか。いまさら変更できないんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 30年には、子どもたちが待ちに待ったプールを着工していきたいと、そういうふうに考えてますので、今回、アンケートをいただいた、この結果をもとにプールをつくっていきたくて考えています。ご理解をお願いします。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 やっぱりね、立派なプールをつくっていただきたいと。何でこんなことを俺言うかという、前、子ども議会、ここでやりましたよね。そのときに女子生徒さんが、プールほしいんだと、プールはつくってほしいと言われました。やっぱりね子どもと大人が一緒になって、ごちゃまぜになってやるということは無理なんです。だから、女子生徒さんもこんな思いを後輩にはさせたくない、だから我々が自由に泳げるようなプールをほしいと思ったんじゃないんですか、だから私は、このプールが、特別立派なものでなくてもいいから、女子生徒さんの気持ちをくんで、私はつくってあげたいと、そう思います。あとこれ以上はね。

それではね、これ基本設計やりましたよね、最初ね。そのとき、この設計管理委託料が798万2千円。これは返ってこないとか、これはどういうふうになるんでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 基本設計にかかる経費であります、ちょっと手元に資料がございませんので、正確な金額は分からないんですが、基本設計はしっかりつくっていただきました。3月の末に出していただいて、それをもとに実施設計を行ってきたということがございます。ですから、しっかりとその基本設計は役に立ったとか、基本設計自体は使わせていただいたということで、お金が返ってくるとかということはありません。その納品していただいて、その金額をお支払いしたわけでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 いま、金額的にちょっとおかしいところあるから、正確に。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 プールの設計管理委託料についてお答えをいたします。

平成30年度当初予算で798万2千円の計上ですね。これにつきましては、工事に入ってから管理、管理分の委託料でございます。実施設計につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、平成29年度の予算で、繰り越しで計上してございますので、新年度予算の管理委託料、設計管理委託料798万2千円につきましては、工事始まってからの工事管理の委託料でございます。そのとおりでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると798万2千円というのは、払ってしまったわけではないんだと、そういうことですね。そうしますと、この基本設計の2億5,000万円の最初の基本設計料というのは、いくらだったんでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 基本設計についてのご質問にお答えをいたします。

基本設計につきましては、平成 28 年度の予算で計上してございまして、金額は、大変申し訳ございませんが、いま手元に資料ございませんので、至急調べましてお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 基本設計の委託料は払ったんですね。これは払っていますよね。これは 798 万円だから、それは分かりません、私。一応ここに書いてあったから。払ったということです。まだ実施設計には入っていないからね。それはまだまだ、はい、分かりました、その金はしょうがないということで、しょうがないじゃないんですけど。

あと、課長にもう一度。これ夏休みの、できた場合、プールの使用はできますか、生徒さん。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 近年、学校における夏休みのプールの利用であります、これは学習とプールが一体となった学校の授業と申しますか、そういった形で行っております。それで、いままでは、27 年にこっちにくるまでは、野沢小学校で 12、3 回ほど、学習とプールの授業を行っていたということです、そういった延長のなかで進めていく考えであります。学習とプールのプラスになった。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、夏休みはプールは使用できるんだと、そういうことですね。

○議長 それ、今年の夏休みにできるかできないかと聞いているの、今後の話をしているの、どちらですか。

○渡部憲 今後です。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 小学校独自のプールができあがりましたら、そういった形で対応してまいりたいと考えています。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 野沢のまちなか除排雪について、もう一度再質問いたします。山口堰の水のね水量の確保は、本当に大変です。今後、水量の確保について、もう一度お伺いします。どのように安定した水量を確保するには、どうしたらいいか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 流雪溝の山口取水口からの水量の確保ということでお答え申し上げたいと思っております。

議員ご存知のとおり、先ほど町長からご答弁申し上げましたが、いろいろ作業をしながら、開始時期からある程度水量が取れるようにということで、現在の施設のなかでやらせていただいております。ただ、皆さんご存知のように、もともとが農業用の取水口であり、また、その堰であり、それをまちなかに導水しておりますので、やはり水量的なもの、また安定的な点からいきますと、やはり問題はございます。

それにつきましては、川、一級河川、長谷川ですが、その河川管理者は喜多方建設事務所さん、施設自体、農業用ですから、農林事務所さん、あとまた土地改良区さん、あと受益の農家の方々、関係者がいろいろございます。そういった関係者の皆さまと一緒に、この取水の水量、これについてどうしたら確保できるか、これについて鋭意検討させていただきながら、よい方法を進めていきたいと。先ほども町長、施設等の改善を含めてということでお答え申し上げましたので、その検討を進めた結果、いまの施設でいいのか、また違った施設が必要なのか、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この取水、水をどうやって安定的に確保するかということは、あそこに頭首工をつくれなんていう話もあるんですけど、そういうのは検討したことありますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

現在の取水口、農業用ですから、当然田んぼに引くということが前提で、それだけの水量しか取れないつくりになっております。それで、やはり流雪溝として使うのであれば、それ以上の水が必要という部分はございますので、新たに施設を整備するというのも検討の1つかなというふうには考えております。ただ、具体的に現地調査しながら設計を組んだとか、そういう過去の経過はなかったようでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、一応、町の克雪管理委員会のほうにも関与していますので、ただ、本当に苦労しているんですよ。課長も一緒に分かると思いますけれどね。ただ、この水は、本当に我々使うのは、12月から3月までです。これは農家の方関係ありません。冬、田植えやるやついないんですから。だから、なんかね、この前も、今年みたく早く雪が降ってしまうと、町の人たちも雪が早く降られたら、流雪溝に雪を入れるわけですよ、どんどんどんどん、そうすると水が足りない。それがなかで凍っちゃったりすると、今度は方法がなくなると。そうすると、町のなかの蓋とかグレーチング、みんな開けて、そしてやり直さなければならない。今年はそういうことがあったんです、早く雪が降りましたからね。

ですから、12月から3月だけは、何とかねその水量を確保する方法を一緒に考えてもらえませんかね、いい方法、どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 野沢の町内の皆さんには、本当にそういう部分ではご迷惑をかけているといいますが、そういう非常に毎年、大変な思いをするわけですけども、この山口堰からの取水については、もう長い間の懸案事項で、いままでできなかったというのは、それだけ難しかったことなんですよ。昨年も喜多方建設事務所の所長さんには、その旨をお願いしてきましたけれども、さっき言ったように、いわゆる河川の管理は建設事務所、それから水路、農業用水路については農林事務所、それから施設は土地改良区というようなことで、これまでやっぱりいろんなことがあって、なかなかできなかったんですね。それで、やっぱりあそこの施設を全面的に改修するというのは、ちょっと難しいかな、でも、どういう方法があるか、これからさらに建設事務所、あるいは農林

事務所と話を進めていかないといけませんけれども、なんたって絶対量が少ないわけですから、その水量を確保するには、また別な考え方も考えていかないと、そこにばかりこだわっている、なかなかできませんので、今年はそういう意味で別な方法を考えまじょうと、それはどういうふうなやり方にするかというのは、ちょっとこれからの検討課題ではありますけれども、いつまでも山口堰だけにこだわったものの解決は、ちょっと難しい、いままでできたら簡単にできているんですよ。それができなかったというのは、それだけのいろんな問題があったわけですから、もっと別な視点で、これからちょっと考えさせていただきたいなど、特に今年はそういう意味で積極的にその作業をさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これは、本当に当初の目的は、これは農業用水ですよ。ただ、防火用水にもなっておるんですよ。だから、あそこの水をタンクじゃなくて防火用水ですか、あそこに入れているんです。ですから、夏なんかひとつも流れないときもあるんですよ、だから、消防署の人が、渡部さん、これでは大火になったら心配だよなと言う人もおられるんです。ひとつも水流れないで、じゃあ水どこから持ってくるんだといたら、消火栓だって、防火用水だって、そんな長く持ちませんよ、ちょっとやれば。

だから、そういうことをねやっぱりいかにして、この水量を確保するか、夏場だから水ひとつも流さなくてもいいなんていうことはありませんので、これはひとつよく検討していただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 夏場ということで、先ほど来、お話しておりますように、山口堰からの水については農業用ということで、通常は田んぼに水を引いております。それで、田は、当然春から夏にかけて、大変水の量が必要だということで、ほとんどの水はそちらに流している関係上、残った水しかまちなかには入ってこないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それからね、流雪溝からあふれていた水でね床下浸水とか、家の汚れたとか、店のものが汚れたという場合にはね、やはり町としてどのような対応ができるのかと、濡れたものとかそんなものは町の知ったことではないではなくて、やっぱりね町として、やっぱりそういう、水路はだいたい町のものですからね。ですからね、一緒にやってもらっているから分かりますけれども、やっぱりそのものが濡れた、そして床下まで水が入ったという場合は、やっぱり役場としても、それなりのやっぱり対応をしていただきたいと思います。どうですか、課長。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

いまほど渡部議員おっしゃったとおり、流雪溝の運営ということでは、野沢町内の克雪活動実行委員会さんが行っております、施設自体はは町のものでございます。そういった点から、本来ならば、しっかり雪を入れる時間、また雪の入れ方、それを守っていただきながら、基本的には水が流れて、それに合わせて雪を入れていただくというのが原則でございますので、それらを

しっかり守っていただいて、そういうことにならないというのが、やはり一番かなというふうに考えております。

ただ、どうしても、不幸にもそういうふうになった場合、とにかく早めに対応して被害を少なくするというのが、もちろん大切ですし、そういった点で野沢の地域の皆さんと町と、お互いに協力しながらそういう点は対処していきたいなというふうに考えております。

それで、先ほど補償関係につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、こういう形で、特に物損等についてはございませんので、そうならないような形でやっていくようにしていただきたいなど、いうふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 あとこれ、駅前線のね除雪作業の、あそこ県道ですよ。その、やっぱり道の駅から水タンクありますよね、あそこからあげてくる作業をやっている人がいるんです、ボタンを押したり、水を止めたり、その人の報酬がね、いくらか町でもね考えていただけないかと。これ県道なんですよ、だから町で委託されていると思うんですけど、この経費は、やはり克雪委員会ではなくて、やはり私は町か県かでね、これはやっていただくしかないなと思うんですが、どうでしょう。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 駅前通りの流雪溝の管理関係ということでお答え申し上げたいと思います。

先ほど答弁のなかでも申し上げましたとおり、本来は流雪溝の運営関係については、施設は県のほうでつくり、それは地域のなかで運営をしてくださいということで、特に、その県からの報酬等というものはございません。ただ、先ほどお話ししましたように、駅前には消雪パイプの、いわゆる消雪施設もございますので、それと合わせた形で報奨金といったものを前向きに十分検討させていただいて、そういう方向に行きたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 あと、これマイロードから駅前線の同気から水タンクありますよね。あそこまで水路で水を流れているんですけども、あそこは雪は入れられないんです。なんぼいくら水流れていても、あの投雪はできませんよね、課長。あれをなんとか投雪できるようにと、やっぱりあの辺の人は願うわけですよ、目の前に水が流れているんだから、ちょっと雪が降ったら入れたいと思うのは、これは人情です。でもこれは無理ですかね、やっぱ。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまほどマイロードの部分ということで、議員おっしゃるとおり、ほかで皆さんね、消雪ができるのに、うちのほう水はくるんだけど、ちょっと投げられなくて不便だなと思っているんですが、議員ご存知のように、あそこの水については、夜間の間に流して、それを道の駅にある大きな貯水槽、タンクに溜め、それを駅前の流雪溝の水としてポンプであげるというふうにしていきます関係上、残念ながら、その雪を入れてしまいますと、今度はそちらのほうで詰まってしまうということがございます。

あと、あそこの側溝、見てご存知のように、初めから流雪溝として使うようにはできておりま

せんで、当然、流末ということで、一番最後の部分、本来ならばとばしていく部分があるんですが、それもないということから、県としては、歩道は機械で除雪しておりますので、それで対応させていただきたいと。ただ、町といたしましては、あそこの部分、四角い部分があったり、丸い部分があったりということで、やはり毎年のようにちょっと支障があるなというふうに認識しておりますので、まずはそちらのほうを改善していただくように、県のほうには強く要望し、進めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま課長の答弁にありましたとおりね、あそこはやっぱり、私は改良の余地があると思うんですよ。毎年、毎年あそこは水ががががががががって、みなとても、それでちょっと足を痛くしたの何だのと、怪我した人もおられますから、あそこはねもう一度検討してみてください、おそらく泥と何かが詰まって酷くなっているときがあるんです。それと一緒に網の目が詰まってしまって。ですから、課長、あそこはもう一回、本当にね水があふれないように、もう一回検討していただきたい、そういうことです。お願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議員おっしゃったように、あそこはまた十分調査のうえ、その改善について県に強く要望もいたしますし、また克雪活動実行委員会さんにも、ちょっといろいろと手を煩わせる部分があるかもしれませんが、一緒にうまく運営できるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これで私の質問は終わります。

○議長 先ほどの答弁漏れがありましたので。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 先ほど小学校プールにかかる基本設計の金額ということでございますが、平成28年度に297万円を支払ってございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 返答はいりませんが、その297万円は、もう町に返ってこないと、そういうことですね。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 そのとおりでございます。

○議長 暫時休議します。(14時49分)

○議長 再開します。(15時15分)

4番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

12月の議会におきましても同様の質問をさせていただきましたが、さらに町側の進展がありましたので、自分なりに考えるところ、その辺を踏まえて質問をさせていただきます。

まず第1点目の大きな質問ですが、ふるさと応援寄附金についてであります。これは自主財源

の確保に向けて、平成 30 年度、この予算にふるさと応援寄附金の新たな取り組みに向けた予算が計上されております。そこで、次の点にお伺いをいたします。

まず 1 点目は、2 月の臨時議会において、ふるさと応援寄附金事業委託料、これが採択されております。予算措置されておりますけれども、現時点でのこの事業に、どの程度着手しているのか。また、事業内容の詳細について、1 点目お伺いをするものであります。

2 点目ではありますが、返礼品の再検討も実施されるということでお伺いをしております。庁舎内の検討委員会等ではなく、ある程度町内、あるいはいままで寄附金を協力していただいた方々に意向調査等の実施はされるのか、これが 2 点目であります。

3 点目ではありますが、2017 年度食味ランキングにおいて、会津産米のコシヒカリ、ひとめぼれが、最高ランクの特 A という食味ランクをいただいたと、この報道が 3 月 1 日になされました。町はこの度、食味計を導入して、ブランド化や販売の促進を図るとのことではありますが、特 A 表示とあわせまして、食味値、これを記載した西会津産米を返礼品として、他町村の産米との差別化、あるいは寄附金の確保とブランド化を推進する考えはないかについてお伺いをします。

4 点目であります。歳入予定、平成 30 年度 3,000 万円に対し、返礼記念品の金額は 972 万円が計上されております。有料サイトへ掲載した各市町村においては、予定以上のふるさと納税の申し込みがされたというふうにお伺いをしておりますが、この場合、町の対応についてお伺いをいたします。

5 点目であります。この有料サイトにつきましては、平成 30 年度予算がこの議会で通ってからの施行とは思いますが、いつごろを予定しているのか。

このふるさと応援寄附金については、以上 5 点、お伺いいたします。

次であります。同僚議員も先ほど質問をしましたが、また違った観点で質問をさせていただきます。その質問は、平成 30 年度に向けた雪対策についてであります。平成 29 年度は、予想以上の降雪があり、西会津町豪雪対策本部が 2 月 13 日に立ち上げられ、今年度、約 2 億円にのぼる金額が雪対策として費やされました。今年度は、若干の人的被害はあったものの、大きな死亡事故等はなく、これは町の早期対応がなされた結果だと思っております。この結果等を踏まえ、平成 30 年度に向けた対応について、下記の 5 つの点についてお伺いをいたします。

1 点目です。約 300 平方キロと、この広い西会津町において、降雪量が町内 5 地区、それぞれ異なっております。豪雪対策本部を立ち上げの基準、これを見直す必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

2 点目、役場新庁舎駐車場部分において、今年度は豪雪のために雪の集積場所のようになっておりました。次年度からここを駐車場として使用するわけではありますが、次年度に向けた町の考えについてお伺いをいたします。

3 点目、町貸与の除雪機について、今年度は利用範囲が拡大されました。その結果についての検証、評判等はどうだったのか、これについてお伺いをいたします。

4 点目、昨年 11 月 14 日に実施されました西会津町雪対策基本計画推進委員会の会議において、この検討されました年度別の実施計画（案）で示された事項には、各対策の、短期という言葉が、実に 5 年というふうにして記載されております。全くスピード感が感じられておりません

が、これについての町の考えをお伺いします。

5点目ではありますが、同僚議員と同様になるかと思いますが、野沢地区の流雪溝水源である山口堰は、長年にわたる課題となっています。今後の対応について町の考えをお伺いいたします。

以上、お願いをいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、小柴議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えをいたします。

今年度の委託事業の内容につきましては、平成30年度から実施いたします、ふるさと応援寄附金の新たな取り組みに対しての事前業務となります。新たな返礼品目の選定、その事業者への説明会、インターネット掲載に係る編集作業等であります。

現在、町関係課や交流物産館よりっせに返礼品候補のリストアップ作業を依頼し、その数量の確保対応など、鋭意作業を進めているところであります。

次に、意向調査等は実施するのかとおたがしであります。多くの自治体のふるさと納税に関わっておられる委託業者から、返礼品目はできるだけ多く揃え、その中で寄附者が欲しい品物をセレクトできる方法が好ましい。とのアドバイスを受けており、町の特産品の中から寄附者に選んでいただける方法を考えております。

このことから意向調査まで実施する考えはございませんが、今後運営するなかにおいて、ニーズのない返礼品の見直しなど、随時改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、西会津産米のブランド化の推進であります。議員もご承知のとおり、米は多くの自治体で取り扱っており、様々な品種、キャッチコピーで寄附者を募っております。

おたがしのブランド化であります。本町においても大変重要な戦略と考えております。ご提案ありました特A表示や食味値の表示は西会津産米の付加価値をさらに高める重要な要素であると考えておりますので、関係機関と協力のもと、ブランディング化戦略を図ってまいりたいと考えております。

次に、予定以上の申し込みがなされたときの対応についてであります。米などの農林産品につきましては、鮮度や数量の確保が重要でありますことから、その対応については鋭意努力してまいります。

次に、有料サイトへの掲載はいつ頃を予定しているのとおたがしであります。サイトへアップする内容の細部検討や新システム整備などを経て、平成30年度早期の掲載を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、平成30年度に向けた雪対策についてのご質問のうち、豪雪対策本部立ち上げの基準見直しについてのご質問にお答えいたします。

町の豪雪対策本部の設置は、西会津町地域防災計画において、豪雪及び異常降雪により住民生活に著しい恐れがある場合において、町長が必要と認めるときに、豪雪対策本部を設置することになっております。設置の基準につきましては、積雪量がおおむね150センチメートルに達したとき、または、緊急に対策が必要になったときのいずれかに該当し、必要があると認められた場合に

設置すると規定されており、積雪量の基準については、気象庁アメダス西会津観測所のデータを使用しております。これは、その基準となる観測地点が公表されておまして、測定根拠が明確なことから豪雪対策本部の設置判断基準としているところであります。

しかしながら、町内は広く、5地区での積雪量はそれぞれ異なっておりますことから、今後、一例として各地区において観測点を設置するなど、積雪量の実情に合わせた設置基準等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、雪対策基本計画の年度別実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

西会津町雪対策基本計画については、雪処理対策や道路除雪全般、利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなど、ハード、ソフト両面からの克雪体制の構築を目指す総合的な雪対策計画として平成28年12月に策定したものであります。

雪対策基本計画の推進については、第3章計画の推進に定めてあるとおり、導入にあたって多くの条件整理や、町民や自治区との合意形成が必要な施策等については中長期の計画とし、既に実施しているものや緊急度の高いもの、予算を必要とせずに実施できるものなどを短期の計画として、おおむね5年以内に検討を進めることとしております。年度別実施計画の策定にあたっては、計画に掲げている施策が多岐にわたることから、導入の容易さ、町民のニーズ、事業効果や予算などを勘案し雪対策基本計画推進委員会での意見を踏まえて、策定したところであります。

なお、平成29年度は、町道除雪用として貸与している小型除雪機械の運用見直しや、除雪できない高齢者世帯等への新たな支援策の検討、冬の暮らしガイドの作成などに取り組んだところであります。

今後も、年度別実施計画を基に雪対策基本計画を着実に推進し、自助・共助・公助の考えのもと、町民と地域、行政が相互に連携、補完しながら、雪に強い快適な生活環境づくりと、災害に強い安全安心なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、平成30年度に向けた雪対策についてお答えをいたします。

はじめに役場新庁舎駐車場の除雪についてお答えをいたします。役場新庁舎へは平成30年度に移転するため、30年度の冬からは除雪が必要となっております。その除雪方法は、駐車場が建物で囲まれた配置となっているため、除雪ドーザーで東側に押し出し、集積された雪はロータリ式除雪車で飛ばし排雪する方法を予定しています。また、横町からの道路除雪の雪も、これまでどおり一旦は駐車場に溜めますが、ロータリー式除雪車で飛ばし、排雪することとしています。

次に、町貸与の小型除雪機についてお答えをいたします。2番、薄幸一議員にお答えしたとおり、今年度より試行として、自治区の集会所や高齢者世帯までの除雪ができるよう利用範囲を拡大いたしました。新規に1組合より要望があったことや、使い勝手が良くなったという声があったなど、好評でありました。

現在は冬期間の途中ですので、今後の作業として、費用等の集計、分析をしたうえで、評価検証し、次年度の運用につなげてまいります。

次に、流雪溝の水源としている山口堰についてお答えします。8番、渡部憲議員にお答えしたとおり、冬期間、流雪溝として利用するため、取水量を増やす作業をしています。しかしながら、取水量は気象状況や積雪状況に安定しないため、安定的に必要な水量の確保に向け、流雪溝全体の調査検討を開始しています。山口堰は農業用水として取水しているため、種々の課題はありますが、恒久的な水量の確保に向け、関係機関や関係者と協議を重ねながら施設の改善等につきまして検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順番に従いまして再質問をさせていただきます。1点目の質問にありましたが、いま現在のところ、この有料サイトへ掲載するという金額であります。どのぐらいかかるような見込みでしょうか。前のやつで130万ぐらいかかるというような話ではありましたが、その点、調査、進みますでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

インターネット、新年度からの掲載にかかる経費につきましては、現在、概算ではございますけれども、まずその掲載費で160万程度、これが、ふるさとチョイスを予定をしております。それに伴いまして、あとクレジット関係の決済、ネットでの決済関係37万程度、あとそれに伴いまして、コールセンターと申しますか、その受け付ける各種の運用の業務料で、これが800万程度ということでございます。あとほかには返礼品が、これが先ほど議員申されました900万程度ということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この1点目に関しましては、このふるさと応援寄附金事業の2月における臨時議会においてさいえされた金額のなかには含まれていないのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

2月の臨時議会でご議決いただきました補正予算につきましては、30年度から新たに展開します、ふるさと応援寄附金の返礼品関係の、返礼品の洗い出しと申しますか、返礼品の洗い出し作業、それに伴います生産者、事業者への説明会。あと、その他の事務経費ということで、先駆けての、平成30年度の業務実施に先駆けて、事前業務という部分での委託料でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いま課長のほうから事業者への説明会等々のお話がありましたけれども、もう既に事業者等への説明会は進んでいるのか、現在進行中なのか、もう終わったのか、その点についてお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

事業者への説明会ということで、補正予算議決後に業者のほうと契約を取り交わしまして、3月上旬から業者のほうと、あと町の関係課ですとか、よりっせ、販売組合ですか、の方々で、例えば農家、主たる大規模な農家の方ですとか、数件、現在でも回らせていただきまして、例えば

お米の量の確保ですとか、そういった部分での見通し、あとこのふるさと応援寄附金、西会津町の返礼品とした場合に、お米とか、その数量の確保については可能かどうか等をいろいろあたってございます。現在進行形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 いま課長の答弁のなかで、ふるさとチョイスにほとんど決まったんだということで間違いないと思うんですが、そのふるさとチョイスを選んだという理由は、どういったことからでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ふるさとチョイスを現在想定しておりますが、この一番大きな要因としては、業者との打ち合わせのなかでも、やはり一番利用者が多いと、日本全国のなかでもですね。ということから、ふるさとチョイスをを主として、現在想定をしております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 次に移ります。2項目目ですが、返礼品の選定委員会等は設けないということで、いまよりっせとリストアップ作業をしてもらっているということではありますが、総務省の指導から、返礼品は3割以内になさいというようなことでありますので、おそらく3,000万の入金というか、予定に関して970万というような想定をしていると思います。でもそのなかで、いま最近、輸送量、送料が非常に上がっております。ですから、そのコストは、おそらくその返礼品のなかには入っていないと思うんですが、その点について1点お伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

コストの部分でございます。議員おっしゃいましたように、総務省の方からの通達と申しますか、返礼品につきましては3割以内と申しますか、程度ということでございまして、やはり他の自治体でもそうですけれども、ほかのコストといいますか、運営経費が送料でありますとか、例えばサイト利用料ですとか、もろもろかかります。ほかでもだいたいそのコストにつきましては、3分の2程度は、やはりそのコスト的な部分でかかってしまうという部分がございます。町としましても、やはりその程度、その送料、その他もろもろで、やっぱり3分の2程度のコストはかかるのかなという見通しでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 では、平成30年度のなかの贈呈品、記念品が972万。それでネットの導入手数料が220万。代理店が、先ほど答弁ありました37万1千円。それから事業手数料937万等々で、一応ある程度概算しますと、約600万の純利益的な収入を見込んでいるということでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、歳入予定額、予定額と申しますか、歳入予算計上では3,000万円。それで、経費的な部分につきましては、議員おっしゃいましたように2,400万程度を見込ん

でおります。今年に関しては、約8割が経費にあたる部分でございますけれども、これにつきましては、初期導入に関しまして、やはり通常、初めの年度になりますので、ちょっと多めにかかるという部分はございますけれども、議員おっしゃいましたように2,400万程度のコストということで考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ということは、初期投資は2,400万だけれども、平成31年度、その後からはどのぐらいうのコストというか、例えば3,000万の売り上げというか、寄附金に対しては、今回導入される2,400万のうちどの部分が、970万は削れないとしても、どの部分が少なくなっていくのかについてお聞きします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

総額的な部分で申しまして、ちょっとこれも寄附金額の額にもよりますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、やはり3分の2程度、1,000万ですと600万から700万。寄附金が1億ですと、6,000万から7,000万ぐらいが、やはりコストとして、返礼品も含めましてですけども、かかるのかなという試算で、見通しております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 明解に分かりました。ありがとうございます。

次に、ちょっと3番目ではありますが、今回の3月1日、特Aになったという食味ランキング、これ新聞でありました。私も特Aと知らなかったんですが、5段階に分かれていて、福島県会津というか、その辺は、もうほとんどA⁺以上ということでありまして。この食味と特Aとの関係はどうかということ、農林課長にちょっと調べていただいて、回答いただいたんですが、昨年の我が町の食味コンテスト、あれで最高が91だったと、それで、平均で84、全ての米が食味値70という報告を受けました。それで、食味値70ということは、もうほとんどA以上ということでありまして、やはりしっかりと、このブランド化を、ブランディング戦略として立ち上げるために、今後町はどのような方向で進めていく予定でありますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の返礼品として、やはり米、主力品になるのかなというふうに考えてございます。やはりそのなかでも、やはりこの食味計というのを新年度新たに整備するわけでございますけれども、その食味値と申しますか、それを例えば返礼品のお米のラベルへ表示と申しますか、あとその説明文と申しますか、食味値はこのぐらいのおいしいお米ですよというような、そういった部分を付けて、付加価値を高めたお米として、それはもちろんサイトのなかにも、そういった宣伝文といえますか、そういったのも表記しながら、あわせてPRをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 サイトについて、ちょっと聞き漏らしたことがありましたので、このサイトの内部に関しましては、もう当然委託をかけているから、一応サイトのなかで西会津町の戦略として、こ

ういうものもいいですねという提案があって、それを町が決めていくというか、そういった手法
なんでしょうか、その点、1点お伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃったとおりでございます、提案を受けながら、町と協議のうえ進めていくとい
うことでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 よく分かりましたが、今度、町のホームページについて1点お伺いします。いま現在
の町のふるさと応援寄附金のホームページというか、項目がありますが、これについて、そのサ
イトからの提案に付随したようなことでもって改修をしていくという考えはありますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在の町のホームページにおきましても、その詳細と申しますか、なんと申すんでしょうか、
そのふるさと応援寄附金の町のホームページもちろん作成しまして、そのなかで、例えばここ
をクリックすると、例えばふるさとチョイスのほうに飛ぶというような、私もちょっとよく分か
らないんですけど、そういった仕組みづくりもしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 サイト掲載は30年度、早いうちにということでありましたが、新米等の考えからい
けば、おそらく有料サイトの掲載、7月ぐらいまでは立ち上げないと、もう新米の予約という
ようなこともありますので、その辺は前向きに検討していただきたいと思いますが、いか
がですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

やはり、いま議員おっしゃいましたように、30年度から、本当に事業を新たに着手しますと、
やはり通常ですと4カ月ぐらい、業者のお話でもかかるということですので、8月ぐらいになっ
てしまうということでありました。ですから、それ以前に、今年も補正予算を組ませていただき
ましたけども、その部分で1カ月でも2カ月でも前倒しをしまして、他自治体よりもちょっと早
めの、本当に早期、6月とか、5月とか、5月はなかなかあれかもしれませんが、その辺
を目途に、早めの掲載に努力していきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この有料サイトに掲載すれば、それでいいということではなくて、町のそれぞれのネ
ットを使っていない、それから、息子さんたちが都会には行っているが、自分はパソコンを持っ
ていないしというようなお年寄りが随分いらっしゃいます。ですから、もしサイト導入が図られ
た段階で、やはり町の町民の方々に対して、ふるさと納税の方法が変わったんだよと、なおかつ
都会に住む自分の息子さんなり、いところなり、親戚、そういった人たちに周知を図っていただく
ような方法は、いまのところいかがお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

先ほどご質問のなかでも、ネット掲載にかかる部分のみ申し上げましたけれども、これに付随しまして、やはり新しいパンフレット、アナログ的なものですが、やはりパンフレットを作成していきたいというふうに考えてございます。これが約 130 万円ほどかかるわけでございますけれども、これも業者との委託契約のなかで、この部分についても対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　　4 番、小柴敬君。

○小柴敬　　ふるさと納税については、非常に分かりやすく説明をいただきました。前向きにしっかりと 30 年度予算、これが通りましたら、順次進めていっていただきたいというふうに思います。

設問を変えます。次の、平成 30 年度に向けた雪対策ということですが、このお話をする前に、ちょっと私なりの意見を述べさせていただきたいんですが、現在、町は 12 月の 15 日からの対応というような形での計画を立てております。昨今、昨年ですと、もう 11 月の中旬には雪が降っております。ですから、できれば今年からは、建設水道課を中心にして、また町、中心となって、その雪対策に関しては、いち早く対応ができるような、例えば山口堰の水量だったり、除雪の対策だったりということをお願いしたいと思いますが、そういった前向きな検討についてはいかがでしょうか、町長。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　それでは、主に除雪関係が中心ですので、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

議員おっしゃるように、本冬は 11 月から積雪があるということで、通常は 11 月は雪が降ってもなかなか積もらず、12 月からということで、基本は 12 月からの対応ということでやらせていただいていた。しかし、今冬のこの状況を見ますとところ、やはりもっと早めに対応しておかなければならないということでありまして、そういった観点からは、次年度からは早めの対応ができる準備については、進めさせていただきながら、ただ、急激に 11 月から 12 月と同じ体制にできるかどうかというのは、また別ものでございますが、ある程度早めに、積雪があってもできる対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長　　4 番、小柴敬君。

○小柴敬　　除雪機械の事前の点検だとか、整備だとか、そういった部分において、やはり時間がかかるというようなことだと思いますが、できれば 12 月初旬、11 月下旬ぐらいから初動体制が整うというようなことでもって、次年度、進めていっていただきたいと考えます。

また、1 番に入りますが、このアメダスの観測地点、これ尾野本にあります。これは町内 5 地区に増やすというようなことはできないのでしょうか。

○議長　　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

アメダスの観測地点につきましては、気象庁のほうで、県内、数十箇所あるわけでございますけれども、やはり基準がございまして、増やすという、単純になかなか難しい部分もございまして。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そうであれば、先ほど町長が答弁していただいたように、町なりの基準、そういったものをお示しいただいて、今回おそらく奥川地区なんかは、野沢に比べたら、もう遥かに倍以上の雪が降っていると思います。そういったところに対しては、やはり早急に手を打ち、雪降ろし等の手配、今年は初めから、各世帯1万円ぐらいずつの除雪費用を予算化するというようなことも見えておりますので、そういったことも含めて、早めに対応ということをお願いをしたいというふうに思います。

次、2点目であります。役場庁舎の前の部分、横町地区に流雪溝を設置してあるわけですが、これに関しての町の考えはどういうふうな対応を、いまの段階でお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 役場庁舎とは直接は関係ないんですが、その前の、いわゆる小学校線、今年度、改良させていただきまして、2車線が取れる幅になっております。また、その側溝については、流雪溝タイプのものを敷設いたしまして、将来的には流雪溝として使用することも可能だということ設備はさせていただきました。

ただ、議員もご存知のように、流雪溝、水が限られておりますし、また、枝分かれをしていて、ある一定の時間、いわゆる1時間といったような時間の範囲内で水を分けながら使っております。そういったことから、ほかの用水路、いわゆる流雪溝との関連もありますので、そういったなかで、はたして時間がうまく取れるのか、そういったものを流雪溝全体を見ながら進めていかなければならないとともに、また、実際に運用をしていただいております克雪活動実行委員会の皆さんと一緒にきょうしんをしながら、それについては詰めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、また設問を変えます。先ほど課長のほうから、町貸与の除雪機について、若干利用範囲が拡大ということで、いまその検証、検討を行っているということでありまして、おそらくこれが終わってから、また雪対策基本計画の推進委員会、これが確か予定してあると思います。そのなかで、しっかりと検証していただいて、次年度に向けた対策等も考えていただきたいと。そのなかで、以前、課長のほうから各個人で持っていらっしゃる除雪機、それも、例えば高齢化が進んで動かせなくなったやつは、じゃあ町とか、自治区で、町がレンタル代を出して使わせていただくような方法というようなことを、ちょっとお話したようなことがあります。そういったことに対する前向きな考えに対しては、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いわゆる手押し的小型除雪機械ということで、現在、町貸与の部分については、1組合増えて14台ということで運用をしております。ただ、この14台で、じゃあ町全域がカバーできるのかというふうになったときには、当然、町が購入した機械だけでは、ちょっと難しいというふうに見ております。

実は先ほど議員おっしゃったのは、町の雪対策基本計画のなかで、一つの検討材料として取り上げられたものでございます。それは、いま申し上げたように、町の機械というのは台数も限られておりますし、これが全て、全町に拡大できないという部分もございまして、個人で持って

いる機械、これについて借上等をしながら、同じような運用ができないかということでございます。ただ、これにつきましては、所有の関係、また保険の関係、いろいろありますので、その推進委員会のなかで検討を重ねていただきながら、ちょっと内容については詰めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 しっかりと前を向いた対策、そういったものをしっかりとさせていただきたいと思えます。とにかく、西会津で冬、これをしっかりと過ごすことができれば、あとほかの3シーズンは、もう素晴らしい場所で、いい場所なので、その点だけ、やっぱりしっかりと町としての対応を望むものであります。

あと、雪対策のほうの5年の早期、2年とか3年に進めていただきたいというふうなことでありますが、これはまだまだ余地があると思えますので、これに対して対策実行委員会等々のやつで、話し合いを進めていただいて、可能などころはできるだけ早く、5年なんて言わないで、前倒してをしてやっていただきたいというふうに思います。

最後の問題ですが、野沢地区の流雪溝の水源、これがやはり昭和63年に野沢地区の克雪実行委員会というものが立ち上げになっております。その間、約30年間、薄町長も役場職員であったとき、それから、等々全て、もうご存知だろうと思えます。

先ほど同僚議員が同じようなことを質問しましたので、これに対しては、要約させていただきたいと思えますが、先日、建設水道課のほうにも電話があったんですが、担当ということで私のほうに、町の常備消防、そちらのほうから、この流雪溝というものは、常時水が流れていて、もし万が一、防災の観点として、火災が起きたときに、防火のための水として使用できるのかというような問い合わせがありました。でも、夏場のことを考えると、どうしても農業用水として少なくなってしまうということでもありますので、そういったことをヒントに、防災、そういったことを考えれば、農業委員会、それから喜多方のなんていうか建設関係ですね、そういったのと、さらにプラスとして、一つ防災としての観点から言えば、常時利用できるんじゃないかと、そういった観点での進め方、そういったものを検討していただきたいんですが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

防災という部分でございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。消防水利につきましては、野沢町内、準市街地域ということになってございまして、このなかで、消防水利につきましては、現在、昨年までは98.2パーセントと、ほぼ100パーセントに近い消防水利がございました。それは消火栓、防火水槽等々でございますけれども、そのなかにおいても、そこに現在の水路といいますか、あれは入ってはおりませんが、やはりいざという有難い際は、それも活用できるのかなというふうに考えておりますので、その有効活用につきましても、今後いろいろな部分で検討させていただきたいというふうには考えてございますけれども、消防水利につきましては、ほぼ100パーセント、野沢町内におきましては整備をされているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬　　もう1点だけお伺いします。消防水利の関係と、それから町の用水、農業用水、その関係からちょっとお聞きをするんですが、例えば変電所、野沢変電所のところに1箇所、分水するところのやつがあります。それから一番大元は、山口堰ということになるかと思います。それで、その点の運用等を消防団と全て掌握して、万が一、水が足りないときは、そこから持ってこれるような体制づくりが、いまできているのかどうか、その1点だけお伺いをしたいと思います。

○議長　　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、有効な水利として活用できる部分もございますので、ちょっと消防団のほうとは直に確認はしてございませんが、今後確認作業を進めながら、その活用については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　防災の面とか、あと克雪の面、そういったものも含めて、町の町民の安全安心、こういったものをしっかりと整えていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（16時03分）

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月13日(火)

開 議 13時00分
延 会 16時13分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第5号）

平成30年3月13日 午後1時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 三留 正義 | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛 | 5. 荒海 清隆 | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 | | |

○議長 皆さん、こんにちは。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。本定例会に大きく2つのテーマを質問として通告しておりますので、一般質問をしていきたいと思っております。

さて、我々農家は、今年、米の直接払いがなくなった年の作付けを今年は控えて、農家の皆さんは、ある種、不安のなかにいるのかなと、私自身もそうであるように、ちょっと先が見えない状態で、皆さん心苦しい状態にいるのかなと思っております。

そんななかで、本町の農業政策について、今次の提案理由の説明のなかで、ライスセンターのことについて触れてありましたので、提案理由のなかで、ライスセンターの運営母体となりえる組織づくりに重点的に取り組んでまいりますという一節から質問していきたいと通告してあります。

農業政策については、経営体の水稻農業、稲作の経営体の高齢化・減少化と大規模化が進むなか、ライスセンター推進の動機と必要性とはどのようなものなのか、伺います。

同じ農業のくくりのなかでもう1点、生産数量の設定について、今年からの取り組みの流れ、スケジュールには、どのようなものになるのか、大きな変更点があるのか、これを伺います。

テーマの2つ目はですが、除雪と道路等の補修について伺ってきたいと思っております。これはなか3つに分けて伺います。

1つは、今冬は大雪で、未利用地や民地の空いた土地などに、除雪した雪が集積された場所がありますが、早期融雪化へ向けた処理などの作業は年内に完了できるのか、伺います。

次に、雪の集積場所を提供している方、民地ですね。そういった方への町の何らかの形の報償化などの考えはないか伺います。

3点目ですが、道路の損傷箇所がさらに多くなったようですが、補修などの整備方針と今後のスケジュールについて伺います。これについては、道路構造物全体と農用水路なども含めて伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、三留議員の農業施策についてのご質問のうち、ライスセンター推進の動機と必要性について、お答えをいたします。

米価の大幅な上昇が見込めないなかで、平成30年産からの国による大きな米政策改革や農業従事者の高齢化・後継者不足により、町内の稲作農家は一層厳しい状況におかれており、今後の町の農地・水田農業を守る仕組みづくりが急務であります。

このため、町では、農業機械の共同利用や集落営農の組織化・法人化、担い手・認定農業者への農地の集積といった、大規模化による効率的で合理的な生産体系への移行を一層推進してまい

りますが、各地区へライスセンターを整備する構想が、その具体的な手段となるものであります。

町が町内各集落等で作成を進めている、人・農地プランの話し合いのなかでも、ライスセンターについての検討を行っている集落もあり、町外の先進集落型法人化施設への視察研修なども実施しております。また現在、町内では奥川地区の奥川ライスセンター、新郷地区の原ライスセンター、尾野本地区の牛尾ライスセンターに加え、野沢地区では1農業法人が施設を所有しており、4施設で約80ヘクタールの規模で運営されているところであります。

ライスセンターの整備には、検討すべき課題も多く、また多額の整備資金を要することから、町・関係機関が連携を図りながら、その支援を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員の農業施策についてのご質問のうち、生産数量の設定等、今年からの取り組みの流れにつきましてお答えいたします。

平成30年以降の米政策改革により、国がこれまで行ってきた生産数量目標の配分がなくなり、生産者自らが需要に応じた米生産が行えるようになりました。

しかしながら、国内の米の需給環境は依然として厳しいことから、福島県では、これまでどおり県全体と市町村ごとの生産数量目標の目安を設定いたしました。この県からの本町への目安を受け、町農業再生協議会において検討し、本町におきましてもこれまで同様に、農家ごとに目安とされる生産数量面積を決定し、配分を行ったところであります。

町といたしましては、国の制度として継続されている水田活用の直接支払交付金を利用して、ソバや、町独自のミネラル野菜を中心とした園芸作物の推進を図ることで実転作に結びつけ、農家所得の向上と町全体としての需要に応じた米生産を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 9番、三留正義議員の除雪と道路等の補修に関するご質問にお答えをいたします。

本冬は、例年になく積雪が多く、除雪により堆積した雪も多い状況です。道路除雪による融雪化の作業は、既に進めておりますが、例年より期間は要する見込みです。年度内完了を目標としておりますが、年度を越える場合におきましても、作付けなどに支障が出ないように進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、集積場所を提供されている方への報償化の考えについてお答えをいたします。

道路除雪の雪押し場や堆積場所は、地域の皆様のご協力のもと確保していただき、春先には融雪作業をし、お返しをしております。近隣の市町村の状況を見ても同様の対応をしており、現在の所、有償化までは考えておりません。

次に、道路の損傷個所の整備についてお答えをいたします。

本冬は、除雪車の出動回数が多かったこともあり、道路施設とその付属物の損傷が進んでおります。町では、冬期間でも道路の穴埋めや簡易な補修などができるよう、平成28年度より道路

整備等を行う委託職員で対応しておりますが、路面の損傷が大きい箇所につきましては、建設業者によるパッチング補修などが必要であります。

今後、道路施設だけでなく用水路等も含め、自治区長さんからの報告等や、道路パトロールなどでの発見により、できる限り早い時期に補修対応をしまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 答弁をいただいたわけですが、まず、農業のほうから再質問していきます。いま町長から答弁いただきましたが、一番最後のほうの話からちょっと先に聞きたいんですが、ライスセンターの整備には検討すべき課題も多くのくだりがあったかと思うんですが、まず、町側と当局として把握している数多くあるその問題、その諸点についてお聞かせいただきたいです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをしたいと思います。まず、ライスセンターを整備するにあたって、いわゆる西会津町の農業、どういう方法で守るかということから考えると、いま現在4施設がございますけれども、このライスセンターの整備につきましては、どういう場所の選定、あるいは組織体をどうするか、あるいは、いわゆるそれを担う人材を、いわゆる就農者をどうするか、いろんな課題があるわけですが、なかでもやっぱり、整備する資金の問題、当然、単独ではできませんから、補助を導入しないといけませんし、またさらに、このことについては、町が主導的なやり方ではなくて、私はやっぱりその地区の、いわゆる農業者、実際に現場で農業をされている方、あるいはそれ以外で、いわゆる農業に関係する方、いろんな方との、やっぱり協議のうえで、どういう施設を整備したらいいのかという、そういう作業をしないではいけないのかなというふうに思っております。ただ、ライスセンターをつくれればいいということではなくて、やっぱりそのライスセンターが将来的に西会津町の農業を守るような、そういう施設にするために、いろいろやっぱり検討しないといけない課題がいくつもあるなど、そういう意味でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 諸点、お金の問題から場所、組織体ということであるというふうに認識します。私がおっと分かりやすく町の皆さんもぱっと分かるような感じで、イメージでいうと、先ほど答弁のあった牛尾のライスセンターのような形を目指していくという、だいたいそれでいいのかなと、その辺の回答をいただきたいと思っております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをしたいと思います。設置する地区において、どういう規模でやったらいいのかなということ、この地区によって、やっぱり牛尾のライスセンターの規模にするのか、あるいは奥川のライスセンターの規模にするのか、あるいはもっと野沢、尾野本であれば、大きな施設を要するのか、いろんな地区で、どこに設置するかよによって、またどこのエリアにするということになるのか、それによって、やっぱりその規模も当然変わってくるなというふうに思っておりますので、その辺は設置する地区において、十分に関係者と協議をしまいたいなというふうに思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義　はい、私の伺い方がちょっと悪かったのかなと、公設民営じゃなくて、最初から組織体に補助していくという形だというふうに、いまのお話で理解しますが、そのいま、例えば私が住んでいるところは原町、原町なんですけど、原町に限らずですけど、人口の動態、この部分について、構成が、いまから15年前ぐらいとは、もう特に今年に入ってから、ぐっと変わってきています。というのは、各地区でも、皆さんのお住まいの集落でも、いままで昭和からこう水稲農業をけん引してきた方がリタイヤされるというようなケースが、昨今増えているかと思うんですが、その方たちも結構な面積を、いままでこなしてきていらっしゃるので、そのリタイヤされる、引退されるときに、放出される、流動化する面積というのがかなりの量になります。そういったことが、いま現実には、この3年ぐらいの間に急激に増えていると私は認識しています。農家の人たちの話題のなかでも、そういった話が出ています。

そんななかで、先ほど私が質問の一番冒頭に言った、経営体そのものが減少してきている。皆さんが、お分かりのとおり、減少した分、大規模化している。そして、高齢化している。そうすると農家戸数の実数が少なくなっている。だから、ライスセンターやめるとか、私、そういう話をするつもりではなくて、ただ、組織づくり、先ほど町側から言われた、その組織づくりの構成のなかで、少数になってきている、いま現状のなかで、運営する方も大規模経営している。そうすると維持管理する人を雇用するのとかという、それもあのかなというふうには思ったんですが、そういったものも支払っていただけるほどの体力、ライスセンターを利用した場合、やはり利用料、そういったことも考えてみると、やはり農家の皆さん、いろんな意味で、将来的に利用できるのかなと、もしくは自分のところで管理するのに、どうしていったらいいんだろうという、一抹の不安が、たぶん昨今は、そっちのほうに先に立っているんじゃないのかなと。

要は、維持していく、継続をずっと持続していただけるのかなという見方が、やはりこう年配の方なんかからすると出てくるんじゃないのかな。若い人も、やっぱりそういう見方をしている人が多いようです。

そんななかで、前伊藤町長も、いきなりこうライスセンターという話をしたとき、私、非常に違和感があったんですが、最近、自分でこう自身を持って言えるのは、議会と農政連で会議をもった後でお話が出たんですが、議会だよりの今回の一番後ろの編集後記、皆さん読まれたかな、私、そこにちょっと思いを込めて書いたんですが、そのときに出た話なんです。大規模化した農家の気持ちというのを、もう少しよりそってもらえないかなという話のなかで、ライスセンター、それもあかもしれないけれど、大規模化してきた農家の人たちというのは、やはり自分の作業効率を上げる作業に、やっぱり何らかの手助けがしてほしいななんていう話がそのなかで出ました。やはり、皆さんそういった話では、やっぱり一致している。私はそういうふうには受け取っていません。

そこで、このライスセンター、だから違和感があるというか、やるならば、それ相当の仕組みづくりからこう入っていかないと、これは継続というか、持続が、長く持続していただけるものという見方が、水稲農業やっている方たちは、いまここでライスセンターって運営で、どこで詰まる。継続、維持していく、持続が可能なやり方っていうのが、町でそういう描き、農家の、集落によりそって、持続可能なスタイルをどういうふうにか、よりそって考えられるのか、いま現在町

としても、そういった方針的なものがあるのか、そこを伺いたいです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、私、ライスセンターありきということではなくて、いまほどお話ありましたように、西会津町の農業、これからどんどん高齢化になって、いわゆる、いま大規模農家の方たちが高齢化になったときに、その農地を誰が引き継ぐか、誰が守っていくかということを考えてときに、どういうやり方があるのかなと。ですから、その1つの手法として、やっぱりライスセンターも考えていかないといけないのかなというふうに思っています。

ですから、このライスセンターを進めるうえで、やっぱりいま現在農業に携わっている、いわゆる大規模農家も含めて、またその人たちがずっとできるわけではありませんから、そのあとの、いわゆる次のなんて言いますかね、農地を引き継ぐ人たちが、どういう人たちを呼び込んでできるのか、将来的なことも考えて、やっぱりみんなで知恵を出して、やっぱりどういう方法がいいのか、そういうやり方をしていかないと、ただライスセンターつくればいいということでは、私はないと思っています。

したがって、これから、いわゆる公設民営がいいのか、あるいは民営がいいのか、その辺も含めて、このライスセンターを進めるうえでは、やっぱり関係者、皆さんの知恵を結集して、どういう施設、あるいはどういうところに、どういう将来に向けての整備をしたらいいのかなということで、これから進めていきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ライスセンターの方針は分かりましたが、先ほど言った、私が将来的になんて言うんですか、やっぱりずっと維持していく、維持可能な、継続的に維持していけるという話の根拠は、農林課さんからいただいた資料で、センサスの人口動態についていただいたんですが、2005年と2015年、この分、ちょっとお手元に資料ないかもしれませんが、ざっくり50代、60代、70代で言っていきますが、2005年のときが、50代、210。60代が233。70以上が187。それで、間ありますけれども、2015年のデータで、いまの50歳が99。60以上が188。70以上が227。うち75歳以上が144となっています。このデータから、既に3年、2018年ですから、さらに推移は進行していると私も考えていますが、こういった人口の動態、ここもやはり、当然こう配慮していただきたいと思いますし、地区によっては、私、ライスセンター、効率的に運用できる場所もあるだろうと、当然そういう地区もあるだろうと。

あと、ただ町側に、今回の一般質問している奥底にあるのは、先ほどちらりと言いましたけれども、やはりもう一回、こう皆さん集めて、農家の方たちの全体、いま稲作経営をやっている方たちをもう一回調査して、どういった意向を持っているのかをきちんと、やはり調査していく、その調査項目も、やっぱり将来に向けたもので取っていないと、きちんとしたものが出来ないうちだと思います。やはり大型化してくると、その私、議会だよりに編集後記に書きましたけれども、そのときに話題になったのは、もみ殻を皆さん、こうわいわいとお話していただいたんですけども、やっぱりまず作業効率だよなど、やっぱりそういったものを集積できる場所を町が提供してくれるとか、それを今度はエネルギー化する、結び付けていくとか、なんかいろいろできるんじゃないかという、農家の皆さんの屈託のない話で、いろいろな提案がありました。

やはりもう少し、もう一回、できるだけ早い時期に、いまの農家の方たちの意見をもう一度集約していく場を、私はぜひもっていただきたいと考えています。それについて町側は、どのように考えていますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、いま 2005 年から 2015 年の人口動態をお知らせをいただきましたけど、じゃあ、このまま何もやらないでいいのか、どんどんどんどん高齢化になって、じゃあ西会津町の農業、どうやって守るんだとということになったときに、1つの手法として、私はライスセンターを申し上げましたけれども、皆さんの、いわゆるこれから西会津町の農業を進めるうえで、いま実際にやっている方たちの、やっぱり意見というのは、私は非常に大事だなというふうに思っています。その人たちの意見を聞いて、どういうなんて言いますかね支援の仕方があるのかというものも含めて、これからの西会津町の農業を守るための方策というのは、やっぱり皆さんの知恵を結集して、そして方向性を示していかないといけないなど。

ですから、その作業は、できるだけ早くやりたいなと思っているんです。それは別に農業やっている方だけじゃなくて、関係者も含めて、いわゆる例えばの話ですけれども、JAさん、あるいは農機具屋さん、いろんな農業に関係する機関というか、団体があるわけですから、そういう人たちの、やっぱり意見も含めて、将来の西会津町の農業の姿をみんなで決めていきたいなど。ですから、そういうお話を聞く会といいますか、それはできるだけ早く開催をして、皆さんの意見を聞いて、西会津町の将来の農業を方向付けをしていきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 町長には誤解してもらいたくないんですが、私、ライスセンター反対派とか、そういうことでお話しているわけではないので、その部分は誤解のないようにしていただきたいと思います。先ほど来、言っているように、地区によっては必要などころも、効果が出るところもあるかもしれない。それは否定しませんし、ただ、ライスセンターもあるけれども、側面、また違う問題で、先ほど言った支援の仕方が、いろんな形で要求されている部分が、これから出てくるものもあるかもしれないし、それで、そういった会合、もしくはデータを取るような、そういったサーベイをやってほしいなという話をしました。

それで、このライスセンターの町側の考え方は、だいたいおよそ分かりました。それで、この運営の母体と、当初、この提案理由のなかで運営母体となりえるということまで明言していたようなので、私、聞きたかったのは、そこの地区で中核農家だとか、もしくは集落営農、農事組合法人なり、そういったものをイメージした単語なんだろうと思うんですけれども、それら、どの辺までこう進める、構想的な進みがこう町側で持っているのか、それとも、これからやりますよというスタンスなのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 具体的な運営母体の件につきまして、答弁させていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、農業機械の共同利用から、集落営農の組織化、法人化という部分についてであります。現在、町のほうで、人・農地プランの作成でいっている集落もありますし、それから、先ほどの答弁のとおり、集落営農、共同利用化、ライスセンターの構想に

ついて検討されている集落も実際あります。それで、具体的に言いますと、町内2集落になるんですけども、この集落につきましては、役員の方を中心に何度か勉強会を開かさせていただきまして、喜多方農業普及所から来ていただいたり、また逆に、役員の方々を中心に、町外のそういった先進的な集落型の法人施設に、ライスセンターに見学し、研修に行ってもらったところもございます。そういったところが2つということでございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、地区によっては取り組みも視野に、建設も視野に入れて、取り組みに歩み始めたところが2つあるというふうな解釈でいいのかなと思いますけれども、それはそれでいい方向に向かえば、それは幸いだと思います。一応ライスセンターのことについては、だいたいいままでの話のなかで分かりました。

それでは、同じ農業のなかで、農業、今後のね水稻のスケジュールについて答弁いただいたなかからお伺いしたいと思います。本件については、テレビ報道等で、先ほど答弁のなかであったように、生産数量は県単位でこう設ける、そういった割り振りになっているわけの、日本列島の地図を色分けしたなかでは、福島県は県単位で生産数量を分けるというような形になっていたと思いますが、農家配分そのものというのは、前年対比と、それほど変わらないと考えていいのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 配分の目安の件であります。基本的に県から各市町村に配分されましたのは、平成29年度につくった米、作付面積によって、それを基準として配分しております。そこから、本町でいいますと、3町歩の減というような数字になっておりますので、実際につくる面積としては、そんなに変わるものではありませんが、ただ、繰り返し申し上げましているとおおり、需要に応じた米生産ということになりますと、やっぱりいまままでお示したような感じで、おおよそ4割くらいは休んでいただかないと、本当は日本全国、また福島県では需給調整が取れないというような現実もございます。ただ数字的に見ますとそういうことで、去年つくっている、29年度つくっている面積に対して、3町歩の減というような目安をいただいております。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、私、朝、ささっとこうインターネットで農水のところから引っ張ってきた受給率の生産ベースで金額ベースのやつを見てきたんですけども、やっぱり近年、ずっと生産額ベースではお米だけじゃなくて、食糧ですか、全体で伸びてきている、そういったことで、さらに締め付けが厳しくなるのかなんていう気がしていたので、いまの部分聞いてみました。そうすると、全体で3町歩程度ということで、前年対比、それほど誤差はないという解釈でいいんだと、私自身理解します。

あと、先ほど答弁いただいたなかで、いままでだと転作の感覚が強いんですけども、ソバ、ミネラル野菜を中心にした園芸作物の推進を図ることで、実転作に結び付け、農家所得の向上と安定を図りたいというようなくだりがあったかと思うんですが、いま実際にここ近年で、ソバ作付けの拡大というのは、面積の伸びというのは、どういった動向になっているかお示してください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 平成 29 年度の経営所得安定対策ということで、助成金が、水田活用の直接支払交付金が出る部分でございますが、ソバ、団地加算とか、それから、あるわけでありましてけれども、だいたい対象者として 50 から 60 件、それで面的としては、30 町歩ぐらいが、だいたい西会津で、毎年田んぼにつくっているソバの面積になります。

それで、ご質問、ソバ全体になりますと、ちょっと畑地も含まれますので、畑地については、いまの水田活用の部分の対象外になりましたので、ここに数字はございませんが、おおよそこのぐらいの数字、50 件から 60 件で、30 町歩から 35 町歩ぐらいの数字で推移しているというふうにとらえております。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 生産数量もそれほど変わらない、大きく移動しないということなんでしょうから、転作、このソバとミネラル野菜に向けた面積の増加というの、急激な増加はないんでしょうから、そうすると、おそらく平成 30 年度も、ほぼ同じ推移でいくと考えていいんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

少し細かいお話になりますが、今回の国による、この制度改革によりまして、今年まで出ておりました備蓄米の助成、こういったのが出なくなります。そういうことで、いままで 7,500 円、備蓄米も出ていたわけですが、そういったことで、備蓄米に取り組む方がいらっしゃらなくなるのかなというふうに想定されますので、その分、ソバのほうに動く可能性はあるというふうに考えております。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと、目から鱗というか、新しい話題が出たので、ちょっとそれを伺いたいんですが、備蓄米、備蓄米については、国全体では、面積で 3 万ヘクタールだっけ、3.5 万ヘクタールだっけかな、ずっと同じでいたと思うんですが、国の備蓄のほうも、国側としては推進してくるのかなと、農協さん経由だと思うんですが、そういった方向で、達成してもしなくても、ペナルティはないんでしょけれども、本町として、やっぱりそういった協力というのかな、そういった国側への寄り添いというか、そういったものについては、備蓄は協力しなくても全く問題ないのか、その部分についてお伺いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

備蓄米につきましては、非主食用米ということで、今年度までは、いわゆる生産調整の 1 つとして認められていたわけでございます。生産調整の制度がなくなって、備蓄米に対する交付金がなくなるということで、この大きな動きのなかで、今後どういうふうに国内の備蓄米の情勢が動いていくかというのは、まだまだ不透明でございます。協力する農家がいなくなると、逆に国としては一定程度の備蓄米は備蓄しなきゃいけませんので、価格が上がるというようなことも考えられないことではないと思います。

一方で、いままで備蓄米に大きくこう取り組んでいた農業法人等については、引き続きやると

いうところもあると思いますので、ちょっと先行きが見通せないのが現段階ではないかなというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 はい、了解しました。

それでは、質問を変えまして、除雪と道路などの補修について、こちらのほうに移らせていただきます。先ほどの答弁で、年内は無理でも融雪化作業はやっていくというような考え方だったかと思えます。それで、答弁の後半にあったかと思うんですが、道路補修、路面の損傷が大きい箇所については、建設業者のパッチングなどの対応が必要であるなどを含んで答弁いただいておりますが、あることで、私もちょっと聞いた話ですが、除雪で水路が壊れて損傷しているところがあるということは私も承知しているんですが、そういった土地改良区さん絡みになってしまうのかな、でも、一応そのタイヤの跡とか、そういったものでは、やはり雪処理で損傷しただらうというようなところもあるやに、やっぱり思います。

そういったことについては、今後、考え方としては、どのような考え方で思っているのかね、そこをちょっと示していただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えをいたします。

冬季間の除雪によりまして、道路除雪、道路だけではなかなか対応できないということから、水路を越して田んぼ側に押しやりという箇所が結構ございます。そういったなかで、水路が欠けたとか、そういったご報告、毎年ございまして、その都度、そういう損傷については修繕をしてお返しするというようにしております。ただ、施設全体のなかで、老朽化等もいろいろございましたなかで、どこまでその除雪でできるかというのは、しっかりとその現地を拝見しながら、そういったなかで、例えば作業復旧といったものや、また土地改良区さん、またいろいろな事業ございますので、そういったなかで総合的に判断をしながら、させていただければなというふうには考えています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 その水路の話を出した私の動機というのは、農業の部分とちょっと関連するんですが、先ほど言った農地がこれから大きく流動化していく、そのなかで、やっぱり水路施設に損傷があると、お願いしても、いや、うちではできないからと断られる、やっぱり要素になってくる。そういったことも、やっぱり農業振興という目から見ると、やはり何らかの手当てはして、こう通水はできる、その程度にはもっていかないと、やはり、ある種別の要素で遊休農地化してしまうところも、今後は水利の悪いようなところで、そこで水路が損傷があるなんていうことであれば、やはり引き受けの方も、手間と時間のかかることはできるだけ避けたいというのが当然だと思うんです。やっぱり大規模化していくと、やっぱり時間、農繁期になってくると分刻みで動きますので、そういったなかで、やはり直すべくは直す、その方向について、十分に今後、やはり私は検討していただかないと、農業者の立場でいうと、そういった問題がこれからこう浮上してくる、そういったことにならないようにしていただきたいという思いから、農業水路を含むということで書いたわけです。

そういったことについて、町長自身、この農用水、除雪で損傷したものをね、そういったものの考え方として、町長ご自身は、方針的にどのように考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 除雪で壊したやつの施設は、これは町で直す、私は当然だと思っていますよね。それで、そのことが、いわゆる施設を管理されている方、あるいは自治区長さんを通して、それは建設水道課のほうに、いろいろ届出といいますか、申しただけければ、間違いなく除雪ということになれば、それは直してお返しをすると、お返しというわけではないですが、直すのが私は当然だと、こんなふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 課長飛び越えて、いきなり町長に振って申し訳ないですけども、まったくそうだとおもうんです、償うというか、補償すべきことは補償して、だと思うんですが、ただ、当然シーズン明けは、ものすごい数が出てきたり、その掌握までに当然時間はかかると思いますし、金額的にも集めれば相当な額になるだろうと思います。それも、やはり毎年あがってくる案件、地区というのもあると思います。ですから、それは一定の時期で、やはり手を携えてやってもらいたいという思いが私もありますので、あまりこう長期間放置というか、様子見というような形にしないで、やはりできるだけ早期な対応をお願いしたいと思います。

あと、この除雪に関してですが、これは町の住宅密集地の方から、ちょっとぼろっとういわれてたんですが、民地、ある特定のお宅の間とかね、そういったところに、当然、雑地というか、空いている土地があると、どうしてもドーザーで押していくと、少しずつ、少しずつせりあがって、雪置き場みたいな形になったりしていますね。そこに、そのなんて言うんですかね、かたしきれないのちょっと押ししたりする場合も、その隣近所とか周辺で、そういったことも出てくるでしょうから、そういったことで、何か心苦しいから、町でという考え方はできないのか、みたいな話がちょうどあったので、この有償化については、ちょっとお伺いしたんですが、近隣町村も、結局、融雪化に向けて崩すだとか、そういった作業で対応しているという実情だという話だったんですが、その部分もう一回確認していいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路除雪等で押した雪、また、なかなか雪の置く場所がない場合には、皆様のご協力のもとにやっているかと思います。先ほど答弁のなかで、基本的には周りの町村さんを見ても、融雪化の作業で、なるべく早く解けるように、雪を散らすことによってお返しするというようにしているわけでございます。ただ、住宅が密集しているところ、うちの町では都市部なんかですと、なかなかそういう場所すら見つけるのが難しい。また、見つけたとしてもなかなかご協力がいただけないというようなところがあるそうでございます。そういった点から考えますと、現在はそういう形で融雪化をすることで対応させていただいておりますが、長い将来的には、その状況を見ながら、周りの状況を見ながら、また別な方法も検討することは必要かなとは思いますが、現段階では、いままでどおりの方法でやっていただければというふうに思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 従前の方法で推進していくということで、了解しました。

それと、道路の損傷については、具体的に、雪がだいぶこもりまなくなりましたから、如実に、この間もちょっと私、滑沢を通ったら、集落の交差点あたりにどぼっというのもあってびっくりしたんですけれども、そこだけではなく、もういたるところ、相当これは損傷が、町当局の方たちも通って歩けば分かっていると思いますけれども、最近ふと思うのは、町道で薄層舗装、町道化したような、アスファルトの薄い、そういったところなんかは、さらになんかだいぶ酷くなっているななんていうのも、薄層舗装だと、どうしてもね掘削、切削してオーバーレイでもしない限りはなかなか難しいでしょうから、みなみなというわけにはいかないんでしょうけれども、やはり相当沈降の深いようなところは、やはり早め早めに、車道付近というか、必ず引っかかるというようなところは、もう積極的に早めに、一旦は補修してほしいと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪をいたしまして、やはり町道に限らず、ほとんどの道路ですが、かなり傷んでございます。議員おっしゃったように、穴も、小さいうちはいいんですが、かなり大きくなったものがあったりして、ちょっと本来ならば、もっと雪解けをしてからやるというのが通常なんですけど、いまの段階から町でおります委託職員、あと、除雪を行っている業者の方、ちょっと早めということで、できるところについては、もう既に少し手を打っていただいております。

ただ、最終的には、本当に大きくなれば、一時しのぎの補修では難しい部分ありますので、前お答えしたように、パッチングをするなり、あと場合によっては、オーバーレイといった方法なども、その道路の交通状況や、その周りの状況を見ながら対応させていただきたいというふうに考えています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 大きく2つ、農業の関連と除雪の後の話でしたけれども、農業に関しては、町長自身も今後いろいろ調査して、やっぱり農家の皆さんとの接点を持っていきたいというような、積極的なお話だったかと思うので、鋭意進めていっていただきたいと思います。

道路補修については、内容、分かりましたので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男であります。私は今次定例会において、大きく2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから質問をいたします。

まず最初に、新年度予算の事業内容についてお伺いをしたいと思います。本町では、少子高齢化が著しく進行し、人口減少や過疎化など、地域における課題が山積しております。このような状況のなか、薄町政になって初めての当初予算編成にあたり、人口減少対策、活気あるまちづくりに向けた重点事業や新規事業についての事業内容をお伺いいたします。

2つ目は、町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。昨年の町長選挙に立候補された際、町民の皆さまにお約束された選挙公約について、当初予算に反映されていないものについて、今後どのような取り組みしていくのか、次の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目は、特別養護老人ホーム増設については、第7期介護保険事業計画では増設の計画

はないようですが、今後どのような取り組みをされているのかお伺いをいたします。

2つ目、国民年金で入所できる老人介護福祉施設については、12月議会では各地域の空き家や空き施設を活用するとの答弁であったようですが、どのような規模を想定されているのかお伺いをいたします。

以上、私の質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、伊藤一男議員の新年度予算の事業内容についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成30年度当初予算編成にあたっての基本方針であります。本年度は現行の町総合計画・後期基本計画に基づき、こころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりを3本の柱として、活気あるまちづくりに向けて、各種事業を予算計上したところであります。

平成30年度の主な重点事業や新規事業であります。まず、こころ豊かな人を育むまちづくりの分野では、子育て支援と学校教育の充実、国際芸術村を活用した地域の活性化に取り組んでまいります。子育て支援では、これまで認定こども園の保育料については、入所児童2人目以降は無料、1人目は基準額の半額を負担いただいているところでありますが、4月からは全ての園児に係る保育料を完全無料化とし、保護者の負担軽減と子育て環境の充実に取り組んでまいります。学校教育では、グローバル化や情報化に対応できる児童・生徒の育成を図るため、産官学民による連携教育の導入に向けた調査・研究を行う、教育改革サポート事業に取り組んでまいります。また、国際芸術村には年間4,000人を超える来館者が訪れております。これまでも必要な施設改修を行い、機能強化を図ってまいりましたが、新年度では食事提供施設を整備し、食文化伝承のためのワークショップや週末限定のレストランなどを実施し、さらなる誘客と芸術村を活用した交流事業に取り組んでまいります。

次に、豊かで魅力あるまちづくりの分野であります。農林業では、町主要作物である米、ミネラル野菜、きのこを3本柱として推進を図るほか、若者の定住対策など、定住人口拡大に向けた取り組みを進めてまいります。農業の振興では、これまで県の機関に依頼し実施していた米の食味分析について、新たに町で食味計を導入し、本町独自の付加価値付けを行い、生産者や生産団体と一体となった販路開拓やPR活動により、西会津米のブランド化や販売の促進を図ってまいります。また、西会津産米をふるさと応援寄附金の返礼品としての活用も検討してまいります。近年、若手就農者が増加している菌床きのこ栽培では、菌床菌茸類栽培の効率化と生産量の拡大を図るため、通年栽培ができるように冷暖房完備を備えたパイプハウスの団地化事業に取り組んでまいります。さらに、被害が深刻化している鳥獣被害対策では、サル・クマ・イノシシ対策のリーダーとなる専門員を育成する、鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業に取り組み、被害の拡大防止に努めてまいります。

商工業の振興では、町の資源や環境を活かした新たな産業の創出に向けた調査・研究を行う、新産業創出事業に取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊については、現在の6名体制から11名体制に増員し、若い世代の外からの視点によって地域課題の解決を図り、交流人口の拡大や定住対策に取り組んでまいります。さらに、本年5月には、昨年開催できなかった、西会

津なつかし car ショーを開催し、町外からの誘客を図り、活気あるまちづくりを推進してまいります。

次に、人と自然にやさしいまちづくりの分野であります。町民の健康づくり、地域医療体制の充実、高齢者福祉体制の推進、快適環境づくりなど、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。交通体系の整備では、町民バスの運行形態をこれまでのデマンド方式から、デマンドと定時定路線型の併用による新たなバス運行体制を構築し、利用者のさらなる利便性向上に取り組んでまいります。また、高齢者等への除排雪支援として、これまでは豪雪対策本部が設置された場合にのみ行っていた、65 歳以上の高齢者世帯等への除排雪費用の助成事業について、新年度からは豪雪対策本部の設置に関わらず、75 歳以上の高齢者世帯等を対象に 1 世帯当たり 1 万円を助成し、高齢者世帯等の除排雪に係る負担軽減を図ってまいります。このほか、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税制度であります。これを活用して、西会津産米など町の農産物や特産品等を積極的に情報発信するため、新たにインターネットへの掲載やクレジット決済、返礼品の見直し等を行い、寄附金額の目標を 3,000 万円として積極的に取り組んでまいります。

さらに、本定例会に、西会津町みんなで創る未来基金の創設に係る条例を提案しておりますが、町の将来を担う人材の育成や子育て支援、地方創生の推進など、本基金を活用して未来に向けての積極的な事業を推進してまいりたいと考えております。そして平成 30 年度は、31 年度からの新たな総合計画を、町をあげて策定してまいります。平成 30 年度は新たな総合計画へのつなぎの年ではありますが、将来の豊かで魅力あるふるさと西会津の礎を築く年と位置付け、活気あるまちづくりに向け、各種事業に全力で取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

私が、基本政策の 1 つに掲げております、安心して暮らせる老後は、高齢化率が 44 パーセントを超えた本町にとって大変重要な施策であると考えており、介護が必要になっても、また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

特別養護老人ホーム増設のご質問であります。近年、町内の介護施設の待機者が減少していることや、近隣市町村に新たに入所施設が整備されたことから、それら施設の利用状況などの動向を見きわめていくこととし、平成 30 年度から 3 カ年の第 7 期介護保険事業計画に、町内での増設については計画いたしませんでした。なお、必要性については、今後も引き続き関係機関と、十分に検討していくこととしております。

次に、国民年金で入所できる老人介護福祉施設についてのご質問であります。町民の皆さんが将来安心して老後を迎えられ、低料金で利用できる施設として、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を、本計画期間の 3 カ年の間に進めてまいります。この小規模多機能型居宅介護は、デイサービスを基本に、ショートステイや訪問介護サービスを組み合わせて利用できる施設であり、在宅を基本としつつも、入所サービスも利用できることから、できるだけ地域で暮らし続けたいと願っている方にとっては、大変有効な施設であります。施設の規模は 20 名程度の収容人員を想定しており、施設整備につきましては、既存の社会福祉法人が整備する方法や、町が施設整備をし、運営を社会福祉法人に委託する、いわゆる公設民営型の方法などがありますので、今後それらを検討しながら進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま町長から丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。まず、再質問に移るわけですが、まず、こころ豊かな人を育むまちづくりというようなことで、来年といたしますか、4月から、新しい年度から保育料の完全無料化ということで進むわけでありましたが、これはやはり子育て世代の皆さんには、やっぱり経済的な負担の軽減というようなことで、これは本当に、これから子どもを生み育てる人にとっては、大変いい施策だなというふうに思っております。

そういうことで、まず、年間の予算、この間も聞いたんですが、もう一度これにかかる年間の予算、昨年50パーセント保育料を減らすというようなことでやっていたので、あとは50パーセントだけだと思うので、その辺と、あとは来年の園児の対象者について。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、こども園の保育料を無料化することによって、必要な金額であります。平成29年度の認定こども園の保育料としては、1,200万ほど計上しておりましたので、その分が必要になってくるということでございます。それで、その前の年につきましては、2,200万ほどの計上でありました。

それから、来年度の入所希望でございますが、現在までのところ、132名の入所希望がございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 来年度は132人というような園児の数、対象者であります。今後の推移といたしますか、その辺については、おおよそのあれでよろしいですが、どういうふうな見方をしていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今後の推移ということでございますが、ここ数年、出生児の数が年間30から35人程度、ちょっと30人を割る年もございますが、そういった、だいたい平均した人数で推移をしておりますので、今後についても、今年度くらいの入所児童の数字で推移するのかなというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 保育料の無料化については分かりました。

次に、豊かな魅力あるまちづくりということで、農林業の振興と、そういうようなことで、これからも米と、それから、きのこ、菌床きのこ、そしてミネラル野菜というようなことで進めていくというようなことでありますが、先ほど課長から三留議員の質問のなかで、やはり平成30年は米政策が改革だというようなことでありますが、私は見直しだなど、改革というのは、これからこうずっと上がっていくような、そういうようなあれだと思うんですが、西会津の場合は、やはり見直しじゃないのかなと、米政策の見直しじゃないのかと。

そういうなかで、直接支払交付金などについても減額されたり、そういうところの来年の影響額といたしますか、どのくらいその減るのか、その辺について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 米政策改革によりまして、米の経営所得安定対策ということで、今年度まで出ておりました7,500円についてのご質問だと思いますが、29年度におきましては、432人の方に対しまして3,770万円ほど支払われて、国から直接支払われていたというような実績になっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり全体的に3,770万ですか、そういうのが収入がなくなるというようなことで、かなり米農家の皆さんについては、これから1年間、いろんな政策の見直し、改革によって、かなり厳しい状況がある、これからあるのではないかと、そういうようななかで、やはり、いま人口減少もそうですが、やはり農地の減少というの、やはりどこかでやっぱり歯止めをかけていかないと、どんどんそういう農地の荒廃が進んで、本当にこう見るに忍びないような状況といえますか、そういうことが、これから多々あるのではないのかと、それをやはり少しでもやはり減少、減らす、歯止めをかけるということは、やはり米農家に対する支援というものを、もっと国、県ばかりではなくて、町の支援をやっぱいやっていかなければ、この農地は守れないんじゃないんですか。

そういうことで、やはり町単独の、先ほど町長からライスセンターの話もありました。これもやはりそういう農地の減少の、1つの歯止めの取り組みだというふうに思っておりますが、そのほかにこう町として、そういう町単独の補助事業、支援、そういったものの考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 支援策につきましてのご質問にお答えいたします。

実は、過去10年間におきまして、米政策に関する様々な補助事業というのがございまして、これは申し上げました、いまほどの直接農家に入ってくる経営所得安定対策は別にしまして、ほかでほしい20件ほど、過去10年間で実施しております。これは細かいものから、大きいものと言いますと、例えば、奥川ライスセンターの機能強化の補助金を町単独で出したり、それから、例えば、集落営農に取り組んで、ライスセンター化したところの利子補給の補助金を出したり、こういった部分もあるほか、機械の補助ということで、コンバインの補助だったり、そういった部分も町の単独補助事業で出している経過もございまして。米の、やはりおいしい西会津米の産地化を目指すためには、様々な取り組みが必要でありまして、このようなことで毎年何かしらの、この事業は実施しております。

来年度予算のなかで、今回、食味計の購入なんかも、そういった部分の米農家の支援の一端になるのではないかなというふうに考えおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと支援をしてきたというようなことでありますが、やはり米農家については、本当に今回、いろんな改革によって、本当に想像つかないような、まだ、どうというようなものになっていくのか、来年については、本当そういうことで、やはり一抹の不安をいただいていると思っておりますので、その辺についてもご配慮いただきたいなというふうに思います。

米の今年の、来年とといいますか、30年度の米の米価、米の値段については、何か私どものあれでは、魚沼産についても特Aから外れたと、そういうようなことも言われておりますし、米の値段がどうなのかなというふうに思っておりますが、町としては、現在ではどのような米価について考えていらっしゃいますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 また、難しいご質問になるわけですが、全国的には、先ほど来、申し上げておりますとおり、需給調整が必要だ、つまり米は余っているというような状況になっております。会津全体で、JA会津よつばが集荷する133万俵というような俵数があるんですけども、国全体では、この数量が毎年減っているような状況になっているというふうな統計数字がございます。

そういったなかで、一方で、先ほど申し上げましたように、魚沼産コシヒカリの部分が出てきましたが、全国各地で様々な銘柄米が出ております。そういったことで、産地間競争が強まっているというような状況もございます。そういうことで、一概に米の値段、全てが低くなる、高くなるということではなくて、やはりこれからは、そういう特色のある米づくりをされている部分については、一定程度の需要があって、安定した米価になるのではないかなというふうに想像しているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 本当に、この米農家、米の稲作については、本当にこれからどういうふうになるのかなというようにありますので、そしてやはり、私、町として、やはり田んぼをつくると思いますか、農地を守る意味で、やはり考え方というか、農家だけにその補助金とか、支援をするというのは、あまりいいことではないと言われてはいるわけですが、やっぱり農地を守るためには、つくってもらおうというようなやはり考え方もしていけないと、これからはもう農地は守っていけないんじゃないのかというふうに思いますので、ぜひその辺も考えていただいて、米農家への支援もしていただきたいなと思っております。

次に、菌床きのこの振興についてというようなことでありますが、今回、培養施設の周辺に冷暖房付きのパイプハウスが5棟整備されるということですが、ここには、新規就農者とか、何人くらいの方がこう入ってやるようになるのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 菌床きのこの団地化事業の件にお答えをいたします。

先ほど町長の答弁のなかでありましたように、冷暖房の機能を持ったパイプハウスの団地化ということで、5棟を想定しているわけですが、基本的には、この団地化の部分につきましては、法人のほうに管理委託というようなことを想定して、いまのところ事業計画を進めております。当然、委託しますと、その法人に新規で雇用が創出される、その見込みはということですが、5棟のハウスをメンテナンスする、現在の状況でいいますと、最低2人以上の雇用には結びつくのではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 菌床きのこのハウスについての質問については分かりました。

次に、商工業の振興についてのなかで、雇用の創出、確保に向けての取り組みというようなことで、いままでやっていた機能支援ですか、そのほかに、無料職業紹介所の事業などによって、やはり雇用の創出と確保を図るんだというようなことでありますが、ちょっとなにか、トーンダウンというか、雇用の確保、やっぱり拡大、確保じゃなくて、やはり雇用の拡大というくらいなやっぱり表現を使って、それにやはりどういうふうに向かっていくか、取り組むのかということ、やはりもっと考えていただきたいなど、そのように思います。

それについては、やはり企業誘致というのが、いま本当に難しい状況であるというようなことは分かっています。分かっていますけれども、やはりそれをやっぱりやっていかないと、やはり町の活気が出てこない、活気がなくなってしまう。いろんなことで活気を生み出すということは、やはり町の活性化、そして経済の活性化につながってくるわけでありますので、その辺について、やはり企業誘致の、そういう条件整備についての計画書、そういったものがつくって、やはりそれに向けて情報を流して、そういう企業誘致、そういうところにいったらいいんじゃないのかなと思っていますが、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 雇用の拡大を図るということでありますが、まさにこの問題と申しますか、課題というのは、大変大きな課題だなというふうに思っております。いま現在、西会津町には、20社近い企業がございまして、その皆さんとちょっとお話する機会が何度かありましたけれども、このままいったら、雇用、いわゆる新採用を確保することが、いま非常に難しくなっている。それは人口減少とかいろんな問題があって、このままいったら、もう会社をたたむしかないという、そういう状況にあるわけでありまして。

したがって、やっぱりいまある既存の企業の皆さんが、やっぱり元気になってもらうような対策を進めながら、そして、いま若い人たちがどンドン外に出ていってしまうというのは、仕事がないと、こういう話をするわけですけども、私はやっぱり、時代に合った仕事もつくりたくないのかなと、なかなか企業の誘致というのは、これまでいろんな働きかけをやってきたけど、なかなかそれが実現できなかったというのは、それだけ難しいことでありまして、だからってあきらめてはられないわけでありまして、ただそのなかで、従来の企業誘致のものの考え方では、私はなかなか解決できないなど。

したがって、やっぱり新たな先端産業と申しますかね、そういうものを人と一緒に持ってくるようなことを考えないとだめだなということを、いまその対策と申しますか、どこにどういうふうに働きかけをしたらいいかということで、いま考えてはいるわけですけども、やっぱりいろんな問題が出てくる、その一番問題は、やっぱり人口の減少ですよ。

ですから、これを解決するには、私はやっぱり教育が一番やっぱり根っこにあるのではないのかなというようなことで、やっぱり子ども、小さい子どものときから、ふるさと西会津を愛するといいますか、そういう子どもたち、いわゆる人材、次の次代を担う子どもたちを、やっぱり教育というか、そういうところに、いまからやっていかないと、なかなかそう簡単に雇用の確保は図れないのではないのかなというふうに思っています、そんな意味で、教育改革をスタートさせていただいているわけでありまして、それと同時に、やっぱり雇用の場、新しい雇用の

場も考えていかないといけませんし、そのために町としてできることは、全力でこれから取り組んでいかないといけないなど、そんなふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま町長からお話がありましたけれども、本当に難しい課題であろうと思います。ただ、やっぱり条件整備だけは、条件整備ということは、工業団地で、工業団地を整備するとか、そこに無料で無償で、そこに企業が入るとか、あとは立地してからのいろんなことを面倒見るとか、いろんなそういう整備の条件を、やはり町がちゃんとしてつくって、それを情報発信していくということが、私はまず一番に必要なのかなというふうに考えております。

だから、企業、5人でも10人でも、小さい規模でもいいと思うんですね。やっぱり若い人たちがやはりこう魅力を感じるような、そういうような企業というか、そういうところに来ていただけるような、やっぱり条件整備、まずそれをちゃんとやっていただきたいなというふうに思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 まさに私も、その条件整備は必要だなというふうに思っております。したがって、そのための1つの対策といいますか、子育て支援。やはり西会津町に行けば、いわゆる子育て、安心して子育てができるよと、あるいは自然が豊かで、本当においしい、それこそねお米から野菜、おいしいものができますよと、食べて長生きできますよという、やっぱり会社の、いわゆる雇用のなんて言いますかね、ことだけじゃなくて、西会津町全体が、やっぱりほかから見て、魅力のある町にしないと、なかなか人は集まってこないし、会社だって私はそうじゃないのかなと私は思っています、そういう意味では、いろんな条件を、やっぱり環境といいますかね、環境を整えていかないと、なかなか人口の流入といいますか、難しいのではないのかなと。

ですから、やっぱり、子育て支援から、今年は30年度始めさせていただきますけれども、そういう環境づくりにあわせて、PRもしないといけないなど、どうしてもやっぱりPRがおろそかになって、宣伝が下手だなというふうにいろんなところから言われていますので、もっともって西会津町のよさをPRして、田舎に目を向けてもらうような作業をこれからしていきたいなというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、経済の活性化といいますか、活性化については、なつかしcarショーとか、いろんなことでね経済効果が出るだろうというようなことであろうと思います。

1つは、私、地域の活性化のところで、私は町長が、私の9月の議会だと思うんですが、私の一般質問のなかで、町の経済の活性化については、公共土木事業の効果があるとの答弁でありました。私も確かに土木事業の拡大というのは、1つの経済の活性化につながるだろうというふうに思っております。しかしながら、今回の平成30年度の予算を見ますと、土木予算としては昨年と比較して18.9パーセント減の、金額にして1億8,700万円ほどの減額になっているわけですが、経済の活性化を考えた場合、もっとこう事業を増やせなかったのかというふうに私は思っておりますが、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私、いわゆる町の経済を活性化するために、一番効果があるのは公共土木だなというふうに思っています。やっぱり平成 30 年度で、いろんな公共土木を考えたときに、やっぱり町全体の予算枠、財源に限度がありますので、本当はいっぱいやりたいことはあるわけですが、やっぱり財源の調整を考えたときに、なかなかそこまでいけなかったというようなこともあります。いま現在、これから西会津町町内のなかで、いわゆる必要な公共土木、これを全部洗い出しをして、洗い出しをして、そして、いわゆる 30 年度でできるもの、あるいは 31 年度にやるものというようなことでの、少しその辺の調査をしたいなというふうに考えております。

したがって、今年はそういう意味で、ちょっと時間的な余裕がございませんでしたので、そこまでできませんでしたが、そんなふうに公共土木については、そんなふうにこれから実施をしていきたいなというふうに思っております。

それで、去年の 29 年度の予算と、30 年度の予算で、減額で、18.9 パーセント減額になっているというようなお話がございましたけれども、これにつきましては、29 年度は、この部分は、ちょっと総務課長のほうから答弁させます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 伊藤議員の土木費の予算についてのご質問にお答えをいたします。

土木費につきましては、先ほど議員申されましたとおり、平成 29 年度と 30 年度当初の比較で、1 億 8,740 万 5 千円、18.9 パーセントの減というご質問でしたが、その主な要因を申し上げますと、町道の改良舗装事業で、昨年度と比較して今年度は、2 億 3,030 万ほど減額になってございます。その大きな要因としましては、野沢柴崎線が完了。それから、役場前の小学校線が完了ということで、そういった大規模な道路改良事業が終了しましたことから、道路の改良舗装事業で 2 億 3,000 万の減と、それが土木費の減額の大きな要因でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 内容については分かりました。来年以降に期待したいなと、そのように思います。

次に、観光の振興と地域資源の活用のなかで、交流イベントとして、なつかし car ショーが昨年は、今年は開かれなかった。復活開催というようなことで、イベントがなされるわけですが、そこで、まずお伺いしたいのは、実行委員会、どのような団体、個人をもって組織されたのか。また、実行委員長はどなたなのか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 なつかし car ショーのご質問にお答えいたします。

3 月 2 日になつかし car ショーの実行委員会が設立されまして、その構成団体といたしましては、一応 22 団体となっております。そのなかで、大まかな部分を申し上げますと、構成団体としましては、町、株式会社西会津町振興公社、あと商工会、あと観光交流協会、一般社団法人西会津ケーブルネット、そのほか、交番、西会津消防署、あと交通安全協会、あとは会津乗合自動車野沢営業所、そのほか金融機関、会津よつば信用金庫さま、会津商工信用組合さま、あと駅通り商店街の方々が 2 つ、あとそのほか 7 団体が車関係の団体ということで、合計 22 団体の方を構成団体としております。

続きまして、実行委員長につきましては、町長が実行委員長という形にしております。

以上です。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 はい、分かりました。

次、話によると、入場料、来場者には入場料を取るというようなことでありますが、以前は、車を駐車したら駐車代を協力費として500円もらうというようなことでやっていたわけですが、その今年、確か50万の町の負担金というか、予算のなかにありますよね。それと、いわゆるオーナー、参加するオーナーの方の参加費といいますか、それをもってしても、やはりそういう入場料を取らなければならないのか、その辺については。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、議員ご指摘のように、以前までは駐車場に入るときに、協力金という形で車1台につき500円という形で徴収をしておりましたが、一番肝心な部分が、やはり大変交通渋滞をおこした原因が、やっぱりその駐車場での協力金の徴収と、あと、それに対する警備関係の費用がなかなかかけられなかったと、あとそれに、ほかの駐車場に回したために、輸送の部分もなかなかお金がかけられなかったということで、今回の実行委員会で、入場料につきましては、人から取りましようというふうな形になりました。

それで、現在、町外の方については、前売りで1,000円。当日券で1,500円という形にさせていただいておりますが、前売り券につきましては、セブンイレブンチケットとファミリーマートチケットのほうで購入できるような形で、いま準備を進めているところでございます。

また、町民の方に限りましては、町民の方については、前売りで500円という形で周知をいたしまして、各構成団体の事業所等にチケット等を置きまして販売するような方法でいきたいというふうに考えております。また、高校生以下は無料という形で進めさせていただきたいということで考えております。

それで、ご質問の町の負担金の予算化しております50万と、エントリーしているお金の部分のなかでできないのかということになりますと、なかなかそれだけですと広告とか、あと人件費関係等とございまして、なかなかできない。あと、しっかりとした警備をするためには、もう少し警備にかけなければならないということから、若干やはり町外の方から1,000円という形で、前売りでお得感を出しながら、ぜひ金額を確保したいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 入場料といいますか、いままで取っていないものを取るとするのは、本当に、やはり抵抗があると言いますか、やはり町うちだと、町民だと前売り500円と言いましたよね。当日は、そうすると1,000円なんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、町民も当日1,500円になるのかという部分にお答えしたいと思っております。

1,500円かという話だったんですが、やはり救済策ということで、当日券買い忘れた方につい

ては、一応事前にチラシ等を全戸配布いたしまして、それをお持ちすれば500円に入れるような形で、救済措置は考えていきたいという部分で、いま現在、まだ実行委員会、正式には図っておりませんが、そういう形で、当日、町民の方が気軽においでいただけるような方策は取っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。当日でも500円に入れるようなことをして救済をしたいと、そういうようなことで。

あと、町長が、やっぱり実行委員長になって、やはり入場料を、あまり取ったような、私はあまり記憶ないんですが、町には使用料、手数料の条例はありますが、これは実行委員会だからいいといえいいんですが、そういうなかで、やはり入場料を取るとするのは、なかなかこうそれでいいのかなというか、その辺については。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 実は、入場料については、いろいろ議論がありました。いま伊藤議員がおっしゃったように、町民の方からも取るのかという話がありました。ただ、去年、一昨年までの開催の反省からいうと、非常に駐車場でトラブルが多かったということがございました。それをやっぱり解決するには、しっかり、全て専門家というか、プロの方にはお願いは全部はできないにしても、やっぱりちゃんとした駐車場の整理をしてもらうと、そのためにはお金がかかるわけでありまして、そういう意味から、この入場料については、相当いろんな議論があって、最終的には、決定はしたんだよね。決定はして、町民の方には500円、ただしチラシを全戸配布しますから、チラシを持ってきた方については、500円ですと入っていただけますよというような措置をいたしました。

それで、これは、この組織は、先ほども申し上げたように、22の団体でありまして、たまたま町長がその実行委員長ということでありますから、これは入場料を取ることにについては、町が取るんだったら別ですけども、この実行委員会ですから、別に問題はないと、町民の皆さんには、できるだけ安い料金でということに設定をいたしましたので、多くの皆さんに来ていただければなというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 来場者については、どのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 来場目標という形で、いま設定させておりますが、最低集客人数ということで、まず最低2,000人、お金を取る方は2,000人という形で予算化はさせていただいているという部分でございますが、集客目標につきましては、やはり例年、13回までですと、だいたい1万人を超えていたという部分がございますので、それを目指してがんばっていきたくて、集客を集めたいと考えております。

以上です。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 過去に1万人とかというようなことで、来場者についてはやっていたようでありま

すが、今回は2,000人ですか、そういうようなことですので、やはりもうちょっとこう増やしていただいて、本当にこう交流人口のイベントによって活性化するようにやっていただきたいなど、そのように思います。

次に、新たな事業の取り組みというようななかで、やっぱり自主財源の確保というようなことで、ふるさと納税、これについて、取り組みについて質問をしたいと思います。ふるさと納税は、昨年のいまごろというか、昨年の当初予算のなかでは500万というような予算でありました。しかし、今回は3,000万という歳入予算の計上になっているわけでありましたが、昨年より6倍多い予算計上となったわけでありましたが、その積算根拠については、どのようなことであらうかという3,000万という、ふるさと納税の金額が出てきたのかお伺いをしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 ふるさと納税についてのご質問にお答えをいたします。

平成30年度当初予算額で3,000万円の歳入を計上させていただきました。この積算の根拠につきましては、会津管内で、その有料サイトを利用して取り組んでおられる市町村、ほとんどでございますけれども、ございまして、やはりその市町村によりまして、100万円ぐらいから億という、億は湯川でございますけれども、というような部分がございまして、だいたい会津若松市で2,900万。喜多方市で3,800万。坂下町で5,300万というふうに、少ないところから、このように何千万円単位のところでございますけれども、そういったなかにおいて、西会津町の産物等、いろいろ業者、委託しております業者と協議のなかで、西会津の例えばお米ですとか、野菜、お酒、ございまして、こういった産物があれば、その業者の方も全国各地で、そのふるさと納税の事業に携わっておられる方でございますので、3,000万円程度の目標ということは達成可能であらうという協議のなかで、ご意見もいただきましたものですから、3,000万円という部分を目標額として計上させていただいた部分でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 我々素人からすれば、500万から3,000万なんていうことになるのと、本当にちょっと、これでいいのかなと、例えば500万だったら1,000万を目標にしてやるかなというようなあれだと思うんですが、そういう委託業者なり、周りの町村を見たときに、3,000万も不可能ではないかと、そういうことの判断でやったというようなことだと思うんですが、いずれ、ただ私は、その行政において、やはり過大見積りというか、その辺については、これふるさと納税でありますので、そういうところにもやっぱり配慮をしなければならない点はあるのではないかなというふうに思います。これは答弁いりませんが、そういうことで、やはりもっと、私としては結果的に3,000万になれば、それはね、それはすごいかと、そういうようなことになることではありますので、やはり行政においての見積り方に関しては、やはりこれから十分検討してやらないといけない部分じゃないのかなというふうに思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税の目標金額、3,000万ということではありますけれども、私はやっぱり、もうちょっとね目標は高く持たないといけないかと、高いところにやっぱりみんなが努力するという姿が、私はやっぱりちょっと、これまでは少し少なかったのではないかなというふうに思いま

す。

本当はもっと目標額、高めに設定したいわけですがけれども、先ほど9番の三留議員からもお話ありましたように、米をやっぱり私は、西会津産コシヒカリは、やっぱり特Aになっているわけですね。やっぱりもっともって米を売る努力をしないといけない。そういうことを考えたときに、やっぱり3,000万くらいは最低でも集めたい、それは行政のリスクということをおっしゃいましたけれども、これからの時代、ある程度リスクを負いながら、その目標に向かうという姿勢はやっぱり、そうでないとみんな本気になれないのではないかなと私は思っているわけでありまして、本当はもっと、隣の湯川村さんでさえも、今年は、昨日だか一昨日の新聞に出ましたけれども、2億5,600万円見込んだと、しかも返礼品が5割でやるというようなことでありますので、そこまでいかななくても、今年はやっぱり3,000万は最低でもクリアしたいなど、そのために努力をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長の意気込みについては分かりました。

次に、新たな取り組みとして、全国的にいま問題になっています高齢者の自動車運転による事故防止対策として、町では、いま免許証の自主返納、高齢者の、その支援事業を実施するというところでありますが、その内容についてはどのような事業になりますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

高齢者の運転免許自主返納の事業につきましては、平成30年度の当初予算のなかにおいて計上をさせていただきました。この中身につきましては、高齢者、65歳以上の方が自動車の運転免許を返納した際に、それになんて申しますかバス券、タクシー券、あと考えております商品券を3万円分を、一度限りでございませうけれども、交付させていただきたいという内容でございます。近隣でも、喜多方市が29年度からこの取り組みを始めまして、やはり高齢者の方の返納が増えたという部分もございまして、全国的にも進んでいる事業でございます。

以上でございます。

○議長 最後になります。時間。何かあったら一つだけ許します。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まず、最後というか、町長の政治姿勢というようなことで、私、特養の、町長が選挙のときに、そういう特養の増設というようなことを、やはり公約として掲げられたと、そういうようなことで、今回、介護、第7期の介護保険事業計画のなかには載っていなかったというようなことで、今回、質問したわけでありまして。内容については、町長が先ほど答弁のなかで申しましたが、やはりこれは財源的なものか、人的なものか、制度的なものなのか、ただそういう人がいても、なかなかできない状況と申しますか、そういうところはあってもいけないものか、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 町長、これで最後だからね。薄友喜君。

○町長 特別養護老人ホームについてのおたがしでございますけれども、私はいまでも必要性は感じておりまして、ただ、いつの時点でそれを計画するかということですが、皆さん、こ

れ、いわゆる第7期の介護保険事業計画のなかで、介護老人保健施設の小規模多機能型の居宅介護施設を計画しておりますけれども、新しい施設を建てると、いわゆる介護保険料にそれが影響するわけですね。ですから、本当はやりたいんです。やりたいけれども、皆さんにその分の保険料として負担がかかってきますので、そのことと、やっぱりこれから、いまの特別養護老人ホームの待機者の状況、あるいは隣接に新しい施設ができていますので、そういうなかで、これからの推移を見ないと、すぐは計画できないなということで、今回の計画から、ちょっと落とさせていただいたというか、計画しなかったわけですけれども、将来的に必要なになってくれば、計画の変更も、これをしながら計画するようなことになるかもしれませんけれども、3年間のなかで、やっぱり介護保険料、これ以上高くなると、やっぱりそれが直接皆さんに負担がかかるというように、そのことがちょっと私は一番大きかったかなというふうに思っておりますが、いずれ、このことについては将来的なこともありますので、今後、十分検討させていただきたいと思っています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 時間がなくて、こう全部一般質問終わることができなかつたんですが、また次回に機会がありましたら、またやっていきたいなと思います。

町長には、やはり町民の多くの皆さんが期待しておりますので、どうか期待に応えるように一生懸命がっばっていただきたいと思います。

以上であります。

○議長 暫時休議します。(14時56分)

○議長 再開します。(15時20分)

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 5番、長谷川義雄です。今回の3月定例議会にあたり、2つの項目で質問いたします。

私は、町民の皆さんが毎日の暮らしのなかで、諸問題や考え方などについて、町民目線で質問いたします。今次の3月議会は、西会津町の今後1年間における予算を審議する場であり、薄町長の考えが示されるときでもあります。そのなかでも、定住・移住や交流人口の拡大策は、町の活性化には大変重要な事業だと思います。

そのなかにおいても、提案理由のなかでも西会津なつかしcarショーの復活開催や、日本遺産事業の推進及び戊辰戦争150周年事業などに取り組むこともあります。また平成30年度から、新たな取り組みとして、西会津応援大使を設置することもあり、交流人口の拡大に積極的に進めることが示されています。

一方、若い世代の定住・移住事業等では、継続事業はありますが、新たな若者への定住・移住住宅整備事業についてはありませんでした。町長は、若い人たちの定住住宅の整備の必要性は十分に理解していると、12月の一般質問のなかでも答弁しています。

このようなことから、今回の質問として、定住・移住・交流人口の拡大の施策について質問いたします。

県は平成30年度から、県内への移住・定住促進をさらに進めることから、移住・定住者の受

け入れの担い手を増やすため、NPO法人の関係者や市町村の職員を対象に、専門家を講師に招き講座を開講し、担い手育成に乗り出します。また、平成30年6月からは、民泊新法が施行され、県知事に対して届出をすることで、旅館業法の許可がなくても、住宅宿泊事業ができます。

本町での、定住・移住・交流人口の拡大を進めることから、次の点について伺います。

1つ目として、本町には、震災以降では何名の方が移住・定住しましたか。

2つ目として、今後、移住・定住を増やすには、何が課題と捉えているか。

3つ目として、平成30年度は、特にどのようなことに取り組むのか。

4つ目として、移住・定住者が地域との関わりのなかで、地域の活力となるための方策は、などについて伺いたいと思います。

また、2つ目として、平成29年度予算で、若者定住者促進住宅整備事業、そのなかの基本構想策定ですが、委託料として250万円計上されていることから、次の点について伺います。

1つ目として、事業の進捗状況は。

2つ目として、内容については、どのようなことを重視して精査したのか。

3つ目として、平成30年度以降は、どのように進めるのか。

4つ目として、本町には、若者まちづくりプロジェクト会議があり、そのなかで、まちづくり活動に興味のある若者とあります。町が進める施策について、若者の考えはどのように活かしているのか、ということが1つの大きな項目です。

2つ目ですが、町民バスの運行について質問いたします。薄町長は、提案理由の説明のなかで、町民の足として現在運行しているデマンドバスの運行を続けながら、新たに併行して定時定路線バスを走らせるとあります。その運行にあたっては、関係機関及び自治区長さんとの意見をいただきながら、平成30年度の早い時期に導入を目指すことと示されました。現在運行しているデマンドバスになったのは、定時定路線バスの利用客が少なくなったことが大きな要因でした。デマンドバスは運行から早6年となり、町民にはおおむね定着していると思います。

現在、デマンドバスで各自治区へは全て運行されており、さらには定時定路線バスが運行すれば、町民の足としては便利になることがさらに多くなるかと思えます。今回の3月予算のなかで、町民バス運行事業として、前年度より42万4千円多い、8,716万1千円ほど計上されており、さらに町民バス購入費として、1,794万5千円があります。合計すれば約1億500万となります。デマンドバスと併行して定時定路線バスを運行するにしても、総額でどのくらいの運営費になるのかが、まだ示されていません。

人口減少の西会津町においては、運賃等の収入増が見込めないなかでの運航経費の増加は、町民の足としての重要性は理解できますし、反対する考えでもありませんが、将来への子どもたちへの負担にも思われることから、次のように質問いたします。

町長の提案理由のなかで、平成30年の早い時期に定時定路線バスとデマンドバスの併行運行の導入を目指すとの考えが示されたことから、次の点について伺います。

1つ目として、4路線、下谷、群岡、新郷、奥川を選定した考えは。

2つ目として、各路線の利用者はどのくらいに捉えているか。デマンドバスも含めてお願いします。

新年度当初予算に町民バス委託料として、8,716万円計上されていますが、定時定路線バス運行後については、どのようになるのか。

以上、今回の私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5番、長谷川義雄議員の定住・移住・交流人口拡大の施策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、震災以降の移住者の件数についてであります。町では平成27年10月より西会津国際芸術村に、定住移住総合支援センターを設置しており、担当スタッフが芸術村の来場者へ町の魅力を伝えているほか、移住相談者の要望を聞き取り、仕事や住まいのマッチングを行い、移住に向けた案内を行ってまいりました。この移住相談を通じて、設立以降のこれまで約2年半で17名の方が町に移住されました。平成27年10月以前の移住者につきましては、支援センターの設置前であり、正確な人数は把握しておりません。

次に、今後の移住定住に向けた課題についてであります。支援センターにおける移住相談件数は、2年半で約100件となっております。移住希望者は、賃貸住宅やアパートの希望する方が多数を占めており、町の空き家バンクの登録物件は全て売買物件で、賃貸物件はありません。また、町内には不動産業者がなく、賃貸可能な空き家や民間アパートの情報が少ないなどが課題としてあげられます。

平成30年度以降につきましては、宅建業法に基づき、引き続き空き家バンクへの登録を進めるとともに、アパート等の空き情報などの情報提供体制の整備を検討していきたいと考えております。また、昨年7月より運営を開始しました、お試し移住住宅O t a m eをさらに活用し、支援センターを中心に移住定住事業を進めてまいります。

次に、移住・定住者が地域の活力となるための方策についてお答えいたします。

町では移住者向けの、定住住宅整備費補助金や、空き店舗及び空家利活用事業補助金など助成制度があります。今年度においては、空き店舗及び空家利活用事業補助金を活用し、2件の起業があったところです。起業された方々は、それぞれデザイン事務所、ゲストハウス事業を営むなど、地域に溶け込み根差した活動を行なっているところであります。

今後も、移住希望者に西会津町が選ばれる地域となるよう受入れ体制の整備・充実を図って行きたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、若者定住促進住宅整備事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、昨年3月議会定例会の重要施策の審議でご説明申し上げましたとおり、若者の定住に向けて、若者世帯・移住世帯及び単身世帯が入居できる住宅を、教育施設が集約され子育て環境が整っている森野地区に整備するための構想を策定することとしておりました。候補地については、旧尾野本小学校跡地を想定し、周辺地域の現況把握、課題等の整理、土地利用計画・設備等整備方針の検討、鳥瞰図の作成などを予定しておりました。

しかし、これまで旧尾野本小学校跡地ありきで若者定住住宅整備を検討しておりましたが、町の人口ビジョンや各地域における需要の規模、若者世代、企業のニーズなどを把握する事前調査が必要であるとの判断から、平成29年度では、策定業務は発注せずアンケート調査を実施する

こととし、現在、回収したアンケートを企画情報課において取りまとめているところであります。また、平成 30 年度以降については、事前調査の結果を踏まえ、事業化等について検討してまいりたいと考えております。

次に、若者まちづくりプロジェクト会議に参加している若者の考えはどのように活かされているかのご質問についてお答えします。

若者まちづくりプロジェクト会議は、地域の若者が集まり、新しいコミュニティを生み出す場所、地域の若者が自分たちの力でプロジェクトを生み出せる場所、地域のことを考え、地域と関わりを持てる場所という位置付けとしており、西会津に集う若者のコミュニティづくり、及びプロジェクトのマネジメント、いわゆる P D C A サイクルであります。ができる若者の育成を目的としている取り組みであります。

これまでの取り組みで例を上げれば、ジョセササイズやピザ釜プロジェクトなど、多くのメディアに取り上げられており、西会津の若者の活発な取り組みは、町内外から多くの評価をいただいております。

このようなことから、若者まちづくりプロジェクト会議は、町の政策等に意見をする組織ではなく自らプロジェクトを生み出しながら、地域を活性化していくことを目的としており、ご質問の若者定住促進住宅整備構想に対する意見は求めておりませんのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、町民バス運行についてのご質問にお答えいたします。

定時定路線バスの導入につきましては、利用者の利便性の向上と町民の皆さんからの強い要望により導入を進めるものであります。

はじめに、町民バス定時定路線 4 路線の選定の考え方についてお答えいたします。町民バスは、平成 24 年度からデマンドバス・まちなか循環線・野沢坂下線の 3 つの体系で運行しておりますが、以前は幹線 6 路線、野沢尾野本循環線、極入徳沢線、高陽根線、高目線、大久保線、黒沢線の 6 路線であります。そこに枝線 9 路線により町全体をカバーした形で定時定路線運行をしておりました。この幹線を参考としまして、さらには現在の道路整備状況、利用状況等を考慮し 4 路線としたものであります。

今後、定時定路線の導入にあたっては、関係機関や自治区長さん等のご意見を伺いながら進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、各路線の利用者数は、委託先であります会津乗合自動車株式会社から町へ毎月報告されております。利用者総数は、デマンド方式にしました平成 24 年度が 4 万 4,097 人、平成 25 年度、5 万 38 人、平成 26 年度、5 万 219 人、平成 27 年度、5 万 561 人、平成 28 年度、4 万 5,295 人で推移しております。平成 28 年度では、平成 27 年度に比べまして、5,266 人の減少となっております。この要因としましては野沢坂下線とデマンドバスの利用者数の減少が大きく、県立西会津高校の利用者が減ったこと、また人口減少に伴う自然減によるものと思われまます。

次に、定時定路線バスを運行する際の委託料につきましては、現在、町民バスの委託先である会津乗合自動車株式会社に、運行体制など必要経費を含めた検討をしていただいておりますが、

変更内容が決定次第、必要額を補正予算にて計上したいと考えております。なお、新たなバス購入費につきましては平成30年度の当初予算に計上しておりますので、ご理解願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、まず、再質問に入ります。まず、定住・移住のほうなんですけど、定住・移住とか、交流人口の拡大は、本町には元気をつけるためにも大事なことだと思います。また、それについては、西会津町に来ていただいて、自然や食、農業体験とかいろいろなことがありますが、体で感じてもらうのが一番だと思いますが、いま本町では、2、3日前ですか、道の駅にパンフレットがありました、最近の。そこで、いま一般民宿と農家民宿というのも記載されておりました。現在、受け入れ態勢はどのようなものでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 民宿と農泊ということでよろしいでしょうか。普通の一般民宿としては2件、農家民泊として11件、都合13件がいま登録となっているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そのほかに西会津町には旅館やホテルもありますが、全体では西会津町、どのくらいの方が収容というか、受け入れができるんでしょうか。おおよそでいいです。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 だいたいの受け入れの態勢ということでの答えになるかと思いますが、ロータサインとかも含めましてということでもよろしいでしょうか。だいたい農泊関係、先ほど申し上げました13件程度で、だいたい全部で50名弱ぐらい。ロータサインのほうにおきまして、本館とコテージを入れますと、だいたい48の50ですので、98名程度。あと残りの旅館関係ということで、だいたい30人くらいということでもございますので、いわゆる旅館とか宿泊、農泊を含めると、だいたい150人弱以内かなというような部分で考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどの同僚議員の話にもありましたが、今年はなつかし car ショーを復活すると、大変多くの方が訪れると思います。それで、いまは1日限りで、ほとんどの方が帰られますが、将来的には前日、または当日泊まってもらうためにも、農家民宿や民泊を増やすような考えはございませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 なつかし car ショーのイベントにおける宿泊でございますが、車を展示される方、いわゆるエントリー料を払って車を展示する方については、全部ではないんですが、だいたい5、60台ぐらいの方々は前泊いたしまして、泊めていただいているという部分で、そのほか、来場される方については、確かにほとんどの方が日帰りというような形になっているということでもございます。

そのほかの方を泊めるために農泊とか、これから6月に民泊ということで、民泊法が施行されますが、民泊法につきましては、結構ハードルが高くて、年間180日しか営業できないという部分もございまして、また、小中学校、学校がやっているときはできないというような部分の制約がありまして、そういう関係で、なかなか取り組む方が、これは県の許可になるわけなんですけど、

全国の144の都道府県と政令指定都市のなかでは、なかなか180日制限が多いということで、なかなか普及には時間がかかるのではないかなという部分も言われておりますので、現時点では、まだ県の動向も踏まえまして、民泊、民泊のほうは検討というか、町にはちょっと許可権がないものですから、取り組む方がありましたら、ご相談はのれるかと思えますけども。あと農泊も含めまして、やりたい方については相談に応じながら、なんとか支援はしていきたいと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、いままでに農家の民宿や民泊について、新たにやりたい方もないとは限りません。そういったときに、町のほうではサポートというか、開設までのお手伝いはされたと思うんですけども、どのようなものでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農泊を開きたいという方に関しての支援ということでございますが、一応、農泊関連の部分を開設に向けた事業の支援ということで、町では、観光交流協会のほうに、一部事業費を委託しておりまして、そのなかで取り組んで、いわゆる支援をいただいているという部分で、そのなかで、昨年、2件の方がた農泊の申請を観光交流協会の指導を得ながら、取り組んできたという経過がございます。

あと、観光分野の地域おこし協力隊の方もおりますので、そのなかでご相談あれば、その方もそういう農泊申請関係はできますので、そういう形で支援は行っているということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今後もそういった方があったときには、アドバイスとかサポートをお願いします。

それで、今年度、提案理由のなかで、2月26日ですか、地域おこし協力隊、新たに移住・定住・スポーツの分野で採用されたというふうにありましたが、その方は主にどのようなことをするのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の移住を担当する方についてお答えしたいと思います。

現在、3年前に移住・定住の推進する協力隊として、男性の方1名、3年前に委嘱いたしました。今年度で満了になってしまうということで、また、その引き続き移住・定住を推進するために、また移住・定住分野の地域おこし協力隊を、なんとか今回1名確保できたという部分でございます。またそれは、引き続いて前任者の取り組みを踏まえながら、相談しながら、一緒に推進を進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 民宿や民泊をやっている、間違いました。農家民宿や農家民泊をされている方で、どうしてもPRが不得手だと思います、西会津の方とは言いませぬけれども。それで、そういった方に対して、その地域おこし協力隊ですか、そういった方にPRやホームページの作成など、町のホームページを入れれば、体験などが見れるようなのは、現在やっているのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農泊等についてのPRという部分で捉えてよろしいのでしょうか。現在、農泊

関係の事業者という部分に対してのホームページ上は公開しておりませんで、現在、町の観光ガイドブックのほうに若干は載っているという部分でございます。

なぜそういう形にしているかという部分は、なかなかホームページに載せますと、直接農泊の方に行ってしまうと、その農泊の方が、なかてか繁忙期だと泊めれないという弊害がちょっとあったということから、いま現在そういう形での情報は提供していないというような形にしております。

ですので、いま現在、農泊関係の受け皿については、一応、観光交流協会のほうにはお願いしているんですが、その辺の組織化も含めまして、今後、重要な検討課題であるという部分では認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 PRがなくてはお客も、来訪客も増えないわけですから、いろんな形でやってもらえればありがたいのかなとは考えております。

それで、冒頭でも述べましたが、30年度から、移住・定住の受け入れの担い手のために、NPOや自治体職員を対象に、担い手育成に乗り出すとありますが、町の考えはどのようなものでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 移住・定住の関係の部分でございますが、県では、先ほど長谷川議員も申されましたが、地域と住民を結ぶ担い手の育成に、平成30年度から取り組むというような部分になっております。町といたしましても、その県の事業に積極的に参加いたしまして、卒業したOBの地域おこし協力隊とか、研修に出しながら、その体制づくりは進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、いまの農家民宿、民泊もありまして、今度の民泊新法が施行するにあたって、貸主と借主、それをつなぐ仲介サイトみたいなものを、芸術村で移住相談されていますかね、その方などが担うことはできるのでしょうか。何か法律的な制約でもあるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 6月からになります、いわゆる民泊法でございますが、その仲介を行う業者という部分は、今度は国の観光庁の登録が、観光庁への登録が必要という部分でございますので、いま、なかなか大手、現在なんですけれども、なかなか大手の不動産会社でも、なかなか取り組むかどうかというのは、まだ、もう少し様子を見ないと分からないということでございます。ですので、地域おこし協力隊の方が安易に取り組めるかどうかというのは、まだ、もう少し検討が必要かなと考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと新聞報道なんですけれども、大きなイベント、例えば、西会津町なつかし car ショーなどが、今回復活するわけです。それで、催し物の場合に、今年度は間に合わないかもしれませんが、成功している事例では、イベントのときにイベント民泊という特別な、行政がちょっとお手伝いして成功している事例があります。今後そういったことも検討して、なつか

し car ショーに限らず、町では大変でしょうけども、そういったのにお手伝いして、民泊、民宿で有料化でも大丈夫というふうに新聞報道でありました。そのようなことが検討してみてもはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その町の主催するイベントとか、実行委員会が主催するイベントについて、そういう農泊を進めるという部分でございますが、町としてそういう支援という部分はあるかと思うんですが、まず、その民泊法に取り組む方がまずいるかどうかという部分が一番の課題でありますので、その方が、もしやってみみたいという方があれば、いわゆる支援とか、県に出す関係の書類の手続き関係については支援をさせていただきたいと思っておりますが、まずは、その掘り起しが重要なかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、若者定住促進整備事業について、ちょっと触れたいと思っております。今年度は策定業務は発注せず、アンケート調査のみを実施することとしたから、アンケート調査は実施されたんでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど商工観光課長の答弁にありましたアンケート調査は、企画情報課で担当したものですから、私のほうからお答えしたいと思います。今回の若者定住住宅に関する調査ですが、先ほど答弁でありましたように、当初、若者定住促進住宅整備事業基本構想策定ということで予定しておりましたが、もう少し広い視野で見るとはいいかということで、まずは町内の、そういった住宅整備のニーズがどの程度あるのか、また、そういう住宅の、逆に町内の住宅事情、どのようになっているのかというのを、まずは調査してみまして、その辺を、調査の結果を判断して、これからの住宅対策に向けて検討していきたいということでもあります。

それで、この1月から2月にかけて、町内の事業所、20名以上従業員の方がいらっしゃる事業所を対象にアンケート調査を実施してみました。回収はしたんですが、分析作業がこれからですので、今後調査の結果を集計、分析いたしまして、3月中ぐらいを目途に結果を集計しまして、今後の住宅対策の参考としていきたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一応、250万、予算計上されたが、それは全く使わないというふうに解釈。あと、それで、去年の3月議会で決まったことについて、今後、議会に対して説明はあるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問の若者定住促進住宅基本構想の策定の部分で、予算は確かに、今年度の250万という形で計上させておまして、今年度については、先ほど申し上げましたが、アンケート調査を実施するということから、今回、実施せず、今次の補正予算で減額という形で取らせていただきました。

今後、先ほどもアンケート調査をしております企画情報課長のご答弁のとおり、アンケート調

査の結果がまとまって、どういう事情があるのかという部分もご報告を申し上げましてから、その策定、基本構想等を策定すべきかどうか、事業化すべきかどうかというものを検討していきたいと考えておりますので、その辺につきましましては、議会のほうにはご報告させていただきたいと、アンケート調査結果についてはご報告させていただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 議決されたことですので、一応、結果を待ちたいと思っております。

それと今度、町民バスのほうに移ります。答弁のなかで、定時定路線バスの導入については、利用者の強い要望により導入を進めるとありますが、それは、具体的にはどのようなことですか。どのような基準で判断されたのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

答弁のなかで要望というふうにご答弁申し上げましたが、これにつきましては、具体的に申し上げますと、例えば、いままで町民懇談会等、自治区等まわっております町民懇談会でも何度か出されておりますし、やはり電話予約のいない定時定路線バスについて運行を検討してくれないかというような、その場での要望が何度かあったことからでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町民懇談会等であったというふうに聞きました。私の感じでは、ある程度デマンドバスは、先ほども述べましたが、町民にはある程度、おおむね定着したと私は感じておりますが。

じゃあ、今年度の予算の町民バスの運行事業のなかで、42万4千円が増になった要因はなんなのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今年度、議員おただしの8,716万と申しますのは、これは委託料にプラス、運行費でございますので、そこに町が直接お支払いをします燃料代、あと修繕料等も含まれての金額でございます。それで、42万、委託料も微増してございますけれども、これは会津乗合自動車さんへ委託します部分の人件費等が、年数を重ねてのプラスの部分等の要因でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 素直に読んで、結局、収入の部分ですが、利用者の数が減っていて、それから人口減少に伴う自然減は分かります。それで、なぜ増えたのかなと、何か賃金でもアップしたのでしょうか。利用者が減れば、走る運行距離も短くなるのかなと、素直に考えたんですけども、ちょっとその辺のところをお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

運行につきましては、申し上げましたように、利用者数は減少してございます。しかし、それは現行、デマンド方式、まちなか循環線、野沢坂下線あるわけですが、まちなか循環線と野沢坂下線については定時定路線で運行していますので、これは利用者、多い少ない、ゼロでも運行は

しなくてはなりません。それで、デマンドにつきましても、デマンドバスは7ブロック、ちょっと運行形態は違うんですが、7ブロックに分けて運行しておりますが、その人数も、やはり減っております。ただこれも、例えばいままで3人いたのが2人になったりとかということで、運行の回数自体は、ほとんど同じでございますので、それで利用者は減っております。そういった部分が利用者減の部分と。

それで委託料につきましては、これ運行に関しての委託でございますので、全て人件費等も含めての委託料でやっておりますので、その利用料の部分と、その委託料の部分は必ずしも一緒にといいますか、マッチングしない部分はございますけども、そのような形で利用者数については、野沢坂下線、一番大きな野沢坂下線とデマンドバスの利用者数が減少したというのが原因でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今年度の町民バス運行事業費、8,716万1千円のうち、財源の内訳なんですけど、これは県の支出金の、生活交通安全補助金、1,360万円も含んでの財源なんです。県の支出金というのが、私はそう解釈したので、その辺のところをお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 県の支出金についてご説明を申し上げます。

県の支出金につきましては、町民バスの運行事業費がございます。運行事業費から、その利用料収入と申しますか、収入部分を引きまして、その運行にかかる経費の6分の1が県のほうから交付されるという部分でございます。それが1,300万円。それもこの運行の財源の一部となっているというものでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 じゃあ私の認識が間違っていたので、そうしますと、1,360万円の6倍が経費であって、それを総額から引くと、運賃収入が550万程度と解されるんですけど、それでよろしいんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

利用料収入につきましては、550万程度、おただしのとおりでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 分かりました。それで、ちょっと心配されるのは、町民バス、デマンドと併行してできるのが一番いいんですけど、私が1つ心配したのは、主たる利用収入といわれるものが、1つとして利用客の運賃収入があると思います。それで、運賃収入が人口減少で減っているわけです。それで、運行業務が、経費が増大するわけですね、デマンドと併行して定時路線バス、そういった場合でも、県からの支出金ですか、交付される金額は、今後それにカウント、大丈夫なんでしょうか。というのは、いまの経費よりも余計にかかっても、県からの交付金は継続になるんですかということをお聞きします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

経費がかかれば、その部分はこの質問でございますけれども、経費、かかった経費から収入を引きまして、その6分の1が県からという部分でございますので、経費がかかれば、収入が同じでございましたら、補助金といいますか、県からの部分は多くなるということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、まだ運行経費、総額というのは、まだ全く見通しないんでしょうか、おむねはなっているんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

現在ですけれども、検討を進めておりまして、定時定路線バスにつきましては、この4路線についての運行を考えてございます。ただし、その定時定路線バスの運行本数ですとか、やはり運行するためには、これは委託先になりますけれども、会津バスさんのほうで、それに伴う、例えば人員増とか、いろいろな部分がございます。また、そういった運行に際しましても、今後、届出等、陸運局等ですね、認可の関係もございまして、やはりそういった手続きを踏みながらやらなくてはいけませんので、その委託料につきましては、単純に、人件費が増えれば、その分は委託料が上がりますし、そういった部分で見通しがつきました段階で、補正予算にて計上させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長の提案理由でも、早い時期の導入を目指すとありましたが、路線の認可、停留所の確認とか、もろもろの保険とか、いろいろな手続きがあると思います。早い時期の導入を目指すとなれば、走らせるのなら、町民は早いほうがいいのかと思うのは当然です。いつごろのことを予定していますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 できるだけ早くということで、いま課長が答弁いたしましたように、いろんな手続きがございまして、それが済み次第、これ町民の皆さんにもお知らせ、周知をしないといけないというような作業もございまして、この手続きがどれだけかかるのかというのは、これは相手があることでありますので、なかなかいつまでとは明確にお答えできないのが、非常に申し訳ないわけですが、できるだけこの作業を早くして、そして町民の皆さんに、こういう、その前に議会の皆さんにもご説明申し上げて、ご了解いただくわけですが、そのうえで町民の皆さんに、また説明会とか何かをしないといけませんから、そういう手順を踏むと、やっぱりちょっと時間かかるのかなと。ですから、やっぱり遅くとも、遅くとも、やっぱりいわゆるその月をなかなか言えないわけですが、とにかくいま、できるだけ早くということで、いまはご理解いただくしかないのかなというふうに思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 デマンドと、新たに定時路線バスを併行して走らせるわけですので、いったんやれば、途中で変更はないと言いませんけど、毎年見直しをしていると、今回はデマンドバスが6年と、見直す基準というか、判定などについては考えておりますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

見直しにつきましては、毎年度、バス検討会議ですか、を開きまして、その見直しを行っております。いままでも、例えば、会津坂下線におきまして、厚生病院への乗り入れをしましたりとか、あとデマンドバスにつきましては、これも毎年、JRの運行といいますか、JRとの接続を主とした路線編成にしておりますので、その都度、時間等を見直してございます。また本数につきましても、過去におきましても、その増やしたり、運行便を増やしたり等の見直しは、毎年行っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 質問を終わりますが、やる限りは、少しでも町民の負担にならないように、やる限りはずっと継続するように努力してもらいたいと思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時13分)

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月14日(水)

開 議 10時00分

散 会 15時00分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長	新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		
建設水道課長	成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第6号）

平成30年3月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（政策提言調査特別委員会）

（議会広報特別委員会）

（一般質問順序）

- | | |
|----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 荒海 清隆 |
| 3. 青木 照夫 | 4. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。10番、多賀剛でございます。今次定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

なお、昨日、一昨日来の同僚議員からの同趣旨の質問もございますが、私なりに確認したいこと、角度を変えて質問したいと思っておりますので、通告どおり質問をさせていただきます。ご了承くださいと思います。

まずはじめに、ふるさと応援寄附金についてお尋ねをいたします。皆さんご承知のとおり、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、平成20年の税制改正に伴い、導入が開始されたところでもあります。地方と都市部との格差の拡大や、過疎などによる人口減少、税収の減少に悩む自治体をどうするば活性かできるか、また、生まれ育ったふるさとの町を出て行った人たち、また、いままでお世話になった自分のふるさとを、何らかの形で応援することは、方法はないかと、大変大きな期待をもって導入されたものと認識しております。

この制度、導入当初、手続きの煩雑さや各自治体の受け入れ態勢の不備等により、広く認知されることもなく、何年かはそう大きな話題ともなりません。非常に認知度の低い、目立たない制度でありました。しかし、大きく動いたのが、7年前の東日本大震災であります。被災地を支援したい、がんばっているふるさとを応援したいと、被災地には全国から多くのふるさと応援寄附金の申し出があり、改めてこの制度が見直され、多くの方々から注目されるようになりました。

その間、手続き上の緩和策や各自治体の取り組みを数多くの人々に知ってもらえるような周知策、または、返礼品等々の見直し、PRがなされ、現在においては各自治体の取り組む姿勢いかんによって、大変大きな格差ができてしまっているのが現状であります。国、総務省においては、本来の趣旨を違えることなく、過度な返礼品競争とならぬようにとの通達があったようですが、それでも相当な額の寄附金が集まっている自治体が数多くあります。

近隣の町村においても、寄附金がお隣の阿賀町においては6億円。湯川村においては3億円に迫る、大変大きな金額が集まっているのが現状であります。大いに参考にすべきであると考えます。

ふるさと応援寄附金は、自主財源確保という意味合いだけでなく、本町のような、過疎、中山間地においては、地場産業振興や農林業振興という分野においても、大変有効な手段であると考えます。この制度が導入されて以来、私を含め多くの同僚議員も、もっと積極的に取り組むべきと、長きにわたって言ってきました。新年度、やっと本腰を入れて取り組む姿勢がみられ、大いに期待するところでもあります。取り組むにあたって、最大限の成果をあげていくために、何点かお伺いをいたします。

まず1点目に、新年度は2,460万円もの委託料等々の経費をかけて、3,000万円以上の寄附金を集めたいということであります。昨年までの5倍以上の寄附金を集める予定でありますが、その見通しはどうなっているのかお伺いをいたします。また、次年度以降はどれくらいのコストがかかってくるのか、あわせてお伺いをいたします。

2点目に、返礼品の見直しや開発を進めているといわれておりますが、その進捗状況はどうなっておりますか、また、3,000万円以上の寄附金が集まると想定した場合、その返礼品の量、数は確保できるのか、お伺いをいたします。

3点目として、この制度はポータルサイト等を見れば、返礼品の中身や還元率等々が注目されがちであります。本来の趣旨を考えれば、本町がもっと魅力的な町となって、数多くの人々から応援をしたい、支援したい、ついては寄附もしたいと思えるようなまちづくりを進めることが重要と考えます。これは一朝一夕にできることではありませんが、そんな町を目指して、中長期的な取り組みが必要ではないかと考えます。町のご見解をお伺いをいたします。

次に、交流人口拡大についてお尋ねをいたします。人口減少に歯止めがかからないなか、交流人口拡大は重要な政策の1つであります。人口減少は地域活力の減退のみならず、地域文化の衰退にもつながるものであります。古くから受け継がれてきた生活習慣や催事、伝統文化までもが失われつつあります。しかし、人口は減少しても、人と人とが触れ合う機会を増やすことや、多くの方々が関わり合いを持つことによって、地域文化を盛んにし、ひいては地域経済、活力をも豊かにするものと考えます。交流人口拡大について、何点かお伺いをいたします。

1点目は、今年の雪国まつりには、初めて駐日ベトナム大使館から参事官が参加されました。このベトナム大使館から、どのような経緯で本町に来庁されるようになったのか、お伺いをいたします。また、今後ベトナムとどのような関係を築こうとしているのか、国との関わり、交流等をどのように考えているのかお伺いをいたします。

2点目に、昨年、残念ながら中止となった西会津なつかし car ショーが、新しい実行委員会のもとで5月27日の日曜日に開催できることとなりました。少なからず関わってきた私としても、大変喜ばしい限りであります。そこで、このイベントの再開にあたり、町は何を期待し、今後どのように関わっていくのか。また、次年度以降、どのような形で継続していくのかお伺いをいたします。

3点目として、本町は、町をあげて福島県民球団、福島ホープスを応援しております。今年の西会津公式戦開催は5月の連休中ということもあり、相当数の来場者も期待できます。新年度はどのような形で支援をしていくのか、また、春の西会津公式戦開催に向けて、どのような体制でどう対応していくのか、お伺いをいたします。

4点目として、ロータスイン温泉保養施設は、正月明けの8日から、3月いっぱい予定で改修工事が進められております。工事の進捗状況はどうなっているのか、4月1日にはフルオープンできるのか、お伺いをいたします。また、リニューアルオープンに向けて、着々と準備を進めていることと思われませんが、リニューアルオープンに向けての周知方法やイベント等、何か方策は考えておられるのか、お伺いをいたします。

5点目として、今年が戊辰150周年の節目の年であります。会津各地では、多彩な催し物が企

画され、多くの観光客等の動員を図っているところであります。本町においても関わりのある場所が数多く存在いたします。それらを活用し、また、ふるさと自慢館なども利用しながら、観光客誘致のイベント等は考えられないか、お伺いをいたします。

6点目といたしまして、これも私は何回も言っておりますが、交流都市や友好都市との人的交流を民間を含めて、いま以上に広げていく必要があるのではないかと思います。町のご見解をお伺いをいたします。

以上の2件を私の一般質問といたします。明解なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 おはようございます。10番、多賀議員の交流人口拡大についてのご質問のうち、駐日ベトナム大使館の参事官来町についてのご質問にお答えをいたします。

議員おただしのおり、2月10日に、駐日ベトナム社会主義共和国大使館からグエン・スアン・ティエン参事官兼投資促進部長が本町を訪れ、10日、11日と2日間にわたり開催された西会津雪国まつりを視察されました。

今回の参事官の訪問は、ベトナム大使館の公式な活動ではありませんが、ベトナムとの交流事業を積極的に展開されている方のご紹介によるもので、ティエン参事官の希望もあり実現したものであります。参事官は10日に町役場を訪れ、町長と懇談し、その後、雪上花火や歳ノ神を視察され、翌11日には、オープニングセレモニーにも参加され、ベトナムにはない雪国のイベントを体験し、帰京されました。

現在のところ、町といたしましてはベトナムとの交流等の具体的な計画はありませんが、日本とベトナムは1973年に国交が樹立して以来、東南アジア諸国のなかでも最も友好的な関係が築かれている国の1つであります。近年は経済交流や文化交流も盛んで、ベトナムを訪れる日本人渡航者や、逆に日本を訪れるベトナム人渡航者も飛躍的に伸びている状況にあります。

今回の参事官の訪問を契機に、友好国であるベトナムと、経済面や人的交流の面で関わりをもち、交流することによって、町の活性化につなげることができないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、西会津なつかし car ショーについてのご質問にお答えをいたします。

町をはじめ、西会津町商工会、にしあいつ観光交流協会、株式会社西会津町振興公社、町内外のクラシックカー愛好者の皆さんなど22団体で組織する、西会津町なつかし car ショー実行委員会の設立総会が3月2日に開催され、来る5月27日にさゆり公園において、西会津なつかし car ショー2018を開催する運びとなりました。

町といたしましては、交流人口の拡大と地域経済の活性化に大いに期待しているところであり、大人から子どもまで楽しめるイベントとしていきたいと考えております。また、次年度以降につきましても、なつかし car ショーがより発展し活気あるまちづくりのために、継続していけるよう構成団体と連携しながら、積極的に関わってまいります。そして、賑やかな過疎の町を築いてまいりたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の交流人口の拡大のご質問のうち、3、福島ホープスの支援体制から、6、交流都市との人的交流までのご質問にお答えいたします。

はじめに、福島ホープスへの支援体制についてお答えいたします。BCリーグ・福島ホープスへの支援につきましては、昨年度に引き続きユニフォームへのスポンサーをはじめ、ヨーク開成山スタジアムでの西会津町マッチデー、いわゆる冠試合でございます。を予定しているところがあります。

また、平成30年度の本町での公式戦は、5月3日木曜日、4日金曜日に予定されておりますので、選手の皆さんが素晴らしいプレーができる環境づくりや来場者への観光PRのほか、町商工会青年部など関係団体と協力しながら、町の物産の販売を行い、町をあげて支援・応援して行きたいと考えております。

次に、温泉健康保養センターロータスインの温泉施設の改修工事につきましては、工程は順調に進捗しており、3月末の工期内に完了する予定となっております。また、4月1日のオープンに向けて、来場者への粗品を用意するほか、館内の装飾を変えるとともに、レストランと休憩室のメニューを変更し、お客さまをお迎えする予定であります。今後、ケーブルテレビやホームページ、チラシの全戸配布などにより、町内外へ広く周知してまいります。

次に、戊辰150周年の節目に係るイベントについてのご質問にお答えいたします。現在、町では、にしあいづ観光交流協会と戊辰150周年のイベント開催について協議を進めているところがあります。イベントの詳細につきましては、今後協議のうえ決定することとなりますが、旧会津藩であった新潟県阿賀町と連携したイベントの開催を検討しており、7月頃に阿賀町で、9月頃に西会津町でシンポジウムを開催し、その後、戊辰の役に関わる史跡巡りなどを実施する方向で検討しております。また、ふるさと自慢館の利用については、商工会においても戊辰の役に関係する展示等の検討を進めているとのことであり、史跡巡りの中で利用を検討していきたいと考えております。

次に、交流都市・友好都市との人的交流の拡大についてのご質問にお答えいたします。町ではこれまで、国の交付金などを活用し、横浜市鶴見区や埼玉県三郷市など首都圏在住者を対象としたモニターツアーや町内生産者との交流会などを開催するとともに、沖縄県大宜味村や宮古島市など、交流・友好都市で開催される産業まつり等への参加により、物そして人の交流を進めてまいりました。

一方で、新郷富士地区をはじめ、奥川中町・山浦地区、尾野本萱本地区などでは、独自のルートにより、首都圏等の企業、大学、団体等の皆さんと、食や農業体験などで交流を深めているところでもあります。

町といたしましては、交流都市・友好都市との関係におきましても、このような民間レベルでの交流が促進されるよう努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金は平成30年度より、多くの方々への周知を図るとともに、寄附金のクレ

ジット決済も可能となるインターネットの有料サイトを活用した取り組みを実施いたします。予算額の3,000万円につきましては、有料サイトを活用している会津管内の他市町村の状況や、多くの自治体でふるさと納税事業に携わった委託業者との打ち合わせのなかで、本町の返礼品の素材であれば目標額の達成は可能である。との協議を踏まえ計上したものであります。今後は目標額を達成できるよう最大限の努力をまいります。

次に、次年度以降のコストについてであります。今回は初めて有料サイトへの掲載をすることから、目標額の3,000万円に対しまして導入にかかる経費に加え、ランニングコスト等を考慮しますと約8割が返礼品を含めた経費となっております。

次年度以降においては、寄附金額によっても異なりますが、おおよその目安として寄附金額の約3割が返礼品代、ほかに送料、人件費、広告宣伝費等の運営費で約3割となり、全体の経費として6から7割程度となると見込んでおります。また、他の自治体においても寄附金額の7割程度のコストがかかっているようであります。

次に、返礼品の見直しと開発の進捗状況、返礼品の数量の確保についてのおただしであります。4番、小柴敬議員のご質問にお答えしましたとおり、現在、委託業者、関係者により返礼品のリストアップ作業や数量の確保対応などの作業を進めており、今後も鋭意努力をまいります。

次に、3点目の魅力あるまちづくりにつきましては、議員おただしのとおり、町といたしましても、ふるさと応援寄附金として多くの皆さんに協力していただくためには、返礼品そのものの魅力もさることながら、応援したい・寄附したいと思えるようなまちづくりが重要であると考えます。そのためには、豊かな自然や風土、そこに育まれた歴史・文化、地域に根ざした産業、安全・安心な生活環境、そこに暮らす心豊かな人々など、地域資源をさらに磨き上げ、それを町外の皆さんに知っていただくことによって、交流人口や関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

平成30年度は、町の将来像を打ち出し、それを実現するための取り組みを定める新たな総合計画を策定してまいります。そうした中長期的な計画に基づくまちづくりを通じ、豊かで魅力あるふるさと西会津を、町民みんなで築いていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長からご答弁いただいたわけですが、私の通告の順番どおりに再質問をさせていただきます。まず、いまほど町民税務課長から、ふるさと応援寄附金のご答弁をいただきました。昨日も一昨日も同僚議員からの質問で、ある程度中身は分かりました。そこで確認したいところなんです。いわゆる今回、初年度導入、初年度というようなことで、委託料等々合わせて2,460万円もの経費をかけるということになります。そのなかで、いわゆるポータルサイト等への掲載等々の話されましたけれども、これから煩雑になってくるのは、いわゆる寄附金の受付、寄附金の収受、あるいは返礼品の集荷、発送等々があると思うんですが、これは、いわゆる委託業者でやってもらえる、その経費も含んでいるんだという認識でよろしいですか、それを確認します。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

おただしのありました発送業務等々も含めた金額でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それと、あと委託料のなかに、ポータルサイト、あるいはもろもろの委託をするということではありますが、それはトータルでコーディネートしている業者に委託するようになるのでしょうか。それとも個々に、いわゆるネット環境整備、あるいはいま言ったような配送業務等々、別々に委託するようになるのでしょうか。それをお尋ねします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ネット関係につきましては、町と、その例えば、有料サイトのふるさとチョイスですとか、そういう部分の直接契約になりますけれども、運営上のほかの部分につきましては、委託業者との契約というふうになってございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も当初この説明を受けたとき、これをやることは大変いいことだということでありました。それで、いわゆるポータルサイトに掲載する、有料サイトに掲載するというようなことで、ふるさとチョイスに掲載したいということがありましたけれども、私はもっといろんなところのポータルサイトに、例えば楽天もあるだろうし、さとふるもあるだろうし、いろんな、いわゆるふるさと納税に関するのがあるんですが、そういうの、数多くのサイトに載せて、いわゆる寄附金を募っていくのかなという思いでありましたけれども、いわゆるポータルサイトはふるさとチョイスだけと、それだけ確認します。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、おただしのように、ふるさとチョイスを想定してございますけれども、公金決済システム、これにつきましては、楽天のサイトを利用しますもので、楽天サイトから、そのふるさとチョイスに飛ぶような仕組みと申しますか、そういった部分で、楽天サイトも活用しながら、その決済部分もございまして、やっていきたいということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 なんだかよく分かりませんが、とりあえずふるさとチョイスにこだわったことではないということですね。私は、どうせお金をかけるんだったら、いろんな有料サイトのなかでも、やっぱりアクセス数の多いところというのは理解できますけれども、数多くの、いわゆるそういうサイトに載せて募るべきだなという思いがあります。それはそれで分かりました。

それで、いわゆる一番煩雑な寄附金の受付、寄附金の収受、返礼品の集荷、発送というのは、想定としてどこに委託するようになりますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

発送、受付等の作業につきましては、今年度初めての取り組みということで、業者との協議のなかで、今回につきましては、その業者の方をお願いをいたしますけれども、行く行くなんですが、今後においては、町長も以前ご答弁を差し上げましたけれども、地域のなんて言いますか組

織、例えば、例えばでございますが、振興公社ですとか、観光交流物産協会ですとか、そういったところが担えれば、またその地域経済の活性化の部分についても寄与できるという部分がございますので、そういったところと今後は協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 このふるさと応援寄附金の効果として、自主財源確保だとか、地場産業振興、農林業振興とありますけれども、私は考え方から言えば、いわゆる雇用の創出まで、これ金額が相当集まるようになればできるのかなという見方をしていたんです。だから、できればいま言ったように、全く町外の業者に任せるのではなくてね、やっぱり町内の雇用というものも考えれば、役場でできなければ、いま町民税務課長が言ったような形でも構いませんが、ぜひ町内の雇用等々も考えて、これからは進めていただきたい。

あともう1つ、この返礼品の開発うんぬんの話、進んでいるというのがありました。昨日も一昨日もありましたけれども、返礼品に関しては、町長のご答弁もありましたけれども、おそらくお米が、多くの寄附金が集まっている自治体というのは、だいたいお米だったり、肉だったり、果実類の野菜だったりというのがありますけれども、本町の場合は、おそらくお米が主流になると思います。

そんななかで、いわゆる4番議員も言いましたけれども、会津のお米、コシヒカリが、ひとめぼれが特Aのランキングで、魚沼産コシヒカリを超えて日本一、名実ともにおいしいお米だということになったと、そうした場合に、先ほど言ったような近隣の市町村だって、みんなおいしいお米を返礼品として使っているわけなんです。それで、先ほどのご答弁を聞くと、うちはだいたい返礼品は3割程度を見込んでいる、想定しているということではありますが、昨日、町長のご答弁では、湯川村では5割、おいしいお米を返礼品として使うということでもあります。

そんななかで、我々後から入る新規参入組で、これどこで差別化をするのかなと、同じ金額を寄附した場合に、同じいまのレベルだと、湯川村さんのほうが多くのお米が返礼品としてもらえる。お米のレベルは特AでもAでもいいんだ、同じレベルだといった場合、どこで差をつけてPRできますか。農林振興課長の昨日の答弁でも、全国でブランド米ができて、いわゆる産地化競争が激しくなっている、みんないろんな試行錯誤して、おいしい米をつくっているというなかで、はたして後から参入する本町としては、どういうところで差別化をして、注目をしてもらいますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをしたいと思います。予算編成の段階では、まだ3割という国の指導というのがありました。それをもとに予算といいますか、事業の内容を業者に調査をしていただいたというようなことがございまして、そんなことで進めてきたわけですけども、実は3月の8日に、湯川村が5割の返礼品を使うというような、そういう報道がされてきましたので、いま3割の返礼品ということでおりますけれども、これはやっぱりほかと、湯川との競争になりますから、ここはもう一回、再度考え直さないといけないなど、そんなふうに思っておりますけれども。

ただ、総務省が、このことについてどういう指導が入るのか、いま総務大臣が替わってから、

このことについては、何か柔軟な姿勢を示しているような内容でありますけれども、これが全面、出たときに、はたして国の指導はどうかかなと、その辺もこれからちょっと検討しながら、3割でいいのか、あるいは4割、あるいは5割にするのかという部分は、ちょっと検討させていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 その辺は検討してください。

いわゆる返礼品の開発というのは、私はその辺も少し考えておられるのかなという思いでいたんですが、あまりそういうご答弁をいただけなかった。要は、そのいろんなね、数を多くして、いろんなチョイスをできるような形にしたいというのは分かりますけれども、おそらく主力はお米になろうと、じゃあお米を差別化を図るうえで、どういう返礼品開発をしていくのかなと気になったんですが、差別化に関しての開発とか、研究だとかというのは、現在していないんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 主に農産物の差別化のご質問でございますので、私のほうからご答弁させていただきますが、答弁のなかで申し上げましたように、委託業者の方と返礼品のリストアップの作業をしているなかでありまして、進めているなかであります。農林振興課としましては、例えば米につきましては、その業者さんのほうに、そのリストとしてご提供、提案申し上げましたのは、例えば有機JASを所得している米だとか、あとは、町内で多くの方が取り組んでいらっしゃる特別栽培米ということで、50パーセント農薬と化学肥料、減農薬にしている米ですとか、そういったものをちょっと別な切り口ということでご提案を申し上げております。野菜については、ミネラル野菜。それから、きのこ、菌床と原木と、そういった農産物をリストアップとしてご提案しているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。本町のおいしいお米、野菜をそうやってPRするのも当然必要であります。私の、いわゆる差別化のなかで、いろんな考えたところ、これ余談になりますけれども、いま購買力のある世代というのは、ミドルエイジ、中高年ともう1つは、オタクだというんですね。もう自分の好きなことには時間とお金を惜しまないでお金を使えるというようなことを、あるところで聞いたことがあります。

そうしたなかで、いわゆる秋田のある町で、いわゆる美少女アニメキャラクターをお米のパッケージに使って、いわゆる萌えキャラ、萌え米ということでパッケージをして販売したらば、おおよそお米を吟味して買わないであろう方々からの注文が殺到したという話もあります。いわゆるパッケージの問題ですね。中身も大切ですが、同じ味、同じランキング、同じおいしいお米であれば、パッケージの開発とか、実際我々も、先日、茨城県大洗町に行ってきました。あそこは課長ご存知のように、ガールズ&パンツァー、ガルパンで町おこしをして、いろんなところで、ああいう少女アニメキャラクターを町の広報で使ったりしてやっているんです。そこにも、やっぱりオタクと称される人が押し寄せてきている。だから、そういう研究もこれからぜひやっていくべきだなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

ご提案ありましたパッケージの部分等々につきましても、今後、業者との打ち合わせのなかで協議して、本当に、ネームバリューじゃないですけども、やはりちょっと違う部分をアピールできたらというふうに考えてございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　そんなことも考えていただければいいと。うちの町も丞神デナーなんかは、全国から追っかけがくるんです。数は別にしましても、大したものだなという思いがありますから、そんなのをぜひ考えていただきたいと。

それと、最後に言いましたけれども、究極は、その返礼品の中身、返礼率、還元率うんぬんよりも、本当にこの西会津町は全国からね、本当に今回、新しい町長、新しい政策出されましたけれども、子育てにがんばっている町だと、本当に人口は少ないけれども、本当にきらりと何か光るものがあると、リスペクトできるものがあると、そういうものを注目される町にしていくことが、やっぱり本来の趣旨であり、このふるさと応援寄附金だと思うんです。だから、そういうふうにしていくということですが、これは担当課ばかりの話ではない。皆さん、我々も含めて、全員で取り組んでいかなければいけませんので、町長から、その辺のご答弁をいただければ。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　まさにそのとおりで思っておりますけれども、それが理想の形になるわけですけども、なかなかそこまでは、やっぱりそう簡単ではないなというふうに思います。先ほども申し上げましたように、こういう過疎の町でも、やっぱり賑やかな町にしたいなという、そういう意味からすると、いろんな方から西会津町を応援してもらえる。あるいは西会津町を知ってもらえるというか、そういうふうな、やっぱりまちづくりをしないといけないなと、それはどちらが先かということもあるかもしれませんが、やっぱりそれは総合的に進めないといけないなというふうに思っております。

たまたま、いまふるさと納税が話題になっていますけれども、私はふるさと納税だけではなくて、いろんなことをやって、それをやっぱり全国にPRしていかないといけない。このふるさと納税も、やっぱりいろんな形があって、特産品を送るだけのことで、いまはもうなくなってきていますので、やっぱりそれだけの、まちづくりのために応援してもらいたいという、そういう本来のふるさと納税の形に、いま少しずつそういうふうになっているというようなことでありますから、やっぱり西会津町が賑やかで、素晴らしい魅力のあるまちづくりをしているよというふうな、やっぱりそこを目標としてやっていかないといけないなと。その前段の作業として、やっぱりふるさと納税、それも財源が伴うわけですから、その財源をどこに求めるかということになると、やっぱりそれはふるさと納税が全てではありませんけれども、一部にふるさと納税もそういうところに活用していきたいなと、そんなふうに考えています。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　分かりました。ぜひお願いしたいと思います。質問を変えます。ふるさと応援寄附金は分かりました。

交流人口拡大についての質問に移らせていただきますが、冒頭、町長からベトナムとの関わり、

いまご説明いただきました。おそらく町長の人脈、つながり等々で来られたんだなと想像はつきまされたけれども、ご答弁のとおりであると。

そんななかで、私は大変、いままでにない動きだなということで期待しているんです。昨日来、これからはグローバルな動きのなかで、外国等々のお付き合いなんかも大切だというような話がありましたので、おそらくね、町長いまお話しませんでしたけれども、むこうだって、ただ来るわけじゃなくて、何らかの思惑があっけいらしていると思うし、この町でも、おそらく何らかの思惑がなければ、わざわざね。当初は私、大使ご夫妻がくるなんて聞いたものですから、いやこれは大変なものだなと、これ町で受けられるのかななんていう、そういう思いもしましたので、それ町長、いまお答えできる範囲で、そういう思惑があればお示してください。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ベトナムとの関係でありますけれども、最初のときには、大使がおいでになるという、大使夫妻がおいでになるという話でした。その後、やっぱり日程の関係とか何かどうか分かりませんが、参事官になったということでもありますけれども、ベトナムとの関係で、先ほども答弁申し上げましたけれども、具体的などころのことではなくて、まだいま、そのどういう交流、どういうベトナムとの関係を構築できるかという、そういういま段階でございまして、この前きた参事官からも、そのことについての言及はありませんでしたけれども、ただ、これからのことについて、やはり、わざわざ雪まつりにきてくれたということは、やっぱり西会津町を見たかったんだなと私は思っているんです。それでどういうまちづくりをしているのかというようなことを参考にしながら、やっぱりこれから西会津町とどういう交流ができるかというようなことで、私の思いの部分がありますけれども、まだそれは、これは国と今度、町の関係になってきたり、あるいは国との関係になったりする部分もございしますので、これが話が進展してくれば、今度は国と国の関係になりますし、どこまで発展するか分かりませんが、

ただ、いまベトナムからお話があるのは、とりあえず、3月の24日と25日に、いわゆるベトナムとの国交樹立で45周年だそうなんです。ここでハノイの日本文化交流祭というのがあって、これの主催がハノイの市民委員会、それから、共済が在ベトナム日本国大使館、それから、後援がベトナム文化スポーツ観光庁、協力が各省庁というようなことで、日本の大使館もそこに共催といますか、そういうふうになっていて、このまつりが、いわゆる桜まつりという、通常いわれているんだそうですけれども、そこにぜひ西会津から来てくださいというお話があって、これからどういうようなことに発展していくか分かりませんが、ちょっと私もいろんなことをいま考えさせていただいておりますが、そのことについては、これは今度、外務省だとか、いろんな関係省庁との関係が出てきますので、いまの段階では、まだちょっと申し上げることはできないなというふうに思っておりますが、とにかくベトナムとの関係がどういう形でできるか、それが西会津町にとってどういう効果のあるまちづくりにできるかということについては、もうちょっと時間がかかるかなというふうに思っております。

とにかく、この24日、25日、誰かやっぱり職員をやらせたいなというふうに思っているわけですが、そんな状況でありますので、いまの段階でお話できるのは、そこまでかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 きっかけはできたわけでありますから、ぜひためらわず、ためらわずというか、積極的に、私はこういう交流は進めていくべきだなという思いでおります。これからの発展性に大いに期待しているところであります。

それと、先日ちょっとお伺いすれば、我々うちの町と友好都市、交流都市の大宜味村は、以前からベトナムと物販交流なのか、人的なのか、しているという話を聞いたんですが、その辺の調査なんかはなされていますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大宜味村とのベトナムとの関係ということでありますけれども、先日、大宜味村の村長さんがおいでになって、その前にちょっと私も大宜味村におじゃまして、そのときに村長さんからいろんなお話がありまして、具体的な事業の交流というよりも、これからはもちたいということで、あそこは台湾と、それからベトナムと、もう1カ国、3カ国との交流をしているんだそうです。具体的に、ちょっと詳しい話はありませんでしたけれども。

大宜味村からのお話ではなくて、別なルートからのお話でありまして、そんな話をしましたら、大変また大宜味村とのそういう関係、お互いに協力できる部分は協力していきましょうよというような、そんな話にはなっておりますので、これからちょっとその辺は、いろいろ調査をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。我々も友好都市と一緒にあって、何かできることがあれば大変いいことだなという思いであります。

次に質問を変えます。なつかし car ショーに関しましては、ご答弁いただいたとおり、本当にうれしい限りであります。そのなかですね、1つ私、確認しておきたいのは、昨年、中止になった経緯、いまさら言ってもしょうがありませんけれども、昨年ああいう緊急事態だから、1年だけでも、本当は役場、商工観光課あたりが事務局やっていたら、緊急事態がゆえ、継続できたと思っておりますが、それいまさら言ってもしょうがありません。今回、継続できるようになって、今回は町が主体となってやるようになったということではありますが、実際このイベントを運営する上で、町の立ち位置というのを、私、確認しておきたいんです。ご答弁いただけますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 なつかし car ショーの町の立ち位置のご質問についてお答えしたいと思います。

なつかし car ショーの設立総会のなかで、町は主要の幹事団体ということで、積極的に関わっていくという部分になっております。また、会則のなかですね、当然、事務局については、商工観光課に置くということでございまして、私が、当面、事務局長を仰せつかうということでございまして、町はある程度主体的になって、各部門ごとを相互調整しながら、イベントを盛り上げていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛　それが、今回大きく変わったところであります。あのイベントは、私も実行委員会のなかで申しあげましたけれども、イベントというのは、いろんな種類ありますけれども、本当お金がかからなくて、ピーク時は1万8,000人から2万人近い動員があったと、そのときは本当に、キャパ以上のお客さんが来ていただいたので、大変なパニック状態になったという経験もしてきました。

そんななかで、本当に町と、いままでは町としては、いわゆる駐車場なり、ふれあい広場、会場を提供して、当日、協力金収受のお手伝いやったり、会場整理のお手伝いをさせていただきましたけれども、それで運営してきた、本当に手作りのイベントだったんです。だから、いわゆる運営母体となっていたところは、町内ばかりじゃなくて、町外から本当にボランティアスタッフが、多くのボランティアスタッフが駆けつけて、手作り感満載でこうやって、それが楽しくあり、来ていただける人に感動をよんだ、感動までいかなかったかもしれないけれども、喜ばれたイベントだと思ったんですね。

だから、私はぜひ、その雰囲気壊したくないなというところで、町がこれから継続的にやるということですから、それはそれでいいんですけども、その立ち位置、あまり町が主導的に、大旗振って進めていくと、町内のボランティアスタッフはまだいいですけども、町外から来ていただけるボランティアスタッフの居場所がなくなるとは困るなという思いでありますので、その辺、配慮していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　従来からの手作り感満載なイベントというような形を継続してほしいというようなご質問でございますが、一応、町としては、主体となる部分につきましては、やはり駐車場の確保と輸送、警備関係をちょっと強化していきたいということで、町はその部分を主に重点的に担うという形をしております。

それで、従来からの車両のエントリー部分につきましては、従前どおり、昔、町内外のクラシックカーのマニアの方々のご協力を得ながら、いままでどおりに、そこら辺は変えておりませんので、そういう形で運営していきたいと考えておりますので、その手作り感を残しつつ、少しイベントの輸送とか、そういう部分を強化していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　分かりました。ぜひそうしていただきたい。

それで、実は車両部門の部会を先週やったんですよ。そうしたら、そのエントリーに関しては任せるといわれているけれども、詳細が全然分からない、どこまでやっていいのか、だから、早くその詳細を詰めていただいて、下に流していただきたいという思いであります。

今回、料金に関しては、いろんなところから、見るための料金ですね。いろんなところからいろんな声が聞かれて、もうSNS等でアップしたら、もう大炎上になりかけたみたいな話も聞かれますのでね。詳細が決まってなくて、今回、私はもう、全部ネガティブな話はおいておいて、もう前向きにやろうということでやっておりますので、我々は。だから、その詳細が決まることによって、前向きな発信ができると思いますので、早めにその詳細を詰めていただきたいと思い

ます。

質問を変えまして、次、福島ホープスの話になりますけれども、先ほど言ったように、今年は5月の連休中というようなことで、3、4、大変大勢の動員がある。一番最初にやったとき800でしたっけ、一番はね。あれを超えたことはないんですけども、まして今回、3日の日は、栃木ゴールデンブレーブスが来るんですよ。いわゆる昨年までジャイアンツにいた村田修一選手が、今度は栃木に入って、もう東京ドームで行かないと見られなかったような選手が、福島ホープス西会津球場で見られるというようなことでね、私は大変楽しみにしているんです。だから、いままでと同じような体制でいいのか、どうか、その辺ですね、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 福島ホープスの関連についてお答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、5月3日は、木曜日は、対栃木戦ということで、相当な、連休の初日ということもございまして、たぶん相当な集客が予想されます。したがって、一応、ホープスの西会津応援隊の方はいらっしゃいますが、その方々については、選手の環境として、応援に特化していただきまして、私どもとしましては、あとその関係、いろんな警備スタッフ等という部分につきましては、ボランティアサポートセンターとかを通じまして、ボランティアを確保しながら、運営に対しては強化していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町長、何かありますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5月の3日、4日、実は、まだこれ確定ではありませんけれども、この2試合のうち1試合は、ケーブルテレビで生中継できないかなということで、ちょっと内部で話を進めているわけですが、それも2試合は、2試合放送してしまうと、わざわざ今度は球場に見に来ていただける方がなくなってしまいますので、そのうちの1試合だけを、ちょっとケーブルテレビで生中継をさせていただくようなことで、ちょっと考えてはどうかかなということで、いま内部で調整をしておりますけれども、こんのことは、何かいままでとは変わったことをやらないと、なかなかやっぱり皆さん興味を持っていただけないのかなというふうに思っていますので、それが実現できるような方法で、これから進めていきたいなというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 本当に、本町に秀でたインフラがあるわけですから、ぜひそんなのを実現できれば、大変町民も喜ばれると思います。

時間がないので、ホープスはこの辺にしまして、温泉保養施設の話なんですけど、確認しておきますけれども、4月1日フルオープンできるんですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

フルオープンと申しますか、いま改修を全部終わるということでよろしいのでしょうか。改修は工期内に完了いたしまして、一応、温泉施設については、再オープンしたいと考えております。

それとあわせまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、レストラン、休憩所のメニューをリニューアルしてお迎えしたいということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。要は、心配したのは、3月いっぱい完成するという表現はよくされるんですが、完成はされるけれども、本当にオープンできるのかなというのは、多くの町民が心配しているんです。実は、2月の、先週、2月の末の段階で、実はロータスインで同級会だかの宴会予約をして、宿泊を伴う、した方がいて、今年はこういう状況なので、新年会を4月1日に予約したと、3月いっぱい。それが、2月の末の段階で確認したらいいんです。温泉入れるんですよねと、まだ分かりませんと、いまの状態。そう言われたというんです。だから心配して、これどうなんだと。工事完了とオープンはまだ別な問題なのかというようなことを言われたので、4月1日オープンできるということが分かりましたので、それはいいです。

それと、そのイベントに関しては、よその温泉保養施設、何からの理由で、工事等々で休館した場合に、リニューアルオープンしたときにね、ある温泉保養施設は、もうご迷惑をかけたから、3日間無料開放しますよとかね、そういうことをやりながら、いままで来なかった人を集めたり、リピーターに喜んでもらったりしたことがある。だから、そういうイベント等を考える。記念品配るのもいいでしょうけれども、記念品よりも、やっぱりそんなことを考えていただいたほうがいいのかなという思いなので、それをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再オープンにつきましては、今度いま、全戸配布ということで、こういうチラシを、これからいま全戸配布になりますので、まず、4月1日のオープンは間違いはないということでご理解いただきたいということと、オープンを記念いたしまして無料にしたかどうかという部分でございますが、いま現在、公社と協議をしておりますので、その辺は、詳細が決まり次第、また発表させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 最後です。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 本当はもっと聞きたいことがあったんですが、時間配分下手で、中途半端な感じになりますが、ぜひ、町民に喜ばれるような施設となれるようにね、がっばっていただきたいと思っております。時間オーバーしましたけれども、本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、こんにちは。12番、荒海清隆でございます。私も今次の一般質問に1項目であります。質問を提出しておりますので、順次質問させていただきたいと思っております。

町長の平成30年度の重点事業の1つである農林業の振興についてお伺いいたします。農林業の振興による、豊かな町、実現を目指すと言っておられます。私も全く同じ思いであります。今回、新たな取り組みとして、林業専用道路の整備等は、町長の並々ならぬ決意の表れかと思っております。私も心から賛同するものであります。

今回、私は、森林資源を活用した持続可能なまちづくりについて4点ほどお伺いするものでありますが、まちづくりについては、今回の一般質問では、議員の皆さんが、それぞれの角度から、それぞれの思いから一般質問をされております。町も真摯に答弁されております。これが本当に議会としてのあるべき姿かなというふうに私も考えております。私もそのまちづくりについての一端であります、それを述べさせていただきたいと思っております。

現在、町の公共施設に設置しているバイオマスボイラーへのチップ、あるいはペレット等の供給をどのように考えておられますか。また、菌床培養施設、この度、完成するわけではありますが、そのオガ粉の供給体制等はどのように考えておられますか。

私は、以上のようなことを踏まえれば、バイオマス燃料製造施設、これを導入する必要があるのではないかと考えておりますが、町の考えを伺うものであります。

2つ目に、公共施設、温泉施設、福祉施設、農業施設等、熱供給を必要とする施設は多くあります。小規模分散型の地域熱供給システムの整備を図る考えはないかをお伺いいたします。

3つ目に、現在、本町を含む会津13市町村が共同で、森林資源活用に向けた取り組みをしております。その進捗状況をお伺いいたします。

これら、1、3の事業を行うには、メリット、デメリットも数多くあります。町はどのようにこれを把握しておられるのかをお伺いいたします。

以上、明解な答弁をお願いするものであります。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 12番、荒海清隆議員の森林資源を活用した持続可能なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目の、町の公共施設に設置しているバイオマスボイラーへの燃料供給についてであります。西会津小学校では、会津地区のチップ業者から年間約53トンを購入しており、ミネラル野菜の家、認定こども園で使用しているペレットは、いわき市の業者から年間約74トン購入しております。

平成30年度から稼働する役場新庁舎と菌床培養施設のペレットボイラーを合わせまして、約300トンのペレットを使用する見込みであります。県の補助事業等を活用したため、県産材を使用して県内で加工した燃料を使用することになっており、引き続きいわき市の業者より購入することとなります。

バイオマス燃料製造施設の導入についての考え方とおただしであります。平成28年度から森林資源活用型産業化計画策定事業に取り組み、原材料の確保、燃料生産施設の整備、熱需要の創出について調査・検討いたしました。

この結果、本町には原料となる針葉樹、広葉樹ともに十分な量がありますが、燃料製造施設の採算ラインに到達するには、ペレットが現状の約2倍以上、菌床用オガ粉が約3倍以上の需要が必要であり、現時点での整備は、時期尚早ではないかとの見通しとなったところでございます。しかし、本町の森林資源を活用するためには重要な施設となりますので、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目の公共施設等への小規模分散型地域熱供給システムの整備についてお答えいたし

ます。

今年度の調査で、西会津診療所や福祉施設の周辺にバイオマスボイラーを導入し、熱供給事業を実施した場合の事業収支について検討いたしました。先行事例である福井県あわら市の実証モデル事業で得られた事業採算規模では、300キロワット規模2基、計600キロ以上での熱供給でありまして、本町の診療所・福祉施設等全てのボイラーを切り替えても、約500キロワットと不足する計算となるため、民間事業者が投資しての熱供給事業候補にはなりませんでした。施設が近接していれば、配管を延長しての熱供給も考えられますが、ロータスインや温水プールへの敷設距離や道路の横断工事を考慮すると、効率的な事業が実施できない見込みであります。

次に、3点目の会津地域13市町村が共同で行う取り組みの進捗状況につきましてお答えいたします。

森林のない湯川村を除いた、12市町村で森林資源の賦存量を抽出調査したところ、昨年、本町が先行した調査結果と同様に、森林の面積や材積の基礎となる森林簿と実際の山林に違いがあり、正確な把握が必要であることが分かりました。また、中長期的に繰り返し資源を活用するには、大型の車両や機材が使用できる林業専用道の整備の必要性が指摘されております。

本町では、他の市町村に先駆けて、平成30年度から奥川地区に整備を計画している林業専用道の事業効果を、今回の調査事業で算出したところ、1,800万円以上の経済効果が見込めるとの試算でありました。また、チップボイラーによる熱供給事業の対象施設につきましても、13市町村でそれぞれに調査し、導入が見込める施設については、平成30年度に詳細な設計を行う計画となっております。

次に4点目の、これら事業のメリット、デメリットについてであります。町が考えるメリットとしましては、森林伐採、運搬等の森林施業の現場での雇用が創出されること、森林所有者の所得向上が見込めることに加え、13市町村と民間事業者でネットワークが構築されることも大きなメリットと考えております。

デメリットにつきましては、公共施設等のボイラーを更新した場合、一般的に木質燃料ボイラーの価格が高く、補助金を考慮しても2割程度、導入経費が高くなり、また、灯油ボイラーに対してランニングコストが嵩むことが懸念されます。

本町や会津地域全体の森林は、適齢伐期を経過しつつあることから、今後も会津13市町村との連携を踏まえた森林資源を活用したまちづくりを検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、再質問をさせていただきます。まず、3番目の会津13市町村との共同といった進捗状況、これは、いまこれからの30年度に共同でやるというようなことでありますので、これはちょっと、いまの質問には間に合わないのかなというふうに考えております。

それで、私、一昨年から山形県の最上町、そして昨年は北海道の下川町、そこに行ってバイオマス関連の事業を視察してきました。そこでいろいろ話を聞きますと、北海道の下川町ですか、そこは広大な共有林を持って、持続可能な森林経営ができるんだというようなことで、本町とは大変大きな違いがあるんですが、やはり、違いはあったにせよ、エネルギーの地産地消をするこ

とによって、持続可能なエネルギーの循環ですか、それによって町の活性化になり、人口減少に歯止めがかかるんだというようなことで話しておりましたが、それらも考えると、我が町でも何かできるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、採算コストなんですけど、北海道の下川町では、バイオマスボイラーに切り替えて、1,800万ですか、その効果があり、その半分を機材のメンテナンス、そしてその半分を子どもの教育ですか、そういうものに使っているというようなことで、冬場は氷点下30℃にまでなるといような町でありますけど、結構、移住・定住する人が増えているというようなことであります。

そういうコスト面でもう少し、私もいろいろ、ちょっと本なんか読んできたんですけど、本町では、間に合わないというようなんですか、公共施設の熱供給をやるにあたって。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、いま本町だけで考えますと、本町の需要に対しまして、採算ラインについては、まだまだ2倍、3倍の量を需要をつくらないと採算は取れないというような調査結果の見通しが出ています。これは、お隣、新潟県阿賀町の施設なんかも研修させていただきまして、実際の話聞いたうえでの検討結果というふうになっております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 まず、熱需要の一番多い特養ですか、あとロータスイン、それからさゆりの管理棟、これらはまだまだ熱需要が見込まれておりますので、その辺のことを変えていけば、かなりの経済効果があるのではないかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか、試算はされたことはあるでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど議員申されましたような形で、西会津町の木質エネルギーの地産地消計画というのを平成26年度に策定しております。このなかで、そういった試算なんかもしているんですけども、その際に、いまほどおっしゃられましたロータスインですとか、特養ですとか、そういった部分のことも触れておまして、今回の、去年からの調査のなかでも、さらに詳細に調査はいたしました。確かに需要量はございます。ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたように、全てのボイラーを切り替えて、なおかつ距離がありますので、1本でつなぐことは難しいというような、やっぱり不利な部分もありましたので、熱の需要量はあるんですけども、なかなか効率的な経営、採算ラインに乗せるのは難しいというふうな見通しでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そこでなんですけど、小規模なもの、熱供給型、分散型のシステム、そういうものを2番目に、私、掲げているんですけど、さゆり公園周辺が一番場所としてはいいんじゃないかなというふうに私は考えているんですけど、なんかね公共施設、いまどんどん入っているわけなんですけど、これでは中途半端なやり方ではないかなというふうに私は思うんですけど、下川町では、公共施設の60パーセントをバイオマスボイラーにしているというふうなことでありますので、いま現在、

何パーセントくらいなっているのでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

先ほど申しました地産地消計画のなかで、町内で考えられる公共施設全部を想定した場合に、だいたい600トン程度のペレットの需要量があります。現行が200トンから、今年、役場が始まれば300トンになりますので、そこからいいますと、だいたい5割ぐらいの、いまのところは木質バイオマスエネルギーの使用率というような形になるかと思われまます。

あと、先ほど申されました下川町、それから、その前の最上町、山形県最上町につきましては、やはり1つのところにまとまっていると、その部分を地域熱供給でやったということが大きなところでございまして、本町におきましては、例えばよりっせであったり、例えば役場であったり、ということで、例えば小学校、認定こども園ということで、バラバラなところに敷設しておりますので、地域熱供給という、まとまった仕組みづくりには、いまのところはなっていないというところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その辺の見解の相違なんですけど、私としては、本来であれば幼少中とあそこにあるわけなんですよね、学校。あとは、さゆり公園、特養とロータスイン、あの辺とあって、あと役場庁舎、これからどんなふうになるか分かりませんが、そういうところに地域熱供給施設をつくってはどうかというふうな考えでいるんです。そうじゃないと、いままでやって、なぜ公共施設、バイオマスボイラーを導入してきたか、どのようにお考えなんだろう、この辺は。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

公共施設へのバイオマスボイラーの導入につきましては、先ほどお示ししました平成26年度の森林資源の地産地消計画、木質バイオマスの地産地消計画に基づいて、またその構想に沿った形で進めてまいりましたが、そういうことで、現状では、なかなかそういう燃料生産施設の整備だったり、または地域熱供給という大規模なプロジェクトにはなっておりません。

ただ、一方で、先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたように、会津地域の13市町村との連携という部分が、今後の可能性としては非常に大きなところになってきております。これは当時なかった考え方でございます。具体的に申しますと、例えば特養、老健、ああいう福祉施設の部分については、使用熱量が大きいということもありまして、ペレットではなくて、チップのほうが適していると、場所もあるということもあります。そういった部分になってきます。そうしますと、その13市町村で主に取り組みうとしておりますのは、そういった熱量の大きい施設にチップを入れるというような構想になっておりますので、そうなりますと、あそこの周辺部分は、そういう会津全体のなかの連携のなかで検討できる部分も出てくるのかなというふうに考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 大きな施設はチップでやるというようなことでありますが、チップボイラーとペレットボイラーですか、この違いというようなこと、どのように捉えておられるかちょっと分かり

ませんが、確か、町の策定された本には、チップは簡単というか安いですよ、単価として。その代わり、ボイラーは大変高い、ペレットを使うボイラーよりも高いと。それと、チップは大きな広い場所がある。ペレットは場所を取らないというようなことで、その代わりペレットはキロ45円とか、そういう単価になっているということで、そういう考え方の相違はあると思うんですが、いずれにしても、そういう特養はじめね、ああいう大きな熱供給をするところには、やっぱりいずれそういうボイラーを設置しなければならないと思います。それが、やっぱりいままでやってきたことつながりかなというふうに思うので、特養、チップにせよ、ペレットにせよ、あそこにやるというようなことですが、それは会津13市町村でやるというようなことなんでしょうが、確か、会津の13市町村でやるというのは、集成材を主にやるというようなことではなかったかなと思うんですが、その辺ちょっと確認しておきたいんですが。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

集成材、CLTというようなことでよろしいですね。会津13市町村で検討しておりますのは、燃料だけではなくて、本当にその山から切り出した木を全部使うと、フル活用するというような流れのなかで、確かに木として使える部分については木材として製材して出す。そこに行かないB材だったり、C材だったりするのは、CLTにして加工して出す。さらにそこから下の部分、使えない部分については、チップにして燃料にすると、そういうような流れのなかでやっておりました。

ただ、その会津13市町村の検討のなかでも、やはりいまほど申されましたCLTの部分については、県の、まだ方針が固まっておりません。県の工場の構想が固まらないと、材料だけ供給ということもできませんので、そっちがいま、ちょっとスローペースになっておりまして、先に熱供給事業のほうを進めるような流れになっております。

そこで、先ほど申し上げましたように、福祉施設周辺ですが、一定程度の熱量はあるんですけども、まだ、その13市町村の事業候補地としてあがっているわけではございません。ただ、会津にそういった熱供給の仕組みができてくれば、十分に検討できるというような候補にはなるのかなというふうには考えております。

ただ、それにつきましても、現在のボイラーがありますので、やはり各公共施設とも、現在のボイラーの更新時期等を見極めながら検討していくことになるのかなということ考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 会津13市町村の進捗状況は、町としては、いまのところどうにもならないというようなことかと思うんですが、やはり、いまの現状、町のこの森林の現状を考えればね、いくらかでも町が動いていかなければならないんじゃないかと思うんですよ。いまの森林の荒廃、ご承知のとおりだと思います。私は山に人の手が入ることによってね、有害鳥獣の軽減等も図られますし、雇用の拡大、それから、これは二酸化炭素のね吸収、減となるということで、経済効果等いろいろあるわけなんです、その辺を考えれば、会津13市町村のやり方をね待たず、待っているんじゃなくて、本町からやっぱり活動していく、動いていくべきではないかなというふうに

思うんです。その辺はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 議員おただしのとおりであるというふうに考えております。1回目の答弁でも申し上げましたように、本当に適齢伐期を過ぎている木が多くなりまして、特に広葉樹なんかは、道路沿いで倒れるような木も出てきているということで、やっぱり樹種の更新、適齢期での伐期は進めていかなければいけない。

そういうこともございまして、先ほどの答弁でも申し上げました、まさに林業専用道という取り組みが、これは福島県で2番目、会津では初めて、来年度計画しているところでございます。これは、本当に、まさに他の市町村先駆けて森林資源を活用するためにやっていく事業でございますので、そういった取り組みについてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほども申し上げましたが、町長が林業専用道をつくるというようなこととお話をいただきました。私も本当に、町長本気でこういう山の問題を考えていてくれるんだなというふうに期待しておるわけなんです、ですからこそ、やっぱり町が先導して、会津の先駆けとしてやっていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

それで、いろいろ話し合っていたいただいて、町単独ではできないというようなことは分かりますが、近隣町村とね連携しながらやっていくのが、持続可能なまちづくりの1つにはなるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、下川町、あそこも菌床をやっておりました。やはりその地域熱を供給して、そういう事業等もやっておりました。町として、いま菌床培養施設ね、完成するわけでありまして、そういうオガ粉の製造なんかについては、どのように考えておられますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

オガ粉につきましても、現在想定している、町内で使っているオガ粉を採算が合うほどつくろうとすれば、やっぱり3倍以上必要になるというのが現実でございます。

一方で、今回の調査のなかで、じゃあ西会津以外のところに売れるところがないか、そういったところも調べてございます。オガ粉自体、もし県産材でつくれば、買いたいというようなお話を過去にいただいたこともございますし、また、菌床そのものを、菌床をつくってもらえれば、菌床を買いたいと、そういった見通しもございます。ただ、今回の計画では、それらを含めましても、まだまだ足りないというのが現状でございます。

そういったことで、今後もそういう可能性もないことはないわけでありまして、引き続き検討してまいりたいということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それで、下川町も最上町も、最初のきっかけは、NEDOですね、国立研究所機構なんですけれども、そこの実証事業ですか、そこに応募して始まったというようなことを聞いております。我が町も、今後本気でやるには、やっぱりそういう開発機構ですか、そういうところの事業にはまるようなやり方でやっていければ、なおいいんじゃないかというふうに思いますが、

その辺まで考えておられますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

NEDOの調査事業につきましては、本町におきましても、平成20年度でしたか、エネルギービジョンという形で取り組んだことがございました。そういった調査事業をやると、その次のステップで施設整備だったり、そういうような有利なNEDOの実証事業が受けられるというような流れでありますので、そういった機会があれば検討してまいりたいと思いますが、先ほどの話にもありますとおり、会津13市町村でも、やはり同じようなことを考えておきまして、いくつかまとまったらば、そういった有利な補助事業が受けられるものを、皆さん各町村に必要な部分でまとまって受けようなんていう動きもありますので、そういった動きを注視していきたいというふうに考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 分かりました。ぜひ、そういう前向きな姿勢でやっていただきたいと思います。

最後になりますが、町長にお伺いしたいんですが、新しい事業というんですか、つくり方なんです、セルロース(ナノファイバー)ですね、そういうのあるんですが、これは鉄よりも軽く、鉄よりも強度があるというようなことですが、そういう事業というものが、今後ね、やっぱりNEDOとか、研究機関ですか、と一緒にやってみようというような気持ちはおありでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

ナノ繊維ですよ、これは、いわゆる木材を使っただけの、いわゆる開発した繊維が、これからますます脚光を浴びて、車にもなんか使えるような、そういう時代になるのかなということで、私もこのことについては、1年以上、2年近く前に、この話題を伺っていますか、聞きまして、ちょっと研究といいますか、してみたいなというふうに思っております。それで、もしこれが実現可能になれば、西会津町の産業にもできるかなんていうふうにちょっと思いまして、なんとかこのナノ繊維の開発といいますか、そういう研究所といいますか、そういうものを西会津にもってこれないのかなというふうに思って、ある方にもちょっといろいろ相談はいたしました。それで、どこに行けばいいのかというような話をしたら、その後で、国会議員の先生から、いや実はこういう繊維の、いま事業を始めようとしているよという話を聞き。また、ある方から、この前、林野庁に行ったらば、林野庁でその話を聞いてきたというような話でしたから。このことについては、ちょっと国のほうに直接関係機関に行っただけ、それで、どういう国として対応をするのか、その辺も含めて、ちょっと一緒に国のほうに行きませんかという話をいましているわけだけど。

これがもし西会津町に、もし研究開発施設みたいなあれができれば、若い人たちの雇用の場になるのかなというふうに思っていますので、いまちょっとその作業をこれからしようとしておりますけれども、はたしてどうなるか分かりませんが、これ本当に森林資源を利用するという事業でありますから、なんとかそういう事業を、こういう過疎の林野率の多い町村にもってこれないのかなというふうに、ちょっと私もそのことについては興味を持っていて、これからその作業をちょっとやらせていただきたいなというふうに思っております。しっかり、ほかの町村に先

駆けてやらないと遅れてしまいますので、これからしっかりその辺は、もっともっと強力になんといえますか作業を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ナノ繊維なんです、私も2年ほど前、ちょっと聞いたことがあって、森林の計り知れない潜在力ですか、あるんだなというふうに考えております。もしこういうのが実現すれば、町長が言われるように、やっぱりね相当な雇用が生まれたり、研究ができるというようなことは、町にとって大変なプラスになるんじゃないかなというふうに思います。

先ずれば人を制すという言葉があります。他町村に先駆けて、やっぱりそういう先進的な事業に取り組んでいただければ、私的にはまちづくり、将来に向けたまちづくりですか、そういうものの1つになるんじゃないかなというふうに考えております。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 暫時休議します。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 こんにちは。11番、青木照夫です。今次の質問は1項目を提出しております。

その前に、3月定例議会は30年度の当初予算を決める重要な予算編成であります。交付税が減少し、限られた予算のなかで、あれもこれもから、あれかこれかに決める町長の決定権にあります。町長就任8カ月目ですが、町の人口は昭和の合併時には約2万人近くとされ、現在の人口6,000人台と、実に3分の1の減少であります。野沢の町も賑わっていた小学校がなくなり、保育所もなくなり、幼児と子どもの姿がまちなかから消えたことを境に、急激に変貌してしまいました。これは西会津全体の共通した問題でもありますが、それ以上に野沢の人は、これからどうなる、このままでいいのか。野沢に元気を取り戻したいと背中を押した一人ひとりの町民の輪が大きくなった結果、野沢からの町長誕生となったのであります。町長の選挙スローガンに、活気ある西会津を取り戻すと宣言されていきました。これも西会津全体にいえることです。しかし、中心地である野沢が元気なくして、西会津全体の活気を取り戻すことはあり得ません。

今次の質問は、まちなか再生と交流人口についてであります。この質問は、今回で3回目です。野沢町内にある歴史的財産、宝に光を当てることで、町の交流人口の拡大と活性化につながることをたどりました。しかし、明解な答弁はいただけていません。野沢の元気を取り戻す一人として質問をさせていただきます。

1つ、野沢には明治時代初期に研幾堂という塾があり、政治、医学、教育、文化などを学んだ塾生が、実に250数名の方が学ばれ、そのなかには、全国で活躍した多くの偉人などが輩出されました。当時の吉田松陰の松下村塾にも匹敵するといわれております。

現在、商工会で立ち上げた自慢館があり、資料館が並べられております。一目で分かる人物像や、または日本髪からパーマメントに変えた文化、束髪運動を取り入れたことも分かる資料館があります。しかし、残念ながらこられた方々は満足していただくには至っておりません。偉大な宝、財産にもっと大きな光を当て、環境を整えることによって誘客が増し、町全体の活性化に必ずつながると思われませんが、いかがですか。

次に、野口英世は、いまや千円札で全国津々浦々、誰でも知っており、世界的有名人であります。そこで、言うまでもなく、生誕地は猪苗代です。野口英世の手を手術した医師、渡部鼎は野沢です。野口英世を世界に羽ばたかせた会陽院は若松であります。

最近、町内外からそのルーツを探る機運が高まっております。そこで、野口英世の共通点を広域的な観光ルートを新たに取り組むことで、誘客の拡大を図れると思いますが、いかがですか。

次に、1つの自治体ではなく、共通した野口英世の広域観光を目指すことで、インバウンドの可能性もあり、町の宝をさらなる多くの人に来町していただくために、史実に基づいた再現を図ることで誘客ができ、交流人口の拡大につながり、活気ある街並みが期待できます。

そのことから、今年度からスタートした町の総合計画に、研幾堂の再建築として取り組めないかをお尋ねいたします。これまで、まちなか再生と称し、数々のシンポジウム、あるいはコンサルタントなどを塾長にした学びのサークルなど、多くの計画が、つくっては消える、そんな現象が長く続いてきました。提言や提案、そして学ぶことは誰にでもできます。しかし、この町にいま必要なこと、よかれと思ったことを絵に描いた餅にならないために、いつ、誰が、どこで、何をどのようにして実現するのか、その作業が最も待たれているところではないでしょうか。消滅しない町のためにも、西会津町の地方創生もつながりうる、持続的継続性のある、ほかに類のない我が町特有の歴史と財産を見直すことであります。

明解なるご答弁をお願いし、私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員のまちなか再生と交流人口のご質問にお答えいたします。

はじめに、野沢まちなかの資源を活用した活性化についてのご質問であります。町ではこれまで、商店街の活性化や暮らしやすい環境づくりに向けて、野沢まちなか再生プロジェクトでの議論を基に、屋号板の設置や、まちなかマップの作成などに取り組んでまいりました。また、にしあいつ観光交流協会と連携し、旧越後街道を活用した観光振興事業を進めております。本事業では、旧街道沿いに道標や標柱を設置するとともに、宿場の歴史や街道が栄えた当時の出来事などを記した説明看板を設置してきました。さらに観光ガイドの会による野沢まちなかを巡るイベントを開催するなど、地域資源を活用し交流人口の拡大に努めてきたところであります。

次に、野口英世に関する広域的な観光の取り組みについてお答えいたします。

現在、広域的な観光の取り組みとしては、極上の会津プロジェクト協議会や、広域デジタルDMO事業、霊地観光連絡協議会に加入し事業に取り組んでいるところです。この中で、野口英世に関しての広域的な観光の取り組みを実施するのに適しているものは、極上の会津プロジェクト協議会であると考えられておりますが、現在、日本遺産、会津三十三観音をテーマとした事業を中心に展開しており、協議会の中で野口英世に関する事業展開はいまのところ考えられておりません。

しかしながら、野口英世に関する観光資源が複数の市町村に存在していることから、今後それらをつなぐ新たな観光ルートの構築など、関係市町村と連携し協議会に提案してまいりたいと思います。

次に、町の総合計画に研幾堂の再建に取り組めないかのご質問についてであります。平成

31 年度を初年度とする次期総合計画の策定作業が本年 1 月に始まりました。その作業のなかで町全体の視点や町なか活性化、交流人口の拡大などを踏まえ、総合的に検討すべきものと考えておりますのでご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私は読み原稿で申し上げましたように、まちなか再生に対して、私はこれで 3 回目です。なぜ、いま高齢化になって、人口が減少しているなかで、なぜそういうテーマなのか、これは大きな意味があるわけです。それは、まちなかの活性化、いま本当に衰えています。そういう意味での私の再三にわたる質問であります。いまの、この答弁のなかには、検討しますとか、これから、わたって連携を組んでいきますということであります。そんななかでは、これをやります、あれをやります、というような答弁は、当然出ないんでしょうが、私は、なぜこれを繰り返しているのかといいますと、周りからの、他の町村の方が関心を持っておられるということで、西会津町ってすごい歴史があるんだな、すごい人材がいたんだなという関心度が高く、質問されることがありました。そのなかで、私は、眠っている財産、宝、それに、いま光を当てなくては、本当に町はどうなるのか。特に自分の住んでいるところで、あれか、これかと騒いでいるようではありますが、私は、野沢のまちなかが本当に寂しく落ち込んでいるような状態では、私はどうなのかなと、せっかくの研幾堂という財産があります。

そういう財産のなかで、取り組むということで提案をしているんですが、そのなかで、課長にお尋ねしますが、研幾堂で活躍された人材という方は、どういう方がいらっしゃるのか、知っている範囲で。これは大事なことですよ。申し上げます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

研幾堂で学ばれた方ということでございますが、私が知りうるところでは、一応、町の総合観光ガイドブック、こちらのほうの、じぶんいろ。のところにも載っています。それで、言わせていただきますが、まずは全て個人名を出させていただきますが、山口千代作さん、小島忠八さん、石川暎作さん、野澤雞一さん、そして、その研幾堂の主宰でありました渡部思齋の息子さんで、渡部鼎さんという方が、研幾堂の主なものがございます。この方々につきましては、やはり幕末、明治の黎明期にご活躍されたということで聞き及んでおります。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いま 5 人の研幾堂の 5 人衆ということで、有名な方です。それをなぜ申し上げたか、町の、我々もそうですが、町の方も関心を持って、どれだけいらっしゃるのかなということで、大変失礼だったかも分からないけど、お尋ねしたんです。それで、本当にこういう方々が、立派な方々が、やっぱり町から出ている。出られたという事実があるわけですね。

だから、昨日、卒業式がありました。教育ということについて、いろんな先輩や、また、これから送られる方や、また、その夢を持った子どもたちが、あいさつなり、答辞や謝辞を述べておられましたが、私はこの教育ということで、研幾堂に対して、すごいなかの素晴らしいものがあると、いま研幾堂というのは、表向きは、経済、政治、教育、文化、渡部鼎は野口英世を手術して、世界に羽ばたかせたという、そういう縁がありましたが、渡部鼎は、ただ、医学者だけでな

く、教育者としても、野口英世を書生として雇って、その才能を見込んで、そして英語塾と、英語と教育を、医学のほかにも教えたということをご載っております。

私はそういう方々、いま課長が言われました5人のなかでも、野澤雞一、法律学者、アメリカに留学しています。それで、山本覚馬、当時、大河ドラマになった人の秘書として大活躍した野澤雞一、その方いらっしゃいました。それから、石川暎作、これはイギリスの経済学者、アダムスミスの日本語に訳した、日本富国論というものを出版されました。それから、小島忠八さんは事業家として、そして県会議員として、それから自民党で、自由民権運動として活躍された立派な方がいらっしゃいます。それで、山口千代作、同じく県会議員として、初代議長として、この野沢から出られて、その方も自由民権運動でがんばられて、この地域に活躍された、そういう方でいらっしゃいますよね。

だから、教育というものは、私は、当時、明治のはじめから数えると、今年で150年になるんですね。渡部思斎が立ち上げた研幾堂、数えると150年、150年経っても、その精神と、その思いというのは全く同じく通じると、そういうことなんです。だから、そういうことを繰り返して述べてますが、私はもっともっと、この具体的なねことで取り組む姿勢、町のそういう考えを、やっぱりもっとこう前向きになって示していただきたいと思うんですが、いまそのお考えはどうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 研幾堂の再建という形でのご答弁でよろしいのでしょうか。確かに青木議員が申されましたように、確かに研幾堂が1866年に設置されて、ちょうど今年でだいたい152年目という形で、確かに150年の歴史があるということで、これは奇しくも、やはり現在の中央では明治150年、会津のほうでは戊辰150周年というような形で、いま取り組みをされているという部分でございます。

確かに、その幕末、黎明期、明治の黎明期にかけまして、確かに、本当にその当時の教育の水準の高さというのは、確かに研幾堂は素晴らしかったのかなという部分で、先ほど議員も申されましたように、法律、経済、文学、医学と、その4分野に対しては、大変トップレベルだったという部分も、私も西会津の町史のほうで読ませていただいたというところでございます。

したがいまして、確かにその歴史的文化という部分は、現在のところ、確かに再建という部分まではいきませんが、そういう形で、代々受け継がれているということという部分で考えておりますし、その教育としての重要性という部分も認識はしているところでございます。ただ、現時点で、その再建というまでは、まだ、先ほども申し上げましたが、次期総合計画のなかの検討会のなかで議論されるものという部分で考えておりますので、その辺までは踏み込んだ答弁は、ちょっとできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 その中で、先だって関連する内容であります。西会津町歴史文化基本構想策定事業が終わりましたという報告がありました。いままでも歴史文化に対する、いろんなケーブルテレビで各地区の内容などを放映されておりました。ただそのなかで、野沢のことで、歴史文化ということで、こう取り上げられた内容というのはどういうものがあつたか、それはあれですか、

示していただけますか。まだ載っていないといえば、それでいいですが、それちょっと伺います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、歴史文化基本構想にかかる野沢地区の関係というようなことでございます。この間、全員協議会で、西会津物語百選の話をしていただいたかと思えます。これは、その地区に残る指定、未指定に関わらず、地域の宝物を全てとらえて、分かりやすい物語にしたものでございますが、このなかで、野沢地区でありますと、広報にしあいつの最後のページに毎月こう連載している、そういった関係のことで、いくつか例をあげたいと思うんですけども、いま、話になりました研幾堂の5人衆の関係、思齋、それは当然大きく取り上げております。あとは、化桜本怪談ですとか。あとは、夜叉沼の大蛇、弘法大使の関係とか。やはり、地域の皆さんがよく知っている、当時の、当時というか、昔のそういった歴史的なものというのは、当然大きく取り上げておりますので、今後、私たちの分野でいえば、西会津物語講座ですとか、広報の連載に、随時それらが紹介されるようになってくるのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これから取り上げられますというような内容ですが、ぜひ取り上げてください。こんなに素晴らしい内容のものを、これは最初に取り上げるべきです、野沢としては。いや、野沢としてじゃなく、いま、さっき言ったように、いま猪苗代、若松、野沢、広域的な関心が高まっているときなんです。

それで、もう1つお尋ねしたいのは、なぜ西会津町歴史文化基本構想というものが立ち上げられて、約3年ですか。それで、国庫補助をいただきながら進められたのか、その内容について、ちょっとお示し願いますか。

○議長 なるべく内容的に外れない範囲でやってください。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

歴史文化基本構想の経緯と、全員協議会のほうで、これも現状の課題ですとか、その策定の趣旨、申し上げましたが、改めて手短かに申し上げたいと思えますけれども、地域に残る様々な文化財が、やはり過疎化ですとか、そういった少子高齢化で、なかなか守り伝えることが困難になってきていると。ただ、そういった文化財については、私たち地域に暮らすものにとっては、誇りでもあり、郷土愛につながるという観点から、そういったものを後世に伝えるとともに、そういった遺産を活かした、個性豊かで魅力的な地域づくりをしていかなければならないというような背景がございました。

国のほうでも、全国的なやっぱり課題ととらえまして、歴史文化基本構想を策定する意義というものを、補助制度も創設し、始めたわけですけども、その文化財は、これまでは、保存、継承してきたというような位置付けでございましたけれども、これからは、国の考え方としまして、活用、具体的に言うと、やっぱり観光という言葉を使っています。観光に文化財を活用することによって、地域活性化につなげていくよう、そういったことで始まった事業でございます。

それで、1つ、我々文化財保護行政を担うものから申し上げますと、そういった背景がありま

すので、この有形無形、全ての文化財を保存継承から活用することによって、やはりまちづくりを、西会津町としても取り組んでまいりたいと思っております。

いまの研幾堂の偉人の話、それから研幾堂の再建の話もございましたけれども、私たちの立場から申し上げますと、やはりそういった古のロマンにひたることのできる機会をたくさんつくる。それは町の魅力を全国に発信することになると思っております。

それから、歴史文化の切り口から、町の進む方向、交流人口の拡大に、やはり寄与してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 全く国の方針もそのとおりだと思います。過疎化されて、歴史文化がもう継承できなくなった。じゃあ国でも応援しましょうと、そういうものを保存しましょう、継承しましょうということで、私はこの、いま言われたね、課長が言われた、そういう中身だと思います。

だったとしたら、やはりこれは大きなテーマでありますので、私は足元に住んでいるなかで、寂しく、いま斜陽化されている各商店街を含めて、なんとかしたいと、せっかく自慢館が、今現在があります。この間では約4,000人以上の方がこられるそうではありますが、しかしながら、なかを見ても、じゃあそれを、これからコピーしてほかの方にきていただくというような、その盛り上がりにはなっていないんです。せっかくのそういう施設でありますので、私はもう少しそれを、町として、取り組み姿勢として、そしてそれが地方創生につながるか、つながらないか分かりませんが、私はオーバーに言っています。それを大事にしないと、本当にねいま、学校なくなった、保育所なくなった、誰も通らない、これでいいというわけではないんです。だから、一人ひとりの町民の方が、これではだめだぞということで、申し上げているわけです。

いま言われたことを大事にして、これからまた、いろんな形で、今後、構想を具現化して、推進委員会を立ち上げるという、この間の説明会をうかがいましたので、ぜひそれを取り入れて、議論、話し合いをしていただきたいと思っております。その点、もう少し力強い、そういう言葉をお願いします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

いまほど歴史文化を担当する、文化財保護行政を担当する立場で申し上げました。歴史文化基本構想は、報告書をつくって終わりではありません。仮称ではありますが、新年度からは、いわゆる推進委員会というような形で、その内容を具現化する作業を一つずつ、こつこつ進めていきたいと思っておりますので、我々の立ち位置からすれば、ソフト事業的などころでなるのかなというふうに思っておりますので、先ほども申し上げました西会津物語講座の継続、それからあとは、広報にしあいづでの、そういった啓発活動。まだまだそれ以外にも委員会のなかで、こういった西会津物語を、例えば何かこう冊子にまとめて将来は出したほうがいいんじゃないかとか、もう既にそういう話も出ておりますので、詳しくは推進委員会が発足したなかで、町民の皆様のお意見をお聞きしながら、具現化の作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 町長が、元気な西会津町を取り戻したいというスローガンを掲げられていました。

町長自身は、いま私が質問した内容に対しては、今後のそういう考えというか、町長の考えとしてはどういふとらえ方をしていらっしゃいますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

確かに 11 番議員のおっしゃるお考えというか、私も同感している部分はあるわけですが、西会津町から、これだけの有名などいいますかね、人材が輩出されているという、その研幾堂についてのおただしでありますけれども、私は、やっぱりこの西会津町の歴史文化をやっぱり知る。このことがやっぱ大事だなと、だんだんだんだんこれ世代がかわってしまうと、その歴史も忘れ去られがちになってしまいます。そういう意味で、西会津町の歴史文化基本構想というのができて、私はやっぱり素晴らしいことだったなと、要は、それを今度どう具体化していくかという意味では、推進委員会といいますかね、仮称ではありますけれど、できて。その後、推進委員会のなかで、これからさらに進めていくというようなことであります。

私、思うに、やっぱりこれも教育だなと、研幾堂ができて、そこから輩出された人材、こういう方たちが大勢いるわけですから、その精神をやっぱり小さい子どもさんのときから、やっぱり理解してもらおうとか、知ってもらおう、そうすることによって、やっぱり西会津町の、ふるさと西会津町は、やっぱり大切にするといふか何といふか、そういう子どもに育て、あるいはその子どもたちが将来の西会津町を担っていただけるような人材に育てていってほしいなと、そのためにはやっぱり教育が大切だなというふうに思っております。

ですから、すぐ、じゃあ研幾堂の再建という話ではなくて、やっぱりそういう手順を踏んだといふますかね、いろいろ作業をしながら、町の盛り上がり方として研幾堂が必要だということになれば、やっぱりその時点で考えていかないといけないかもしれませんけれども、なかなかその前の作業としてやっぱやるべきことがあるのではないのかなというふうに思います。

このことについては、過去 3 回、質問されているということでもありますけれども、それがなかなか進まなかったというところも、これからやっぱり、しっかり考えていかないといけないなというふうに思っております。研幾堂のなんて言いますかね、歴史的ななんて言いますか遺産といふますかね、財産を、やっぱりこれは無駄にはできないなと、その考えには私は同感をしております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの町長の、そういう考え、私は最後のこの読み原稿のなかに、総合計画のなかに取り入れられないかと、それは 3 年先だか、5 年先だか、それでもいいんです。そのなかに取り入れて考えていきますという言葉、本当はほしかったです。もっと前向きな考えで、町を活気を取り戻そうという言葉が聞かれなかったんですが、それは、これからまた機会があれば質問したいと思います。

○議長 暫時休議します。(13時44分)

○議長 再開します。(13時55分)

11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今後、段取りする 4 月 14 日に対して、町長はじめ、各課長さん、皆さんの方のお

考え、そのことに対する講演をするということの内容について、皆さま方の意見をいただきたいと思います。町長、どうですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、4月14日に開催されます講演会、まちづくり講演会についての町の考え方ということでございますが、こちら、実行団体のほうから、町のほうに後援依頼という部分もきております。そして、確かにこちらのほう、野沢のまちなかの活性化に対しても、十分に意義のある講演会なのかなと感じておりますので、ぜひこちらのほうも、町のホームページ等に掲示するなどPRしながら、観客を集めて、今後のまちづくりに対しての一考としたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 終わります。ありがとうございました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。

今年の冬は、近年まれにみる豪雪にみまわれ、本町においては、去る2月13日に豪雪対策本部が設置されました。町のケーブルテレビやチラシ等による注意喚起や、消防署の広報活動により、現在のところ人命に関わる被害もなく推移しております。しかしながら、今後、気温も上がり、雪解けが進むなか、雪崩等による被害も心配されます。くれぐれも注意を怠らないよう望むものであります。

さて、私は、今定例会に3項目について通告をしておりますので、順次質問をいたしますが、まず、その前に、この3月定例会は平成30年度の事業や予算を審議する非常に大切な議会であります。また、薄町長にとっては、自分の思いを政策に反映できる機会でもあります。この度、同僚議員の一般質問にもあったように、ふるさと納税への積極的な取り組み、食味計やトラクター装着型の草刈り機の導入、認定こども園運営事業として、保育料の完全無料化など、新規事業や拡充事業、合わせて26件予定されております。

いままで、機会あるごとに町側に申し上げてきたことが、ようやく実現に近づいてきたと感じております。特に、食味計導入につきましては、昨年、町内の若い後継者と議会との懇談会のなかで、要望として出されたものであります。その声が届いて、いま実現しようとしています。このように、町民の声に真摯に耳を傾け、方向性が決まれば、スピード感をもって実行に移すことが大切であると感じております。

この度、新潟県産のコシヒカリが特Aから外れたという、まさかの事態が大きく報道されております。幸いにも、会津産米のうち、コシヒカリとひとめぼれにおいては、特Aを獲得することができ、大変よかったと思います。今後、食味計が導入されれば、さらにブランド力のアップにつながるものと期待をしているところです。

それでは、質問に移ります。

まず最初に、ライスセンターの整備についてお伺いいたします。平成30年度の事業ではありませんが、整備に向けて計画が進んでいることは、大変喜ばしいことでもあります。農業従事者の減少や高齢化が進むなか、緊急性が求められております。集落型ライスセンターとのことですが、

規模や地区の選定など、基本的な考えをお伺いいたします。

次に、会津身不知柿栽培の復活に向けた取り組みについて質問をいたします。かつては会津の特産品といえば、いの一に会津身不知柿というほどでした。西会津町でも多く栽培され、東京の市場へ多く出荷されており、他の産地と最高値を争っていた時代もあったと聞いております。しかし、時代とともに甘柿や、他の果物にも押され、市場出荷も少なくなってきました。しかし近年、会津身不知柿が注目され、J A会津よつばにおいては、会津坂下町、会津美里町とともに、タイやマレーシアに輸出をし、好評を呼んでいるとのこと。本町においても、集落ごとに栽培に取り組んできた経緯があります。もう一度、かつての会津のブランド品に目を向け、復活する考えはありませんか、お伺いをいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。このことについては、毎年パトロールをはじめとして、対策強化をして成果をあげていると認識をしておりますが、それにもまして、イノシシなどは生息域を拡大をしております。早急に対応が必要と思われるので、今後の対策を伺います。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

まず、外国人観光客誘致のためのデジタルDMO推進事業についてお伺いいたします。これは本町はじめ、会津若松市、喜多方市、下郷町、北塩原村、湯川村、会津美里町の7市町村が事業主体となり実施している事業であります。外国人観光客の視点に立ち、会津地方で一つの観光圏であるという認識のもとで、外国人観光客の満足度を最大限にするためのICTとデータを活用した、観光客誘客基盤を構築するとしています。事業は29年度から33年度の5カ年ですが、29年度、初年度ではあります。この実績があればお伺いをするものであります。また、今後の目標もお伺いをいたします。

また、外国人観光客を誘客するにあたって、農家民泊との連携はどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、町公民館の今後の維持管理についてお伺いいたします。町公民館については、築49年と経過しており、老朽化が進んでおります。公民館は町民のコミュニティの場であり、生涯学習等の場でもあります。また、町内外から不特定多数の方々もおいでになります。今後、改修も含め、計画があればお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたしますが、明解なご答弁を求めるものであります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 13番、清野議員の、農業政策についてのご質問のうち、集落型ライスセンターの規模や地区の選定など基本的な考えについて、お答えをいたします。

9番、三留議員にお答えいたしましたとおり、町では現在4施設のライスセンターが稼働しております。今後の町の農地・水田農業を守る仕組づくりのためには、このように効率的かつ合理的な生産体系を確立し、コスト削減と担い手の確保が行えるよう、各地区へライスセンター整備が必要であると考えております。

また、地区の選定につきましては、現在稼働施設のない地区を優先に検討しており、規模については運営主体となる担い手の組織化がしやすく、受益者の負担も少ない集落型ライスセンター

を中心に検討を行っているところであります。

現在、町内には集落営農の組織化・法人化とライスセンター構想について、具体的に検討を行っている集落があり、県やJAなど関係機関と連携しながら、その支援を積極的に進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員の、農業政策についてのご質問のうち、会津身不知柿の振興と有害鳥獣対策について、お答えいたします。

まず、会津身不知柿に目を向け復活してはとのご質問についてであります。おただしのとおり、JA会津よつば管内で震災前に行っていた東南アジア方面への輸出が、昨年度より再開したことで、大幅な輸出の増加となっているようであります。一方で近年におけるJAを通しての市場出荷実績は横ばい状態であり、旧会津いいで管内においては取り扱い実績がないとのことあります。

本町におきましても、かつては生産が盛んに行われておりましたが、高齢化等により生産量が減少し、現在ではJAを通しての市場出荷はなく、道の駅にしあいつにおける袋売りや、西会津ふるさとまつりにおける販売がある程度となっております。

このような中、町では昨年度から喜多方農業普及所と連携し、収穫や渋抜き作業の軽減につながる試験栽培や、干し柿を活用した加工品の新商品開発を町加工ネットワークの皆さんと取り組んでいるところであります。

今後も関係機関や町内生産農家とともに、会津身不知柿の生産の振興や付加価値を付けた販売などについても取り組んでいく考えであります。

次に、有害鳥獣、特にイノシシの対策についてであります。町内におけるイノシシによる被害は、水稻などの農作物ばかりでなく、水田や農道等の掘り起こしなど農地・農業用施設にも発生し、その区域も年々拡大しております。また、このような状況は近隣市町村でも同様であり、その対策に苦慮しているとのことあります。

町の対策としましては、まず捕獲作業についてであります。今年度は対策先進地である福島市から講師を招き、野沢地区と奥川地区でわな設置の研修会を開催し、本町で初めて、くくりわなによる捕獲につながりました。また猟友会の皆さんには、特に冬期間の積極的な捕獲活動をお願いしておりますが、今年度はこれまで過去最高で昨年度の約2倍となる29頭を捕獲しております。このなかには市町境で喜多方市の会員と連携しながらの7頭の捕獲実績もあり、また今週末にも両市町共同で一斉有害捕獲事業を予定しております。

このように、広域的な対策を取ることがより効果的であることから、会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会の構成市町村と、サル・クマを含めた出没情報の共有化や共同での被害防止対策の検討・実施を進めてまいります。

また、平成30年度の新たな取り組みとしまして、市町村リーダー育成モデル事業に取り組んでまいります。本事業は、本町の鳥獣被害対策に専門的な知識を有する専門員を養成・配置し、集落環境点検等により集落ごとの課題や対策の検討を行い、実情に応じた対策を指導・実践する

ものであります。

さらに、町の電気柵補助に係る町内で初めてのモデル事業として、特にイノシシ被害が多発している松峯地区で、集落内の話し合いにより集落全体のなかで守るべき農地を決め、そこに共同で電気柵を設置することといたしました。これにより効果的な対策が実施でき、被害の軽減につながるものと期待されることから、他の地区でもこのような取り組みに向けての話し合いを進めてまいります。このほか、サルの捕獲対策として大型化した群れに対応するため、試験的に、大型はこわなの導入も計画しております。

町としましては、これらの新対策と、町実施隊による被害防止パトロールや集落周辺の不要木伐採など従来からの対策を組み合わせ、町民の皆さんとともに被害防止に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野佐一議員の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

まず、デジタルDMO整備事業についてであります。本町を含む会津7市町村で連携し、広域的なインバウンドの取り組みを推進する事業で、平成28年度より開始した事業であります。

平成29年度の実績につきましては、28年度に運用開始した外国人向け旅行サイト、V i s i + A i z uのアクセス解析のほか、本サイトに掲載する観光ルートに新潟方面からの観光ルートを追加するサイト改修作業などを行ってきたところであります。さらには、注力プロモーションとして、主要市場の台湾での影響力のある作家や編集者を招聘したツアーを実施し、台湾で人気のウェブマガジンへの記事掲載やオリジナルフリーマガジン、会津T r a v e l B o o kを制作し、台湾で人気のカフェ等に設置しました。

このほか、定常プロモーションとして、台湾・オーストラリア・タイ・アメリカ・中国、中国につきましては、特に上海でございます。の個人旅行者をターゲットにフェイスブックやグーグルに広告を掲出したところであります。

今後の取り組みにつきましては、本事業における情報がどうしても会津若松市中心に偏ってしまうという弊害が生じておりますので、平成31年度からは本事業に費用負担をせず、現在構築済みの情報をもって事業を実施していきたいと考えております。

次に、農家民泊との連携についてお答えいたします。デジタルDMO事業で実施した外国人嗜好性調査において、長期休暇をとって来日する外国人は、安価に長期滞在ができる宿泊施設を好むという結果が得られております。このような外国人観光客をどう農家民泊につなげて行くか調査してまいります。受入れにあたっては、トイレや浴室の改修、多言語化された各種説明表示の設置などの費用もかかることから、農家民泊事業者の意向を尊重しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、町公民館の今後の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

町公民館は、本館が昭和43年に、新館が昭和52年に建築されており、施設の老朽化が進んでおります。

議員おただしのとおり町公民館は、町民の皆さんの生涯学習活動などの拠点施設であるとともに、町外からも様々な方が利用される施設でもあります。

このことから、今後も引き続き施設の適切な維持修繕を図り、快適に利用いただける環境づくりに努力してまいる考えであります。

なお、現在のところ新たな施設整備の具体的な計画はありませんが、町総合計画の後期基本計画の中で、(仮称)町民文化センター施設整備の検討を明記しておりますので、今後の各種事業計画や財政状況などを総合的に判断しながら、引き続き検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、再質問させていただきます。ライスセンターについてであります。昨日ですか、町長もライスセンターの必要性と申しますか、それについてお話をされ、やはり、いま我々がこの後世に、この西会津町の農業をどうつないでいくかというなかで、やはりそういう基盤と申しますか、それをちゃんと整え、また、受け皿づくりをしておくのが大事だということ言われております。かつて、農業に意欲を持った方が大勢おられて、また米の値段もそこそこねいいときでありましたから、それぞれが競って、規模拡大をやってきた時期があります。それは、普通であれば小作料が1俵半とか、2俵だといった場合に、じゃあ、俺はそれより出すからということの競争もあって、当時は規模拡大が進んだというような経緯もあるわけですが、そういう方々が、今日になっては、高齢化というか、歳とともにやむなく仕事から離れざるを得なくなるといった場合に、やはりその地域の農業ができない方々からお借りした田んぼであれ、畑であれ、それが、俺ができないからということで、ただ、もうやめるといっただけでは、本当に、あまりにも無責任と申しますか、いままだ貸してくださった方々にも申し訳ないということでもありますし、また、それを受ける施設が必ず必要だと、そういう思いから、私もずっと以前からライスセンターの必要性というものを申し上げてきました。

ここへきて、ようやくまた、30年度の事業ではないですけれども、ライスセンターの建設に向けた作業が明確になってきたというようなことで、大変喜んでいるわけですが、これは、これから、いまのところ、ある程度希望する地区もあるやには、いまお話しでは何ったわけですが、いろいろ補助を受ける、何にするにつけても、その規模的なものというのは、特に制約はないんでしょうか。例えば何十町歩以上でカバーする施設でない、そういういろんな有利な補助がないとか、そうでなくて、あとはこれ町独自でもやるんだというような思いでやられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ライスセンターにつきましての再質問にお答えいたします。

規模の要件でございますが、国、県の補助のなかには、規模要件があるものもございます。何町歩というよりは、どちらかといいますと、将来にわたって何町歩増やせるかというような、採算性だったり、将来性を数値化して、ポイント制にして、それで事業を採択するというような事業が一般的でございます。でありますので、規模によっては、または設備によっては、そういう一部、国、県の補助を導入する場合には、そういうところで綿密に計画づくりをしなくてははいけ

ないというふうに考えております。

一方で、町でも過去に単独で補助事業を設定しております。それは、法人化の支援事業だったということで、1つ組織づくり、法人化づくり、そういった1つのハードルをクリアするために必要な部分の支援ということで、町で実施した経過はございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町単独でやった場合もあるというようなことではございますが、これらを指定するにあたって、いまの、今後、規模拡大というか、将来性のこと将来性に向けたことという話もありましたけれども、やはり私、希望としては、例えばいま30町歩、40町歩をカバーできるものを建てるんだというなかでも、やっぱり行く行くは、50町歩、60町歩も賄えるといえますか、やがて増設のできるようなスペースを確保しながらやっていただければいいのかなというふうには思っているんです。

ということは、さっきも言いましたけど、例えばある程度の反別を、いろんな利用権を設定しながらやってきたなかで、突然、作業ができなくなったというようなことも考えられるわけですが、そういう場合に、やはりそういう希望をまた賄っていただけるような、施設の増設もできるようなことで準備をしていただければと思うんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

いまほどのお話でございますが、先日、9番、三留正義議員のご質問に町長が答弁されましたように、やっぱりその運営となる母体、それから、規模、人材、資金、いろいろこう検討すべき事項はございます。そのなかで、当然そういう将来性、将来的な見通しなんかについても、十分に議論しながら計画づくり、整備に向けた計画づくりを進めていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、いま稲作農家が秋の穫り入れ終わった後に、いつも頭を悩ませるのが、もみ殻の処分というか、利用の仕方というか、そういうのがあるわけです。かつては、もみ殻堆肥とかということもあったようですが、これはご提案申し上げておきたいと思っておりますが、いま、もみ殻を粉砕をして、そしてそれを圧縮して棒状にして、それが燃料になるという、商品名、そういう申し上げませんが、そういうもみ殻が燃料になると。だいたい長さが30センチぐらい、太さが、だいたいこのぐらいの太さですか、というので、1本で燃焼時間が1時間ぐらい燃えるというようなことであります。ですから、これをつくる機械がありまして、これの値段をちょっと確認したところ、500万から600万というようなことでございます。

私が思いましたのは、これをやはり、ライスセンターのあるところに設置して、そこでその処理もいいですけども、これは持ち運びが可能というか、そういうこともできます。ですから、そういうなかで、町で、例えば購入していただいて、それを各必要な方ですね、使っていただいて、それを燃料にするというのは、行く行くハウス、ハウスの雪対策にできるのではないかというふうに思っています。やっぱり雪が降る時期に、燃料に代わるものを、このもみ殻を燃やすという

ことで、だから、それはもみ殻の処理にもつながる。そしてまた、そういう、いまこのパイプ、西会津の場合、耐雪ハウスいっぱいあるわけですけども、そういうようななかで、それらを使うことによって、そういう雪害対策にもなるというようなことで、これらについてもご検討といたしますか、調査検討していただければと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

もみ殻の部分につきましても、これも実は、9番、三留議員から前にご指摘いただいたことがありまして、それで、農林課としまして、専門員を中心に3町歩を超えるような農家の方々、全員ではないんですけども、数名にご意見を伺いました。そのなかで、やはり議員おただしのおとり、規模が大きくなればなるほど、やはりその処理についてお困りになっているというようなアンケート結果が出ましたので、やっぱり町としても取り組んでいかなきゃいけないというふうに、農林振興課としては考えておるところでございます。

その一方策とか、燃料化の部分についてであります。これも実は、震災前にはいくつか提案をいただいたり、業者の方が営業に伺ったりということで、そういう話がありました。ですが、例の震災後、放射性物質の関係もありまして、ぱたっとその話は途絶えているというのが実態でございます。

ご提案いただきましたので、そういったハウスの雪害対策にもというようなお話もございまして、もう一度処理と、それから、その燃料化の部分につきましては、研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 これは、固めるにしても、なにもその接着剤を使うとか、そういういろんななんか物質を使って、化学物質を使ってどうするというのではなくて、本当にもみ殻だけを粉碎し、圧縮し、それが固形化して使えるというようなことでございます。

それから、あとはその機械1つで粉碎だけでもできて、いろんな苗箱の土の代わりに、半分ぐらい使用できるというようなこともあったり。あとは、吸湿剤といいますか、水分を吸収するようにつくり方もできるというようなことで、いろんな、多様なやり方ができるということでありますので、ぜひご検討いただいて、なお、調査検討ということで、お願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に、見不知柿についてお伺いしたいと思います。これはかつて、一番多くつくっていたのは、尾野本地区ですか、特に多かったわけですが、そういうなかで、最近は高齢化もあつたり、先ほど申し上げましたような要因があつて、少なくはなつてまいりました。でもやはり会津の古くから伝わる伝統的なものでもあり、また、この度、いろいろふるさと納税に対するいろんな返礼品というようなことについてもね、皆さんいろんな品物、これから選択されると思いますが、それらに向けても、いまだめだから、あとずっとだめだということではなくて、やはり会津いいのねあれがなくても、結局、今度はもう会津よつばになったわけですから、ですから私は、そういうのにこうつなげていくのも可能かなと、そのような思いからご提案したわけですが、これもいろいろ、今後後継者の問題もあると思っております。いま、ずっと高齢になったとはい

え、まだまだ技術を持った方がおられます。そういう方からもご指導もいただけるというようなこともありますので、今後もし機会、いま地域おこし協力隊ということで、かなりいろんな分野でやっていただく方がおりますが、そういうなかで、やはりそういうものに、地元の産品をもう一回復活させようかというような思いのある方、また、意気込みのある方がもしおられたら、協力隊の方でもいいのかなというような思いもありますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 見不知柿につきましての再質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおりでございます。会津よつばということで、農協1本になったなかで、主に今回、海外輸出に取り組んでおりましたのは、旧みどり地区になるわけでございます。ただ、お話をお伺いしてみますと、輸出の目標は30トンであったのに対して、今回19トンということで、ものすごく伸びてはいるんですけども、まだまだ足りないというようなことだというふうに聞いております。ということでありまして、当然、本町管内における見不知柿も、そこに一緒になってできるというようなことは考えられると思います。

議員おたしのとおり、そのためにはやっぱり生産技術をしっかり継承して、確立していかなければいけない。また、その品質を向上させるための指導会なんかにも、積極的に参加しなければいけない、そういったいろいろ要件はあると思いますが、ご提案あったそういう地域おこし協力隊の部分も含めて、まずは生産農家の皆さんと、どこまでというような将来計画づくりから話し合ってみたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま出荷数量のお話ありましたが、当初は40トンを見込んでやっていた、29年度とかね、40トンを見込んでやっていたみたいですが、去年は門田の柿も不作だったというか、そういうような気象条件が、たぶん影響したのかなというふうに考えております。ですから、29年度の出荷目標の40トンというのは、意欲を持ってこれからいくんだという姿勢が表れていたなというふうに思っています。

ですから、これからいろいろ、この辺の柿についても、ほとんど放任状態、休んでいる。私、自分の柿もそうなんです、そういう状態であります。だから、それらを手入れして出荷するまで、またね1、2年、3年とかかるのかなと思いますが、やはりそれらに向けた準備といいますか、そういうことも含めて進めていければなというふうに思いますが、その辺の。あと普及所さんなんか、やはり渋抜きの新しいやり方とか、そういうのもいろんな技術指導もされております。だからそういう機会をとらえて、いまやればいいのかと思います、その辺のご指導というか、そういう指導体制の取り組みというのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問のなかで、先ほどの数字の件で、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、私、申し上げました30トンといいますのは、新聞報道等でも出ておりました。主にタイに輸出する30トンでありまして、そのほか、マレーシアとか、その他の国を見込みまして、ちょっと新聞等では40トンという数字は見えなかったものですから、主に30トンということで申し上げたところでございます。

それから、普及所を含む指導体制の件についてであります。1回目の答弁で申し上げたように、新技術といいますのは、樹上脱渋ということ、木になっているときに渋を抜くという技術開発でございます。これにつきまして、去年から下小島の農家さんの協力をいただいて、県の農業指導のもとで、普及所のもとで、試しにやっているというような状況でございます。

県としましても、この樹上脱渋の柿というのは、何も見不知だけではありませんでして、全国的にみると、山形だったり、和歌山だったりというところで、ほかの県でもやっている技術でありますので、それを見不知柿に活用して、収穫期間を長くしたり、甘さを増させたりということで、そういった栽培指導なんかに取り組んでおりますので、町としても、県の実証事業と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、質問を変えます。

観光振興についてであります。この会津地方に外国人観光客を誘客しようというようなことではあります。いろいろな話を聞きますと、なかなか会津というのは、外国の方に対しての知名度が低いというような、いろんな話もありまして、それをねおいでいただくには、やはり相当な努力が必要なのかなというふうに思います。

今回、7市町村で取り組んでいるなかで、西会津として、今後、外国人の観光客をどのような形とか、どのくらいとか、ある程度の方向性とか、そういうのがありましたらお話を伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 外国人の誘客に対する目標という形でございますが、このデジタルDMOを取り組む前の、まず外国人の観光客ということで、統計ができたものから申し上げますと、平成26年で僅か5人という形で行ってまいりました。5人でした。それが、こちら28年度、去年の実績ですと、それが20人に増えまして、今年は、これまでの集計ですが、一応52名ということで、増えてきているということでございます。

ですので、一応、今後の地方創生のなかの取り組みという部分の一環のなかでは、そこに52名ということですので、もう少し増やしていきたいという部分では考えておりまして、だいたいやっぱり100人台には乗せていかないと、だめなのかなということでは取り組んでいきたいと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ近隣町村の話なんか聞きますと、特に三島町とか、柳津、只見川沿いの、あの辺の景観が外国人の方に大変人気があって、多くの外国人が訪れるというようなことではあります。ですから、いろんな景観というのでも考えましたときに、西会津も、いままで銚子の口なんかも、どのくらいいままで訪れていただいたか分かりませんが、いろいろ整備をしながらやっているわけですけど、それらについての、今後さらに、なんて言いますかこういう外国人の来ていただく情報に載せてやるという必要もあるのかなと思っはいるんですが、その辺の取り組みの考え方、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 例をあげますと、外国人の取り組みということで、奥川地域で取り組んでおり

まず只見川の第1鉄橋のような部分では、外国人、特に台湾の方々が増えているというのは、確かに情報が入っております。私どもといたしましても、やはり昨年度、県内の宿泊客という部分が、やはり台湾の方が非常に多いとという、一番になっているということでございます。

したがって、台湾の方々というのは、食とかというよりも、やっぱり自然とか、景色とかという部分に対して、大変興味をお持ちになっているという嗜好性の結果もありますので、私どもでも、やはり豊かな自然とか、地域資源ございますので、その辺を踏まえて情報発信をしていければ増えていくのかなと。ただし、いわゆる台湾におきまして、有名な方々に、SNSでアップしていただくというのも重要なのかなという部分も考えておりますので、その辺を踏まえながら、そういう外国人が来れるような環境づくりを整備していければと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も、先ほど農家民泊との関わりということでご質問したわけですが、いろいろ聞いてみますと、本当に有名な観光地じゃなくて、本当に田舎らしさがある。あとは日本人のみんなが、普段の生活、そういうところにこう行って、しているところを見てみたいとか、体験してみたいということが、結構人気が出ているということを知っています。

だから、私は農家民泊の方々に受け入れをしてもらって、その普段の生活を紹介しますなり、また、そういうなかでまたいろんな体験をしていただく、そういうのもいいのかなと思って、そういう田舎らしさを売り物にした外国人の方に来ていただければというふうに思ったんですね。

私事で恐縮なんですけど、私も娘の友達が、昨年のおいでになりまして、男性の方、アメリカの方で、女性の方が日本の方だから、話は通じたんですけど、そういうなかで、稲刈りの体験をしていただきました。ちゃんとコンバインに乗っていただいてね、そしたらものすごく喜んでもらいました。そして、あとは手刈りで稲刈りもしたというようなことで、大変あとでいい思い出になったというような話をいただきましたけど、だから、そういうのが、ここならではのものを売りにしてやるのも1つの方法かなと思った次第です。

ですから、その農家民泊との、いろんなね、それをもうちょっとこう膨らませてというか、何か加えたなかで、そしてまた、泊ってもいただけるとかなれば、いいのかなと思っておりますが、その変の、これからに向けてお考えだけ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農泊とインバウンドの連携という形での、少し、そのインバウンドの外国人の方を農泊のほうに向けてはどうかという、そういう取り組みを強化してはというご質問にお答えしたいと思います。

確かにインバウンド関係の方ですと、つい最近もタイからモニターツアーで来た方が、やはりタイにはない雪を体験して、その生活を体験しようとしたんですけど、逆にそり遊びとかに夢中になってしまって、そういう、なんて言うんでしょうか生活体験するよりも、遊びのほうに夢中になってしまったという部分も、いろんな事例もございます。また、稲刈りなんていうのは、確かにあまり体験されることも少ないということでございますので、そういうふうなプログラムも踏まえながら取り組むということは、確かに肝要かと思っておりますが、前提といたしまして、農泊の方々が外国人をぜひ、もし受け入れてみたいというのが前提なのかなと思っておりまして、逆に外国

人が行くことによって、ちょっとストレスになっても仕方がないのかなという部分もございます。

その辺も踏まえながら、やはり取り組んでいかなければいけないのかなと思っておりますが、1つ、農泊の方で、外国人向けの農泊に取り組んでいる方がもういらっしゃいますので、その方のノウハウとか聞きながら、そういう勉強会を開催しながら取り組んでいくことも1つの手段かなと考えておりますので、その辺を踏まえまして、農泊等のインバウンド連携という部分は考えていかなければならないと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 では、質問を変えて、公民館のほうのほうに移りたいと思います。

先ほどのご答弁いただいたなかでは、総合計画のなかに町民文化センター、仮称ではありますが、施設づくりの検討というようなこととお話をいただきました。これどのぐらいの年月といたしますか、期間がかかるのか分かりませんが、私なりに感じましたのは、役場が庁舎移転すれば、いまの役場庁舎の解体なり、それなりのお金のかかる事業もあるのかなというようなことも考えたりしますと、すぐ公民館、そういう文化センター建設というようなところでことが運ぶのかなというようなことで、ちょっと自分なりに考えたものですから、そういうなかで、その期間もあるんですが、現在の公民館の使い勝手といたしますか、あそこも以前からいろんな講演会やいろんな会合というか、多数集まる場合には、2階の大ホールを使うわけですよ。そういうなかでのやはりバリアフリーというか、前も話をしたときに、ようやく電動椅子ですか、乗ってやるやつも付いたわけですが、これから遠からず壊すんだとか、改修ならまだねあれですけど、壊すなら、いろんなことをやってもしょうがないのかと思いますけど、その辺の見通しというか、あったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、総合計画の後期基本計画のなかで、仮称ではありますが町民文化センター施設整備の検討ということで明記してございます。このことから、今後、町としましては、今後各種、様々な事業が予定されてございます。あと財政状況等も踏まえながら検討をさせていただくというふうにご答弁を、先ほど申し上げましたけども、ここ数年、かなり大規模な事業を実施してございます。平成26年度は小学校の建設、それから27年度は地域連携販売力強化施設、ミネラル野菜の家ですか、28年度につきましては、認定こども園、それから29年度、今年度につきましては役場の庁舎移転、30年度、来年度につきましては、小学校のプールですとか、防災行政無線のデジタル化が本格的に始まると。ずっと毎年その大規模な事業を実施してございまして、できるだけ町の財政負担にならないようにということで、過疎債等、あと補助金を使いながら、ずっと事業を実施してまいったわけでございます。

そういったことで、いますぐ近い将来、仮称ではございますが、町民文化センターの建設につきましては、もう2年、3年後に建設はちょっと難しいのかなと思っております。ただ、町民文化センターにつきましては、補助事業、それから過疎債も充当できる施設でございまして、今後の事業の実施状況等によりまして、そんなに10年、20年先ということではなく、実施も可能ではないかと、そのように考えてございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 公民館を使って、2階でいろいろ大ホールを使ってやるというときに、やはり2階だからな、2階の階段あるからなとか、そういうことで、行ってもいいけども、あそこ階段がなというような、そういうようなことはないんでしょうかね。そういう、これは生涯学習課長にお聞きしたいんですが、例えばいろんな催しがあったときに、それはいろんな催しの内容にもよるんでしょうけども、参加人数が多いとか、少ないとかというような、そういう極端に感じたことはございませんか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

確かに2階というようなことで、駐車場も狭いというようなことで、万全とはいえないというのは事実かなというふうに思っております。ただ我々、私このいまの立場で、3年ほど見てまいりましたけれども、やはりその内容といいますか、催事の内容、それを充実させること、それからPRを十分にやること、声掛けも含めて、そういった形で取り組んでまいりましたけれども、そんなに参加率が悪いですとか、というのはあまり意識したことはないとか、感じたことはございません。ただ、その町民の皆さんの立場からすれば、いま議員がおっしゃったように、やっぱり2階だと、ああ、という感情は少なからずあるのかなというふうな思いではおります。

○議長 最後の質問です。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 今度、いまの役場新庁舎の隣の体育館ですか、あれが今度は使えるわけですね。だから、今後のああいう体育館の使い方を、例えば2階まで登ったり、下ったりとか、降りたりするのに大変だというようなことで、体育館でいろんな催しを、なんていうことは考えることはございませんか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

新しい庁舎の脇の体育館、現在、これから移転先となります庁舎の脇の体育館につきましては、社会体育施設という位置付けで、現在、町民の皆さまのスポーツ振興等で、あとは選挙なんかも使っているわけですが、今後、事業展開するなかで、その会場も有効活用できるように検討してまいりたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それぞれご丁寧に答弁いただきました。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時00分)

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月15日(木)

開 議 10時00分
散 会 16時42分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長	新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		
建設水道課長	成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第7号）

平成30年3月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町みんなで創る未来基金条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第12号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第16 議案第16号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第17 議案第17号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第4次）
- 日程第18 議案第18号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4次）
- 日程第19 議案第19号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第4次）
- 日程第20 議案第20号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第21 議案第21号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第22 議案第22号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第23 議案第23号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第4次）
- 日程第24 議案第24号 平成29年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）

散 会

○議長 おはようございます。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町みんなで創る未来基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第1号、西会津町みんなで創る未来基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、会津地方の市町村と福島県が出資し、広域的な各種事業に活用してまいりました、あいづふるさと基金が、平成29年度末をもって廃止されることに伴い、返還される町の出資金を原資として、町の将来を担う人材の育成や子育て支援、地方創生の推進等、未来に向けての積極的な事業を推進することを目的に、新たに、西会津町みんなで創る未来基金を創設するため、今回条例の制定をお願いするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第1号、西会津町みんなで創る未来基金条例。

第1条は、設置でありまして、西会津町の未来を担う人材の育成、子育て支援、地方創生等、未来に向けての積極的な事業を推進するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を設置することを規定しております。

第2条は、積立てでありまして、基金として積み立てる際は町の一般会計予算に計上して行う旨、規定しております。

第3条は、基金の管理についてでありまして、基金に属する現金は、金融機関への預金など最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない旨を規定しております。

第4条は、運用収益の処理でありまして、基金から生ずる収益は、一般会計予算に計上し、基金に編入することを規定しております。

第5条は、基金の処分についてでありまして、この基金は、教育の充実や子育て支援に関する事業、地域振興又は地方創生に関する事業、その他町長が必要と認める事業の実施財源に充当する場合に限り、処分することができる旨、規定しております。

第6条は、運用であります。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する現金を一時運用することができることを規定しています。

第7条は、委任でありまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

附則は、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　1点お聞きします。運用について規定がありますが、この運用というのは、一般会計に指しているのでしょうか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　長谷川議員のご質問にお答えいたします。

ここで規定しております運用は、この、みんなで創る未来基金の預金した場合の現金、これを一般会計、いま申された一般会計、または特別会計などに、一時資金が不足した場合に、会計管理者の権限で一時運用する、一時借入をこの基金から行うことを規定しております。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　運用の規定、おおむね分かりましたが、一般会計に使うというのは推測できるんですが、その他の特別会計にも振り向ける場合があるというふうに解釈するんですが。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

主に一般会計不足の際といいますか、現金の運用で、予算に計上するとか、そういうものではありませんが、一時資金が不足した場合に運用するもので、特別会計もあり得るかなというふうに思います。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　この基金は、その他町長が必要と認める事業、例えばどのような事業なんですかね。そしてこれ、例えば町長が専決でまず使って、後から議会に報告するということもあり得るのでしょうか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

この第5条の処分のなかに、第3号その他町長が必要と認める事業と規定してございます。これにつきましては、この基金の目的に反しないもので、第1号、教育の充実、子育てに関する事業。第2号、地域振興、地方創生に関する事業で、読みこめないとか読み取れない事業があった場合、この3号に該当させて充当するといったことを想定した規定でございます。

それから、町長の専決とありましたが、この基金については、あらかじめ特定目的基金ということですので、予算であらかじめ充当する事業を想定しまして繰り入れしますので、そういったことはないのかなというふうに考えられます。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　そうしますと、財政調整基金でもありますよね。これどっちが優先するということはないんでしょうけど、緊急の場合なんかは、どっちが先に使うのかと。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

財政調整基金との関係ということで、この基金、先ほど申し上げましたとおり、特定目的基金でありまして、あらかじめ想定した事業に充当するということであります。財政調整基金の場合

は、当初想定できないもの、財源が不足した場合、不測の事態などに対応するため設けてございますので、それとは、やはり基金の設置目的が違いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1項目、この6条について、同僚議員の質問がありましたが、これにこう読み解くと、確実な繰り戻しの方法を考えて運用する、その日にちを考えると、ということは、例えば1億円というこの基金でありますけれども、これを30年度何かに使った、1,000万使ったということであれば、その期間を定めるということは、年度の末には、また1,000万円を繰り戻してというような意味合いがあるのでしょうか。その辺をお聞きます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この運用の規定であります、これについては、この基金から一時借入、資金の運用を規定しておるものでありまして、例えば一般会計で、何らかの現金が資金の運用上、必要になった場合に、これは予算とは直接関連しませんが、手元に現金がない場合、この基金の現金を運用して使うことができる。その場合、繰り戻す場合は、借入期間を定めて、利息を付けて、それをまた基金に繰り戻すという作業が出てきます。そういった運用ということで定めている規定であります。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ということは、5条に規定された処分という観点からいけば、1億円がある程度年度をまたいでとか、その年度中にある程度の教育関係だとか、子どもに対する教育子育てとか、地域振興、それに使った分は、減っても、そのまま基金として、例えば1,000万使ったとすれば、翌年には9,000万円という基金でもって、またさらになくなるまで運用していくというような考えでよろしいですか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

いま議員が申されたとおりでありまして、この基金は積立型で、この基金、1億円、当初の原資ありますが、事業に充てながら使っていきます。最後になくなれば、基金、原資がなくなれば使えなくなるものですが、余剰金が出た場合など、どこかの時点で積み立てることもあり得るというもので。もう1つ、果実運用型というものがありますが、それは原資は変わらず、その利息などを使ってやる基金もありますが、それとは違って、積立型で、この基金から取り崩して使っていくというものであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1つお尋ねをします。第1条の内容と第5条の内容等が示されてはおりますが、西会津町の将来の方々の人材を育成する、それから子育ての支援、地方創生等の未来に向かって積極的な事業をする。これがどういうことを想定しているのかというのを、1つお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

どういった使い方をするのか、具体的にということではありますが、30年度の充当予定事業の例

ですと、まず福祉分野ということで、認定こども園運営事業、これは 30 年度から保育料完全無料化する予定でおりまして、その運営事業のほうに、この基金を充てていくと。

それから、教育分野では、教育改革サポート事業というもので、これからグローバル化、情報化した社会に対応できる人材の子どもの育成ということで、こういった事業、それから、まち・ひと・しごと創成総合戦略町民会議ということで、平成 29 年度、町民の皆さんにいろいろ将来の子育て環境ですとか、教育の充実に向けて、どのような事業を行ったらよいかということで検討していただいた結果、子育てワンアップ事業、仮称ではありますが、子ども夢プラン事業、そういったものに 30 年度は充てる予定にしております、そういったことでイメージしていただければよろしいかなというふうに思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いま説明を受けました、かなり幅広く考えておられる、想定されているということでございます。子育て支援のなかの、ここの基金から無料化のほうへと、無料化をする内容のなかで、この資金を投入するようご説明をいただいたわけですが、かなりの資金が投入されているような感じするんですけども、なかによつては、これかなり、この基金はどんどん減ってくような感じもしますが、それに対する、減ってく基金がそのまま下回っていくようなことに対しての不安はあるのか、ないのか、そこら辺のところはお尋ねしたいなと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

当初、説明申し上げましたとおり、1 億円で造成いたしますが、これは、いま説明申し上げました子育て支援なり、教育の充実に重点的に取り組んでいくというようなものでありまして、基金、使えばなくなるというものですが、当面、重点的に取り組んでいくために造成するものでありますので、ご理解お願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 この基金でございますが、積立型ということで、財政に余裕と申しますか、余剰金が生じた場合に、積み立てることもあり得るということで、そういった基金でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私も第 6 条の運用のなかで、町長が財政上必要と認めたものについて、認めるときはとあるんですが、こういうことについてはありますか、どうですか。

○議長 会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 それでは、一時運用の関係でありますので、会計管理者のほうからご答弁申し上げます。

一時運用の実績でございますけれども、平成 29 年度につきましては、現在 1 億円を運用する、庁舎整備基金のほうから 1 億円を借り入れする予定でございます。28 年度につきましては、財政調整基金より 3 億円を運用したという実績がございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 基金の運用についてのご質問にお答えをいたします。

町では、例えば財政調整基金、約 10 億ありますけども、それを確実ななんて言いますか定期に積みば利息が発生して、町の収入になります。そういったことで運用しています。例えば年度末、これから工事が終わり、かなりの、多額の支払いが出る時ありますが、その際に、定期に積んでますから、現金として通帳にないわけです。そうした場合、あと、例えば 10 日で定期が満期になるといった場合に、現金がありませんので、こちらの、例えば未来基金のほうから、一時借入をして、それで支払いに充てると。そのあと、財政調整基金の定期が満期になりましたら、その財政調整基金から、また未来基金のほうに戻すと、そういったやり方をしています、それでご理解いただけますか。

ですから現金がないときに、この基金を運用させてもらうということで、確実なというのは、財政調整基金は、定期として積んでますんで、日にちがくれば間違いなく元金に戻って、その元金でこちらの基金に戻すと、そういったやり方でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いままで、この未来基金というのはなかったわけですから、これからはそういう未来基金のなかからも運用していくということでよろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 町には様々な基金がございまして、当然、ほかの基金についてもそういった運用はしてございますので、未来基金も同じく運用をさせていただくということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点か、関連性のある質問もありますけどもお尋ねします。

まず、このみんなで創る未来基金の、いわゆる原資、いわゆるつくるにあたる経緯等は分かりました。それで、新年度は、先ほど出ましたけども、認定こども園の運営事業というようなことで無償化に向けて 820 万ほど、この基金から使って、その他の子育て支援等の事業に合わせて 1,000 万を取り崩して運用するということですが、これはこれで大変いいことだと思うんですが、これ次年度以降、やっぱり保育料の無償化のために、この程度は取り崩していく予定なのか、それとも、この名前のとおり、みんなで創る未来基金という名前を素直にとれば、この基金で何とか、みんなの声を拾ってね、みんなの声を聞こえるような会議、あるいは組織をつくって、来年度はこんなことに使ってほしいとか、こんなことをやりたいというような、そういう組織をつくっていくのか。これ、1 億円基金があっても、毎年 1,000 万程度取り崩していけば、もう 10 年でなくなってしまうものでありますから、その点をちょっと確認いたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

先ほど 30 年度は、認定こども園の経費に充てるということでご説明申し上げましたが、今年度については、目玉ということで無料化にするということで、充当させていただきませんが、31 年度以降、また新たに、やはり子育て、教育の充実の分野というのは、町の施策のなかでも最重点分野の 1 つでもありますので、また新たな取り組みも、また生じる可能性も当然出てくるかと思っておりますので、そういったことが出てきたときに、また、そういったものに充当していくという考え方があります。

また、30年度に総合計画も策定しますので、そのなかで様々な取り組み、位置付けていきますが、それについて検討しながら、31年度以降、充当していくという考え方でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。31年度以降のやつは、これから検討なさるということではありますが、ずっと皆さん、同じことを感じていると思いますけども、いま少子高齢化が急激に進んで、人口減少が加速的に進んでいるというようななかで、やっぱりこの基金を、名前のとおり有効活用するのであれば、やっぱりいま積極的に活用していく必要があるのではないか、人がいなくなったり、子どもがいなくなってしまうと、この基金の活用方法というものも、どんどんどんどん縮小されていく。だから、30年度は1,000万円取り崩しておりますけども、私は毎年、10年で積み増しできなければなりませんけども、1,000万程度、この基金を取り崩して、半分は保育所の無償化に使ってもいいと、でも半分は、みんなの、町民の、多くの町民の声を聞いて、もう新しい事業、目的に合致したことに、せいぜい数百万は使えるというような基金にしてほしいんですが、そのお考えはないでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

いま議員が申されましたとおり、重点的に、積極的に教育の分野、子育ての分野、進めてまいりたいと考えております。充当する金額についても、今年度は30年度は1,000万ということですが、これは年度によって柔軟に対応していきたいと思っておりますし、必要があればもっと多くの金額を充当するということもあり得るかと思っております。有効に使ってまいりたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。お金は蓄えておけば安心はできますけども、使うべきときに、やっぱり集中して使わないと、効果がやっぱり薄れてしまうと、私、思いありますから、本当に先ほど、繰り返しになりますけども、子どもが今年度は29人程度しか生まれないということでありましたけども、やっぱり30人以上生まれていかないと、将来的に学校だって1クラス、2クラスにならなくなってしまったり、いろんな弊害がこれから出てきます。だから、やっぱり積極的にみんなの声を聞いて、できれば私はね組織をつくって、みんなで創る未来基金の使い道をみんなで検討しましょうよというような会議をつくって、毎年みんなの声を吸い上げることも必要だと思います。新年度考えていただけるということでもありますから、期待しております。その点、もう一回ご答弁ください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 多賀議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この基金の設置の目的については、もうご理解いただいたと思っておりますけれども、私はやっぱり将来の西会津町を担う人材を育成するためには、やっぱりそうした、のために、やっぱりせっかくのふるさと、あいづふるさと基金の財源があるわけですから、これはやっぱり有効に使わないといけなないというふうにして、そこにプラス一般財源を足して1億の基金にしました。

ですから、たまたま30年度は1,000万ですけども、来年は2,000万になるか3,000万になるか、これは分かりませんが、これから新しい総合計画のなかで、皆さんの意見のなかで、

これから子育て、あるいはそれ以外のことで、こういうところというような事業が出てくれば、そういうところに、やっぱり重点的に充当していきたいなど。

ただし、私はこの基金は、使えばなしだったら、もう5年、10年ももたないでなくなってしまいますね、ですからやっぱり、そこはこれから、その年度、その年度の財源の状況を見ながら、やっぱり積み増しをする。これいま1億ですけれども、もっと積めるんだったら2億、3億と積むような形で、これからの、やっぱり将来に向けての資金のなんて言いますか活用を考えていかないといけないなというふうに思っていますので、とりあえず、いま30年度は1,000万の充当ですけれども、これからいろんな子育て支援、あるいは教育の部分について、いろんなことが出てくると思っていますので、そのときに、確実に充当できる財源があるということですから、それはやっぱり有効に活用しないではないなど、そんなふうに思っています。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町みんなで創る未来基金条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町みんなで創る未来基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたとおり、平成26年度の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、介護サービスを利用する際のケアプランを作成したり、それに沿った適切なサービスが受けられるように調整を行う、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員や運営方法などの基準について町の条例として規定するものでありますが、厚生労働省令に定めています基準に沿った内容であります。

なお、現在本町には、にしあいづ福祉会が運営する居宅介護支援事業所1事業所がありますが、継続して事業所を運営する場合は、新たな手続きをする必要はありません。今後、指定期間の変更や、指定内容などに変更がある場合は、県ではなく町へ申請することになります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。本条例は、目次にありますように第1章から第4章までの32条からできております。

第1章は総則です。

第1条は趣旨を定めており、介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項に基づき基準を定めるものです。

第2条は、使用する用語は、法で使用する用語の例によるとしております。

第3条は、基本方針で、利用者の能力に応じ自立した日常生活が営めるよう配慮した計画の策定や、関係機関と連携していくことを定めております。

第2章は、人員に関する基準であります。

第4条は従業者数を定めており、利用者35人に1人以上の介護支援専門員を置くこととしております。

第5条は、常勤の管理者を置くことを定めております。

第3章は、運営に関する基準を定めております。

第6条は、業務の内容や手続きの説明、それに対する同意の取り方などを定めております。

第7条は、提供拒否の禁止、第8条は利用者が遠隔地にいる場合の、サービス提供困難時の対応方法を、第9条は受給資格等の確認方法を定めております。

第10条は要介護認定の申請時や更新時の申請に係る援助を、第11条は身分を証明する書類の携行の指導を、第12条は利用料等の受領や費用の説明などを、第13条は提供した介護支援の料金の額を記載した証明書の交付について定めております。

第14条は、基本取り扱い方針を定めており、介護状態の軽減や悪化の防止に資するために、医療との連携と介護支援の改善に努めることとしております。

第15条は、介護支援の具体的な取り扱い方針を30号に渡り定めており、第3条の基本方針と第14条の基本取扱方針に基づき、介護支援専門員が行う、居宅介護サービス計画策定にあたっての情報提供の仕方やアセスメントの仕方、サービス担当者会議の開催や関係機関、主治医等との連携の仕方、居宅サービス計画に盛り込むサービスの内容などを記載してあります。

16条であります。法定代理受領サービスに係る町や、国保連合会への報告を、第17条は、利用者がほかの居宅介護支援事業者の利用を希望する場合は計画書を交付することを定めてあります。

第18条は利用者に係る町への通報内容、第19条は、管理者の責務、第20条は、指定居宅介護支援事業所ごとに定める運営規程の内容を、第21条は、適切な業務ができるよう勤務体制や資質の向上のための研修機会の確保などを定めており、第22条は、事業を行うために必要な設備や備品等を備えることを定めてあります。

第23条は、従事者の健康管理を、第24条は、運営規程や勤務体制の掲示を、第25条は、秘密の保持や、会議等で情報を用いる場合の利用者等の同意の内容を、第26条は広告をする際の内容を、第27条は、公正中立を確保するため、居宅サービス事業者等との利益收受の禁止等を定めてあります。

第28条は、利用者等からの苦情に対する対応の仕方を定めてあります。

第 29 条は、事故発生時の対応の仕方を、第 30 条は、会計の区分を、第 31 条は、従業者、備品、会計に関する記録や利用者に関わる介護支援の内容の記録を整備し 5 年間保存しておくことを定めております。

第 4 章は、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めております。

基準該当居宅介護支援とは、指定要件の一部を満たさない事業者であっても一定の水準を満たしていれば市町村の判断でそのサービスを保険給付の対処とできるもので、離島などサービスの確保が困難な地域で指定されています。その指定の際は、第 3 条、2 章及び第 3 章を準用することとしております。

次に、附則であります。施行期日でありまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

ただし、第 15 条第 20 号の規定は、今後厚生労働大臣が、1 カ月間に利用できる訪問介護の回数を定めることとしているため、その周知期間を 6 カ月設けて 10 月 1 日より施行するものであります。

第 2 項は、管理者に係る経過措置で、第 5 条第 2 項では管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとしておりますが、平成 33 年 3 月 31 日までは介護支援専門員を管理者とすることができるとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、青木照夫君。

○青木照夫　17 条のなかで、利用者がほかの居宅介護に行った場合の内容だと思いますが、そのときには、いままでは県ということの形から、町へ申請すればいいという内容の解釈でいいんですか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　17 条の規定でございますが、これは利用している方が、いま西会津町の居宅介護事業所を利用している方が、喜多方市のサービスを受けたいということで、喜多方市の居宅介護支援事業所のほうのケアプラン等をつくっていただきたいという場合は、西会津でつくっていた計画を、その喜多方市の居宅介護支援事業所のほうに提示するよというような内容でございます。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　この条例改正案は、上位法令の介護保険法の改正に伴って改正するというようなご説明でありました。これ、県から町へ移管されることになって、実際、何が変わってくるのか。こういうふうになる背景はどういうところにあるのか、分かればお示してください。

それと、基準を定めるといことがありますが、人員、あるいは運営方法の基準、これは緩和される方向なのか、それとも厳しくなるのか、まずその点をお伺いします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、今回、指定機関が県から町に代わるということで、何が変わるのかということではありますが、基本的には、介護事業所なり、利用者で変わるものはございません。ただ、町は介護保険の保険者であるということでありまして、保険者がそういった介護プランとかそういったものに対して責任を持つと、持ってしっかりそういう介護プランについても、町が、いままでも当然やっていましたが、もう少し町が積極的に関わっていきなさいというようなことで、今回の改正になったということでございます。

それからもう1点は、基本的には、いままでの内容と同じでありまして、厳しくなるというようなことではございません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、県から町へ移管されて、町が積極的に関与しながらやっていくようにすべきというのは、それは分かりました。そうすると、いわゆる事務負担だとか、それにかかるお金の負担だとか、町は当然出てくると思うんですが、それは国とか県とかの補償とか、支援だとか、そういうのはないのでしょうか、お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今回、その指定の権限が町へ移譲されたことによって、事務的には少し申請の授受、それから、それに対する決定というようなことで、事務的には若干の負担は出てまいります。いままでについても事業の指定については、町を経由して行ったりとか、そういったことでやっておりましたので、そう事務負担が増えるというようなことではございませんし、それに対する費用等が来るというようなこともないという状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案3号、西会津町課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、現在、業務が非常に広範囲にわたり、委託職員や臨時職員を含めると

職員数が 54 人に及ぶ健康福祉課を 2 つの課に分割するための条例改正であります。この改正よりまして、迅速な事務処理と適切な判断、さらには人事管理が十分に行き届く体制とするものであります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、課の設置を規定しておりますが、現行の健康福祉課を福祉介護課と健康増進課にするものであります。なお、その他の課につきましては、変更ありません。

次に附則でありますが、第 1 項は条例の施行期日でありまして、本年 4 月 1 日とするものであります。

次に、第 2 項は、西会津町議会委員会条例の一部改正でありまして、第 2 条は議会の常任委員会の名称、委員の定数及びその所管を規定しておりますが、第 1 号の総務常任委員会の所管について、健康福祉課を福祉介護課と健康増進課にするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　私も健康福祉課は大変な事務を担当していたなということで、これはいい方向に行ったなと思いますが、以前も言いましたけども、担当事務は、これ変わらず課を分割するということだけですか。認定こども園の話なんかも、以前させてもらいましたけれども、担当する事務はまったく変わらないということ、確認だけ。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

担当事務ということのご質問でございますが、担当事務につきましては、29 年度と同じということでございまして、変更点につきましては、1 課が 2 課になるということで、課長が 1 名増えまして、総勢も 1 名増えるということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、西会津町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、西会津町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第4号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

現在、町ケーブルテレビで行っております宣伝情報放送、いわゆるコマーシャル放送及びダビングサービスにつきましては、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例に基づき、町がサービスを提供をし、サービス利用者から手数料をいただいているところであります。実際の業務は、指定管理者との基本協定及び年度協定に基づき、指定管理者にその業務を委託し、指定管理者がサービスの提供を行っております。

今回、この2つのサービスの運用を見直し、町のサービスから民間のサービス、つまり指定管理者のサービスにすることによって、民間企業のノウハウを活かした柔軟な対応を可能とし、また、手数料を指定管理者の収入とすることによって組織の活性化が図られるなど、さらなる住民サービスの向上と、町と指定管理者の適切な役割分担を図るものであります。

それでは議案書、あわせて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、役務の提供として宣伝情報放送及びダビングサービスを規定しております第17条について、削除とし、町のサービスとしての位置付けを廃止するものであります。また、付随して第17条関係の別表についても削除するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。附則の説明が漏れておりました。

附則、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

○議長 これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 まずは1点お伺いいたします。この設置及び管理に関する条例なんですけども、実際この手数料等で町で入っていた収入というのは、だいたいどのくらいだったか、まずそこをお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 秦議員のご質問にお答えいたします。

最近の3年間で申し上げます。27年度が122万9千円ほど、28年度が100万1千円ほど、29年度につきましては、まだ年度の途中であります、現在のところ73万円ほどでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この金額を民間に移行するということであれば、民間の方々も、ああ、ケーブルテレビさんもがんばってもらって、この収入を上げてもらう必要があると思いますが、そうなった場合というのは、例えば、いま町が出している委託管理料に関して、例えば今後見直すとか、そういったものというのは検討されるおつもりでしょうか、お伺いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この業務にかかる委託料につきましては、29年度は委託料に含めてございますが、今後、指定管理者の独自の業務ということで、委託料の算定のなかからは外すと、経費ではみないということで、独自の収入のなかから経費を支出していただくということで考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この数字、聞いた感じでは、だんだんだんだん下がっていると思うんですけども、これがやっぱり上がる方向で、確かに人口は減ってはいるんですけども、この数字を伸ばす方向で、町もぜひ管理して、しっかりした指定管理をやってもらうように指導していったほうがいいと思いますが、最後にそのお考えをお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、民間のサービスに移行いたしますが、より柔軟に、条例で規定しているより柔軟なサービスが可能となると思いますので、今後、その住民サービスの向上に向けて、町も申入れしていきたいというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま3番議員の質問のなかでありました、このサービスの収入が年々落ちてきたという要因は何か、つかんでおられますか、お伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

目に見える傾向というのは分かりませんが、やはりダビングサービス等、番組のダビングですが、こういったもののニーズが少し落ちているのかなというふうに考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今後、運用がこのように変わってきたときに、例えば町外に事業を展開していくというようなことは、町としては想定しておるのでしょうか、ちょっとお伺いします。町外。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の宣伝情報サービス、ダビングサービスですが、当然、町内の利用者だけでなく、いま条例にも町外の利用者の手数料というような規定もございますし、町外に向けての利用も想定しているサービスでございます。今後、例えばCMサービスなどは、現在も町外からの利用もされておりますが、今後、そういった方法も拡大するような方向で取り組んでいただければ、またケーブルテレビの活性化につながるものと考えております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま返答いただきましたように、やはり町内だけにこだわり過ぎると、やはり展開力がなくなるということで、ぜひそういう方面のバックアップを積極的に私は進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

三留議員がおっしゃられたとおり、町としてもそういった方向でケーブルテレビのますます発展させるような方向で、連携して取り組んでまいりたいと思います。

○議長　4番、小柴敬君。

○小柴敬　1点お伺いします。ケーブルテレビのほうに、このサービスというか、17条が全て削除になって、この金額についてなんです、こうなってくるとケーブルテレビのなかで、いままでのダビングサービス、それから宣伝、そういったものを自分たちで決めて自分たちで徴収することもできるということで解釈してよろしいですか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

基本的には、これまでの手数料は指定管理者のほうで価格を設定して、独自に収入していただくということになります、町としては、今後いまの条例の手数料の額をベースとして、それ以下の金額で設定していただくよう、基本協定なり、年度協定のなかで定めていきたいと思います。価格を変更する際は、必ず町に協議いただくように、その協定のなかで位置付けしていきたいというふうに思います。

○議長　4番、小柴敬君。

○小柴敬　ということは、企画情報課が担当ということなので、企画情報課との情報、そういった金額のすり合わせ、それから、それに関して、例えば変更があったとすれば、広報にしあいづ等というような形、あるいはこのケーブルテレビの放送のなかで変更していくということで解釈してよろしいですか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

金額の設定については、指定管理者から町に協議いただくということで考えております。それで、もし変更された際は、ケーブルテレビを通じたり、町のホームページを通じたりして、周知を図ってまいりたいというふうに考えます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　私も1点お尋ねします。いままで何人かの同僚議員の質問のなかで、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、要は、私以前からCM、ダビングサービス等々は、1つの営業努力での売上増になっているという思いでございましたので、いままで中途半端なポジションだったのが、今回、この件に関しては、事業者であるケーブルネットに移管されるということで、大変いいこととあります。

そのなかで、1つ気になったのは、委託料の積算には、じゃあ今回、このCM、ダビングの分に関しては、委託料は関係ないと、上りも下がりもしないというようなことらしいんですが、それ1つ確認と。

もう1つは、やっぱりその柔軟な運用ということ、いま4番議員も言いましたけれども、例えばCMなんか、これからどんどん営業をかければ取れるような分野だと思うんです。それで、年間通してある程度のボリュームをやっていただける人はね、役場の規定ばかりではなくて、多

少割引サービスなんかも、今度、柔軟に対応できるようになるのかなという思いがありますから、その辺の取り扱いと。あと一番の問題になったのは、公設民営といいながら、いわゆるケーブルテレビの使用料、あるいはインターネットの使用料が、町で徴収しているんですね、一番大変なところ。これの将来的な考え方、いま現在、指定管理者のケーブルネットにやれといったって、不可能なのは十分承知しておりますが、将来的な考えなんかはお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

この業務にかかる委託料の考え方ですが、いままでは指定管理者への委託ということで、委託料の算定に含めていましたが、今後、30年度以降は、この業務に関する委託料は発生しないということで積算には含めないというような考え方であります。かかる経費についても、ケーブルネット、指定管理者の収入のなかから、独自の収入のなかから支出していただくという考え方であります。

それから、今後のこのサービスの扱いですが、議員言われたとおり、もっと柔軟に対応できるようになるかと思えます。サービスの向上も、いろいろ考え方によっては図られるであると考えられますし、営業努力とありましたが、そうしたことによって収入を増やすこともできるかというふうに思えます。これはケーブルネットのほうで、これを契機に、組織内で大いに取り組んでいただきたいというところであります。

それから、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料の関係であります。いまのところ、この使用料については、今後も、当面町がこの条例に従って利用者から納めていただくということで考えておりますが、将来的なことに関しては、これから検討する必要があるかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第5号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

人事行政の運営等の状況の公表につきましては、地方公務員法第58条の2の規定により、条例で定めるとともに、職員数や給与の状況などについての報告が義務付けられており、本町におきましては、広報紙及びホームページを通して毎年、公表しているところであります。本案につきましては、地方公務員法の一部改正によりまして、報告事項に、人事評価及び退職管理の状況が新たに追加されたことなどから、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げます。議案書とあわせて条例改正案新旧対照表の7ページをご覧ください。

まず、条例第3条の各号では、人事行政の運営の状況に関する報告事項を規定しておりますが、第9号、第8号を、それぞれ第11号、第10号とし、第7号中の、及び勤務成績の評定を削り、同号を第9号とし、第8号として、職員の退職管理の状況を新たに加えるものであります。

また、第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として、職員の人事評価の状況を新たに加えるものであります。

次に、地方公務員法等との整合を図るため、第4条から第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条として、県人事委員会の報告の規定を新たに加えるものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の改正によって、県人事委員会への報告というようなことで載っているんですが、これの背景といいますか、目的、そういったものについては、分かれば教えてほしいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまほど議案説明のなかでも申し上げましたが、地方公務員法等が改正されまして、その改正との整合を図るために、今回、新たに県人事委員会の報告の規定を新たに加えたものでございます。実際のところ、本町におきましては、いまだかつてこういったケースはございません。条例の新旧対照表の7ページ、8ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、今回、新たに第4条として、県人事委員会の報告を付け加えたわけでございますが、8ページの1号、2号、3号に、その報告事項が載っております。勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求の状況、その他、町長が必要と認める事項、このそれぞれの号に該当するような案件は、いまだかつてございませんが、先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法等との改正の整合を図るために、この条を追加したものでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第6号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、印鑑登録証の交付手数料についての改正であります。手数料等の見直しにつきましては、事務改善主査会の行財政改革部会において協議を行っております。そのなかで、現行の手数料が他市町村との比較において、相違のあります印鑑登録証の交付手数料につきまして手数料の見直しをするものであります。

現在の条例では、印鑑登録証の交付については手数料を徴収せず、再交付にのみ手数料として300円を徴収しております。ただし、再交付の定義が、印鑑登録証が著しく汚損し、または棄損した時、登録済証を添えて申請する。となっております。実質の再交付者ではなく、再度の交付であっても、新たな登録、新規登録としている状況でございます。このため、毎年200から250件の交付がございますけれども、手数料収入としては0円でございます。

今年度、2月まででございますけれども、登録総数としまして167件ございましたが、亡失等による再登録者が83件と約半数となっております。なかにはなくしたということで、2度、3度と交付される方もおられます。また、登録証はラミネートフィルムを使用した加工をしておりますことから材料費等におきましても、少しかかっているというような状況でございます。

近隣市町村では、新規交付時及び再交付時に200円から300円の手数料を徴してございまして、その多くは300円でございます。

このことから、町でも適正な受益者負担を確保するため印鑑登録証手数料につき見直しをするものでございます。

それでは、条文及び条例改正案新旧対照表9ページ、10ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第6号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例。西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条は手数料の種類及び金額についての規定であり、第1項第20号サは印鑑登録証についての手数料であります。条例第7条、これは印鑑登録証の交付、を加えまして、第9条、これは再登録、再交付でございますけれども、あわせまして、1件300円とするものであります。

次に附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　今回の条例改正案は、不合理が見つかったのでは是正するというようなことではあります。こういうケースは、ほかにはなかったのか、調査はなされたのか、まずその点をお尋ねします。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

戸籍、町民税務課で扱っております戸籍、税関係の部分につきまして、見直しと申しますか、再度点検を行いましたところ、このような部分が見つかりましたので、ご提案をさせていただきましたが、ほかの部分については、現在のところ同様な状況ということでございますので、ほかの部分については、戸籍、税関係は不合理と申しますか、そういった部分はないような状況でございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　不合理というか、いわゆる抜け穴があったので、それを是正しなければいけないということで、これ当然なんですけれども、これしっかりチェックして、ほかの部分には該当するようになかったという認識で、じゃあ私はいいのかと。

それと、この手数料の改正というようにありますけれども、私、以前から受益者負担の話しましたけれども、この手数料、使用料の見直しは、町でどう考えているんだというようなときで、とくに消費税が2014年に8パーセントになったときに、これ10パーセントに上がるタイミングで検討していきたいというような話をしておりました。来年の10月からは、間違いなく消費税は10パーセントになるということでありますが、この手数料のいわゆる見直し等々は進んでいるのか、それをお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　手数料の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

現在、町では、行財政改革ということで、行財政改革部会を組織しておりまして、事務事業の見直し、さらには使用料、手数料の見直しに取り組んでございます。各課、それぞれ使用料、手数料ございますが、近隣町村とのなんていいますか比較、それから、いろんな面から見て、いまの手数料、使用料が適正なのかどうなのかということで作業を進めているわけではございますが、いま多賀議員おっしゃるとおり、来年10月の消費税10パーセント、それに合わせて見直すべき使用料、手数料もあるということで、現在作業を進めてございます。

なかなか一概に他市町村よりも高いから、安いからという部分もございまして、本町の場合、

例えば水道使用料は県内でもかなり高い水準にありまして、それをさらにという政策的な部分もございますので、そこら辺は十分に検討しながら、できれば消費税 10 パーセントアップのときに見直せるものについては見直しをしたいというふうなことで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1 点だけ確認したいと思います。一度説明は受けたような気がして、私のほうで解釈が間違っていたらということでお尋ねするわけではありますが、交付手数料ということ、手数料は 300 円いただくと。それから、再交付というふうになったときも、いままでは 300 円いただくということであったような気がしましたが、今度は、再交付であっても、その交付手数料というのをいただかなくなるよという解釈でよろしいのかどうか、そのところをお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 6 番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

今回の印鑑登録証の部分でございますけれども、現在までは、その再交付、汚損等のあった場合に、その汚損した登録証を添えての再交付という部分で 300 円ということで、新規の登録に関しましては、無料、0 円でやっておりました。ただ、先ほどご説明申し上げましたように、近隣市町村とのバランスといえますか、考慮しまして、新規も 300 円、再交付についても 300 円というふうに改正したいというものでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第 7 号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げましたが、ふれあい交流施設は平成 9 年 4 月の設置から 20 年以上経過しており、各施設やトイレも老朽化していることから、国の社会資本整備総合交付金、都市公園長寿命化対策事業補助金を活用し計画的に改修を行うため、現行の、西会津

町ふれあい交流施設条例を廃止し、ふれあい交流施設 6.2 ヘクタールをさゆり公園の一部とするため条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正内容について申し上げます。議案とあわせ条例改正案新旧対照表の 11 ページをご覧ください。

議案第 7 号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例。西会津町都市公園条例の一部を次のように改正する。

まず、別表第 1（第 6 条関係）さゆり公園の部に次のように加える。であります、別表第 1 のさゆり公園にふれあい交流施設の住所、及びミニチュアゴルフ施設、フィールドアスレチック施設、ふれあい広場施設、屋内ゲートボール場の各施設を加えるものであります。

次に、別表第 3（第 3 2 条関係）に次のように加える。であります、別表第 3 第 3 号の次に第 4 号ミニチュアゴルフ施設、第 5 号フィールドアスレチック施設、第 6 号ふれあい広場施設、第 7 号屋内ゲートボール場の区分や金額などをそれぞれ加えるものであります。

附則であります、第 1 項は本条例の施行期日であります。平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は、ふれあい交流施設条例を廃止するものであります。

第 3 項は、本条例の施行の前に、ふれあい交流施設条例第 6 条第 1 項の規定により利用の承認を受けている者については、施行日に本条例第 30 条第 1 項の規定により承認を受けたものとみなすことを規定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継　1 点だけお伺いいたします。利用料の改定と区分が足されたということなんですが、かなり老朽化の激しい施設も結構いっぱいあって、利用料等、こういうふうに変更されたのはいいんですけども、利用者がいないようでは、なかなかこれちょっと方向性としてどうなのかなと思うんですが、今回の条例改定で、今後そういった施設というのはどのように管理運営されていく予定なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　ご質問にお答えいたします。

まず、こちらの条例につきましては、まず、さゆり公園に、現行のふれあい広場の施設を、各施設を都市公園とするための条例の改正でございまして、この載っております金額については、これまでふれあい交流施設にありました金額をそのまま計上しているということでございますので、まずそこをご理解いただきたいと思います。

まず、この都市公園にすることによりまして、先ほどもご説明申し上げましたが、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、まず、いわゆる長寿命化計画というものを策定いたします。そのなかで、施設の老朽化あった部分について、これは取り壊して直したほうがお得か、あとはこの修繕をして、そのほうが得なのかというような部分を比較しまして、それによって事業

費を計上して、年次的に約 10 年間かけて改修していくというような計画を、まず来年度つくっていききたいということでございます。

その後、順次老朽度具合に応じまして、議員ご指摘のように、老朽化の部分を中心に改修、修繕していききたいというような形の事業でございますので、今後、大変老朽化している部分を改修していききたいということでございます。

主だったものの改修としましては、トイレの様式化とか、あとはゴルフ施設の部分の修繕とか、そういう形のほうで、随時進めていききたいと考えております。

以上です。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 理解しました。老朽化の度合いというお話だったんですが、例えば、屋内ゲートボール場なんかは、確か雨漏りが酷いとか、いうお話も聞いていました。確かに古い頃からというのも大事だと思いますが、老人の方々の楽しみの場でもありますので、ああいったところは利用率をも含めて、どれだけ使われているかも含めて、順次取り組んでいってほしいなと思いますが、そういった考えはありますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 屋内ゲートボール場の屋根の雨漏りの修繕ということなんですが、今年度、これは先駆けて修繕という形でご予算いただきまして、もう工事は完了しておりますので、以上でございます。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に 1 点だけです。取り壊しも含めてという考えでありましたけれども、取り壊した後も、やっぱり取り壊した後にどういうものを使って、どういうふう交流人口を増やすかということも大事だと思いますので、その辺も先を見て、いまある維持管理だけじゃなくて、やっぱり新しいものも、ぜひ考えいったほうがいいと思いますので、最後のその方向性だけお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

取り壊しを含めてという部分でございますが、この事業、施設を長寿命化させるというのが大前提でございますので、取り壊ししても、同じものをつくるとか、そういう形の、そういう事業でございますので、ただ、取り壊しをして、いわゆるコストがかかれば、それは修繕で対応するというような形で、そういう事業計画を、今回、来年度、進めていききたいということでございますので、その結果を踏まえて、優先順位をつけて計画的に整備をしていききたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 長寿命計画をつくって、老朽化しているものについては、順次改修していくんだということですが、それで、例えば、いま課長が、同じ、改修するにしても、同じものをつくらなければいけないのかということで、いま何かお話あったんですが、例えば、ミニチュアゴルフ施設なんかは、もう古くなって、ほとんどおそらくやる人もいないのかなと、それについて

は、例えば改修といいますか、新規に、こう新たに何かをつくるような、やっぱり計画というの
も必要じゃないのかと。ただ、その長寿命計画の、それに則らなければだめだというのなら、
致し方ないと思いますが、新たな施設というの、やっぱり考えていかなければならないのじゃ
ないかと、それについてお答えください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 伊藤一男議員のご質問にお答えいたします。

例をあげて、ゴルフ施設については、確かに本当に著しく老朽化しているという部分で認識は
しております。そのなかで、あのゴルフ施設につきましては、これから調査に入るんですが、ま
だ分からないんですが、全部取り壊して同等のものをつくるという部分では、補助で認められて
いるという部分でございますので、いまの現状のまま修繕したほうが安いのか、新たにそれ
を取り壊して、同等的な施設を、同等ですから違っても少しは大丈夫だと思うんですが、そうい
う形で、そのトータルコストを考えながら進めていくという事業でございますので、あのまま原状
復帰とか、そういう部分の事業ではないという部分でございますので、ご理解いただきたいと思
います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういふことで、やっぱり利用率といいますか、そういうことも考えながら、やっ
ぱりこれから取り組んでほしいなと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご指摘のとおり、利用率等も踏まえまして、順次計画的に整備をしていきたく
と考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私も1つだけ、このふれあい広場施設の金額なんですけど、町内者は500円、町外者
は3,000円となっております。これ、ゲートボール場は含まないんでしょうか、ゲートボール場
以外のサッカーなんかやっている場所での500円とか、3,000円ということでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちらのほうは、ふれあい広場施設ということでございますが、あそこの全面の広場のところ
の部分を指しております。いまの現状では、町内者が500円、上下とか、半分とかという形で
ございますが、それで500円。あと、町外者については3,000円という形で、主に下のほうと申
しますか、駐車場、町道側については、サッカーのスポ少さんのほうで利用していたり、あと上
の部分につきましては、ゲートボールのなかで使われているというような部分でなっているとい
うことでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これは1人でも500円、10人でも500円ということでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、備考のところがございますように、1面貸切利用、1回でとい

うこととございますので、1回使えば500円。町外の方が使えば3,000円ということとなっております。ただし、この部分につきましては、町内者の方で、いわゆるスポ少とか、老人クラブの方々が使う場合は、減免規定等ございまして、そういう形の規定でご利用はされているということとございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、普通ゲートボール、夏場やりまよすね。あそこは使わないということですね。ゲートボールやるとこ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちらのほうはゲートボールを含んでいるということとご理解いただきたいと、ゲートボール場、10面ほど取れる広場の部分ありますが、それを含めて、こういう形で500円という形で利用設定しているということとございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては平成27年の国民健康保険法の改正により、平成30年4月から国民健康保険の財政の責任主体が市町村から県に移ることによる文言の整理と、国民健康保険給付費支払準備基金の名称と基金を処分できる内容を変更するために条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧くださいと思います。あわせて条例改正案新旧対照表の17ページもご覧くださいと思います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

まず、目次、第1章及び第1条の町が行う国民健康保険を、町が行う国民健康保険の事務に改める改正。それから、第2条、国民健康保険運営協議会の次に、国民健康保険法第11条第2項の規定による国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する協議会をいう。を加えるという改

正につきましては、先ほど申しましたように平成 30 年 4 月から、県も国民健康保険の運営を行うことから、町の責務として各種事務を実施することの明確化と、県と町の運営協議会を区分するために根拠法令を加えるものであります。

第 12 条の改正は、いままで医療費の値上げや流行病の発生に備えて積立っていた国民健康保険給付費支払準備基金を、国民健康保険の円滑な運営のために活用する国民健康保険運営基金に改めるものであります。

第 13 条は、積立額を定めており、いままでは、保険給付費の 3 カ年の平均年額の 100 分の 10 になるまで決算剰余金から積み立てることとしておりましたが、積立額の基準は設けず歳入歳出決算で生じた剰余金を積み立てることとしたものです。

第 17 条の 2 は、その処分できる内容を規定しております。いままでは、第 12 条で定めた医療費の値上げや流行病の発生の際に保険給付費の支払いに不足が生じた場合のほか、保健施設費に充てることができるとしておりましたが、今回、1 つ目には、県に納める、国民健康保険事業費納付金に不足が生じた場合、2 つ目は、保健事業の費用に充てる場合、3 つ目は国民健康保険税の負担軽減に充てる場合のほか、財政上必要があると認めた場合に利用できるとしたものであります。

附則であります。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 22 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一　いまの改正のなかで、積立基金であります。基金として積み立てる額は、今度、特別、金額というか、そういう縛りが無いということではあります。今後いろいろなままでやってきたなかで、ちゃんとした金額があって、はじめて安定した運営ができたのかなというふうに思いますけども、今後この基金に対しての考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　清野議員のご質問にお答えいたします。

基金につきましては、いままでは、先ほどの説明で申し上げましたように、保険給付費に不足が生じる場合のために基金として積み立てておきましたが、平成 30 年度からは、財政運営の主体が県になるということでありまして、基本的には、その給付費は全て県のほうで、県のほうから交付していただいて支払うということになりますので、町でそのための基金を設けておく必要はなくなります。

その関係で、ただ、現在、基金残高、まだございますので、それについては、今後、町の考え方で、町の基本に沿って基金の活用をしてもいいよというようなことになっておりますので、そのために、今回、改正をさせていただきます。県の国民健康保険事業納付金に充てる場合、それから保険事業の費用に充てる場合、それから国民健康保険税の負担軽減に充てる場合というような内容で取り崩していくというようなことでありまして、基本的には基金としては取っておく

必要はないのでありますが、運営していくなかで剰余金等、必ず出てくると思っていますので、そういったものについては、こういった内容で取り崩せるような基金として持つておくというような考えで、今後、進めていきたいということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私、ちょっと心配しているのは、納付金、県のほうからいくら納めてくれという来た場合の、ここにも書いてありますけど、そういう場合の不足が生じた場合ということを考えて場合には、やっぱりそういうのもちゃんと確保しておくべきではないのかなというような感じはしたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 納付金に不足を生じた場合ということでございますが、これにつきましては、今回こういう形で制定をさせていただきましたが、県が国保運営することによりまして、もし今後、納付金に不足が生じた場合は、県のほうで基金を、そのために基金を積んでおります。基本的には、県としましては、基本的には不足が生じた場合は、その県が積み立てている基金を使いなさいよというふうにはしておりますが、その場合、次年度以降、返還が生じてくるという部分はございますので、そういった場合、その分が保険税にかかるというようなことがありますので、そういったものを軽減するために、町の基金もある程度そういうのに使えるような形にはしておくということでありまして、基本的には不足が生じた場合は県の基金を使いなさいよという制度になっているということでありまして、町ではそういった部分でも、基金としては積み立てる必要はないのかなというふうには感じております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 県が基金といいますか、それで一時面倒みるというか、やってくれる。でもそれは、あくまでも借金というかね、借りているということでしょう。それはいずれ払わなければならないということですから、やはりそのくらいの準備というか、しておくべきではないかなと思ったんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

まず、基本的に国民健康保険税につきましては、当年度に必要な保険料、それを税率を決めて皆さんから徴収させていただいて、給付費に使うというようなことでもございまして、基本的には現年、当年度で全て清算するというのが基本であります。

ただ、税率算定、いままでですと、医療費が高騰して、急にインフルエンザが大発生したりして、給付費に不足が生じるような場合があったわけでありまして、今後はそういったものについては、基本的に全部県が持つということ、そういったことに対する基金は必要なくなるということでありまして、ですので、単年度で不足が生じる、反対に剰余金が出るというものにつきましては、税を少なく課税したときは不足が生じる。多く課税したときは剰余金が出るというような制度になるということでございます。

ですんで、その単年度収支が基本であるという考え方から、町としては、基本的には、その給付金に不足を生じた場合のための基金というものは必要ないのかなというふうにご覧いただ

す。

ただ、現在、基金があるということでありますので、その基金については、今後そういったものについても使えるようにしておくというようなことで、今回改正をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第9号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案につきましては平成27年の高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療に係る住所地特例の見直しが行われたことから条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて条例改正案新旧対照表の19ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第3条であります。保険料を徴収すべき被保険者を定めており、第2号、第3号及び第4号に、法第55条の2第2項において準用する場合を加えるとともに、第5号を新たに加えるものであります。いずれも、県外の病院や施設に入所したことにより住所を本町からその病院等に移した方が、75歳になり後期高齢者医療の被保険者になった場合、いままではその病院等の住所地の都道府県の被保険者となっておりましたが、この改正により、今後は従前の、福島県の後期高齢者医療の被保険者なるというものであります。

具体的に言いますと、西会津町に住所のある方が、新潟県の福祉施設等に入所した場合、施設のある新潟県に住所を移すこととなります。住所が移っても、国民健康保険の内は、住所地特例により西会津町の国民健康保険の被保険者のままであります。

75歳の誕生日の日から後期高齢者医療に移るわけですが、現在は、住所のある新潟県の後期高齢の被保険者になります。ただ、今度4月からは、国民健康保険と同じように、前住所地

であります福島県の後期高齢の被保険者になると、そのまま福島県の後期高齢者にあるということでもあります。

附則第2条の削除につきましては、平成20年度の特例を定めていた条文を整理するものであります。

附則であります、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　いままでは、住所が変われば県外なら県外になると、それで附則で4月1日から施行するというなっていますが、4月1日から住所を変更した人に適用になるんでしょうか、現在入所されている方についての違い。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　今回の改正につきましては、その4月1日からの誕生日にきた方について適用になると、以降に誕生日を迎える方に対して適用になるということで、住所が変わったからこの適用になるということではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長　現在入っている人はどうなんですか。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　現在、他の施設に入っている方、この辺ですと、どうしても新潟県ということになります、現在入っている方が、もしいま74歳である場合は、その方は西会津の国保に入っています。それで、その方が75歳になった場合、そうしますと、いまの制度ですと新潟県の後期高齢者に移ります。ただ、今後はその方が75歳になっても、今度は福島県の後期高齢者の医療になるということでございます。

○議長　75歳以上で入っている人は、新潟県、その人はそのまま新潟県のままでですか。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　もう1つ申し上げますと、現在、新潟県の、具体的にはないんですけども、もし西会津の人が新潟県の施設に入っていて、既に75歳になっている方については、もう既に新潟県の後期高齢者医療の対象者になっておりますので、それは変わらず新潟県のままであります。今後、誕生日を迎える方ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　今回、後期高齢者の、いわゆる住所地特例の改正というようなことではありますが、いわゆる、これほかの後の条例にも関連するのかもしれませんが、住所地特例で、いわゆる本町にはどのぐらいの人が介護施設等に入所しているのか。また、逆に本町から他町村の施設等に、この住所地特例を使って入っている人はどのぐらいいるのか、それをまずお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　それでは、お答えを申し上げます。

まず、国保の加入者で申し上げますと、現在13名の方が他の市町村の施設を利用されてお

ます。この方々は、まだ若い方なり、75歳未満ということでございますので、この方々は、なお、全て県内の事業所であるために、この改正による影響はございません。

それから、介護保険で現在、他の市町村の施設を利用されている方は26名ほどおいでになります。このうち、この方々については、お1人だけ県外の施設を利用されておまして、後期高齢については、既に県外の後期高齢に加入されているということでもあります。そのほかの方につきましては、年齢が高齢になっておりますので、既に後期高齢の医療制度には加入になっているということでございます。

それで、他の町村の方が西会津の施設を利用されているという部分でございますが、大変申し訳ありません、そのデータ持っておりませんが、住所を移動するのは、西会津町であります、施設であります、さゆりの園、それから、芝草にあります、しなのきホーム、2件が住所地特例の該当施設になるということでありまして、それぞれ入所者は何人かずつおいでになるという状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 これは、いまご答弁いただいた人数、該当しているということではありますが、これ大変難しいことでもありますけども、本来であれば、町内の人は町内の施設で、住所地特例なんか使わなくて、やっていくのが理想なんでしょうけども、これは確かに難しい、入所時の優先順位とか、度合い等の兼ね合いもありますけども、そういうのは、今後は是正するというかね、そういう方法はないんでしょうかね。ゼロにするというわけにはいかないでしょうけども、その方向性等があればお示してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えを申し上げます。

現在、住所地特例で入っておられる方は、介護施設の場合もありますし、障がい者施設の場合もございます。そういった場合ですと、障がい者施設は当然、西会津にはございませんので、それは他町村にある施設を利用するしかありません。それから、介護施設につきましても、子どもさんのいる近くの施設に入所したいとか、そういった方も結構大勢おられますので、一概に全てを是正するという事は困難なのかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原

案のとおり可決されました。

暫時休議します。(12時01分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第10、議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたとおり、介護保険料につきましては、3年を1期とした介護保険計画のなかで3年間の保険料を定めることとなっており、このたびの改正は平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間中の保険料を定めるための条例の一部改正であります。

保険料の算定にあたりましては、これまでの実績などにより、今後の高齢者人口や介護認定者数及び介護サービス利用者・利用量などを推計し、3カ年の介護給付費を基に積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額6万9,600円、月額で5,800円としたところであります。現在の第6期計画の保険料と比較して月額で314円、5.7パーセントの増となります。この増額の要因であります。介護報酬の見直しや65歳以上の第1号被保険者の負担割合の増加、消費税の増額などです。なお、今回は介護給付費準備基金から3,000万円を繰り入れし保険料の軽減を図っております。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の21ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町介護保険条例の一部を次のように改正する。保険料を定めた第3条の改正であります。

第3条中、平成27年度から平成29年度を、平成30年度から平成32年度に、第7期介護保険事業計画の期間に合わせた変更をするものです。

次に、同条第1号中、3万2,916円を、3万4,800円に、第2号中、4万9,380円を、5万2,200円に、同条第3号中、4万9,380円を、5万2,200円に、同条第4号中、5万9,256円を、6万2,640円に、同条第5号中、6万5,832円を、6万9,600円に、同条第6号中、7万9,008円を、8万3,520円に、同条第7号中、8万5,584円を、9万480円に、同条第8号中、9万8,748円を、10万4,400円に、同条第9号中、11万1,924円を、11万8,320円にそれぞれ改めるものであります。

附則であります。第1条は施行期日でありまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料は、なお従前の例によるものであります。

第3条は、保険料の特例を定めておりまして、第1号に該当する方の保険料につきましては、第3条第1項第1号の規定に拘らず3年間3万1,320円とするものです。

これにつきましては、低所得者の負担軽減の強化として、公費を別枠で投入し、保険料基準額よりさらに5パーセント軽減するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　これだけ、やっぱ上がっていますよね、保険料がね。これはやっぱこれだけ上げないと、介護事業がやっていけないんだと、町として。そういうことなんでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　渡部議員のご質問にお答えします。

先ほどの議案の説明のなかでも申し上げましたが、今回につきましては、月額で314円、5.7パーセントの増になっております。その理由につきましても、先ほど申し上げましたが、今回の介護報酬の改定、介護報酬で全体の0.54パーセントの引き上げがございました。それから、消費税が平成31年の10月から2パーセント上がるというような内容。それから、介護給付費の財源の構成が、1号被保険者の割合が、いままでは22パーセントだけ納めてもらえばよかったものが、23パーセントになったというようなことがありまして、給付費全体が上がってしまうということになります。それで、給付費が上がれば第1号被保険者が納めなければならないものも上がってしまうということでありまして、今回、その5.7パーセントの増になったということでありまして、

なお、今回、先ほども申し上げましたが、いま基金のほうから3,000万を取り崩しながら、なるべく上がらないようにはしたわけでありまして、どうしても5.7パーセントの増については、ご理解をいただきたいというところでございます。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　町の財政のほうもね、国のほうも大変だということは分かりますけれど、本当もう年金だけで生活していらっしゃる方もいるわけです。2カ月で5万1千円くらいでね、それ考えますとね、やっぱり町としてはね、そういう人たちにも、ちゃんとした手を差し伸べていただく。だから、あまりね、できれば、そういう今回のふるさと1億円とかね、そういうのが入ってきた場合に、そういう人たちのほうにもね何か補填ができないかと、それは無理かもしれないんですけど、本当に年金だけで暮らしている人たちは、これだけではないわけですよ。健康保険もあるし、そのほかにいろんな税金もかかってくる。

ですからね、なるだけ町として介護保険とかね、そういうのは上げないような方向で進めてもらいたいと、全然介護保険使わないで亡くなる人もおるわけですから、そういうことをよく考えてほしいと、そう思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　渡部憲議員のご質問にお答えいたしますが、本当に上げないで済むのであれば、上げないのが一番いいと思います。また、町では、なるべくこう介護保険料、上がらないようにということで、介護予防には力を入れて、なるべく介護保険を使わなくてもいいようにというよ

うな、そういう元気な人をいっぱいになれば、当然、介護保険料、使わなくて、介護保険料の給付費も下がりますので、給付費が下がれば保険料も下げることができるということで、介護予防にもしっかり力を入れていかなければいけないというふうに考えております。

また、所得の、年金収入が低い方も大勢おられますので、その方にも、いま介護保険料の、さっき説明したように、9段階に分かれておりまして、所得の少ない人は、なるべく安くなるようにというようなことで、そういった制度も活用してというようなことでやっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 現行と改正後の金額は、上がったのは分かるんですけど、これ一つ一つ、金額、何でこんなに上がったんじゃないかと、何が上がったのか、1から9までこう金額が違うじゃないですか。所得に応じてですけど、いくらからいくらと。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 薄議員のご質問にお答えします。

介護保険料につきましては、いま議員おただしのとおり、9段階に分かれております。この9段階につきましては、各所得区分、収入の、所得の高い人から低い人に合わせて9段階に分けております。それで、基準となるのが第5段階ということでありまして、町県民税が非課税で本人の年金収入が80万円を超える人、この人が第5段階の方なんですけど、それを基準に計算をしております。低い人は、一番低い1段階の人につきましては、その基準額の50パーセント、半分の額ということで、基準額が6万9,600円ですので、その半分の3万4,800円というような金額で、段階別に金額を設定しているということでもあります。所得の段階につきましては、年金収入が80万以下ですとか、80万から120万ですとか、そういう9つの段階に分かれているということですので、ご理解いただければと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由の説明のなかで申し上げましたとおり、平成 30 年度からの介護報酬の改定にあわせて、社会保障審議会介護給付費分科会において居宅サービス等についても審議され所要の改正が行われたことから、本条例で定めております地域密着型サービスなどに関する内容について、改正に合わせて一部改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の 22 ページ以降もご覧いただきたいと思えます。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

まず、目次の改正であります。第 5 節に共生型地域密着型サービスに関する基準を加えるものであります。なお、共生型地域密着型サービスにつきましては、条例の中でご説明申し上げます。

第 1 条は趣旨を定めており、共生型地域密着型サービスを加えるものであります。

第 6 条から第 39 条までの改正は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正で、オペレーターの数や条件の改正、勤務体制の確保の時間の制限を削ることなど、それから、会議の開催頻度を他のサービスに合わせて 6 月に 1 度とし、敷地外の利用者に対してもサービスの提供を行わなければならないことを明確にするものであります。

なお、今回の改正、この条例であります。第 9 章からなり、条例的にも 202 条までなっておりますので、そのサービスごとにまとめた説明をさせていただきますので、すみません、ご理解いただきたいと思えます。

それから、47 条の 2 項の改正であります。これは、夜間対応型訪問介護に係る改正でありまして、オペレーターに係る要件の変更であります。

第 59 条 25 の改正は、指定療養通所介護に係る改正でありまして、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するために療養通所介護事業所の定員数を引き上げるものであります。

第 5 節、共生型地域密着型サービスに関する基準であります。50 条の 20 の 2 共生型地域密着型通所介護の基準及び第 59 条の 20 の 3（準用）を新たに加えるものであります。共生型地域密着型サービスとは、高齢者と障がい児者等が同一の事業所でサービスを受けられるもので、介護保険と障がい者両方の制度に新たに共生型サービスを位置付け、お互いの指定を受けられるものとして基準を設定するものであります。

61 条第 1 項及び 65 条の改正は、認知症対応型通所介護に係る改正でありまして、介護医療院を加えること、ユニット型の共用型指定認知症対応通所介護における利用定員を、入居者数と通所介護の利用者の合計で 12 人以下とするものであります。

82 条であります。小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の人数を定めたものであります。サテライト型指定介護小規模多機能型居宅介護事業所を加えるなどの文言の整理をしたところでもあります。

次、83 条第 3 項から第 112 条までの改正であります。介護医療院という、新たにできるものを加えたものであります。

117条は、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの取扱方針を定めておりまして、身体的拘束等のさらなる適正化を図るための措置として、適正化のための対策を検討する委員会の開催、適正化のための指針の整備、従業者への定期的な研修の実施を加えたものであります。

第125条第3項の改正は、介護医療院を加えるものであります。

第130条及び138条の改正は、地域密着型特定施設入居者生活介護施設に係る改正でありまして、文言の整理と介護医療院を加え、身体拘束等の適正化の文言を追加するものであります。

151条から186条までの改正は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する改正で、入所者の医療ニーズへの対応や身体的拘束等の適正化に関する条文を加え、文言の整理をしたものであります。

第191条から202条までの改正は、看護小規模多機能型居宅介護に関するもので、サービス供給量を増やすために指定に関する基準の緩和や、サテライト型事業所の基準の条文を加え、文言の整理をするものであります。

最後に附則であります、平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、今回の改正により、本町にある施設で影響のある事業は、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の2事業であります。その他の事業の改正は、今後町内にその事業を開始する事業所ができる場合の基準になるものであります。また、現在利用されている方には影響はございません。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満　介護医療院という概念について、ちょっとお伺いいたしますが、これは老人介護保険施設の次に介護医療院を加えるということは、現在とはともかくとして、将来的には老人保健施設ではちょっと難しいというような方を、そういう医療院というほうに分けてといたしますかね、そういう介護をするというような方向性を持っているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　三留議員のご質問にお答えいたします。

まず、この介護医療院が新設された内容でございますが、現在、介護老人保健施設が、いわゆる老健であります、これはそこでリハビリ等をして地域に戻ることを目的とした施設であります。そして、もう1つ、介護療養型という施設がございます。それは、本当は介護が必要なんです、病気も持っていて、医療的なものも大変必要だという方が入っている施設であります。それで、そのいま療養型の施設については、今後なくしていくという方向で、いま国では考えております。その代わり、その介護療養型病床の施設と介護老人保健施設と合わせた施設というような形で、介護医療院というものが、今回設立されたということでありまして、この介護医療院におきましては、その医療管理が必要な方で、看取りですとか、ターミナルも含めて必要であって、また、その生活機能の向上なんかも含めたことも兼ね備えた施設というような形で、今回設

立されたということでもありますので、ちょうど間の施設というような形で考えていただければ。
今後は、ですから、介護療養型を、こちらの介護医療院のほうに移行していくというような考えでございます。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 そうすると、この医療院ということになれば、当然、医師の配置も当然、義務化されるということと理解してよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

医療が必要だといことでもありますので、老健あたりよりは、常勤しなければならないということではありませんが、きちっと何日以上とか、ある程度規定がございまして、そこに必ず、何日に1回は必ずくるとか。あとは看護師の配置なんかは老健よりも厚くなっているというような施設でございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もいまの、いわゆる介護療養院についてお尋ねしたいんですが、いまの病院と、いわゆる老人保健施設の中間の位置付けだということでもありますけども、本町の場合は、いわゆる国保診療所と、いわゆる老人保健施設の中間施設というようなことでありますから、将来的に施設の増設等も町長は考えておられるということでもありますから、その国保診療所との兼ね合い、将来的な発展も含めて、どのような構想であるのか、いま分かればお示してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

介護医療院につきまして、先ほど内容については三留議員にご説明したとおりであります。西会津のように、診療所があって、老健があるということでもあります。当然、老健にも、老健の所長はお医者さんでなければならないとか、看護師は何人置かなければいけないとかっていう決まりがございまして。それで、介護療養病床につきましても、やはりお医者さんの配置の規定、それから看護師さんたちの基準がありまして、それぞれあるわけですが、今回はそれを合体したものということでもあります。この介護医療院も2通りありまして、老健型の介護医療院と、介護療養型の介護医療院という2通りがございまして、老健にもう少し医療的な、お医者さんですか、看護師を増やせば、介護医療院というような認定も受けれるようにはなります。ただそれには、やはりお医者さんの勤務体系なりが、いままで以上に過重になってくる部分がございますので、現在の西会津の老健をそういった方向に持っていくのは、いまの状況ではなかなか難しいのかなというふうに考えております。

ただ、今後そういったことも、この制度、新しく30年4月から始まる制度でありまして、今後の改正なんかもあるようなことも聞いておりますので、そういったことを、いろいろ今後のことを見据えながら、西会津の老健なんかについての機能についても、ちょっと検討できればなおいいのかなというふうに考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この詳しい基準等々は、いろいろ条文、難しく書いてありますから、まだ把握してお

りませんけども、いま本町においては、いわゆる国保診療所と老健、あるいは老人施設がね、同じような形で、やっぱり運営しているんじゃないかなという思いがありました。それで、やっぱり改めて介護医療院というのが新設されたということになると、やっぱり我々いままでやってきたいいわゆる診療所だとか、老健だとか、保健事業がやりやすくなるのかなというイメージでいるんですが、これからの先のこともあるのかもしれないけども、どうなんでしょう。

だから、私思うに、いまの国保診療所と、いまの老人保健施設、いま以上に発展させるには、こういうのをうまく使って、医師の確保等々も含めてやれる可能性はあるのかなという思いでおりますので、いま分かればお示してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

いま町にある介護老人保健施設、老健、憩の森につきましては、本来老健は、病院から在宅への中間施設ということで、老健でリハビリをして在宅に戻るとというのが本来の老健の形でございます。ただ、現在は西会津の老健ばかりではありませんが、特別養護老人ホームの待機者が多いというような部分があって、老健にも本当に重度の方、在宅に戻るの難しいというような方も入っているのが現状で、どの老健もそうなんです、そういうのが現状でございます。

ただ、今回の改正は、それを本来の老健は老健の施設として、本当に在宅機能を強化させる。それで、その代わりに、そういう看取りですとか、そういったものが必要な方については、いまできた介護医療院なんかを使って、特養なんかを使って、そういうふうな方については、そこで入所してもらおうというような、国全体としてはそういう流れにはなっております。ただ、西会津の場合ですと、なかなか介護医療院を町老健で担えるかということ、いまの現状では、やはりちょっと難しいのかなというふうに考えております。

ただ、まだ、こういうものができますよというようなことであって、まだ中身について、ちょっとまだ詳しい情報が入ってこない部分もございますので、そういった内容を見据えまして、町として、現在老健についても先生方の要望によって、その看取りなんかも含めてやっているということがございますので、そういったものがいいのか、できないのか、そういった部分を、その介護医療院というような形でみれるのか、みれないのかというのが、まだ詳しいところまでが、ちょっとできていないものでありますので、そういったものは、今後そういうのをみながら、町の施設がそういった方向にできるのかどうかは検討していきたいなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、先ほど説明しました改正と同じく、平成 30 年度からの介護報酬の改定にあわせて、社会保障審議会介護給付費部会において指定居宅サービス等についても審議され所要の改正が行われたことから、本条例で定めております介護予防認知症対応型通所介護などに関する内容について一部改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の 58 ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 5 条は、併設施設に介護医療院を加えるものであります。

第 9 条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員等を定めており、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員は、入居者数と通所介護の利用者の合計で 12 人以下とするものであります。

第 44 条第 6 項は、併設施設に介護医療院を加えるための文言の整理であります。

第 45 条第 3 項、第 46 条、第 60 条第 3 項、第 72 条第 2 項及び第 73 条の改正につきましては、それぞれ介護医療院を加える改正であります。

第 78 条は、介護予防認知症対応型共同生活介護施設の運営基準を定めた条文で、身体的拘束等のさらなる適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催、適正化のための指針の整備、従業者への定期的な研修の実施を加えた改正であります。

第 83 条は協力医療機関等を定めており連携施設に介護医療院を加える改正であります。

附則であります。平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、本改正により本町において関係のある事業は、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の 2 事業所ですが、現在利用されている方には、影響はありません。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君

○健康福祉課長　議案第 13 号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、平成 30 年度からの介護報酬の改定にあわせて、居宅サービス等について所要の改正が行われたことから、本条例で定めております、介護予防支援事業所に関する内容について一部改正を行うものであります。医療と介護の連携を強化することが主な内容であります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて条例改正案新旧対照表の 64 ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 4 条は、基本方針を定めており、事業の運営にあたって連携すべき者に、障がい者の相談支援事業者を加えるものであります。

第 7 条は、介護予防支援の内容及び手続きの説明等を定めており、説明内容に利用者が複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることができることや、利用者が入院するときに担当ケアマネージャーの氏名等をその病院等に知らせるよう依頼することを加えたものであります。

第 33 条は、支援内容の具体的な取り扱い方針を定めており、サービス担当者会議への利用者等の参加を基本とする改正と、利用者の服薬状況や口腔機能等の情報を利用者の同意を得て主治医等に提供できるようにすること、介護予防サービス計画を作成した際は、その計画を主治医等に交付することを定めたものであります。

附則であります。この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、今改正により本町において関係のある事業所は、要支援の方のケアプランを作成しております。地域包括支援センターであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第 14 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

道路の占用料は、道路法第 39 条の規定に基づき道路管理者が徴収をし、その占用料の額や徴収方法は、条例で定めることとなっております。今次の改正は占用料の金額の改正であります。占用料は、3 年程度で改定する方針のもと、国では道路法施行令の改正により対応しております。福島県も、この国の方針を受け、平成 30 年 4 月 1 日施行で改正をしております。本町も、福島県の改定にあわせ平成 30 年 4 月 1 日施行で改正をするものでございます。

占用料の金額につきましては、固定資産税評価額を基にしておりますが、市町村ごとに差があるため、国、県では、人口等により地域を分類し、規定をしております。本町も、国、県と占用

料が変わらないように同じ基準のなかで徴収をしており、今回は地価の下落などから占用料は減額となります。なお、占用物件につきましては毎年、数は変動いたしますが、平成 29 年度の実績等から算定いたしますと、今回の改正による占用料の影響額は、9 万 5 千円ほどの減額となる見込みであります。

それでは、議案書をご説明申し上げます。条例改正案新旧対照表の 68 ページ以降もあわせてご覧いただきたいと思っております。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。別表を次のように定める。

別表は、占用物件とそれに対します占用料の単位、また金額が記されてございます。かなり大きな表であります。道路法の第 32 条の第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられております電柱、電話柱、水道管、浄化槽など、また、その次からは、道路法施行令第 7 条の第 1 号から第 13 号に掲げられております看板、詰所、店舗など、それぞれの種類に応じた単位と金額が記されており、占用料の金額は、それぞれ減額となります。

別表の一番最後ですが、附則でございまして、附則は、施行期日と経過措置でありまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行し適用となり、施行前の占用期間に係ります占用料の額は、従前の例によります。

これにて説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　いまの説明で、この占用料の徴収に関しては中身分かりましたけども、29 年度ベースでいくと、影響額が約 9 万 5 千円程度だということですが、この占用料というのは、総額どのぐらいいただいているんでしょうか。

それと、今回は、据え置き、もしくは若干の値下げということですが、この据え置きと値下げの、これは県で規定されたのに合わせて、はめてこうなったと思うんですが、その辺ちょっと分かれば教えてください。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ご質問にお答えをいたします。

占用料につきましては、毎年数の変動に応じまして金額が変わっていくわけですが、だいたい 160 万から 180 万の間で、なんといいいますか、その年によって変動ございますが、ほぼこの金額で横並びでございます。

この金額、表のなかに、様々な金額が載っておりまして、大きいものから小さいものまで、あともによって率が変わってございます。これは、実はご説明のなかでも申し上げましたが、国側の道路法、またその施行令のなかで金額を定めておりまして、県もそれに合わせた金額、町も同じ金額で今回改正をさせていただきたいというふうに考えております。と申しますのは、同じうちの町にある道路によって、例えば国道と県道と町道、各々金額がばらばらというような形になりますと、何かと不都合な点があるということから、県も町も国に合わせた基準のなかで改正をさせていただくということでございます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。年間 160 万円から 180 万円、この占有料でいただいているということですが、この料金に関しては、一般財源として組み込んで、特別用途は限定されているものではないという認識でよろしいですか、確認します。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路占用料、収入ということで、一般会計のほうに入れさせていただいております。これにつきましては、特に道路特定財源のように、これに使わなければいけないということとはございませんが、うちの町にはいろいろ町道ございますので、そういったなかで、全体のなかで道路予算にも入れるような形でやらせていただいております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 29 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を議題とします。
本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 15 号、平成 29 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどに伴い、歳入歳出全般にわたり予算額の調整を行ったところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 29 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 3,594 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 1,448 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の補正は、第 2 表繰越明許費補正による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。10 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款町税、1 項 1 目個人町民税 1,869 万 8 千円の増、2 目法人町民税

459万8千円の増、2項1目固定資産税778万7千円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

11 ページをご覧ください。

11 款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金3,315千円の減は、農地及び農業用施設災害復旧事業受益者分担金の見込みによる減であります。

12 ページをご覧ください。

12 款使用料及び手数料、1項1目総務使用料127万8千円の増は、ケーブルテレビ使用料及びインターネット使用料の収入見込みによる増などであります。

13 ページをご覧ください。

13 款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金1億2,751万5千円の減は、社会資本整備総合交付金の道路事業及び都市計画事業、地域住宅計画事業、防災・安全対策事業の確定による減であります。

14 ページをご覧ください。

14 款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金1,587万円の減は、確定による環境保全型農業直接支払交付金424万円の減、多面的機能支払交付金315万4千円の減、15ページに行きまして森林整備加速化・林業再生基金事業補助金550万1千円の減などあります。8目災害復旧費県補助金1,795万円の減は、確定見込みによる農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の減であります。

15 款財産収入、2項3目出資金返還金8,447万8千円の新規計上は、本年3月末をもって廃止される、あいづふるさと基金の返還金であります。なお、後ほど歳出でご説明いたしますが、この返還金は、新たに創設いたします、みんなで創る未来基金の原資となります。

16 ページをご覧ください。

17 款繰入金、1項3目住宅団地造成事業特別会計繰入金600万円の新規計上は、今年度2区画の分譲があったことから、剰余金の一部を一般会計に繰り入れするものであります。

17 ページをご覧ください。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、19ページをご覧ください。歳出であります。

まず、2款総務費、1項5目財産管理費4,437万6千円の増は、役場新庁舎改修等工事及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備工事で2,451万6千円の減、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金5,011万2千円の増、さらには、庁舎整備基金積立金2,038万2千円の増などあります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、7億3,165万8千円であります。10目ふるさと振興費98万2千円の減は、地域おこし協力隊員の報酬及び社会保険料合わせて273万円の減、20ページに行きまして、温泉施設管理業務委託料787万8千円の増、若者定住促進住宅整備基本構想策定委託料250万円の減、活力ある地域づくり支援事業補助金150万円の減、定住起業支援事業補助金100万円の減などあります。13目地方創生費9,976万7千円の増は、町の将来を担う人材の育成や子育て支援、地方創生の推進等、未来に向けての積極的な事業を推進するため新たに造成いたしました、みんなで創る未来基金の積立金1億円などあります。

す。

24 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 3 目老人福祉費 191 万 9 千円の減は、特別敬老祝金 120 万円の減及び繰出金の確定見込みによる介護保険特別会計繰出金 90 万 1 千円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金 162 万円の減であります。

25 ページをご覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費 173 万 2 千円の増は、支給対象者が増えたことによる乳幼児家庭子育て応援金 97 万円の増及び子育て医療費サポート事業に係る国民健康保険事業勘定繰出金 76 万 2 千円の増であります。2 目児童措置費 292 万 2 千円の減は、認定子ども園に係る燃料費などの需用費 180 万円の減や児童手当 31 万 5 千円の減などによるものであります。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費 192 万 6 千円の減は、26 ページに記載の予防接種委託料 172 万 6 千円の減などでありまして、4 目健康推進費 250 万 7 千円の減は、講師謝礼などの報償費 50 万円の減や胃がん検診等の検診委託料 126 万 8 千円の減などでありまして、

28 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 1,406 万 2 千円の減は、地域連携販売指導専門員報酬 300 万円の減や各種事業の完了に伴う委託料や工事請負費、補助金等の減によるものであります。

29 ページをご覧ください。

5 目農地費 444 万 4 千円の減は、事業費確定に伴う地籍調査測量業務委託料 20 万円の減及び多面的機能支払交付金 424 万 4 千円の減であります。2 項 2 目林業振興費 326 万 9 千円の減は、林道補修工事の確定見込みによるものであります。

30 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 669 万 9 千円の減は、町道補修事業の確定見込みによる工事請負費 442 万 2 千円の減や確定による除雪機械購入費 135 万円の減などでありまして、3 目道路新設改良費 1 億 576 万 7 千円の減は、町道改良舗装事業の確定見込みによる測量設計等の委託料 1,594 万 9 千円の減、工事請負費 8,817 万 5 千円の減、土地購入費 100 万円の減、31 ページに行きまして、立木等補償費 64 万 3 千円の減であります。4 目橋りょう維持費 1,862 万円の減は、橋りょう修繕事業の確定見込みによる設計業務委託料 355 万 8 千円の減、工事請負費 1,506 万 2 千円の減であります。3 項 3 目公園費 2,598 万 2 千円の減は、さゆり公園改修事業の確定による設計監理委託料 516 万円の減、改修工事費 2,025 万円の減などでありまして、

32 ページをご覧ください。

4 項 1 目住宅管理費 1,115 万円の減は、町営西原住宅屋根改修事業の確定見込みによる設計監理委託料 56 万 5 千円の減、改修工事費 1,052 万円の減などでありまして、

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費 232 万円の減は、消防ポンプ及び消防ポンプ自動車購入費の確定による減であります。

33 ページをご覧ください。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 600 万 5 千円の減は、確定による小中学校各種大会出場補助金 100 万円の減、小中学校交流事業補助金 49 万 9 千円の減、西会津高校活性化対策修学資金貸

付金 266 万 4 千円の減などがあります。

34 ページをご覧ください。

2 項 3 目学校建設費 2 億 2,962 万 1 千円の減は、予定を 1 年繰り延べ、平成 30 年度に整備することといたしました小学校プール建設に係る設計監理委託料及び工事費などの減であります。

35 ページをご覧ください。

4 項 3 目文化財保護費 408 万 4 千円の減は、横町館跡発掘調査事業の完了に伴う賃金、工事請負費などの減額であります。5 項 1 目保健体育総務費 300 万円の減は、旧奥川中学校体育館屋根修繕の完了に伴う減であります。

36 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業施設災害復旧費 2,079 万 1 千円の減は、確定見込みによる測量設計委託料や工事請負費の減などがあります。

12 款公債費、1 項 2 目利子 500 万円の減は、今年度借入分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより、低くなったことなどによるものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

第 2 表繰越明許費・補正・追加であります。国県の補助事業の交付決定の遅れなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費であります。個人番号カード交付事業 131 万 6 千円につきましては、地方公共団体情報システム機構に支払うこととなるマイナンバーカード交付金の額の確定が翌年度となることから、繰り越すものであります。

また、役場庁舎移転整備事業の駐車場等整備及び備品購入 1 億 757 万 8 千円は、早期移転完了を図るために平成 29 年度予算に計上させていただいたものであり、その一部を繰り越すものであります。

また、定住促進助成事業補助金交付事業 200 万円は、補助対象となる住宅建築工事が降雪により遅れが生じたことから、繰り越すものであります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費の町道改良舗装事業 2,733 万 4 千円につきましては、町道野沢柴崎線の改良舗装工事において、県が施工する橋屋橋及びその前後の改良工事の工程と合わせて施工することとなりますが、県工事の完了が 3 月末となったため、繰り越すものであります。

また、橋りょう修繕事業 1,770 万円は、町道柴崎滑沢線に架かる引牧橋の補修工事において、県との河川協議に不測の日数を要し、発注が遅れたため繰り越すものであります。

次に、4 項住宅費であります。町営住宅屋根改修事業 598 万 2 千円は、町営西原住宅の屋根改修工事において、11 月下旬と 12 月上旬の降雪により作業に遅れが生じたことから、繰り越すものであります。

次に、9 款消防費、1 項消防費であります。防災行政無線デジタル化整備事業 5,994 万 8 千円につきましては、設計及び仕様の見直しに不測の日数を要し、発注が遅れたため繰り越すものであります。

次に、10 款教育費、2 項小学校費であります。小学校プール建設整備事業 1,553 万 7 千円は、プールの建設場所や形態の決定に不測の日数を要し、実施設計が遅れたため繰り越すものであります。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費であります。農地農業用施設災害復旧事業 2,624 万 9 千円は、事業費の決定が 10 月となり、発注が遅れたため繰り越すものであります。

次に 7 ページをご覧ください。

第 3 表の地方債補正・変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費、緊急防災・減債事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　何点かお伺いいたします。

まず、19 ページの地域おこし協力隊の報酬に関してですが、これはどういう部門の方がいなかったのか、そして、これは当初からということですか、ということをお伺いします。

そして、次の 20 ページ、若者定住化促進住宅基本構想について、これは執行されなかったわけですが、この若者定住化促進住宅は、議会として平成 29 年度予算の審議のなかで、重要な案件として、町当局から説明を受けて、全会一致で承認をしたわけであり、その後、町長選挙が行われまして、薄町長が誕生し、町長としてはこの執行を見合わせたということでもありますけれども、町長は一般質問では、このやらないということの説明はなされましたけれども、議会の全体に対する説明は、私はなされていなかったと考えております。

今回のこの事後承諾と私は受けていますし、ある意味では町長の専決みたいなものかなと思っているんですけども、やはりこれは、あれだけ議会が重要な案件としての説明を受けたなかで、やはり同意をしたということに対して、やはりそれを執行しないということについては、やはり議会に対して明確な説明が必要でなかったのかということについて伺います。

それからもう 1 点、28 ページ、地域連携販売力の指導員報酬ですね、300 万円が減額になっておりますけれども、これはそういう該当者がいなくて、これ使われなかったのか、それとも、今後、この専門員については、一応、町としてはどのような考え方をされているのか、この 3 点をお伺いいたします。

○議長　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　地域おこし協力隊の関係でご質問ありましたので、私のほうから申し上げたいと思います。

今回、地域おこし協力隊の報償費等の減額でありますけれども、スポーツの振興担当の地域おこし協力隊を募集しておりました。応募もありまして、面接をやり、内定の段までいったわけですが、本人の事情で辞退されたということで、1 名確保できなかったということで、

関係する1名分を減額するものでございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 若者定住についてのおただしでございますけれども、私は、この若者定住住宅については、やらないということは申し上げていないわけでありまして、その必要性は十分私も感じておりまして、実際にこれまでいろんな企業の皆さんとお話をしたうえで、やっぱりそういう住宅がほしいという要望を、それは聞いております。ただ、その設置場所が、いまのなんて言うんですかね、旧尾野本の小学校跡地でいいのかどうか、私はやっぱり、もうちょっと西会津町全体を考えて、バランスのあるやり方にしないと、本当に尾野本に全て一局集中するような形になってしまうのでね、そこをしっかりと、もう一回検討しないといけないな。

そんなことで、とりあえず今年の、29年度の予算では執行を見送ったということでありまして、このことについては、一般質問でも出ましたから、そのときに答弁させていただいたわけがあります。議会の議決というのは、それは私も重く受け止めてはおりますけれども、ただ、設置するうえで、やっぱりもうちょっと全体的なものの方、あるいは町の、いま企業の皆さんからアンケート調査をしておりますので、そういう調査の結果を踏まえて、町の方針を決めていきたいなということでありまして、やらないということではありませんで、その必要性は十分感じておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域連携販売指導専門員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらは地域連携販売力強化施設であります、ミネラル野菜の家に専門員を平成27、28年と配置していたわけなんですけど、29年度におきましても配置したいと考えておりましたが、なかなかその前任者がどうしてもできない、家庭の事情でできないということから、後任者の方をいろいろ探したんですが、なかなか前任者のレベルの方がなかなか見つからなかったということで、今回、なかなか減額させていただいたという部分でございます。

今後、平成30年度におきましては、その販売指導員がいなくても、後継者が育ったということから、平成30年度におきましては、予算化はしておりませんで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、地域おこし協力隊は、そうすると最初から来なかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

平成29年度に向けて、早い段階から、先ほどの手続き行ったわけでございますけれども、29年度においては確保できなかったということでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 分かりました。

それと、ミネラル野菜の家の専門員についても了解いたしました。

私は、若者定住化住宅をすぐやるべきだとか、そういうことを申し上げているわけではないん

ですよ。やっぱり議会として、これは非常に重要な問題だから、やっぱりプランは策定すべきだということが、議会の全体の合意事項として進めてきた、予算を承認したわけですね。そして、町長は、もう少し検討したいということであるなら、それはそれで私はいいいんですよ。ただ、議会に対して明確な説明を私はいっていないということを問題にしているんですね。私は、非常に議会の議決責任ということに対しては、やっぱり重いものがあると私は考えております。

ですから、これはむしろ執行側の問題というよりは、議会の問題であるのかもしれませんが。要は、議会として議決したことの責任をどう考えるのかということになるかとは思いますが。しかし、やはりこのような、町長もおっしゃっているように、やっぱり大事なことだと思うんですよ。だから町長としての方針を私は示して、明確に示していただいて、それは先延ばし、もう少し検討するならば結構なんです。だから、そこを議会に対して明確に示していただきたかったということをお願いしているんですが、いかがでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　若者定住住宅の基本構想ですよ、構想の策定について、やっぱりこれまでのいろんな計画、あるいは実施をこう見てくると、私はもうちょっと深く物事を考えて計画をして実施に移さない、後でやっぱりいろんな問題が出てくるなど、そう感じておりましたので、たまたま一般質問で出ました。そのことに対して答弁させていただきましたけれども、そのことが議会に対して明解な説明をされていないと、こういうおっしゃり方されますけれど、執行権はね、それは、議決はいただいたけど、実際にそれを執行するうえでいろいろ課題があれば、私はそれはそれで、やめるとかなんかというようなことだったら別ですけども、それをやめるということは一言も言っていないので、いろいろこれから調査をして、やっぱりやらないといけないなという、そういうものの考え方で、とにかく29年度は、ちょっと執行を繰り延べしたと、そのことを議会に報告してほしかったとこういうことだと思いますけれども、それはお互いの言い分があるわけです。ありますけど、これからやっぱり、いろんな計画をする、あるいは事業を実施するうえで、やっぱりしっかり、なんて言いますかね後にいろんな問題が起きないように、起きないようにやり方を、やっぱりするためには、もうちょっと私も考えていかないといけないのかなと、そんなふうに思います。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　2点お伺いいたします。

まず、26ページの衛生費、4款健康推進費の委託料で、胃がん検診、子宮がん検診と、いろいろあるんですけども、これ126万8千円の補正ということだったんですが、受診率っていうのは、これは検診の受診率ですね。この受診率っていうのを、まず向上しているのかどうかをお伺いいたします。

次に、30ページ土木費、8款土木費の補正額の合計欄ですけど、合計だけ見ると、1億3,000万の補正って、ちょっと私、金額的にびっくりしたんですね。繰越明許費のほうで4,500万ぐらい、いまの説明で次年度に持ち越す分は分かるんですが、町道の補修工事とか、町道改良舗装工事8,000万とか、随分大きな数字が補正にあがっているんですけど、この要因というのはどういったものなのか、ちょっと分かりやすく教えていただければよろしいでしょうか。

この2点、よろしく願いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 秦議員の受診率のご質問にお答えをいたします。

まず、今回減額しました各がん検診の受診率であります。胃がん検診につきましては、34.1パーセントということで、昨年と同率でございます。それから、子宮がん検診であります。21.2パーセントということで、昨年より2.3パーセントほど増えております。それから肺がん検診であります。60.9パーセントということで、1.1パーセント増加しております。それから乳がん検診につきましては、38.4パーセントということで、昨年よりは3.2パーセント増加しているということで、それぞれ増加はしているんですが、見込んだものよりも少なかったということで、今回、委託料の減額になったということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、8款土木費の減額の要因と申しますか、それについてご説明を申し上げます。

道路改良費、また橋梁維持費ということで、それぞれ大きく減額となっております。この道路関係、また橋梁関係につきましては、実は国の交付金、これを利用いたしまして、それに合わせてやっているものでございます。当初、この金額で要求をしたわけですが、実際のその内示ということで、内定して決定したんですが、それが毎年のものであります。100パーセントはやはりこないということで、やはり60パーセント、50パーセントということで率は落ちます。

ただ、そのなかで、年度中途のなかで、過不足調整というのがありまして、そういったなかで、なかには、また追加でいただくことができるということがあったものですから、それを待ちながらやってきたのが、この数字でございます。

ただ、こういうふうに減額にはなっておりますが、皆さんご存知のように、大きな改良、小学校線、野沢柴崎線、そういった大きなものについては、全て完了しております。ただ、小さなものについては、この減額に応じて、また年次計画で進めていくというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 最初に聞いた検診のほうでございますが、確かにプラスになっているということは、いい要因だとは思いますが、さっき言った子宮がん検診に至っては21パーセントと、個々で見ると、やはりちょっと低いなというのは、正直私の感想だと思っております。受けている人がもうちょっといっぱいあれば、病気になるリスクも少なくなるわけですので、今後も大変だと思っておりますが、受診率向上目指してがんばっていただきたいと思っております。これに関しては答弁は結構でございます。

ただ、道路のほうですけれども、小さなものとおっしゃいましたけど、住んでいる人間にしてみれば、小さいも大きいも関係なく、やっぱやってほしいものはやってほしいんですよ。だから、確かに我々から見れば大小あるかもしれませんが、それはなるべく、確かに国があるものですから、なかなか難しいとは思いますが、どこからやったからいいのではなく、今後も随時、その住んでいる方々の身になって、なるべく早く、すみませんが、取り組んでいったほうがいいと思っております。こんなに大きな補正が出るというのは、ちょっと私もびっくりしましたが、そ

れに関して、今後どのように対応されるか、もう一度お伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答え申し上げます。

大きいというか、主要な道路ということで申し上げまして、今回、減額になっております。ただそういったなかでも、当然、年次的に進めていかなければならない道路、特に補修関係、橋梁も含めて補修関係については、もう進めていかなければならないということで考えております。

町では、基本は国の交付金をもとに、それに合わせてやっておりますが、なかには町単独で修繕をしたり、そういうふうに行っている路線などもございますので、財源との調整、当然ございますので、その調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いま課長の答弁から出ましたが、補修、今年の大雪で除雪で、だいぶ、かなり道路は傷んでいると思います。その辺も含めて、雪が解けてからだだと思いますけども、早急な対応をやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 本節の雪に関して、また道路も損傷が進んでおります。特に補修ということで、ちょっと国の交付金ではなかなか充てられないものではありますけれども、町単独費を充てながら、補修についても進めさせていただきます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 2、3点お伺いします。

まず、歳入の部分ですが、個人、法人の町税、それから固定資産税、これが非常に、いまのところ見込みであるけれども、伸びている。人口減少の割に伸びているという、こういう要因は、どこにあるのかということ1点お伺いします。

それから、またさらに、12ページの使用料及び手数料、ケーブルテレビはほとんど、ケーブルテレビに関しては、普及的には100パーセント近く普及されているということで、ここで使用料等も伸びています。それからインターネット、これは加入率が向上しているというようなことで思っておりますが、これのやはり要因、詳細についてお聞きしたいと。

それから、31ページであります。公園費、2,598万2千円減でありまして、設計管理委託とか、改修、これは国県のシーリングによるものなのか、また、そのなかで、完了したもの、できなかったもの、それはどこでどのくらいあるのか、その3点、お伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴議員の税収の部分についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町民税関係で、個人の部分でございますけども、今回、1,800万円ほど補正をさせていただきました。まず、税の積算にあたりましては、その徴収率ですとか、経済情勢、それとあと町の様々な人口の動態ですとか、そういった部分を踏まえて積算をしております。

年度当初、29年度予算編成時におきましても、それらを踏まえながら編成をしたわけでございますけども、結果的に人口減少の部分は、やはり人口的には減っておりますけども、思ったより

経済情勢の部分で、本町においては給与収入が主たる部分ではございますけれども、給与収入においても伸びているというような状況。あとは農業におきましても、米価の、少しですけども、上昇等により伸びた部分がありました。

それで、当初見込んだよりも1,800万伸びているというような状況でございまして、ちなみに28年の決算におきましては、1億7,200万程度でございまして、それ、決算、28年よりも最終的には上回るのかなというふうに感じてございます。

法人町民税におきましては、これにおきましても、その企業の立地数は、それほど毎年変わりはございませんけれども、やはりこれについても税割の部分ですね、利益部分で課します税割の部分で伸びているというような部分がありました、これにつきましても、当初見込んだよりも、かなりちょっと補正を、プラスの補正をさせていただいたという部分でございまして、

固定資産税につきましても、これは決算ベース的には、やはり落ちてはおります。落ちてはおりますが、それほど見込んでいた部分の落ち込みはなかったという部分でございまして、その部分で補正をさせていただいたという部分でございまして、

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビの使用料、インターネットの使用料のご質問であります。加入状況を先にお答えいたします。ケーブルテレビの加入状況ですが、昨年度末と現在の加入件数の比較しまして、昨年度末が2,898件であったものが、2月末現在の状況ですが、2,890件ということで、8件の減というふうになっております。

一方、使用料のほうですが、やはり減少に伴って、昨年より、昨年度がケーブルテレビの使用料、5,885万円ほどの収入ありましたが、今年度見込みであります。5,752万6千円ということで、前年比2.3パーセントほどの減を見込んでおります。これやはり、死亡、転出による減ということで、そういう状況であります。

一方、インターネットのほうですが、インターネットの加入状況が、昨年度末で993件、これが今年度、これも2月末の状況ですが、1,023件で、こちらのほうは30件の増となっております。それで、金額の、インターネット使用料のほうも28年度は3,162万2千円ほどの収入でしたが、今年度については、3,291万ほどを見込んでいました、前年費4.1パーセントほどの増加を見込んでいます。これについては、加入件数の増と、ケーブルテレビについては、いろいろライト、レギュラー、スタンダードと、いろいろなコースがありまして、それが金額の高いほうのコースに移行される方もあったということで、そういうような影響もあります。

以上であります。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8款土木費の公園費の部分の減額についてにお答えいたします。

まず29年度当初でございまして、一応、公園事業でいま計画したものが、まず屋内プールのボイラーの設備の更新に伴います管理業務の委託、あとその更新ですね。あと何点かありまして、遊具の更新にかかります管理業務、設計管理業務と遊具の更新、あと電気小屋設備の更新の設計管理業務とその電気小屋の更新ということで、電気小屋、一応、3箇所ございまして、下小島側、

ちょうど体育館の裏側、それと野球場の西駐車場の入り口にということで3箇所の部分を予定しておりました。また、野球場のスタンドベンチの更新の設計管理、野球場のスタンドベンチの更新。そして最後に、野球場のスコアボードの改修設計業務ということで、トータル事業費といたしまして、設計が1,100万円、工事費が3,800万円ということで予定しておりましたが、そのうち、遊具の更新の設計管理と遊具の更新につきましては、前年度に、28年度に前倒しして実施しているということから、この予算編成時の部分の計画からは削除させていただくという部分がございます。

それと併いまして、交付金の決定が、当初、国費で2,450万ほど予定していたんですが、実際に交付金として入ってきたものが800万円ということで、その歳入のほうで、都市計画の公園整備事業ということで、1,650万ほど減額させていただいたということがございます。それに併いまして、交付金が減っているということから、事業で実施した分も変更いたしまして、今年行ったものが、まず屋内プールのボイラーの設備更新を行っております。それに併います管理業務。

あと続きまして、電気小屋設備は3基ありましたが、1基しかやっております。その1基の更新の設計管理。それで最後に、スコアボードの設計業務ということで、トータル、設計については、だいたい584万ということで、1,100万から引きますと、だいたい516万の減と。そのトータルでございますが、工事費、屋内プールのボイラーと電気設備工事で1,775万円ということでございますので、当初3,800万円でございますので、2,025万の減という形になっているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この公園関係は、今後、長寿命化というか、今回、設計委託でもって、新たにふれあい交流施設、あちらのほうも加味されて、それで今後、こういった公園費という形でもって、また国県に申請をしていくという方向でよろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど条例案、ご議決いただきまして、それに併いまして、都市公園としての形でふれあい広場もなりますので、今後、都市公園の整備事業ということで、今後、国の都市公園整備事業の形で、社会資本総合整備交付金のなかで、この公園事業ということで、補助金を活用しながら取り組んでいきたいということでございますので、今後こういった形で、年次計画で、さゆり公園とふれあい交流施設のほうにつきましても整備していきたいということでございます。

○議長 議長を交代します。

(議長交代)

○副議長 議長を交代しました。

9番、三留正義君。

○三留正義 6款農林水産業費で、1項3目で、ミネラル関連で、ミネラル、最初、栽培振興農業用機械等購入補助金の減額129万7千円。そしてその下が、ミネラル栽培生産拡大補助金、これも減額10万円。いずれも金額小さいんですが、その下も法人化等支援補助金60万。これらについて、内容についてご説明をいただきたいのと、その効果、特に法人化絡みでは、影響、農業

振興に影響がないのか、その部分を付して示していただきたいです。

あと、その下の環境保全型交付金の、これも減額 565 万 3 千円。その下、機構集積協力金、これも 100 万減額ですね。その下全部になりますけども、一番最後の 5 目、多面的機能支払交付金の 424 万 4 千円の減額、これの要因というか、背景の詳細をお示してください。

以上です。

○副議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、9 番のご質問に順次お答えしていきたいと思えます。

まずはじめに、ミネラル栽培の農業機械等の購入費補助金についてであります。これにつきましては、当初予算で 150 万円ほど予定をしておりました。そのなかで、問い合わせ等は 4 件ございまして、事業は実施したわけでありましたが、そのうち 2 件が、1 件は該当非該当。それから 1 件は、取り下げという形になりまして、2 件分だけ実施しまして、あとは整理予算ですので、残額については減額したというような内容になっております。

それから、ミネラル生産拡大補助金のほうにつきましても、対象となった部分については、1 件あったんですけども、ちょっと圃場条件が合わなくて、申請はあったんですけども、栽培しなかったということがありましたので、執行しませんで、残額として不用減をしたということでございます。

それから、法人化等の支援事業補助金につきましては、これは昨日来、議論しております集落営農の法人化の部分、それから集落営農の組織化の部分の補助金でございます。県のほうからもらって、それを出すというような補助金になるわけでありまして、平成 29 年度中に組織化までできなかった、法人としてできなかったということでありましたので、今年度の予算からは減額をして、来年、当初予算には、再度計上をお願いしているところでございます。

ですので、効果といいますか、継続して組織化については関係機関と一体となって進めていくということで考えております。

それから、環境保全型農業直接支払交付金の 565 万 3 千円の減でございます。これにつきましては、いわゆる冬期湛水といいまして、稲刈りの後に 2 カ月間水を溜めて、さらに 50 パーセント減農薬、減化学肥料をやった水田の方に対して、環境保全型だということで、国からの交付金、県からの交付金で出る制度でございますが、平成 29 年度に大幅な制度改正がございまして、いままでは、いまほど申し上げたような形で実施していれば、反当り 8,000 円の交付金が出たわけではございますが、それが一気に 4,000 円にまで引き下げられたと。なおかつ、いろんなほかにも実施しなければいけない要件がございまして、それをやらないと単価が上がらないというようなことがありました。冬期湛水をしただけではだめでして、そこにさらに畔を補強しなければならぬとか、あとは有機質の肥料を秋に散布しなければいけないとか、そういうことじゃないと、その反 8,000 円にならないということもございまして、取り組む農家が、そういうこともあったものですから、取り組まれる農家がぐっと減ったと、取り組む面積が減ったということで、このような大幅な減額になっているところでございます。

それから、機構集積協力金の部分でございますが、これにつきましても、機構集積、農地中間管理機構を使って農地の貸し借りをした場合に、この機構集積の該当になるんですけども、実

際に2件ほど使った例はあったんですけども、この交付になる対象の貸し借りではなかったものですから、今年度は、この機構集積の協力金については該当なしということになったということでございます。これも、先ほどの法人化とセットでありまして、集落営農、法人化をして、土地の貸し借りをまとめる際に、農地中間管理機構を使えば、このお金が出ますので、反当り1万円のお金が出ますので、来年度についても使えるように、これも10分の10でくるお金ですから、計上して、来年度にも推進していきたいというふうに考えております。

最後に、多面的機能支払交付金についてであります。これは、これも平成29年度が、この第3期対策の開始の年になっておりました。多面的機能、平成29年から33年までが第3期の期間となるわけですが、28年度から、この29年度になるときに、やはり各自治区で、その協定をする農地、5年間守っていく農地を精査していただいたところ、やはり5年間、なかなか厳しいということがございまして、見直しが大幅にありまして、それで協定農用地が減になったということで、交付金も減になったというのが内容でございます。

以上です。

○副議長 9番、三留正義君。

○三留正義 概要は分かりました。ただ、法人化は今年もう一度、平成30年度でもう一度取り組んでいくという内容だったと思うんですが、その、いま対象になっている組織が、平成30年度が新たに増えるとかという見通しがあるのか、その1点と。

あと、冬期湛水ですね。これは今後、さらに取り組む方が減る傾向になっていくのか、その見通しというんですか、将来性、将来の見通しというものがどういう方向性なのか、現時点で分かる範囲で示していただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

まず、法人化の部分であります。法人化をすると、いまのお話のとおり、法人化をすると40万円というような補助金が交付されます。それで、集落営農を組織すると20万円、単年度になりますけれども、こういった補助金が出てきますので、町としましては、今年できなかったところを来年も継続してお願いするとともに、さらに今年、新しく人・農地プランをつくる集落もございまして、また来年もそれを発展されるような形で推進していければなというふうに考えております。

それから、2点目の環境保全の直払の部分であります。先ほども申し上げましたとおり、これは制度としては大変いい制度だったんですけども、国のほうで、どんどんどんどんその制度をレベルを上げていきまして、かつ、国の予算内の交付というような条件なんかも付けてきまして、去年は、いままであった冬期湛水の取り組みに、さらに秋耕をやると、プラスいくらというような補助金が、2取り組み目というのがあったんですけども、それを今年は、今年度は国の予算がないということで中止になったわけなんです。そういうことで、制度としては複雑化して、予算としては少なくなっているの、なかなか取り組まれる農家の方も厳しいかなというふうに感じているところではございます。

○副議長 議長を交代します。

(議長交代)

○議長 議長を交代しました。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2点ほど質問いたします。

まず1点目は、11ページの11款2項2目であります。これの認定こども園の保育負担金の減額であります。これは確か、園児の見込みだと、当初では140ぐらいだったと思うんですが、その例えば、人数が減ったのか、またその他の理由があったのか。

2つ目は、20ページの歳出、2款1項10目のふるさと振興費のなかで、温泉施設の管理業務委託料787万8千円かな、これの内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2、1、10のふるさと振興費のなかで、温泉健康保養施設の委託料の増についてのご説明申し上げます。

議員もご承知のとおり、温泉施設につきましては、1月4日から工事が入っております。その関係で、やはり本来であれば利用料という形で入ってくるものが、町の都合で温泉を休館しているということから、その利用料の1月から3月分の3カ年の平均の部分を増額している部分。また、休業期間中に他施設へ温泉の送迎をしているという形から、その関係の送迎にかかります燃料費。また、温泉が休業により、本来営業部分については、全く委託料は出していないんですが、その温泉が休業によりまして、やはりそこにいる人も、人件費もかかっているという部分の割合、だいたいかかっている3カ月分で約900万円ほどかかっているという部分で、それは温泉が利用のない部分で、少し営業も下がっているということから、その部分の割合で、だいたい30パーセントぐらいをみまして、トータル、だいたい900万ほどなるんですが、ただし、委託料として当初からみている電気料、重油代、そして水道光熱費という部分を、一応使っていないので返さなければいけないという部分で、だいたい130万円ぐらいを減額いたしまして、トータル、先ほど申し上げました787万8千円という部分で、ここの部分については、本当、温泉の休業部分にかかる部分だということ、増額計上と、このようにしております。

以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、伊藤議員の認定こども園保育負担金の減額の要因はということですが、この当初予算計上の際には、平成28年の10月現在の、12月に予算編成をするものから、平成28年の10月の状況の人数等で積算をしております。実際、その後、入所申し込み等を取ってやった結果、140名ということでありまして、去年、一昨年の入所者がちょっと多かったという部分もありまして、その差で減額になった部分と、あと、それぞれの保育料、所得区分によって積算をしておりますので、その区分が若干低いほうの方が、今回多かったというようなことで、全体的には126万の減額になったというところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 認定こども園については分かりました、負担金については。

では、ロータスインのあれなんです。例えば賃金を補償するするとか、例えば臨時とか、

例えばそういう人たちの分もみてやっているのか、その人たちには、もう休ませているのか、休館中は、そういう臨時の人たちは仕事を休ませているのか、それとも休業補償というか、そういうようなことでお金を出しているのか、その点について。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 人件費についてお答えしたいと思います。

先ほど申し上げたなかには、全て臨時の職員の方とか、委託の方の人件費も含まれておりまして、その部分で温泉施設は使えないということから、その分を含めまして、割合を出して、追加計上させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 だいたいいままでの話で中身は分かりましたが、私も何点かお尋ねします。

まず、15ページの財産収入のなかで、最近あまり目立たなかった町史の売却代金というのが出ております。大変努力の成果なのかなというように思いますので、これ金額は少ないですけども、20万9千の増額補正、何か特別なことをやって、この売却につなげられたのかお尋ねします。

それといま、温泉保養施設に関連してなんですが、この2月1日から、振興公社には専務取締役がこられまして、その委託料等々の補正は、今回は発生していなかったのかどうか。

それと、あと33ページ、教育費なんですが、西会津高校の活性化策、何点かありますけども、それぞれ減額補正がされております。これは西会津高校の支援策として、以前は、当初は1,000万円、その次は800万円、今年、当初予算段階ですと600万円と、だんだん下がってきたわけなんですが、今年度、この西会津高校の活性化策、各事業、総額どのぐらいかかったのかお示してください。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、町史の売上、売却代金のご質問にお答えいたします。

今次補正の内容ですけれども、当初は10冊を見込んでおりましたが、この補正を組む段階では、プラス40冊が売れたところまでございまして、計50冊分というようにございまして。

それで、どのような方法というか、販促のことだと思うんですけども、以前も多賀議員から同じようなご質問あったかと思えます。そのときに申し上げましたのは、販促用の新しいリーフレットをまずつくると、そういったことを申し上げたと思えます。あとは、新しい同じくポスター、これは自前でつくったわけですけども、ポスターも作成いたしました。あと継続して、例えば在京西会津会ですとか、そういった団体の皆さんのところに、重ねてリーフレット等配付しまして、紹介をしたと。あとは、少ないですけども、イベント時に販促コーナーを設ける。あと継続してやっておりますのは、広報にしあいつ町での宣伝ということで、最低年1回とか、そういった形でございまして。さらには、ケーブルテレビでの文字放送、データ放送、最後にはホームページというように、以前このような話を申し上げたと思えますが、それを職員が一丸となった結果であるというふうに感じております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の温泉健康保養センターの委託料の部分でございまして、専務

の人員費は含まれていないのかという部分でございましたが、大変、先ほどの説明漏れていた部分がありますが、そのなかに新しい専務の部分と、いままでいらっしゃいました室長の部分、人員費の差額は含まれているということで、ご理解いただければと思います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 29年度の西高活性化支援策であります、今年度は500万程度の支出を予定しております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いままで生涯学習課長には、いろんな方面で、この相当な在庫があるなかでね、宝の持ち腐れにならないように、やっぱり販売策をやらなければならないのではないかとということで、徐々に功を奏しているなど、自画自賛なのか、大変私も、これからも進めていって、いま残りも、まだ相当数あると思うんですね。その販売に努力していただきたいということであります。

あと、西高の活性化策につきましては、今年度は500万程度になりそうだということであります。今年の、今現在の3期募集までですけれども、西会津中学校からは3人の生徒というようにことで、大変寂しい限りなんです、私も一般質問で以前も言ったかもしれませんが、本当にこのままで、本当に子どもたちの支援策になっているのかなど、西高の活性化策になっているのかなという思いがありますが、これ一般質問みたいになりますので深く言いませんけれども、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長 教育長職務代理者、五十嵐長孝君。

○教育長職務代理者 西高の活性化のご質問。

いまおっしゃられたように、1期と2期合わせて13名です。今日、新聞に出ていましたけれども、3期の定員は27名です。一般的に今年の入試見てみますと、いざとなると実業系が強い。普通科が大苦戦でした、今年はね。しかも1学級で、本校として残った3校のうち、西会津高校が27名。3期の定員がですね。川口、湖南は15名なんです。何でだろう、寄宿舎のあるところも強いということですよ。

それで、今年の活性化ということですが、これは、我々義務教育を中心とする学校教育課が答える話ではないんですけれども、毎年、陳情というのをやっていた、県の教育委員会に。これは分校化阻止というのが大きな狙いでした。今年は1学級ですけど、本校になりましたから、その話はなし。そしたら何を陳情すればいいんだというと、2学級が1学級になりましたから、先生方の数が減らされます。その部分に加配を付けてくれというのがまず一番大きな陳情内容だと思うんですね。あともう1つあるとしたら、高等学校並びにPTA、あるいは後援会等々が、このままではだめだから、こういう学校にしたいというようなお考えをまとめていただいて、県の教育委員会にぶつけていただく、そんなことしかないのかなというふうに、私はいまの段階では思っています。

3期で何人集まるか分かりませんが、従来、3期で数を稼いでおりました。それがもし集まらないとなると、いままでの役割として期待されていた西会津高校の役割が、ちょっとどうしたものかなというふうなことになるのではないかなというふうに、いま心配しているところです。答えになりませんが、よろしくお願いします。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 みんな思いは同じなんですけど、ただ、同じように支援策を何年かこう続けてきて、右肩下がりでできてしまっているという現状がありますので、新年度当初、同じようにスライドして予算編成するようになるのか分かりませんが、その辺もう少し考えて、本当の意味での高校の支援策はどういうものなのか、いわゆる子どもたちがどういうのを期待しているのかというのを、やっぱり如実に反映させるような政策、あるいは予算配分であってほしいなという思いであります。

以上です。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 私は 20 ページの 19 節の補助金についてお伺いをします。活力ある地域づくり支援事業補助金ですが、これたぶん、当初だと 300 万だったのかなというふうに思いますが、各地域でいろいろ、いろんなイベントなり、いろんな事業を盛り上げてやってこられたと思います。でもこれも、当時は私も 300 万、上限 50 万でしたか、それで、6 件くらいで足りるのかなというように考えておりましたが、これがこのような減額になってしまうということでありまして、これらについての要因といいますか、また、いろいろ、最初、これの PR というか、チラシなんかかね、こういう制度がありますなんていうことは町でもやっておられたわけですが、その後で、またさらに、そういう PR も必要だったのではないかなという、個人的には思います。ですら、これについて、まず要因、1 つお伺いしたいと。

あと、その下の定住企業支援事業補助金、これは当初いくらだったかということ、ちょっと勉強不足で認識しておりませんが、当初がいくらで、あと、どのくらいの件数を予定されていたのか、それで、最終的にほぼ 100 万の減だということにはなっていますが、その内容についてお伺いをします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13 番のご質問にお答えしたいと思います。

まず、活力ある地域づくり支援事業補助金でございますが、確かに当初予算、当初としては 300 万円でございます。今回、減額ということで 150 万計上させていただいております。現在、29 年度におきましては、5 件の申請がありまして、だいたい 150 万程度という部分の支出の予定となっております。

なぜこれだけ減額というか、取り組む団体が少なくなったのかという部分の要因でございますが、この事業、最大 3 年間計上、継続できますが、なかなか取り組んでいるところはあるんですが、ちょっと団体で一休みさせてくれとか、まだこのほかに 3 団体ほど継続可能な団体があったんですが、なかなか、協力している方がなかなかできないとか、そういう地域内での、あと団体内での、ちょっといろいろございまして、なかなか今回は伸びなかったというのが主な要因でございます。

また、この活力ある地域づくり支援事業につきましては、補助金を申請しながら、自分たちでプレゼンテーションもしなければいけないということもございまして、その補助金の申請書の書き方とか、そういう部分も、私どもでもある程度支援しながら、ぜひやってくださいという形

で、事前説明会なり、あとは役場に来ていただいたときには懇切丁寧に教えていたんですが、なかなか取り組んでいないというのが現状でございます。

ただし、来年度なんです、来年度はなんとかこれ以上の件数は望めるというような状況になっておりますので、もう少しPRなりして、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、この定住企業支援事業補助金につきましては、こちらは、地域おこし協力隊の3年目と4年目に使える補助金ということで、こちら、去年卒業いたしました方、2名おりましたので、それプラス、今年度3年目の隊員が1人いるということで、当初予算では300万円予定しておりました。今回は、300万円のうち、2名の隊員が卒業された隊員の方が1名、今年度3年目の隊員が1名ということで、2名の方が使って、起業する準備を進めたということでございまして、もう1人の隊員につきましては、事情によりまして、ちょっとこの補助金は使えなかったとということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 活力ある地域づくりの支援事業であります、いま薄町長が、やはりこの町の活気を取り戻すんだというようなことを全面に掲げて取り組まれているわけですから、さらにそれらにも、こう弾みのつくような取り組みというか、いままでの経過も踏まえて取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 活力ある地域づくり支援事業でございますが、本当にその名のとおり、活力に満ちた地域をつくるための事業ということで、ぜひ、各自治区の皆さん、また団体の皆さんが使いやすいように、今後もPRなどをしまして、本来の趣旨である地域の活力を目指すために取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第7次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第7次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(15時14分)

○議長 再開します。(15時40分)

日程第16、議案第16号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第16号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次）の調製についてご説明いたします。

今次の補正は、年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、歳入歳出それぞれにおいて調整を行ったものであります。また、今年度は2区画が分譲となり、住宅団地の分譲につきましては、全69区画中、これまでに59区画を分譲し、未分譲区画は10区画となりました。

それでは、予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,129万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,338万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。まず、歳入であります。

2款財産収入、2項1目不動産売払収入184万6千円の増額は、当初分譲を見込んでいた区画ではなく、別の区画、商業区画が分譲となったことから、その差額分を計上したものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金944万7千円の増額は、前年度の繰越金が確定したことにより、増額するものであります。

次に5ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費349万1千円の増額であります。事業費の確定見込みによる旅費や修繕料、広告料などを減額するほか、売払い収入の一部を一般会計に繰り出すため、新規に計上するものであります。

次に、2款予備費、1項1目予備費780万2千円の増額であります。売払い収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 住宅団地のなかで、今回、商業区画、大変いいと思います。それで、商業区画については、住宅はできないはずなんです。何かできるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、商業区画についてのご質問にお答えいたします。

昨年年度末に、3月の定例会におきまして、このままでは、商業区画はこのままだと分譲ができないということから、一般住宅も建てられるようにということで、一応、全員協議会等でご説明申し上げまして、ご了解いただいたうえで、営業活動を行いまして、今回、当初は違う区画

を予定していたお客さまが、そういうことであればということで、商業区画に建てたいということから、今回、増額補正という部分になったということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、従来から住宅区画に入っていた人との整合性というか、そういった意見は出なかったんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 商業区画との整合性ということでございますが、議会のご説明の前に、自治区のほうに、さゆりが丘の自治区におじゃまいたしまして、ご説明いたしまして、ご理解を得たうえで、こういう形で一般住宅も建てられるということでご理解を得ているということでございますので。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 2区画分譲できたということは、大変いいこととあります。さて、このお買い上げになった方というのは、町では、若い方が新築等々なされる場合は補助金を出されておりますが、そういう補助金の対象者なのか、どういう方がお買いになられたのか、分かればお示しいただきたい。

あと、いま商業区画の話、出ましたけれども、以前から、あそこはいい、場所的にはいいところで住宅を建てられるよという話があったんですが、新年度に向けて、ああいうところのいいところが一般住宅、建てられるようになったということで、問い合わせ等々、見通しがあればお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今回、ご購入いただいた方につきましては、皆さん45歳以下の方でございまして、お一人の方は町内から、さゆりが丘に。お一人の方は、現在福島市にご自宅がある部分を売り払って、こちらのほうに転居されるということで、その方も45歳以下ということで、2名の方、若い世帯の方が建てられたということでございます。

続きまして、今後の見通しという部分でございまして、現在のところ、まだ見通し等ということとは立っておりませんが、新聞広告並びにハウジングプラザのほうに出向きまして、いわゆる、いままで町にあります定住住宅促進事業補助金とか、その部分をPRして、営業活動は努めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 29 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 4 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 17 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 4 次)の調製について、ご説明をいたします。

今次の補正予算は、事業費の確定に伴う精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 29 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第 4 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,230 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

5 ページをご覧願います。まず歳入です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、100 万円の減額です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債は、20 万円の減額です。それぞれ事業費が確定したことによるものでございます。

次に歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 120 万円の減額です。事業費の精査によるものでございます。

それでは、3 ページにお戻りいただきたいと思えます。

第 2 表、繰越明許費 事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 296 万 4 千円です。仕様書の作成や業者の選定等に時間を要したことから、一部の業務を繰り越すものでございます。

第 3 表、地方債補正、変更でありまして、起債の目的は地方公営企業法適用事業費で、限度額 440 万円を 420 万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議

決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 29 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第 18 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算につきましては、事業費の精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 29 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,895 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

内訳につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

5 ページをご覧いただきたいと思っております。まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は、100 万円の減額、これは見込みによるものでございます。

5 款町債、1 項 1 目下水道事業債は、20 万円の減額です。

次に歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、120 万円の減額です。処理施設管理委託料で 99 万 4 千円、地方公営企業法適用移行支援業務委託料で 20 万 6 千円の減額です。

それでは、3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費、事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 287 万 3 千円です。仕様書の作成や業者の選定に時間を要したことから、一部の業務を繰り越すものでございます。

第 3 表地方債補正、変更でありまして、起債の目的は地方公営企業法適用事業費で、限度額 430 万円を 410 万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 29 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 19 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算につきましては、事業費の確定に伴う精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 473 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,381 万 7 千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

5ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目個別排水処理事業費国庫補助金は、175万3千円の減額です。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金は、38万2千円の減額です。いずれも事業費が確定したことによるものでございます。

7款町債、1項1目下水道事業債は、260万円の減額です。こちらも事業費の確定に伴う減額であります。

6ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費は、64万4千円の増額です。設置基数の増に伴いまして汚泥処理手数料が不足することによるものでございます。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費は、527万9千円の減額です。事業費の確定によるものでございます。

4款予備費、1項1目予備費は、10万円の減額です。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表繰越明許費、事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は99万9千円です。一部の業務を繰り越したことによる繰り越しでございます。

第3表地方債補正、変更でありまして、起債の目的は下水道事業費で、限度額840万円を580万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　施設整備費、当初見込みは何基で、実際は何基だったんでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　整備の基数ということで、お答え申し上げます。

当初15基ということで見込んでおりましたところ、希望等に応じまして11基ということで、11基を整備したものでございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　当初15基の申し込み受付があつて、実際されたのは11というふうに解釈しているんでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　当初予算のなかで15基というふうに見込んでおりまして、この希望につつま

しては、基本的に毎年度取りましてやるわけですが、各々皆さんご都合等がございまして、新築をするなり、改修をするという都合のなかで、最終的に本年度は 11 基ということで確定したものでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 29 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 20 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますので確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 29 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 157 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,724 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 190 万円の増額は、年金からの特別徴収者分の増によるものであります。2 目普通徴収保険料 120 万円の減額は、納入通知書や口座振替により納入する保険料の減によるものと滞納繰越分の収入の見込み額による調整であります。

2 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金 162 万円の減額は、保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金の確定によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 65 万 7 千円の減額は、健康診査に係る負担金の減であります。

5 ページをご覧ください。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 65 万 7 千円の減額は、健康診査委託料の減によるものであります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 92 万円の減額は、保険料負担金 66 万円の増額と、保険基盤安定負担金 162 万円の減額などにより、広域連合への納付額を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点だけお尋ねします。保険料、特別徴収、普通徴収あるんですが、最終補正後、この徴収率というのはどのくらいの率になったのか、分かればお示してください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

徴収率でございますが、これにつきましては、ちょっと詳しい数字まではあれですが、99 パーセントを超えているのは間違いございませんので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 21 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定・診療施設勘定ともに、最終補正であることから、確定額や決算見込み額でそれぞれ調整し、所要額を調製したものであります。

事業勘定につきましては、歳出の一般被保険者の療養給付費負担金が増加しており、支払いに不足が生じることから増額計上をしております。その増加分につきましては、税の徴収見込みや交付金額等が確定したことによる増額や、経費で不要となるものを減額することで調整いたしました。

診療施設勘定につきましては、診療収入が、今後の状況も見込み調整したところ減額となる見込みであります。反面、歳出では医師の確保ができていないことから、医師の3カ月分の人件費を減額したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,061万7千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,328万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,393万6千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債の補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

9ページをご覧いただきたいと思っております。事業勘定の歳入です。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税311万2千円の増額。2目退職被保険者国民健康保険税33万3千円の減額であります。いずれも、徴収見込による調整であります。

10ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金1,037万7千円の増額は、確定によるものであります。2項1目財政調整交付金711万9千円の増額は、普通調整交付金、特別調整交付金の確定によるものであります。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金95万8千円の減は補助金の確定によるものであります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金2,214万6千円の減額は、退職被保険者に係る療養給付費が減少していることによる減額であります。

11ページをご覧ください。

6款県支出金、2項1目県財政調整交付金421万円の増額は、確定によるものであります。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金80万3千円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金610万6千円の減額、これも、それぞれ確定によるものであります。

12ページをご覧ください。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 70 万 3 千円の増額は、子育て医療費サポート事業に係る繰入金の増などによるものであります。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 351 万円の増額は、交通事故による第三者行為にかかる損害賠償金などの納入によるものであります。

13 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款の総務費の減額は、消耗品と旅費等の調整によるものであります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4,409 万 2 千円の増額は、一般被保険者に係る医療費の増加によるものです。2 目退職被保険者等療養給付費 2,585 万 1 千円の減額は、退職被保険者に係る医療費の減によるものであります。

一般被保険者分につきましては、本算定の際月平均 3,420 万円と見込んでおりましたが、悪性新生物、いわゆるがんですとか、膝関節症による高額医療費の該当者の増などにより、月平均 3,780 万円と伸びているのが原因でございます。退職被保険者医療の減額は、該当者の減少と 1 人当たり医療費も減少していることによるものであります。

14 ページをご覧ください。

2 項 2 目退職被保険者等高額療養費 162 万円の減額は退職被保険者数の減などによるものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 285 万 2 千円の減額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金 602 万 1 千円の減額は、確定によるものでございます。

15 ページをご覧ください。

8 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事務費 107 万円の減額は、特定健康診査委託料の確定によるものであります。2 項 1 目保健衛生普及費 13 万 7 千円の減額及び 2 目疾病予防費 55 万 2 千の減額は、精査により不要となるものを減額しております。

16 ページをご覧ください。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 590 万 7 千円の減額は、国県支出金の精算による返還金が確定したことによるものであります。2 項 1 目診療施設勘定繰出し金 226 万 6 千円の減額は、診療施設勘定での事業費確定などによる特別調整交付金の減額によるものであります。

次に、19 ページをご覧ください。診療施設勘定であります。

まず、歳入であります。1 款診療収入、1 項外来収入は全体で 395 万 4 千円の減額であります。医師 1 名の増員を見込みましたが、結果的に確保に至っておりませんので、収入が減となっております。なお、診療収入全体でも前年度よりは若干減少の見込みとなっております。

2 款訪問看護事業費収入、1 項介護保険報酬収入は、合わせまして 126 万 2 千円の減額であります。これも前年度より伸びることを見込んでおりましたが、前年度とほぼ同じ額になることから、減額としたものであります。

20 ページをご覧ください。

6 款繰入金、2 項 1 目事業勘定繰入金 226 万 6 千円の減額は、医療システム整備事業などの確定による特別調整交付金等の減であります。

8 款諸収入、1 項 1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入 111 万 6 千円の減額は、確定による

減額であります。

9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 450 万円の減額は、医療用機械器具整備事業などの事業費確定によるものであります。

21 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 599 万 7 千円の減額は、医師の 3 カ月分の人件費の減額が主なものであります。12 月までの人件費につきましては、3 次補正で減額しております。また、いまのところ、今後、新たな医師確保の見込みがありませんので、1 月から 3 月までの 3 カ月分も減額するものあります。

2 款 1 項 1 目医療用機械器具費 729 万円の減額は、医療用機械器具やシステム機器の事業費の確定による減額などであります。

6 ページにお戻りください。

第 2 表地方債補正であります。過疎対策事業費につきまして、生化学自動分析装置など医療用機械器具の購入額の決定に伴い、限度額 7,540 万円を 450 万円減額し、7,090 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 22 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の回答をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 時間を延長します。

これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点お伺いします。21 ページになりますが、備品購入で、この機械器具購入費ですが、これ購入したんですか、それとも安く購入できたという意味でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

備品購入費 729 万円の減額の部分でございますが、もう既に入札等は終わっておりまして、額の確定により減額ということとなっております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 次)は、

原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 22 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、今年度の最終補正であることから、介護保険給付費の今年度の支出状況を精査したところ、地域密着型介護サービス費が不足することから、支出に支障のないように調整をしました。また、国・県・町等からの負担金や調整交付金は決定により調整し、歳入に不足を生ずることから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 250 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 7,226 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧ください。まず歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 250 万円の増額は、現年分及び滞納繰越分の収納見込みによるものであります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 97 万 1 千円の増額は、交付決定によるものであります。2 項 1 目調整交付金 376 万円の減額、第 4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 488 万 2 千円の減額は、それぞれ現年分の確定によるものであります。

5 ページをご覧ください。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 85 万 8 千円の増額、7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 31 万 3 千円の増額、2 目地域支援事業繰入金 58 万 8 千円の増額は、確定見込による増額であります。

7 款繰入金、2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 591 万 2 千円の増額は、歳入歳出の調整の結果、不足する分を基金より繰り入れするものであります。

次に、6 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、財源の調整であります。2 目地域密着型介護サービス給付費 250 万円の増額につきましては、グループホームや小規模多機能型居宅介護費の増加によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　いわゆる介護保険に関しましては、以前から、いわゆる高齢者数、あるいは介護認定者数というのが、だいたいもうピークを超えて、これからはそう増えないだろうという話を聞いておりますが、そうした場合、いわゆる施設介護だとか居宅介護、地域密着型のサービス、いろいろありますけども、大枠でこのなかで移動はあっても、総額ではあまり変わらないのかなと、私、イメージを持っていたんですが、いわゆる今回は、居宅介護サービス等は補正ゼロで、地域密着型介護サービスだけが 250 万の増額補正になっているというようなことなので、この理屈が分かればお示しいただきたいです。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

今回、地域密着型介護サービス給付費だけを 250 万増額させたということではありますが、ほかのサービス費で減額できる部分も、今回、若干ありました。ありましたが、まだ 2 月、3 月残っている部分があって、その辺を調整すると、急に増えたような場合ですと、支払いが難しくなるような部分もございますので、そういったものには手を付けなくて、今回増額した、そのグループホーム等の部分の地域密着型介護サービス費だけの 250 万の増額分だけ計上させていただいたということでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　そのとおりであれば、分かりました。要は、大枠では、これからの介護保険にかかる費用というのは、さっき言ったように、中身のやり取りはあってもそう増えていかないと私は思っているんですが、その方向性だけお示しいただければ。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

今回、第 7 期の介護保険事業計画を策定しておりますが、そのなかでも給付費については、この第 7 期の 3 年間については、29 年とそう変わらない数字で推移するようなことで計上しております。町としまして、全体的な給付費は、今後はそう伸びていかない、だいたい横ばいだろうというふうに考えているところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 4 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 23 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、事業費の精査によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 29 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 50 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,426 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明を申し上げます。

5 ページをご覧いただきたいと思えます。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料は、30 万円の減額です。

5 款町債、1 項 1 目簡易水道事業債は、20 万円の減額です。

次に歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費は、52 万円の減額です。地方公営企業法適用移行支援業務委託料 24 万 8 千円、自動車購入費 27 万 2 千円の減額によるものです。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は、2 万円の増額です。歳入歳出の調整によるものでございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思えます。

第 2 表繰越明許費、事業名は地方公営企業法適用事業で、金額は 357 万 7 千円です。業者の選定に時間を要したことから、一部の業務を繰り越すものです。

第 3 表地方債補正、変更でありまして、起債の目的は地方公営企業法適用事業費で、限度額 530 万円を 510 万円に減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 29 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第 24 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正は、年度末を迎え工事費の確定や修繕料などの所要経費の調整によるものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

第 1 条、平成 29 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 29 年度西会津町の水道事業会計予算。第 3 条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入についてはございません。

支出は、第 1 款水道事業費、既決予定額 1 億 5,506 万 6 千円を組み替え、同額とするものです。

第 1 項、営業費用で 36 万 6 千円を増額し、第 3 項、予備費で同額 36 万 6 千円を減額とするものでございます。

第 3 条、予算第 4 条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,718 万 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 417 万 3 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,301 万 4 千円で補填するものとする。を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,206 万 8 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 417 万 3 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,789 万 5 千円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第 1 款資本的収入の既決予定額 8,538 万 1 千円を 1,184 万 4 千円を減額し、7,353 万 7 千円とするものです。内訳は、第 1 項企業債で 1,220 万円減額し、第 2 項補助金で 35 万 6 千円増額いたします。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額1億3,256万8千円を696万3千円を減額し、1億2,560万5千円とするものです。内訳は、第1項建設改良費です。

詳細につきましては、実施計画書でご説明申し上げます。

3ページをご覧くださいと思います。収益的収入及び支出は、支出でございます。

今後は組み換えでありまして、1款水道事業費、1項1目原水及び浄水で10万円、2目配水及び給水で59万8千円を増額し、3目総係費で32万2千円、3項1目予備費で36万6千円を減額し調整をしてございます。

4ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出。

まず収入でございますが、第1款資本的収入の既決予定額8,538万1千円を1,184万4千円を減額し、7,353万7千円とするものです。内訳は、1項1目企業債借入金は事業費確定に伴い1,220万円を減額し、2項1目他会計負担金で小学校線の改良に伴う一般会計からの負担金を35万6千円増額するものでございます。

支出は、1款資本的支出、1項1目配水管布設費は、696万3千円の減額です。委託料23万9千円、請負工事費672万4千円それぞれの減額は、配水管更新工事の確定によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成29年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成29年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（16時42分）

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月16日(金)

開 議 10時00分
延 会 13時15分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第8号）

平成30年3月16日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第25号 | 平成30年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第31号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第32号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第33号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第34号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第35号 | 平成30年度西会津町水道事業会計予算 |

延 会

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

○総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 30 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 25 号、平成 30 年度西会津町一般会計予算から、日程第 11、議案第 35 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第 25 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、町民バス運行事業、国際芸術村事業全般、地域おこし協力隊配置事業及び鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 25 号、平成 30 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算編成の基本方針であります。平成 30 年度は、財政健全化を目指すとした、経済・財政再生計画の最終年度であることから、厳しい財政状況を踏まえながら、歳出改革等の実行と聖域なき徹底した見直しを図るとともに、子育て安心プランを踏まえた保育の受け皿整備や、生産性革命の実現に向けた企業による設備・人材への投資、研究開発の促進など、重要な政策課題に対応した予算を編成し、当初予算案の一般会計総額を対前年度比 0.3 パーセント、2,581 億円増の 97 兆 7,128 億円と、過去最大の予算額としたところであります。

一方、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、防災・減災対策などに取り組みながら、安定的な財政運営が行えるよう、地方の財源でもある一般財源総額を前年度より 356 億円上回る 62 兆 1,159 億円としたところでありますが、地方交付税については、対前年度比 2 パーセント減の 16 兆 85 億円、額にして 3,213 億円の減となっており、地方財政を取り巻く状況は依然厳しいものとなっております。

また、県の当初予算編成におきましては、1 日も早い復興の実現に向けて、復興・再生と地方創生を両輪とする施策を効果的かつ戦略的に展開するため、11 の重点プロジェクトを中心に、被災地域等の復興再生や結婚・出産・子育て支援の強化、交流人口の拡大など、復興及び地方創生を加速化させるための取り組みを優先した予算配分を行うとの方針を示したところであります。

しかし、地方交付税の減額など、依然として厳しい状況であることから、事業の必要性・優先度を十分検討しながら、事業の廃止・統合を図るなどの歳出改革に取り組むこととし、平成 30 年度当初予算案の一般会計総額を対前年度比 15.8 パーセント、2,712 億円減の 1 兆 4,472 億円としたところであります。

このような状況を踏まえ、本町の平成 30 年度当初予算編成は、予算の効率的な活用と財源確保への努力を基本に、特に人口減少に歯止めをかける政策的な事業や人材の育成、町民生活に密着した事業などへ優先的に予算措置をしたところであります。

また、社会保障費や公債費などの義務的経費が増加傾向にあるなかにおいても、財政の健全化に配慮しつつ、持続的発展や将来の自主財源確保に繋がる事業などについては、重点的に予算配分したところであります。

具体的に申し上げますと、歳入におきましては、ふると応援寄附金の大幅な見直しを実施し、自主財源の確保に向けた取り組みを強化いたしました。

一方、歳出におきましては、防災行政無線デジタル化改修工事や小学校プール建設工事などの大規模事業のほか、保育料の完全無償化などの子育て支援の一層の充実、菌床きのこ栽培大規模産地化の推進、生活道路や町民バス等の町民生活を支えるライフラインの強化、教育の充実など、西会津町総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、さらには、町の憲法である、まちづくり基本条例が目指す協働のまちづくりの実現に向け、各種施策に積極的に取り組むことといたしました。

この結果、平成 30 年度一般会計予算の総額は、61 億 700 万円で、対前年度比 3 億 6,300 万円、率にして 5.6 パーセントの減となったところであります。なお、この減額の主な要因につきましては、役場新庁舎移転等整備事業で約 3 億 6,000 万円の減、町道野沢柴崎線及び小学校線の完了に伴う町道改良舗装等工事で約 2 億 3,000 万円の減などによるものであります。

また、予算の財源といたしましては、町税や地方交付税、国・県支出金、町債などを見込みましたが、町の活性化を図るための、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業や今年度新たに実施する保育料完全無償化などの子育て支援充実に係る予算計上などにより、財政調整基金から 4 億 8,000 万円を投入し、予算編成を行ったところであります。なお、本町の財政状況でありませんが、去る 3 月 9 日に開催されました全員協議会でご説明いたしましたとおり、国が示す地方公共団体財政健全化法等に基づく健全化判断比率は、全て適正値の範囲内で推移しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、安定した財政運営の構築を図るため、町独自に中長期的な財政計画や公債費負担適正化計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

それでは、平成 30 年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61 億 700 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

事前に予算書と一緒にお配りいたしました当初予算資料。この資料でございます。この資料で説明をさせていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款町税は、5億9,523万9千円の計上であります。個人町民税や法人町民税、固定資産税の増などにより、前年度より1,429万5千円の増額となりました。

次に、2款地方譲与税8,200万円、3款利子割交付金60万円、4款配当割交付金20万円、5款株式等譲渡所得割交付金100万円、6款地方消費税交付金1億1,600万円、7款自動車取得税交付金2,300万円、8款地方特例交付金90万円。これらにつきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

9款地方交付税は、26億893万7千円の計上であります。その内訳といたしましては、普通地方交付税で24億893万7千円の計上ですが、先ほどもご説明いたしましたとおり、地方財政計画のマイナス2パーセントや国勢調査の人口減少などを考慮し積算したところでありませぬ。なお、前年度当初ベースでの比較では4,755万8千円、1.9パーセントの減。前年度決定ベースでの比較では1億2,073万8千円、4.8パーセントの減となったところでありませぬ。

また、特別地方交付税につきましては、過去の実績を考慮し、前年度より1,000万円増の2億円を計上いたしました。

次に、10款交通安全対策特別交付金40万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページをご覧ください。

11款分担金及び負担金317万7千円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金137万3千円などでありませぬ。前年度と比較しまして1,198万円の減額となりましたのは、子育て支援の一層の充実を図るため、平成30年度より認定こども園の保育料を無償化したことによるものでありませぬ。

12款使用料及び手数料1億5,257万5千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料5,744万8千円、インターネット使用料3,391万9千円、町営住宅使用料4,270万円などでありませぬ。

13款国庫支出金3億6,247万8千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金7,240万2千円、児童手当給付費負担金4,377万4千円、社会資本整備総合交付金の町道小山松峯線などの道路事業1億6,722万円、同じく、さゆり公園野球場のスコアボード改修などの都市公園事業3,451万円、同じく、町営西原住宅屋根塗装改修などの地域住宅計画事業1,874万2千円などで

あります。

14 款県支出金 4 億 7,783 万円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金 3,692 万 4 千円、8 ページに行きまして電源立地地域対策交付金 3,100 万円、中山間地域等直接支払交付金 5,905 万 7 千円、多面的機能支払交付金 3,059 万 3 千円、広葉樹林再生事業補助金 5,474 万 5 千円、菌床栽培ハウスの団地化を図るための次世代林業基盤づくり交付金 2,547 万円、国県道除雪委託金 3,268 万 9 千円などであります。

次に、9 ページをご覧ください。

15 款財産収入 1,185 万 2 千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入 1,007 万 5 千円などあります。

16 款寄附金 3,000 万 1 千円の計上は、今年度より新たな取り組みを開始いたします、ふるさと応援寄附金 3,000 万円などあります。

17 款繰入金 5 億 8,186 万 1 千円の計上は、財政調整基金繰入金 4 億 8,000 万円、庁舎整備基金繰入金 8,101 万 5 千円、さらに、町の将来を担う人材の育成や子育て支援、地方創生の推進等を目的に新たに造成いたしました、みんなで創る未来基金繰入金 1,000 万円などあります。

18 款繰越金 6,000 万円の計上は、前年度からの繰越金であります。

19 款諸収入 5,115 万円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、電源立地交付金である未来を描く市町村等支援事業助成金 666 万 6 千円、町職員 1 名を派遣しております県後期高齢者医療広域連合負担金 522 万 9 千円などあります。

20 款町債 9 億 4,780 万円の計上は、辺地対策事業債 5,170 万円、過疎対策事業債 6 億 510 万円、緊急防災・減災事業債 1 億 4,440 万円、臨時財政対策債 1 億 3,290 万円などあります。

10 ページをご覧ください。10 ページからは、歳出であります。

まず、1 款議会費 9,409 万 2 千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款総務費 12 億 6,459 万円の計上は、総合行政情報システム事業 6,548 万 3 千円、財政調整基金積立金 3,023 万 5 千円、今年度で事業が完了いたします役場新庁舎移転整備等事業 8,194 万 3 千円、平成 31 年度を初年度とする新たな総合計画策定事業 925 万 1 千円、人口減少に歯止めをかけ、町の活性化を図るための、新産業創出事業 540 万円、温泉施設管理業務委託料 3,400 万円、温泉施設外部改修工事 6,800 万円、今年度から 5 名増員し、11 名体制とします地域おこし協力隊配置事業 4,641 万 9 千円、11 ページに行きまして、ケーブルテレビ運営事業 1 億 2,519 万 9 千円、インターネット運営事業 3,029 万 3 千円、今年度中に新たに定時定路線バスの運行を予定しております町民バス運行事業 8,716 万 1 千円、今年度より新たな取り組みを開始いたします、ふるさと応援寄附金事業 2,463 万 5 千円などあります。

次に、3 款民生費 10 億 6,081 万 3 千円の計上は、出産祝金 870 万円、今年度より県が財政運営の責任主体となります国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金 8,966 万 3 千円、国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金 3,892 万 6 千円、後継者対策事業 400 万円、雪処理支援隊事業 347 万 5 千円、今年度より新たに事業を実施いたします高齢者世帯等を対象とした除排雪費用助成事業 445 万 1 千円、12 ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金 1 億 9,536 万 4 千円、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 1 億 6 万円、後期高齢者医療特別会計繰出金 3,975 万円、障

がい福祉サービス費 1 億 4,769 万 8 千円、子育て医療費サポート事業助成費 1,479 万 2 千円、乳幼児家庭子育て応援金 450 万円、児童手当 6,312 万円、認定こども園運営委託料 1 億 2,914 万 2 千円などであります。

次に、4 款衛生費 4 億 3,102 万 9 千円の計上は、水道事業会計繰出金 9,480 万円、簡易水道等事業特別会計繰出金 4,121 万 3 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業 1,284 万 1 千円、13 ページに行きまして、検診事業 1,906 万 5 千円、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金 5,627 万円、ごみ収集委託料 3,637 万 5 千円、個別排水処理事業特別会計繰出金 2,781 万 8 千円などであります。

次に、6 款農林水産業費 5 億 3,712 万 2 千円の計上は、中山間地域等直接支払事業 7,861 万 9 千円、今年度に 20 周年を迎えます健康な土づくり・普及促進事業 614 万円、環境保全型農業直接支援対策事業 534 万円、米食味計の購入費などの西会津産米販売力強化事業 337 万 8 千円、農林産物 P R 支援事業 305 万円、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 8,225 万 2 千円、多面的機能支払交付金事業 4,064 万円、14 ページに行きまして、有害鳥獣駆除事業 454 万 7 千円、団地化を含め合計で 8 棟を整備いたします菌床栽培ハウス整備工事 7,342 万 9 千円、広葉樹林再生事業 5,474 万 5 千円、沿線の林地の間伐及び更新伐を推進するため今年度より新たに事業を開始いたします林業専用道整備工事 2,100 万円、同じく新規に取り組むこととしました鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業 300 万 1 千円、岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事 2,100 万円、青坂芝倉線ほかの林道補修工事 496 万円などあります。

7 款商工費 1 億 808 万 5 千円の計上は、町商工会育成補助金 500 万円、町内企業支援補助金 150 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、テレワーク運営事業 223 万 5 千円、会津デジタル DMO 推進協議会負担金 169 万 7 千円、にしあいつ観光交流協会育成補助金 1,300 万円、周遊観光促進事業 240 万 4 千円、消費者行政推進費 282 万 1 千円、消費者風評対策事業 512 万 8 千円などあります。

次に、8 款土木費 8 億 580 万 1 千円の計上は、屋敷地区の県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 900 万円、15 ページに行きまして、町道修繕工事 1,500 万円、道路維持管理委託料 851 万 4 千円、町道除雪賃金 2,662 万円、除雪委託料 1 億 1,000 万円、奥川地区除雪車格納庫整備工事 4,310 万円、小山松峯線や尾登北線などの町道改良舗装等工事 1 億 5,770 万円、安座橋などの橋りょう修繕事業 4,890 万円、下水道施設事業特別会計繰出金 1 億 1,205 万 8 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,946 万 6 千円、野球場スコアボード改修に係る、さゆり公園施設改修等工事 6,500 万円、町営西原住宅屋根改修工事 1,810 万円などあります。

次に、9 款消防費 4 億 103 万 7 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 1 億 4,773 万 4 千円、消防団員報酬 1,743 万 6 千円、消防施設等修繕料 459 万 3 千円、野沢塚田及び黒沢地区の防火水槽新設工事 1,900 万円、縄沢地区の消防屯所新築工事 1,600 万円、防災気象情報提供業務委託料 267 万 5 千円、16 ページに行きまして、防災行政無線デジタル化改修工事 1 億 4,360 万円などあります。

次に、10 款教育費 6 億 929 万 9 千円の計上は、西会津高校活性化に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 502 万 3 千円、外国語指導助手招致

事業 455 万 4 千円、小中学校各種大会出場補助金 258 万 7 千円、小中学校交流事業補助金 283 万 6 千円、児童生徒の学力向上等を図るための教育改革サポート事業 676 万 3 千円、学校給食費 4,017 万 9 千円、スクールバス運行費 4,375 万 7 千円、小学校管理費 1,528 万 8 千円、小学校教育支援事業 727 万 1 千円、小学校プール建設工事 2 億 3,422 万 1 千円、中学校管理費 2,360 万 8 千円、中学校教育支援事業 1,011 万 7 千円、生涯学習指導業務委託料 572 万 2 千円、地域学校協働活動事業 667 万 7 千円、公民館管理費 765 万円、17 ページに行きまして図書館費 829 万 1 千円、町体育協会補助金 451 万円などであります。

11 款災害復旧費 2,523 万 7 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款公債費 7 億 6,469 万 1 千円の計上は、地方債償還元金 7 億 1,856 万 9 千円、地方債償還利子 4,602 万 2 千円などであります。

以上、歳入歳出の総額を 61 億 700 万円とするものであります。

次に、予算書の 8 ページをご覧ください。

第 2 表、債務負担行為であります。債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、通信機器高度化更新事業でありまして、期間は平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間、限度額は 3,764 万円であります。

次に、第 3 表、地方債であります。平成 30 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 5,170 万円とし、芸術村施設改修事業や町道改良舗装事業、除雪車格納庫整備事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 6 億 510 万円とし、温泉施設改修事業や町道改良舗装事業、小学校プール建設事業などに充当するものであります。

次に、一般単独事業費であります。限度額を 900 万円とし、自然災害防止事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費であります。限度額を 1 億 4,440 万円とし、防災行政無線デジタル化整備事業などに充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 470 万円とし、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 1 億 3,290 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 25 号、平成 30 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 皆さん、おはようございます。西会津町議会基本条例第 7 条の規定に基づく、平成 30 年度重要施策の審議の中の町民バス運行事業についてご説明申し上げます。資料に沿ってご説明をさせていただきます。

はじめに、定時定路線の検討案でございます。本町の町民バスは、平成 23 年度までは幹線 6

路線・枝線9路線の運行により公共交通としての役割をはたしてまいりました。平成24年度からは、デマンドバス、まちなか循環線、野沢坂下線の3つの体系で運行し、現在のデマンド方式による運行も定着してきたところではございますけれども、利用者のさらなる利便性の向上を図るため、運行が可能な路線で利用されている方の多い便等につきまして、電話予約のいらない定時定路線の導入について検討し、デマンドバス方式との併行運用とするものでございます。

現行の対応及び検討しております定時定路線バスの案につきましては、2枚目の検討路線図でご説明をさせていただきます。

現在は、図面の中央にございます、まちなか循環線、会津坂下町への、野沢坂下線、そして町内へのデマンドバスにより町民バスを運行しております。

デマンドバスは町内をAからGまでの7ブロックに分け運行をしております。通常、一番利用者の多い朝の第1便では7台での対応となりまして、第2便以降のほかの便につきましては、その利用者数によりまして、例えばAとBブロックの利用者をあわせた運行などで対応しているところでございます。

さて、現在考えております定時定路線4路線につきましては、路線名につきましては仮称でございまして、①極入から野沢駅までを結ぶ、極入新郷線、②出戸から群岡地区を經由し野沢駅までを結ぶ、高陽根線、③高目から新郷地区を縦断し野沢駅までの、高目線、④黒沢今泉から野沢駅までを結ぶ、黒沢線を想定しております。なお、極入新郷線と高陽根線は新町での乗り継ぎ、接続を考えてございます。

また、幹線外となります、図の色塗りでない白い自治区、また色塗りであっても定時定路線バス運行便以外につきましては、現行と同じデマンドバスでの対応を予定し、定時定路線バスとデマンドバスの併行運用を予定しております。

1枚目に戻っていただきまして、事業者、会津バスの意見等でございますけれども、まず、①としては、定時定路線バスの4方面への運行は可能である。②番目としまして、高陽根線から新町で極入新郷線への乗り継ぎは可能である。③につきましては、その必要台数についてもご意見を伺ってございまして、現行、野沢坂下線から、予備車含めまして11台を使用してございますけれども、新たに定時定路線バス4路線を運行することにより、新規で2台が必要であるというご意見をいただいております。

3の予算措置でございますけれども、町民バス運行事業費全体では、1億510万6千円でございますけれども、このなかに新規車両購入費ということで、1,794万6千円が入っております。

定時定路線の導入に伴います人件費などの委託料等につきましては、補正予算にて追加で対応させていただきたいと考えてございます。

4番の今後のスケジュール、予定でございますけれども、まず運行案を作成しまして、自治区長さんなど、関係者へのアンケートを実施し、ご意見をいただきたいという予定でございます。その後におきまして、運行路線及び運行時間の変更が必要になりますことから、この30年5月に、西会津町地域公共交通会議を開催したいと、これにつきましては、町、バス事業者、あと国、陸運局等ですけども、あと県、警察などで組織をしてございます。それで、6月におきましては、東北運輸局へ自家用有償旅客運送の変更登録申請をしたいというふうに考えてございます。

以上で町民バス運行事業についてのご説明とさせていただきます。

財源の部分について追加説明をさせていただきたいと思えます。

一般質問等でもございましたように、まず、その財源につきましては、運行事業費、全体の運行事業費から利用料といいますか、収入ですね、バス利用料の収入を引きまして、その6分の1が県からの補助金ということになってございます。その残りの部分、残りの部分の8割は特別地方交付税での算入ということになりまして、残りが一般財源ということでございます。

想定しております当初予算での部分でございますけれども、バス購入費を除いた8,700万円ほどに対してまして、運行収入ということで600万円。県の補助金が1,350万円ほどになります。そして、その残りの部分についての8割が特別交付税措置ということで、5,400万円ほどが特別交付税措置される予定でございます。残りにつきましては一般財源ということで、1,350万円ほどということの財源の内訳となっておりますので、よろしく願いいたします。

度々申し訳ございません。バス購入につきましては、過疎債を充当しておりますので、7割が交付税算入されるということで、3割が一般財源措置ということでございます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 西会津町議会基本条例第7条の規定に基づきます重要施策の審議等のうち、西会津国際芸術村事業全般並びに、地域おこし協力隊配置事業についてご説明申し上げます。

はじめに、西会津国際芸術村事業全般についてご説明いたします。お手許にお配りいたしました別紙資料をご覧ください。1枚の両面になっております。

まず、1番目の指定管理制度の導入についてであります。西会津国際芸術村は、平成16年にオープンし、現在、町内外から年間約4,000人が利用しているところであります。本施設は、急激な来場者の増加により建築基準法上の用途の変更が必要とされ、かつ、これに伴い消防法等の施設上の遵守事項に対応するため改修工事が終了することから、芸術と文化の振興、地域の情報発信を通して、交流人口の拡大と地域の活性化に資するための公の施設として、昨年12月議会定例会におきまして、平成30年度より3カ年間の指定管理者として、一般社団法人BOOTとすご議決をいただき、指定したところであります。

その業務の内容についてであります。記載の①から⑧の8つの業務となります。施設の管理運営のほか、地域の活性化に資する業務で、芸術文化活動や交流の促進、定住移住の促進、各施設の利用の承認、利用料に関する業務、芸術村への滞在の承認などが主なものであります。

次に、(2)の管理施設であります。西会津国際芸術村、木造2階建、936平方メートルでございます。このなかには、会議施設、飲食提供施設、体験施設、展示施設、その他附帯施設といたしまして、旧教員宿舎をアーティストの滞在施設としておりまして、通称NIAVレジデンスと申しております。それで、そのほか、上野尻に開設いたしました、お試し移住住宅Otameを付帯施設として管理をすることとしております。

(3)の指定管理委託料につきましては、2款1項10目ふるさと振興費のなかで、13委託料として1,604万2千円を計上しております。なお、こちらは全て一般財源でございます。

(4)の主なる変更点といたしましては、まず、業務内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、指定前後の変更はございません。管理方法といたしましては、現在、町直営で行っ

ておりますが、現在、定住・移住総合支援センター業務も一部委託しているということではございますが、指定後につきましては、指定管理者が全て行う形になっております。

続きまして、派遣先指定管理者といたしましては、指定前といたしまして、公社より職員を派遣していたと。今後は一般社団法人 BOOT のほうで全て行うことになっております。

管理人員につきましては、正職員 1 名、指定前は 1 名、臨時職員 2 名となっておりますが、指定後につきましては、正職員 2 名、委託職員 1 名ということになりますが、今後の業務の業務状況によりまして増員となることもございます。

管理施設につきましては、先ほど申し上げましたが、指定前につきましては、芸術村並びにレジデンス。指定後につきましては、お試し移住住宅 Otame が追加になるということでございます。

次に、2 の食事提供施設の整備についてであります。本事業では、地域の食文化等を学習・教育・発信し、食に関する事業を展開できる施設に新たに整備し、失われつつあります郷土の暮らしの知恵を次世代に継承しながら、移住者が地域資源によって新たな地域文化体験型観光のビジネスモデルを創出してくためにインキュベーション施設としての役割を強化していきたいと考えております。

これによりまして、多様なクリエイターが集まる場と機会を提供いたしまして、アート・デザインの力と失われつつある地域の伝統文化などを融合しながら新たな価値を創造・発信することで、多数のクリエイターが集まる魅力的な場づくりを山間過疎地にて実践していきたいと考えております。

その具体的な事業の内容といたしましては、まず 1 つ目といたしまして、食と地域文化を考える場の整備でございます。現在、西会津国際芸術村の旧家庭科室では、大変不備な点が多いため機能強化を図りまして、飲食提供及び食のワークショップ等が開催可能な施設として整備したいと考えております。

整備後につきましては、②番目といたしまして、食と地域文化を考える場として、次の企画を実施して行きたいと考えております。

まず 1 つ目といたしましては、地域の住民が地域の食文化を見直しながら新たな発想を生み出すためのワークショップや料理教室等の企画・立案。

2 つ目といたしまして、料理人や食のアーティスト、フードコーディネーターなどを招聘した新たな食を生み出しながら、食の提供も行えるイベント型のレストラン・カフェ等の企画・立案。

3 つ目といたしまして、地域文化体験型観光に寄与する食の提供や食文化レクチャー等の企画・立案を予定しているということでございます。

また、③といたしまして、食と地域文化を考える移住人材の雇用が生まれる環境づくりもしていきたいと考えているところでございます。

ガストロノミー、いわゆる、美食術。美食学。文化と料理の関係を考察する。という考え方でございますが、その視点から上記施設の企画・運営および新たな食を生み出せる移住人材を募集いたしまして、OJTによりまして新たな地域文化体験型観光ビジネスとして成立させていきたいと考えているところでございます。

その食事提供施設の事業費でございますが、総事業費といたしまして、関連事業費でございま

すが、1,178万6千円を計上しているところでございます。財源といたしましては、辺地対策事業債並びに一般財源としているところでございます。

予算の項目については、記載のとおりでございます。

次に、3の第13回西会津国際芸術村の公募展2018の開催についてであります。平成30年度におきましては、改修工事を終えたことから、本施設を芸術村に戻しまして、これまでどおり開催する予定であります。

主催につきましては、西会津国際芸術村公募展実行委員会。代表については、NPO西会津国際芸術村理事長、安藤壽美子さんでございます。運営経費につきましては、NPOが町から受託する、西会津国際芸術村事業業務委託のなかから、145万円の一部を充当し開催していくこととしております。

次に、4の道路案内標識、いわゆる道路標識の整備について申し上げます。かねてより西会津国際芸術村のアクセスにつきましては、分かりづらいという指摘がございましたことから、国道、県道敷き及び分かりづらい箇所等に西会津国際芸術村までの道路標識について年次的に設置していきたいと考えております。

平成30年度におきましては、事業費といたしまして、51万9千円を計上いたしまして、国道49号線の町道上小島芝草線の交差点、いわゆる橋屋に行く、さゆり公園に行く芝草の交差点のところに1基を設置していきたいと考えているところでございます。

続きまして、地域おこし協力隊配置事業について、ご説明申し上げます。こちらの資料と両面部分と募集チラシをご参考にしていただきたいと思います。

まず、1の事業概要であります。本事業は、人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、その人材のもつ町外からの視点や情報発信力を活かして地域活性化を目指す取り組みであります。平成22年度に総務省が設置し、本町においては平成25年度より導入しております。

現在本町では、5つの分野に6名の協力隊員を配置しており、それぞれの分野において地域の活性化に活躍しております。

平成30年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、これまでの活動分野に加え、森林活用、スポーツ、情報発信の3分野を加えまして、合計8分野、11名を配置したいと考えております。

次に、2の活動状況であります。ご覧のとおり、これまで9名の隊員を配置しております。それぞれの卒業された方については、1名が定住、2名の方は都合によりまして戻っていらっしゃるということでございます。

活動分野については、いま現在、移住・定住、歴史文化、芸術だったり、観光1名、集落支援1名ということで、6名の隊員が活動をしているところでございます。

次に、3の平成30年度の採用隊員募集状況についてであります。まず、募集期間であります。第1次といたしまして、昨年11月22日から本年2月2日まで募集を行っております。第2次につきましては、30年2月19日から、いま募集をしているところでございます。

次に、(2)の募集分野でございます。先ほどのチラシもご参考にしていただきたいと思います。

が、先ほども申し上げましたが、スポーツ分野、集落支援分野、情報発信・webマーケティング分野、森林活用分野、観光・ローカルツーリズム分野、移住&イノベーション分野ということで、6名の隊員を募集しているところでございます。

次に（3）の募集活動であります。町主催が1回、県主催が4回、国主催が1回、一般社団法人主催1回の合計7回にわたりまして隊員を確保する活動を行なってまいりました。参加者の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第1次の採用状況ということで申し上げたいとおもいます。

まず、こちらのほう、2月中旬に第1次の締め切りをいたしまして、2月中旬に面接をしているところでございます。応募者数につきましては、スポーツ分野で1名、情報発信・webマーケティング部分で1名、移住&イノベーションの部分で1名ということで、3名の応募者がございました。それで面接を行いまして、採用した人につきましては、スポーツ分野で1名、移住&イノベーションの分野で1名ということで、2名を候補者として確保したところでございます。なお、未採用分野につきましては、継続して、現在2次募集ということで、募集をかけているということでございます。

次に、4の事業費であります。地域おこし協力隊に関する事業費は、4課合計4,641万9千円となっております。内訳につきましては、記載のとおりでございます。この財源につきましては、国では全て特別交付税措置されるということでいただいているということでございます。

以上、西会津国際芸術村事業全般、並びに地域おこし協力隊配置事業についての説明を終わります。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 平成30年度新規事業であります。鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業につきましてご説明申し上げます。お配りしている説明資料をご覧くださいと思います。

はじめに、1の事業の目的であります。近年、町内においては有害鳥獣による農作物被害が拡大傾向にあり、その被害防止対策は急務となっております。現在の個人対応を中心とした被害防止対策では、一定の効果は認められるものの、電気柵などが設置されていない農地に被害が集中するなど、根本的な解決にはつながらないことから、専門的な知識や経験を有した職員の、特に地域に密着した継続的な支援が必要となっております。

このため、県の標記事業を活用しまして、専門的な知識を有する人材・専門員を育成したうえで、非農家も含めた集落ぐるみの取り組みを継続的に支援する体制を整え、有害鳥獣対策に町民と町が協働で取り組む地域を目指すものであります。

次に、2の事業の内容についてであります。1点目といたしましては、専門知識を有し、町全体の鳥獣被害対策のリーダーとなりうる専門員1名を育成いたします。2点目といたしましては、地域をあげて積極的に被害対策に取り組み、自立して継続した活動ができる集落づくりを支援するため、集落環境点検や各種被害防止対策研修会を実施するものであります。3点目といたしましては、今回育成する専門員が、町鳥獣被害対策実施隊員である猟友会員と連携して、箱ワナの設置や銃による捕獲活動など、被害防止対策に取り組む体制を構築することです。4点目といたしましては、自治区長さんなど集落リーダーと専門員が連携し、地域にあった被害防

止体制を構築し、被害防止対策の強化を図ることです。

次に、3の町総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画・実施計画の平成30年度から32年度に位置付けております。

次に、4の予算措置であります。平成30年度当初予算へは、歳入14款県支出金、2項4目に林業費補助金として300万円の上限額を見込んでおります。なお、このモデル事業の補助率は初年度が10分の10、2年目が4分の3、3年目が2分の1の見込みであり、補助率の減少分につきましては、別途、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の委託事業を実施することで、財源とする予定であります。

歳出は6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費に、消耗品費など24万1千円と有害鳥獣対策専門員委託料としまして276万円、合計300万1千円を計上いたしております。

以上で、鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業についての説明を終わります。

○議長 議案第26号及び議案第27号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第26号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図るうえで、重要な課題であると認識しているところであります。

しかし、企業誘致を取り巻く環境は、生産年齢人口が減少するなか、大変厳しい状況となっております。若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、平成30年度におきましても、企業訪問を実施し景況やニーズ等について意見交換をするほか、県などの関係機関と連携を図りながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをご覧ください。

平成30年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の135ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

1款財産収入、1項1目不動産売払収入8,867万4千円の計上ですが、これは未分譲地の売払い収入であります。

2款繰越金、1項1目繰越金1千円から、3款諸収入、1項1目町預金利子1千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

136ページをご覧ください。歳出であります。

1款予備費、1項1目予備費であります。8,867万6千円を計上したところであります。

以上、議案第26号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説

明申し上げます。

住宅団地の分譲につきましては、平成 29 年度に 2 区画を分譲したことから、全 69 区画のうち 59 区画が分譲済みとなり、未分譲区画は 10 区画となっております。

平成 30 年度におきましては、住宅団地購入費補助金の P R、定住移住に向けたホームページへの掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいります。

それでは、予算書の 12 ページをご覧ください。

平成 30 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 667 万 1 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の 139 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料 1 万 8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 6 千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 664 万 5 千円は、1 区画分の分譲の収入を見込んだものでございます。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、140 ページの 4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は、前年度の繰越金及び預金利子の存目計上でございます。

141 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 667 万 1 千円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や樹木伐採委託料など、住宅団地内の維持管理に要する額を計上したものであります。

以上、議案第 27 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 28 号から議案第 30 号までの説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 28 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

予算説明の前に、町の下水道事業全般についてご説明を申し上げます。

本町は、町全域下水道化を目標に、3 つの事業を組み合わせ推進をしております。野沢地区、大久保地区は公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など 6 地区は農業集落排水事業により、それ以外は個別排水処理事業で推進しております。これらによりまして、全人口のうち汚水処理施設が使用できます汚水処理人口普及率は、平成 28 年度末時点で 80.3 パーセントであり、前年度より 1.2 ポイント向上しております。

それでは、下水道施設事業の概要を説明申し上げます。

本事業は、平成 28 年度に全ての建設が完了し、適正な維持管理と修繕を進める、ストックマネージメント計画を策定し、計画的に設備の改修を進めております。公共下水道の接続状況は、平成 29 年度、新たに 16 件の加入申し込みがあり、昨年 12 月末現在の下水道使用件数は 602 件となりました。平成 30 年度も引き続き加入促進を呼びかけてまいります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。予算書の 15 ページをご覧くださいと思います。

平成 30 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,402 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。144 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 3,156 万円の計上です。前年度より微増で計上しております。1 項 2 目下水道施設使用料は 2 千円の計上です。これは施設内の電柱用地への貸付金でございます。2 項 1 目下水道登録手数料は 17 万 2 千円の計上です。設計審査手数料及び指定業者標示板交付の手数料です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目下水道事業費国庫補助金は 650 万円の計上です。ストックマネージメントに係る国からの補助金です。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金は 13 万円の計上です。同じく県からの補助金であります。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は 3 千円の計上です。排水設備工事費貸付基金の利子であります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 1 億 1,205 万 8 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源を、一般会計から繰り入れをしております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上。2 項 1 目弁償金は 1 千円、2 目雑入は 2 千円の計上です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債は、1,310 万円の計上です。ストックマネージメントと地方公営企業法適用事業によるものでございます。

147 ページをご覧くださいと思います。こちらは歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 4,598 万 7 千円の計上です。処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費であります。職員 1 名の人件費のほか、11 節需用費では、電気料金など

の施設の光熱水費で 854 万 4 千円、野沢浄化センターの設備修繕料で 186 万 9 千円、12 節役務費では汚泥処理手数料 373 万 3 千円、13 節委託料では浄化センター管理委託料 1,134 万円、地方公営企業法適用移行支援業務委託料 630 万 8 千円などが主なものでございます。

149 ページをご覧いただきたいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費は 2,393 万円の計上です。職員の人件費のほか、ストックマネジメントの電気設備等の実施設計委託料 1,000 万円、管渠等の点検調査に係る委託料 400 万円などが主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 7,361 万 8 千円。1 項 2 目利子は 2,039 万 4 千円の計上です。それぞれ下水道事業債の償還にかかるものでございます。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

それでは、予算書の 18 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表債務負担行為。これは、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間で、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づきまして、融資を受けた団体が対象となっております。

第 3 表地方債。起債の目的は、下水道事業費で、限度額は 1,310 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 29 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計は、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の 6 地区の施設を管理運営する会計であります。加入者の状況は、29 年 12 月末時点で 706 件となり、昨年度より 1 件減少となりました。

それでは予算書をご説明申し上げます。予算書の 19 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3,674 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。161 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 3,187 万 9 千円の計上です。1 項 2 目下水道施設使用料は 1 千円の計上です。2 項 1 目下水道登録手数料は 6 千円の計上です。これは新規加入者の設計審査の手数料であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目農業集落排水処理事業費国庫補助金は 1,000 万円の計上です。施

設の最適整備構想の国からの交付金であります。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 8,225 万 2 千円の計上です。歳入歳出を調整したのちの不足財源につきましては、一般会計から繰り入れをしております。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

5 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は 1 千円の計上。2 項 1 目弁償金は 1 千円の計上。

6 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 1,210 万円の計上です。地方公営企業法適用事業によるものでございます。

それでは、164 ページをご覧くださいと思います。こちらは歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 4,426 万 1 千円の計上です。維持管理にかかる経費として、職員の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 835 万 2 千円、12 節役務費では汚泥処理手数料 470 万 5 千円、13 節委託料では、処理施設管理委託料 743 万 1 千円、地方公営企業法適用移行の支援業務委託料 949 万 4 千円が主なものでございます。

2 款施設整備費、1 項 1 目農業集落排水処理事業費は 1,240 万円の計上です。施設設備の長寿命化に向けました最適整備構想の策定業務委託料 1,100 万円、森野処理場の公共下水への統合に向けた財産処分報告書の作成業務委託料 140 万円でございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 6,122 万 8 千円。1 項 2 目利子は 1,875 万 1 千円の計上です。

4 款予備費 1 項 1 目予備費は 10 万円の計上であります。

それでは、予算書の 22 ページにお戻りいただきしたいと思います。

第 2 表債務負担行為。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で。期間は平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について、弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第 3 表地方債。起債の目的は下水道事業費で、限度額は 1,210 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終了いたします。

続きまして、議案第 30 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

個別排水処理事業は、公共下水道区域及び、先ほどの農業集落排水処理区域以外の地区で、設置の希望に基づき、これまで整備を進めております。これまでに 327 基の整備を行いまして、平成 30 年度は、11 基の整備を予定しております。これによりまして平成 30 年度末には、338 基となる予定であります。

それでは予算書をご説明申し上げます。予算書の 23 ページをご覧くださいと思います。

平成 30 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,895 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明を申し上げます。177 ページをご覧いただきたいと思ひます。

まず歳入であります。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料は 1,339 万 2 千円の計上です。設置基数の増加により、前年度より微増となります。2 項 1 目下水道登録手数料は 1 万 6 千円の計上です。新規設置の設計審査手数料であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費国庫補助金は 418 万 9 千円の計上です。浄化槽 11 基の整備にかかる国からの交付金で、対象事業費の 3 分の 1 が国から交付されます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助は 91 万円の計上です。浄化槽の設置整備により県から補助されます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 2,781 万 8 千円の計上です。歳入歳出を調整し不足する財源を一般会計から繰り入れをしております。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 50 万円の計上です。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は、1 千円の計上。2 項 1 目弁償金は 1 千円の計上、2 項 2 目消費税還付金は 52 万 8 千円の計上です。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 1,160 万円の計上です。工事にかかります個別排水処理事業で 620 万円、地方公営企業法適用事業で 540 万円となっております。

180 ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 3,592 万 6 千円の計上です。維持管理にかかります経費として、職員の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 235 万 2 千円、12 節役務費では、浄化槽保守点検清掃手数料 601 万 3 千円、汚泥処理手数料 1,015 万 1 千円などが主なものでございます。

次に、2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費は 1,646 万 9 千円の計上であります。11 基の整備に係る工事請負費 1,599 万 4 千円が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金は 414 万円、1 項 2 目利子は 232 万円の計上です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上です。

それでは、予算書の 26 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

第 2 表債務負担行為。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第 3 表地方債。起債の目的は下水道事業費です。限度額は 1,160 万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、個別排水処理事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 31 号から議案第 33 号までの説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 31 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説

明申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者を対象にした医療制度で、福島県後期高齢者医療広域連合が、保険者となっており、市町村は、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務を行っております。

後期高齢者医療の保険料は、広域連合が2年に1度改定することとしており、平成30年度は改定の年となっており、均等割が100円減の4万1,600円、所得割は、0.25パーセント減の7.94パーセントとなりました。また、現在特例として行われておりますいくつかの保険料軽減措置が、本則に戻ることであります。

歳入歳出予算の総額は1億337万8千円としたところであり、平成29年度と比較して464万2千円、率にして4.7パーセントの減となりました。なお75歳以上の被保険者数は47人減の1,846人となっております。

それでは、予算書の27ページをご覧ください。

平成30年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億337万8千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。事項別明細書の193ページをご覧ください。まず歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料5,041万9千円は、先ほど申し上げました均等割4万1,600円、所得割7.94パーセントで計算したものの内、年金からの徴収分であります。2目普通徴収保険料756万9千円は、納入通知書や口座振替により納入される方の保険料収入であります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金215万7千円は、事務費等に対する一般会計からの繰入金であります。2目保険基盤安定繰入金3,739万3千円は、保険料の軽減措置分にかかる繰入金であります。

194ページをご覧ください。

4款諸収入、3項1目健康診査受託事業収入533万6千円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。4項1目雑入30万円は、保険料過年度返納金分の収入であります。

次に、195ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費191万2千円は、後期高齢者医療システムのリース代などの事務費であります。45万5千円の増額は、保険料の軽減特別見直しに係る改修業務委託料の増などであります。2項1目徴収費46万9千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

196ページをご覧ください。

2款保健事業費、1項1目保健事業費531万5千円は、健康診査にかかる委託料であります。

3款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金9,538万1千円は、徴収しました保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金30万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で、議案第 31 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 32 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針等を申し上げたいと思います。

我が国の医療保険制度は、高齢化の急速な進行や医療技術の高度化等により医療費が増加しております。そんななか、国民健康保険は国民皆保険を支える制度として、他の保険制度に加入しない低所得者等を多く抱えるという構造的な問題に加え、保険税の収納率の低迷等から事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっていました。

そのため、平成 30 年度からは安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図るために、財政の責任主体を市町村から都道府県に移行することとなり、県は国からの交付金等と各市町村から集める国民健康保険事業納付金を財源に、各市町村の保険給付費に必要な費用をすべて賄うこととなります。

今回、県から示された納付金額は、平成 25 年、26 年の医療費が低かったことから、低額に抑えられ、それを基に計算した国民健康保険税徴収額につきましても、平成 29 年度の 1 人当たり税額と同程度となる見込みであります。第 7 期国保財政 3 カ年計画では、平成 29 年度の国保税率を基準に、それより上昇しない場合は、国民健康保険運営基金からの繰り入れはしないこととしたことから、平成 30 年度は基金からの繰り入れは、しないこととしております。

本町における医療費の動向であります。平成 27 年度以降は高額医療件数が増えるなど 1 人当たり医療費は増加傾向であります。そのため平成 30 年度の給付費は、被保険者数が減少しておりますが、平成 29 年度と同額で見込んでおります。なお、その給付に係る必要額は、すべて県から保険給付費等交付金で賄うこととなります。

また、保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策の強化のほか、健康づくりの取り組みとして、食と健康運動と健診に重点を置いた健康づくりを進め、特に、常日頃から健康を意識していただくため、健康ポイント事業を進めてまいります。

診療施設勘定では、診療所は本町唯一の医療機関であることから、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、常勤医師の体制整備を早期に図ります。また、人口減少により診療収入が減少していることから、一般会計より繰り入れをすることによって経営の安定を図ります。

なお、現在会津医療センターより月 2 回内視鏡検査のため派遣していただいております医師につきましては平成 30 年度も引き続き派遣していただくこととなっております。

また、訪問看護事業所のサービスの充実や、医療機器の更新を行うことで、地域医療サービスの向上を図ることとしております。

以上のようなことを基本に、平成 30 年度の予算編成を行ったところであります。

それでは、予算書の 30 ページをご覧ください。

平成 30 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 9,054 万 6

千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,900万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書200ページをご覧ください。

まず、事業勘定であります。事業勘定につきましては、先ほど申しましたように、財政運営の主体が福島県となることから款項の区分が大変大きく変わっております。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1億5,128万5千円、2目退職被保険者等国民健康保険税315万9千円は、平成30年度からは県から示された国民健康保険事業費納付金をもとに算出しております。昨年度の当初予算より全体で4,102万4千円減少しておりますが、平成29年6月の本算定の際の税額とはほとんど同額となっておりますので、平成30年度の税額については本年と同じくらいになると見込んでおります。

201ページをご覧ください。

3款国庫支出金は、ほとんどが県の会計に直接入金になることから、町の会計では1項1目の東日本大震災に係る災害臨時特例補助金の4万円だけの計上になります。

202ページをご覧ください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金5億3,867万9千円は、普通調整交付金で保険給付に必要となる5億1,257万4千円を、特別交付金として2,610万5千円を交付してもらいます。

203ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金9,458万3千円は、人件費等のほか、子育て医療費サポート事業の医療費及び保険基盤安定繰入金などの繰り入れであります。

204ページをご覧ください。

2項1目国民健康保険運営基金繰入金277万5千円は、今回、県より示された納付金には、平成28年度の前期高齢者交付金の精算による減額分277万5千円が加わっていることから、その精算分につきましては、保険税には加えず、基金から納入するために繰り入れするものであります。

206ページをご覧ください。

下の3段であります。療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金。それから207ページにいきまして、共同事業交付金、これらにつきましては、県が財政主体となることから、町の会計では必要なくなるものであります。

次に、208 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,282 万 9 千円は、職員の人件費及び事務費等であり、1,077 万 8 千円の減額ですが、平成 29 年度は 30 年度に向けたシステム改修費があったためでございます。

209 ページをご覧ください。

2 項 1 目賦課徴収費 412 万 2 千円は、国税の徴収に係る経費であります。

211 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 4 億 2,120 万円は、平成 29 年の医療費の動向を勘案し、月額 3,510 万円で見込んで所要額を計上したものであります。2 目退職被保険者等療養給付費 2,820 万円は、退職被保険者数の減少と 1 人当たり医療費の減少により 1,980 万円の減額となっております。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 6,000 万円、2 目退職被保険者等高額療養費 420 万円は、平成 29 年の医療費動向を勘案し、それぞれ減額したところであります。

213 ページをご覧ください。

4 項 1 目出産育児一時金 336 万 2 千円は、出産 8 件分を計上しております。5 項 1 目葬祭費 125 万円は、25 件分であります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費分 1 億 3,117 万 6 千円、2 目退職被保険者医療給付費分 221 万 1 千円、214 ページにいきまして、2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 5,011 万 1 千円、2 目退職被保険者後期高齢者支援金等分 94 万 1 千円、3 項 1 目介護納付金分 2,109 万 2 千円、これらが新たに財政主体となる県に納付する金額であります。

4 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 834 万 8 千円は、町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる経費となっております。

215 ページをご覧ください。

2 項 1 目保健衛生普及費 209 万 1 千円は、検診の受診率向上や要精検の方の受診勧奨のための事業費であります。2 目疾病予防費 275 万 2 千円は、医療費抑制、適正化のための事業費であります。

217 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、2 項 1 目診療施設勘定繰出金 863 万 6 千円は、奥川・新郷、出張診療に係る運営費や医療機器整備に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2 目一般会計繰出金 204 万円は、旧群岡中学校で行っております、にこにこ相談所に対する国保加入者の負担であります。

218 ページから 220 ページまでの項目につきましては、県が財政主体となることから、町の会計では必要なくなるものであります。

次に、229 ページをご覧ください。歳入でございます。

診療施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 2,256 万 4 千円。2 目社会保険診療報酬収入 1,427 万 5 千円。4 目後期高齢者医療診療収入 8,346 万 3 千円。5 目一部負担金収入 2,304 万

9千円。6目その他の診療報酬収入345万4千円は、それぞれ平成29年度の収入見込額をもとに積算したものであります。2項1目諸検査等収入3,159万1千円は、各種検診等の収入であります。

230ページをご覧ください。

2款訪問看護事業所収入、1項1目介護報酬収入1,225万4千円、2目介護予防報酬収入166万円、2項医療保険報酬収入17万3千円、3項一部負担金収入160万7千円は、訪問看護事業所の収入で、平成29年度と同額と見込んでおります。

231ページをご覧ください。

3款使用料及び手数料、1項1目文書料191万円は、診断書料等の収入であります。2項1目診療施設手数料129万4千円は、医師住宅等の使用料収入であります。

232ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,892万6千円は過疎対策事業債の元利償還金に加え、診療所の経営安定のために当初から一般会計より500万円を繰り入れするよう計上しております。2項1目事業勘定繰入金863万6千円は、新郷及び奥川診療出張所の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

7款繰越金、1項1目繰越金1,000万円ではありますが、平成29年度からの繰越金を見込み計上したものであります。

233ページをご覧ください。

8款諸収入、1項1目424万8千円は、特別養護老人ホーム、さゆりの園診療業務受託収入であります。2目グループホーム医療連携業務受託収入324万円は、グループホームのぞみ及び、西会津しょうぶ園からの受託収入であります。2項1目雑入114万2千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

9款町債、1項1目過疎対策事業債6,550万円ではありますが、医療用機器整備と医師確保対策事業として過疎債を充当するものであります。

次に、235ページをご覧ください。歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費2億2,232万2千円ではありますが、その内人件費が、1億5,961万8千円を占めております。医師3名分のほか看護師、臨床検査技師、レントゲン技師、事務職員等の人件費と会津医療センター等からの派遣医師分の賃金も計上しているところでございます。

次に、238ページをご覧ください。

2項1目研究研修費78万6千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などあります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費4,818万7千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、備品購入費などあります。平成30年度は、X線CT診断装置、全自動グルコース測定装置、心臓用超音波プローブの整備を予定しております。

239ページをご覧ください。

2目医療用消耗機材費1,379万7千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等

各種検査等の委託料であります。3目医療費衛生材料費1,320万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

240ページをご覧ください。

4款公債費、1項1目元金2,907万8千円、2目利子143万8千円は、地方債の償還金であります。

次に、予算書に戻っていただきまして、38ページをご覧くださいと思います。

第2表地方債。医師確保対策分並びに医療用機械整備分に係るものでありまして、起債の目的は、過疎対策事業費、限度額は6,550万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る2月22日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に、議案第33号、平成30年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、介護保険事業の概要について申し上げます。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度であることから、事業計画での推計や平成29年度の実績に基づいた予算編成となっております。65歳以上の第1号被保険者数は、2,931人と、前年度と比較し、21人減少しております。介護予防認定者は、570人と要支援認定者が9人増えたことから昨年度より2人増加しております。また、介護サービスを利用されている方は、502名ということで10人の減少となっております。そのため、保険給付費は減少しておりますが、介護予防のための地域支援事業費は増加しております。

この保険給付費等をもとに、歳入では、国・県・町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれ負担割合、ルールに応じて計上しました。

地域支援事業につきましては、要支援1、2の対象者への通所介護と訪問介護のサービスが、全て介護予防給付から地域支援事業に移行することと、地域包括支援センターの看護師分の人件費を計上したことから、増額となっております。

それでは、予算書の39ページをご覧ください。

平成30年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,455万5千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の250ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 8,468 万円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であります。平成 30 年度からは、昨日、議案第 10 号でご議決いただきました第 7 期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定いたします。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目民生手数料 89 万 8 千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 7,645 万 1 千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2 項 1 目調整交付金 1 億 1,019 万 3 千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分 577 万 9 千円及び、251 ページの、3 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 1,300 万 5 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 7,039 万円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者にかかるもので、社会保険診療報酬支払基金をとおして交付されるものであります。2 目地域支援事業支援交付金 780 万 2 千円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 4,901 万 8 千円は、介護給付費にかかる県の負担金であります。

252 ページをご覧ください。

2 項 1 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分 360 万 9 千円、2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 649 万 9 千円は、介護予防事業や地域包括支援センター等に係る県の補助金であります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 1 億 2,518 万円は、介護給付費に係る町の負担分であります。2 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業分 364 万 1 千円及び 253 ページの 3 目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 652 万円は、介護予防や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。4 目低所得者保険料軽減繰入金 178 万 5 千円は、介護保険料の第 1 段階にいる方の保険料を軽減するために、国・県・町で繰り入れするものであります。5 目その他一般会計繰入金 5,823 万 8 千円は、職員の給料及び事務費等にかかる一般会計からの繰り入れであります。

次に、255 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,819 万 3 千円は、職員の人件費と事務費等であります。

256 ページをご覧ください。

3 項 1 目介護認定審査会費 296 万 7 千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。2 目認定調査等費 599 万 3 千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経費であります。

257 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 3 億 3,381 万円、2 目地域密着型介護サービス給付費 1 億 3,623 万 9 千円、3 目施設介護サービス給付費 3 億 9,960 万円、4 目居宅介護福

社用具購入費 90 万円、5 目居宅介護住宅改修費 90 万円、6 目居宅介護サービス計画給付費 4,320 万円、これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定者にかかる介護サービス給付費であり、平成 30 年度は、平成 29 年度の実績を基に計上しております。

2 項 1 目介護予防サービス給付費 1,332 万円、2 目地域密着型介護予防サービス給付費 180 万円、3 目介護予防福祉用具購入費 90 万円、4 目介護予防住宅改修費 90 万円、259 ページにいきまして、5 目介護予防サービス計画給付費 240 万円、これらは、要支援 1・2 の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。

3 項 1 目調査支払手数料 84 万円は、介護給付等請求の審査手数料であります。4 項 1 目高額介護サービス費 1,849 万 5 千円は、1 割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得に応じて軽減するものであります。

260 ページをご覧ください。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 129 万 5 千円は、自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 4,680 万円は、低所得者の施設サービス利用にかかる、食事・居住費等に対する軽減分であります。

261 ページをご覧ください。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 2,201 万 7 千円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

262 ページをご覧ください。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費 272 万 4 千円は、要支援の方等が、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。2 項 1 目一般介護予防事業費 696 万 1 千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業にかかる事業費であります。

263 ページをご覧ください。

3 項 1 目総合相談事業費 1,207 万 5 千円、2 目権利擁護事業費 263 万 2 千円、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 300 万円は、地域包括支援センターの職員の給与等と委託業務等であります。

264 ページをご覧ください。

4 目任意事業費 1,797 万 7 千円は、地域ふれあいセンター運営事業費 1,042 万 8 千円、グループホーム入所者で低所得者に対する家賃助成事業費 468 万円などであります。

5 目生活支援体制整備事業費 531 万 9 千円は、高齢になっても介護が必要になっても住みなれた地域で暮らすことができるように支援する、生活支援コーディネーターの委託料などであります。

265 ページをご覧ください。

6 目認知症総合支援事業費 678 万 2 千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などあります。7 目地域ケア会議推進事業 127 万 2 千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などあります。8 目在宅医療・介護連携推進事業費

145万7千円は、診療所などで在宅医療と介護の連携をするコーディネーターの賃金などであり
ます。

267ページをご覧ください。

5款介護予防支援事業費、1項1目介護予防支援事業費264万9千円は、在宅高齢者等福祉サ
ービス費などであります。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金40万円は、第1号被保険者の過年度分
の保険料還付金であります。

以上で、議案第33号、平成30年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせ
ていただきます。

○議長 暫時休議します。(12時06分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第34号及び議案第35号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第34号、平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算をご説明申し
上げます。

本会計は、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設、合計10施設の管理運営を行なっ
ております。平成29年12月現在の給水件数は681件で、昨年度より7件減少しております。この
ことによりまして、財政的には一般会計への依存度が高くなっている傾向がございます。

それでは、予算書をご説明申し上げます。予算書の44ページをご覧いただきたいと思います。

平成30年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,934万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

内容につきつしては、事項別明細書でご説明申し上げます。276ページをご覧いただきたいと
思います。

まず、歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料は2,562万円の計上です。2項1目水道施設等手
数料は1万1千円の計上です。消火演習立会手数料と給水装置工事の設計審査手数料であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は4,121万3千円の計上です。歳入歳出を調整し不足す
る財源を一般会計から繰り入れをしております。

3款繰越金、1項1目繰越金は50万円の計上です。

4款諸収入、1項1目町預金利子は1千円の計上。2項1目給水装置受託工事収入は60万円
の計上です。3項1目弁償金は1千円、2目雑入は70万円の計上で、これは町道小山松峯線の
改良工事に伴います水道管移設の補償費であります。

5款町債、1項1目簡易水道事業債は2,070万円の計上です。地方公営企業法適用事業で1,330
万円、老朽管更新等の施設整備事業で740万円であります。

278 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費は 5,175 万 4 千円の計上です。本会計の管理運営にかかる経費で、職員の人件費のほか、11 節需用費の光熱水費で 350 万円、高陽根簡易水道の減圧弁オーバーホール等など修繕料が 487 万 6 千円、12 節役務費の水質検査手数料で 875 万 7 千円、13 節委託料の地方公営企業法適用移行支援業務委託料で 786 万 3 千円、15 節の工事請負費で 410 万円が主なものとなっております。1 項 2 目簡易水道施設整備費は、750 万 7 千円の計上です。奥川簡易水道の老朽管更新と八重窪簡易水道の水位計更新などによるものです。

2 款公債費、1 項 1 目元金は 2,418 万円、2 目利子は 580 万 5 千円の計上です。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は 10 万円の計上であります。

それでは、予算書の 47 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表地方債。起債の目的は簡易水道事業費で、限度額は 2,070 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で簡易水道等事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 35 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本事業は、安座・塩喰地区を除く野沢地区、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原、上野尻・下野尻・端村の 36 自治区を給水区域といたしまして、3,863 人、区域内人口の約 85 パーセントの給水をまかなっております。平成 29 年 12 月現在の給水件数は 1,697 件で、人口の減少から給水人口、給水量は、年々、減少傾向にございます。

また、施設におきましては、老朽管の更新をはじめ、設備の老朽化も進んでおりまして、維持管理経費は増加傾向にございます。これによりまして、一般会計より繰り入れをしていただきながら、財政の健全化に向けた取り組みを進めているところでございます。本年度の繰入金は、収益的収支予算で 5,186 万円、資本的収支予算で 4,294 万円、合わせまして 9,480 万円となっております。

それでは、予算書を説明いたします。予算書の 48 ページをご覧くださいと思います。

総則。第 1 条、平成 30 年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水件数 1,670 件。年間総給水量 47 万立方メートル。1 日平均給水量 1,288 立方メートル。主要な建設改良事業、施設改良、事業費 7,089 万 8 千円。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款水道事業収益 1 億 6,599 万 5 千円。内訳は、第 1 項営業収益 1 億 427 万円、第 2 項営業外収益 6,172 万 5 千円。

支出。

第 1 款水道事業費 1 億 6,599 万 5 千円。内訳は、第 1 項営業費用 1 億 3,409 万 5 千円、第 2 項営業外費用 3,140 万円、第 3 項予備費 50 万円。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的

収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,591 万 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 362 万円、過年度分損益勘定留保資金 5,229 万 3 千円、建設改良積立金 500 万円、減債積立金 500 万円で補てんするものとする。

49 ページをご覧いただきたいと思います。

収入です。

第 1 款資本的収入 9,799 万 5 千円。内訳は、第 1 項企業債 4,700 万円。第 2 項補助金 5,099 万 5 千円。

支出。

第 1 款資本的支出 1 億 6,390 万 8 千円。内訳は、第 1 項建設改良費 7,089 万 8 千円、第 2 項企業債償還金 9,301 万円。

企業債。第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、上水道事業、限度額は 4,700 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 6 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 1,159 万 3 千円。

他会計からの補助金。第 7 条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は 9,480 万円とする。

たな卸資産の購入限度額。第 8 条、たな卸資産の購入限度額は 20 万円と定める。

詳細につきつては、水道事業会計予算実施計画にてご説明申し上げます。事項別明細書の 289 ページをご覧いただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項 1 目給水収益は、1 億 320 万円の計上です。2 目受託工事収益は 100 万円の計上です。これは給水装置工事の受託金であります。3 目その他の営業収益は 7 万円の計上です。給水装置工事の設計審査手数料が主なものであります。2 項 1 目受取利息及び配当金は 2 万 6 千円の計上です。2 目他会計補助金は、5,186 万円で、一般会計からの補助金です。3 目消費税及び地方消費税還付金は 1 千円、4 目雑収益も 1 千円の計上です。5 目長期前受金戻入は 983 万 7 千円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しております。

290 ページをご覧いただきたいと思います。支出であります。

1 款水道事業費、1 項 1 目原水及び浄水費は、3,715 万 8 千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費であります。委託職員の賃金 644 万 1 千円、浄水施設等の修繕費 817 万 7 千円、電気料などの動力費 1,201 万 9 千円、薬品費 340 万 7 千円、材料費 131 万 8 千円が主なものであります。2 目配水及び給水費は 1,449 万 5 千円の計上です。浄水施設から配水池そして給水をするための経費であります。漏水調査委託料が 113 万 4 千円、水質検査手数料が 146 万 8 千円、配水池や給水管の修繕費 949 万 6 千円などが主なものであります。3 目受託工事費は 100 万円の計上です。4 目総係費 1,532 万 6 千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費のほか、検針委託料 125 万 3 千円、補償費 541 万 5 千円が主なものであります。

5目減価償却費6,270万7千円の計上です。建物で1,177万1千円、構築物で4,184万3千円が主なものであります。6目資産減耗費は、335万9千円の計上です。小島水源取水ポンプや除雪機などの更新に伴います残存価額の減耗分であります。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、2,535万円の計上です。2目消費税及び地方消費税は、600万円、3目雑支出は、5万円の計上です。3項1目予備費は、不測の事態に備え50万円を計上しております。

294ページをご覧いただきたいと思ひます。

資本的収入及び支出の、収入です。

1款資本的収入、1項1目企業債借入金は4,700万円の計上です。老朽管更新事業に係る起債の借入であります。2項1目他会計負担金は5,099万5千円の計上です。一般会計からの繰入金と配水管移設に伴う一般会計からの負担金です。

支出は、1款資本的支出、1項1目固定資産購入費は489万8千円の計上です。量水器の購入費のほか、大久保浄水場の除雪機械の更新であります。2目配水管布設費は4,900万円の計上です。老朽管更新の工事に要する費用であります。2項1目企業債償還金は9,301万円の計上であります。

以上をもちまして、議案第25号、平成30年度西会津町一般会計予算から、議案第35号、平成30年度西会津町水道事業会計予算までの説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日は会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(13時15分)

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月20日(火)

開 議 10時00分
延 会 16時14分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	教育長職務代理者	五十嵐 長 孝
企画情報課長 矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長 五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長 渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第12号）

平成30年3月20日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第25号 | 平成30年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 平成30年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第31号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第32号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第33号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第34号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第35号 | 平成30年度西会津町水道事業会計予算 |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第25号から議案第35号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。特別会計については1議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第52条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものであります。また、一般会計予算の総括質疑は、予算にかかる編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げておきます。

日程第1、議案第25号、平成30年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何点かお伺いいたします。

当初予算見ますと、61億700万円ということでお示しいただきました。そのなかで、道路事業関係の資本整備の関係で、だいたい1億3,000ほど収入が減ってはきているということでもあります。また、支出のほうでは、昨年度から比べますと、2億3,000万ほど下がっているということですが、積極的な財政が組み込むことのできない予算があったのかどうか、今後、どのように考えておられるのかお尋ねしておきたいと思っております。

それから、地方交付税につきまして、いろいろと収入のほう、ご検討されたことだと思いますが、今後、厳しい状況を迎えるにあたって、運営、これから運営していくなかで、どの程度心配される部分があるのかどうか、そこら辺のところもお尋ねしておきたいと思っております。

それから、町債の件につきましては、この予算で61億をやっていたときに、どの程度財源に、財政指標に響くのか、そこら辺のところのお尋ねをしていきたいと思っております。

その財政指標につきましては、経常収支比率の点。それから、公債比率。それから、準公債比率。それから、実質公債比率等につきましても、その見通しなどを伺っておきたいと思っております。

あとは、町税につきまして、1つお伺いしておきますが、非常に職員の皆さんが努力をされて、未収の徴収などに大変ご努力されておりますが、この未収等の対応などが、今後どの程度あるのか、また、どのような対応をされていくのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長 猪俣議員、いまの質問は款でやってください。最後のやつ。

○猪俣常三 わかりました。その点、お伺いしておきます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、1番目の道路関係、いわゆる社会資本整備の土木費に関するご質問にお答え申し上げます。

議員おただしのように、土木費につきましては、平成30年度は8億580万1千円ということで、平成29年度と比べまして、1億8,000万ほど減額となっております。これの主な要因は、本年度、新役場庁舎前の道路、いわゆる小学校線と、あと野沢柴崎、いわゆる橋屋橋付近の道路、

この2つの大きな事業がありまして、それで平成29年度は、金額が大きいというような特徴がございます。

ただ、そういったなかでも、平成30年度、改良につきましては、これまで継続しております路線、また、今年測量した路線、そういうのが確かにございまして、それについては、平成30年度も引き続きやってまいります。

また、近年多くなっておりますのは、いわゆる修繕、橋梁なり、スノーシェッドなり、そういったものの修繕と点検等、修繕費がかなり多くなっております、そういったなかでも、やはり安全な交通を確保するため、修繕事業には、むしろ29年度よりも30年度に力を入れてやってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 猪俣議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地方交付税の関係でございまして、地方交付税につきましては、年々減額継承ということで、今後厳しい財政状況が予想されるなかで、どのように町政を運営していくのかというご質問でございまして、地方交付税につきましては、まず普通交付税であります、平成27年度から28年度にかけて、約1,400万の減と、28年度から29年度にかけて、約8,900万減と、今年度、30年度当初予算で計上した額と前年度を比較しますと、約4,700万の減ということで、ここ数年減少しているということでございます。

その要因につきましては、本町の人口減少、世帯の減等々がございまして、そのなかで、今後どのように財政運営をしていくのかということでございますが、今後の地方交付税の動向につきましては、いま時点では、これからどういうふうになっていくのかというのは、予測はできないわけでございます。まず、自主財源は、やっぱり確保していかななくてはいけないというふうに考えてございます。それとあわせて、歳出についても、様々な見直し、事務事業等の見直しによりまして、歳出についても削減をしながら、財政運営をしていくと。そのなかで新たな事業も当然出てきますし、本町をよりよい町にするために、今後そのようなことで努力してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目の町債の借入の関係で、財政指標が今後どのようにしていくのかというご質問でございまして、財政指標につきましては、全員協議会でご説明いたしましたとおり、経常収支比率、公債費比率、準公債費比率、全て国が示す警戒ラインの範囲内で推移しておるところでございますので、そこら辺については、今後も基準の範囲内で推移していく見込みでございます。

あと、実質公債費比率等につきましても、標準の範囲内で推移してございますが、なにぶん、ここ数年、小学校の建設事業ですとか、認定こども園の建設事業等々で、かなり、ここ数年借入が多かったということでございますが、今後、いまのところ大きな施設の整備計画はございませんので、起債の借入については、今後は適正な額といえますか、いままでのような6億、7億、過疎債借りるというようなことはない予定でございますので、そこら辺の数値につきましても、今後、改善されていくというふうに考えてございます。

一応、実質公債費比率につきましては、平成33年度か34年度がピークになる予定でございます。

して、それは先ほど申し上げた大規模事業の借入の影響でございますけれども、それ以降については、年々減少傾向で推移するというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 土木関係につきましても、いろいろと努力をされている内容は、よく分かりましたが、路線が、西会津の場合は長いものですから、いろいろな状況を見てみますと、町道、林道等についても、林道は生活路線で使っておられるところも含めての話なんですけれども、道路がすぐ傷んでいる。その傷んでいる理由というのは、除雪等によって、かなり、これは自然の現象といたしまししょうか、非常に穴ぼこになったり、それから、道路の脇が崩れたりしている、傷んでいるということでございますので、そういう距離がかなりあるんだろうと、こんなふうに思えます。そういったところの長期的な部分、中長期的に見て、財政の配分も考えてもらわなければならないだろうと、こんなふうに思えます。

そういったところは、今後、十分な計画を立てていただいて、財政の出動をできるだけお願いしたいと、公共事業をとにかく、ある程度のパーセンテージは保っていただけないかということでもあります。

それから、いま財政指標の関係で。

○議長 質問にしてもらわないと。

○猪俣常三 いま土木関係のほうには、ちょっとお話を戻しますが、そういう路線の長い状況をもっていることに対してのお考えを聞いておきたいと思えます。

○議長 一問一答ではないですからね。2回目は全部やってから1つずつ答えてもうら、3回で終わりですから、2回目の質問がほかにあるならば、やってもらって構わないです。

○猪俣常三 いま答弁いただいたところも。

○議長 質問があればやってもらって、なければやめてもいいですけども、いいですか、2番、3番の質問はいいですね。じゃあ1番だけでいいですね。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

町には町道、林道、そういったなかで、生活路線として使っている路線がたくさんございます。うちの町、結構面積が大きい関係上、路線の数も多いですし、やはり延長が長いということで、議員おっしゃったように、だいぶ道路的には舗装の傷みも、つくってから随分年数が経っている関係上、傷んでいるところがございます。そういったことから、平成30年度につきましては、道路の舗装の修繕、そちらについては平成29年度よりも、むしろ額を増やして対応するというように考えております。

議員おっしゃったように、やはりこれは計画的に舗装の修繕等はやっていく必要があるということから、町では、舗装の傷み具合、いわゆるその状況は一度調査をさせていただいております。その状況にあわせ、また交通状況なども総合的に勘案しながら、年次的に舗装の修繕を進めていくというようにしております。

ただ、除雪によりまして、議員おっしゃったように、やはり結構穴ぼことか、いろいろ出てい

ますので、そういったものは、まず応急的にさせていただきながら、全般的な修繕についてはその後という形で、順繰りやっていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いまの答弁をいただきまして、できるだけ町道の、あるいは林道の整備というのは一番町民の皆さんが心待ちしている部分が多ございますので、そこら辺のところも十分踏まえていただいて、進めていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、新年度予算について3点ほどお伺いします。

委託料の件ですが、各種ありますが、今年度新たな事業はありますか。また、今年度だけの事業もありますか、その要因。

あと、いままでの、平成30年度に廃止、または縮小になった事業はありますか。

あともう1点、歳出ですが、各種事業のなかで、事務的経費と投資的経費がありますが、とりわけ投資的経費が、平成30年度、18.7パーセントになってます。28年度決算では25パーセント、約8パーセントか9パーセント減っています。その大きな要因についてお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、委託料についてでございますが、委託料のうち、新たな事業及び今年度のみ事業はあるのかというご質問でございますが、まず、委託料、予算計上した額から申し上げます。予算総額は61億7,000万円でございますが、そのうち10億628万円が委託料でございます。委託料には様々なものがございまして、公の施設の指定管理委託料が、そのうち3億5,100万ほど、委託料全体の33パーセントでございます。それ以外の委託料が7億1,170万ほど、全体の67パーセントということでございます。

それで、委託料様々ございまして、指定管理の委託料以外で申し上げますと、例えば今年、今年度ですか、平成30年度に役場庁舎の移転を計画してございますが、例えばその各種、県防災の設備の移設ですとか、そういったものも委託料で計上してございます。ちなみに県防災の設備の移設につきましては、2,100万ほどの委託料になってございます。それからあとは、例えば平成31年度からの総合計画策定にかかる業務委託、約600万ですとか、あと大きいとこでいきますと、工事関係で、新規に30年度から林道の専用道の整備が始まるということで、その測量設計の委託が1,200万、これも額的には大きいです。

それで、今年度のみ委託料ということでございますが、いまほど申し上げました総合計画も今年度のみ、それから県防災の移設についても今年度のみ、ですから、ほとんど委託料につきましては、指定管理は毎年委託が発生しますが、それ以外の委託は、例えば道路工事の測量設計ですとか、ですから単年度で終わるような委託が多いということでございます。

それから、2つ目でございますが、今年度、廃止、縮小した事業はあるのかということでございますけれども、今年度につきましては、縮小、廃止、大きな事業はございません。

それから、3つ目の義務的経費、投資的経費のご質問でございますが、まず、投資的経費から

申し上げます。投資的経費につきましては、かなり減額になったというおたがしでございますが、まず一番大きな要因としましては、役場の庁舎改修工事、これ普通建設の単独事業でございますが、投資的経費のなかには入るんですが、前年度と比較しまして約3億8,000万円減額となっております。それから、もう1つ大きな要因としましては、町道の、これは普通建設の補助でございますが、町道の改良舗装工事、これにつきまして、29年度に野沢柴崎線、それから役場前の小学校線、大きな道路工事が完了してございまして、2億2,600万ほど減額になってございます。

一番投資的経費の減額要因は、いま申し上げました普通建設事業の減ということでございます。当然、それが減になったということで、投資的経費は割合が減って、義務的経費はそんなに変わらないですけども、割合が変わったと、そういうことでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私からも総括で何点かお尋ねをしておきたいと思っております。一部、いまほどの同僚議員との質問と重複する部分あるかと思っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

平成30年度当初予算、これは薄町長となられて初めての予算編成でありまして、選挙公約の実現に向けて、また、多くの町民の福祉向上のために26件の新規事業を取り組まれて、提案されたところであります。

いまほど話あったように、29年度、役場庁舎の移転事業、あるいは町道野沢柴崎線、学校線等の町道改良工事の大きな事業が終了したために、一般会計の当初予算、対前年比5.6パーセント減、61億700万円というところであります。また、ふるさと応援寄附金事業、これ我々、ずっと積極的にやるべきだといってきたておりましたが、大幅な見直しを実施をして、自主財源の確保、または地場産業の振興、本町のおいしいお米、ミネラル野菜、菌床きのこ類の農林業の振興の取り組みを強化するというところであります。

歳出においては、地方交付税の減額など、厳しい財政状況が見込まれるなか、保育料の完全無償化、または公共交通機関であるデマンドバスを定時定路線化との併用というようなことに取り組みれるということで、いままでになかったような、積極的な事業展開、各種施策を取り組みれるとしております。

まず、町税に関しましては、いまほど6番も話しましたが、昨年より2.5パーセント程度、これは当初予算ベースであります。増額を見込まれていると。これは、町民の暮らしが如実に反映されるころなのかと、私は考えておりますが、個人であれ法人であれ、所得が伸びているということは、これ好景気によるものなのか、6番もいいましたが、徴収率向上に積極的に取り組まれて、効果が表れているということでありますが、この要因。

なかなか私の周りで聞いても、本当に好景気、景気がよくなったなという感じがするという声はなかなかないんですが、これがどういう要因なのか、一過性のものなのか等々、見通し等あればお示しいただきたいと思っております。

それと、財産収入に関しまして、これも対前年度比、微増ではありますけれども、増額を見込まれております。29年度の補正予算のなかでも、私お話ししましたが、大量の在庫を抱えて、処分に苦慮していた町史、昨年は56冊でしたか、60冊に迫るような販売ができたこと、大変喜ばしいことであります。販売に対して、努力のあとが感じられるところであります。30年度の見通

し、販売目標等々、これ款でやってもいいんですが、あればお示しいただきたい。

あと、徳沢駅前の分譲地であります、これあまり、最近話題にならなかったんですが、17区画中、7区画が販売できて、残りが10区画ということであります。この販売促進策、どのような形で取り組まれているのか。

あと、現在、町では数多くの普通財産がありますが、塩漬けになっているようなところはないのか、廃校となった校舎、あるいは分校等、使っていないものは、計画的に解体等を進めていくべきと思いますが、現在の状況と今後の考え方等あれば、お示しいただきたいと思います。

あと、新年度は、総合計画を1年前倒して、31年度を初年度とする計画を策定作業を進めているところであります。役場庁舎内のプロジェクトチームや、町民による策定検討委員会等が動き始めたようでありますが、ここで私、一番大切なのは、いかに町民の皆さんの意見、考え、思いを反映させることができるかだと私は思います。いままでの各種委員会や審議会等のあり方を見ていると、まちづくり基本条例に謳われているので、プロセスの一環として公募委員を公募する。パブリックコメント、町民説明会を事務的に行っているような気がしてならなかった。私はここで、やっぱり一回、原点回帰といいますか、まちづくり基本条例をつかったときの思い、これからのまちづくりは、町民が主役なんだという基本に一度帰るべきだと思います。

当時つくったとき、私も関わってつくったわけですが、いままでのような行政主導でこれからのまちづくりを考えた場合、もう限界にきていると、これからはがらっと考え方を変えなければいけないということで、この基本条例はできたわけなんです、現在を見ると、また元に戻ってしまったような気がします。そのために、原点に戻るためにどんなことを考えて、私は、新しいこれからやろうとすることは、この新しい総合計画に全て入ってくるもんだなという思いがありますので、その総合計画、新しくつくる総合計画の考え方、取り組む姿勢等々があればお示してください。

あと、私もずっと言ってきたのが、職員の定数管理、適正化計画、多様化する町民ニーズの対応、また各種事務事業の煩雑化などによりまして、125名に増やしていきたいということでありました、これ、現在の状況はどうなっておるのか。また本町において、問題というか、圧倒的に少ないのは専門職であるということでありました。この専門職の採用状況や現在の状況等、分かればお示してください。必要な人数を採用するためにどんなことをされているのか、何が原因でなかなか集まらないのか。新年度においても相当な数の、いまほど5番も言いましたけども、委託料等々が計上されておりますが、私は、この専門職がいま以上にしっかりといて、専門的な知見を活かして、仕事をしていただければ、この部分も少しは減ってくるのかなという思いもありますので、ご見解をお示してください。

役場の仕事、行政の仕事というのは、いくら電算化が進んでも、AIが進化してきても、最終的には私はマンパワーの世界だなという思いであります。これもまた5番の質問とちょっと重複しますけれども、毎年聞いておりますけれども、いま言ってきたように限られた人員、職員数のなかで、毎年のように新しい事業が増えてきていると。そして、やめる、廃止する事業、縮小する事業があまりないと。言葉では、よく選択と集中、スクラップアンドビルド、よく使われる言葉でありますけれども、あまり実感がないというか、果たして現実的なことなのかとさえ思えてしま

う。なぜなら、いままで取り組まれてきた事業は、事務事業、効果の大小はあれ、少なからず町民福祉の向上に貢献してきたわけであります。まして自分が担当してきた事業、やってきた事業が廃止、縮小となれば、これは自らを否定するような感じにもなり得る。ゆえになかなか廃止、縮小はできないということであります。

30年度は大きな事業、縮小、廃止にかかるものはないというご答弁でありました。私は、今年1かけて、30年、1年かけて、31年度に向けまして、やっぱり大胆な発想のもとで、本当に大英断のもとで、やっぱり廃止、縮小する事業というのはピックアップしていくべきだなと、どんどんどんどん仕事量ばかり増えていってしまうと、全部の事業が、これも毎年言っていますがおそろかになってしまう、そんな気がしてなりませんので、その考え、これは町長のご答弁いただいたほうがいいのかもしれませんが、お尋ねをします。

最後に、これもいまほど、若干6番が言いましたけれども、財政の健全化判断比率、実質公債費比率、これは毎年決算、また今回は全員協議会で総務課長より説明を受けたわけでありますが、28年の実質公債費比率において、11.2パーセント、0.2ポイント減、早期健全化ライン25パーセント以上、大幅に下回っていると。将来負担比率においては89.1パーセントで、4.4ポイント増、これも早期健全化ラインを大幅に下回っている。他の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資本不足比率は全会計が黒字であったために、計数は示されなかったと説明を受けておるところであります。

説明を受けていると、本町の財政は健全に財政を運営されているんだろうなという思いでありますけれども、この2016年、28年度の決算に基づく県内59市町村の数値を比較してみますと、実質公債費比率、これ10パーセントを超えているのが9市町村なんですよね、59市町村のうち。それで、本町はワースト4位、下から4位となっております。これはどう判断すればいいのか、これは起債の状況とあわせて、どういう見方をすればいいのか、その見解をお尋ねします。

あと、マイナンバー制度、これ導入されてから、新年度もシステム改修等々で相当な金額が計上されておりますけれども、この制度、今後の見通し、いわゆる個人番号はいろんなところに使用されておりますけれども、このカードを普及させるためにどんなことを考えているのか、今後の見通し等があればお示してください。

以上であります。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　10番の多賀議員の、いわゆるスクラップアンドビルドの関係で、ちょっとお答えをさせていただきたいと思えます。

私もやっぱり、日ごろの、日常の業務、このなかでやっぱり改善、改革を常に、その考えのもとでやってほしいということは、職員の皆さんには申し上げているわけでありますが、先ほどの話のなかで、町の全体の事務事業から使用料、手数料までの見直しということになりますと、ご承知のように、私が就任してからまだ8カ月ですけれども、予算編成までの期間というのは、僅か4カ月、あるいは5カ月しかなかったわけであります。

そういうなかで、町全体の事務事業からの見直しということになると、なかなかやっぱり短期間での見直しというのは難しい。しかもやっぱり政策的なこともございますので、その政策、あ

るいはサービスの事業が、本当に町民のためになっているのか、あるいは町のためになっているのか、その辺の評価と検証をしないと、やっぱり判断は、私は適正な判断は下せないな、そんなふうに思っております、やっぱり今年1年、そういう意味では、30年度にしっかり、いわゆる組織から事務事業、あるいは使用料、手数料、さらには職員の定数まで、1年かけてしっかり評価検証をしながら、31年度に向けて大胆な見直しといたしますか、これをやっていかないといけな

いなど。

これまで長い間いろんな政策が取られてきているわけですので、その政策の評価検証というのは、非常にやっぱり、これはそんな安易にやるべきではないなというふうに思っております、本当に町民の立場になったときに、はたしてその事業、あるいは政策がスクラップしていいのかどうかというような、非常に重要な判断が求められるのではないのかなと、そういうふうに思っておりますので、そういうなかで、30年度の当初予算について見直す時間的な余裕もございませんでしたので、限られた財源のなかで、私の公約してきた部分を、どうにか入れたいなというようなことで、本当に厳しい財政状況のなかでは、非常に難しい部分がありましたけれども、とにかく、やっぱり毎年毎年、この事務事業の見直しというのは、もう日常業務に私は必要だなというふうに思っていますので、そういう意味で、日常の業務から含めて、全体の事務事業の見直し、使用料、手数料まで、今年1年かけてしっかりやっていきたいなと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、町税の現状と今後の見通し等を含めた部分でございます。町税におきましては、本町の自主財源の主要な部分となっておりまして、現在、町税につきましては、各税目でございますけれども、だいたい6億円程度で、ここ数年推移してございます。そのなかにおきまして、徴収率、それとあと経済動向ですね、その時世の経済動向によって大きく左右される部分でございますけれども、近年におきましては、29年の決算は5月まで、出納閉鎖まででございますけれども、28年まで、決算ベースにおいても年々ちょっとアップしているような状況でございます。

人口につきましては減っておるわけではございますけれども、まず町民税においては、その個人についても、個人町民税も年々伸びているような状況でございまして、この人口が減っているのに伸びているという要因は、やはりその所得のアップという部分でございまして、やはりこれも景気動向に左右されているという部分でございまして。

あと、その法人につきましても、法人数はその年度、年度、そんなに大きな差異はございませんけれども、やはりこの部分も税割、営業の部分ですね、が伸びているというような状況でございまして、やはりその景気によって、近年、少しずつ上向しているのかなという部分でござい

ます。

あと、固定資産税におきましては、これはちょっと年々、やはり減少しているような状況でござい

ます。

それとあと軽自動車税につきましては、これは過年において、税率改正のご議決をいただきましたが、税率が改正されたことによって、少しずつではございますけれども、近年、伸びているというような状況でございまして、大きくはその税率のアップの部分と、古い車と申しますか、13

年を超えた車については、軽自動車等については、重課が課されてるという部分でございます。

あと、たばこ税につきましては、これはやはり喫煙者数の減等によりまして、年々落ちているような状況でございます、その年、年によって違いますけれども、年額 100 万程度ぐらいつくくらい落ちているような状況でございます。

あと、入湯税につきましては、近年、大きな変化はございませんが、60 万程度で推移しているような状況でございます。

もう 1 点、マイナンバー制度の普及についてということでございます。マイナンバーにつきましては、これ昨年の資料でございますけれども、やはり全国的にも、その申請が少なく、全国平均でも 8.4 パーセントというような数値が出されてございます。

町におきましても、その一昨年時は 5.9 パーセントでございましたが、最新の資料におきましては、申請も伸びまして、8.4 パーセント、少しずつではございますけれども、申請も増えてございます。この普及につきましては、やはり広報の部分が大きかろうと思われまので、ケーブルテレビとか、チラシ等を使って、周知をさらにしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、財産収入のご質問のなかで、町史の関係でございましたので、私のほうから申し上げたいと思います。

今後の販売の見通しというようなお話かと思えます。まず、直近の数字で、販売状況でございますけれども、3 月 13 日現在では 56 冊と、それで販売促進の様々な方法を手短に申し上げたいと思えますが、新しいリーフレット、ポスターを作成して周知を図ったというような点、あとは、在京西会津会ですとか、歴史文化にまつわるイベント時の販売促進活動、コーナーをしたと。あとは、広報にしあいつ、ケーブルテレビ、ホームページに、そういったチラシ、ポスター等のデータというか、情報を載せまして、可能な限りの販売促進を行ってまいりました。

また、平成 27 年度から、歴史文化基本構想策定事業に取り組んでまいりまして、この間、シンポジウムですとか、あとは、うちの地域おこし協力隊が担っております西会津物語講座と、歴史文化を紹介するような学習会、あと、それに伴うフィールドワーク等々をやってまいりました。

あと、関係団体におかれましても、自主的に様々な街道のイベントですとか、歴史文化に関するいろんなウォーキングですとか、やっているというような、様々な取り組みが、既に行われております。

そういった様々な歴史文化にまつわる活動が、啓発活動と、歴史文化に関する啓発活動にもつながり、功を奏しているのかなというふうに考えてございます。

ただ、今年は、確かにすごく売れましたけれども、この好調が未来永劫続くというふうな保証はございませんけれども、いま申し上げましたようなことを、一つ一つまた丁寧に対応してまいりたいなというふうに思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、徳沢町有地についてでございますが、平成 29 年度、1 区画分譲することができまして、

全 17 区画のうち 7 区画が分譲済みということで、残り 10 区画でございます。町といたしましても、できるだけ早く売れるようにということで、管理をはじめ、地区の方とかにお話をしながら、なんとか売っていきたいということで努力してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、普通財産、遊休財産の件でございますが、いま現在、本町には保育所が統合されたことによりまして、野沢保育所ほか、5 つの保育所が現在使われてございません。それから、学校の統合によりまして、使われていない学校が、尾野本小学校、群岡小学校、黒沢小中学校、これらの施設につきましては、何も使われていない状況でございます。

町としましては、基本的には有効活用ができる施設であれば有効活用を図りたいと考えてございます。有効活用が難しいという場合については、もし売れる財産であれば売却、売れない、それも無理、売れないということでありましたら、取り壊しの方針で考えてございます。

ただ、遊休施設の取り壊しにつきましては、解体撤去の費用が、補助金ですとか、起債に該当しませんので、全て町の一般財源で取り壊し費用を賄わなければならないということで、なかなか取り壊し費用も多額になりますので、そこら辺、なかなか難しいとこではございますが、例えば、その遊休施設を取り壊して、例えば新たな施設をつくる場合ですと、補助金ですとか起債も取り壊し費用に充当できますので、そういったことで進められればなというふうに考えてございます。ただし、本当に危険な状態になっているような遊休施設でしたら、財源うんぬんではなくて、早急な取り壊しを対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、職員の定数管理のご質問でございますが、平成 29 年度の町の職員数、申し上げますと、123 名でございます。平成 30 年度の職員数が 124 名でございます。1 名増ということでございますが、その 124 名のなかには、3 月末で退職されるお医者さんの分、入っていませんので、お医者さんが確保できれば、実質 2 名の増ということでございます。30 年度につきましては、健康福祉課が分割されまして 2 課になるということで、当然、職員、課長分 1 名増ということでございますので、今回 2 名の事務職の増となったわけでございますけれども、各種事業、新規事業もございまして、そちらのほうに重点的に職員を配分するという考えでございます。

それから、専門職等の採用でございますが、まず、専門職、土木職ですとか、あと保健師、看護師等の専門職につきましては、毎年町村会の共通試験ございまして、そちらのほうには、町として毎年手を挙げまして、募集はかけてございます。しかし、ここ数年、看護職、それから土木職につきましては応募がないという状況でございます。保健師につきましても、去年、一昨年ですか、採用、内定までいったんですが、途中で辞退されたということで、なかなか確保が難しい状況になってございまして、当然、多賀議員おっしゃるとおり、やっぱり町にとって技術職は当然必要な業種でございますので、前にもお答えしたと思うんですけれども、町村会の試験だけではなくて、町独自の採用試験といいますか、社会人枠の導入等も考えながら、今後できるだけ確保を図っていききたいというふうに考えてございます。

それから、財政の健全化判断比率の件で、実質公債費比率、先ほど多賀議員、県内でワースト 4 位ということで、11.2 パーセントですか、ワースト 4 位ではなくて、ワースト 4 位タイでございます。それで、この実質公債費比率につきましては、これから、先ほど申し上げましたとおり、

近年の大規模事業を実施したことによりまして、ここ数年上昇いたします。いまの予測ですと、平成34年度辺りがピークになります。この比率につきましては18パーセントが基準でございます。18パーセントを超えますと、起債を借り入れする際に県の許可が必要になります。いまは必要ないんですが。それと同時に、計画を策定することになります。公債費負担適正化計画、これを策定しなければならなくなります。ただ、これ18パーセントを超えますと、起債が借り入れられなくなるのかということではございませんので、当然、県とのやり取り、協議はございますけれども、借り入れるということでございます。

この比率につきましては、なぜ上がるのかと、先ほど申し上げました大規模事業、近年かなりやってきました。それが要因で上がることは上がります。ただ、町としましては、必要な事業ということで、いままでやってきたもので、起債につきましては、前にもご説明いたしましたけれども、元利償還金の8割が交付税で算入されます辺地対策事業債、7割が参入されます過疎対策事業債、そういった有利な起債を使いながら、なかなか自主財源の厳しいなかで、各種事業を実施してきたと、その結果でございます。

ただ、今後、大きな大規模事業は、いまのところ計画ございませんので、借入額が当然下がれば、今後、34年度辺りがピークになりますけれども、それ以降は、また減少して、適正な数値に戻るといような見込みでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 総合計画の策定の考え方についてのご質問にお答えいたします。

議員からありましたとおり、総合計画につきましては、現行計画の周期を待たず、1年前倒しで、既に策定の作業に入っております。職員による総合計画策定プロジェクトチーム、それから総合計画検討会議、町民の皆さん30名による町民会議、この2つの組織を中心に、いま策定を進めております。

それで、策定にあたっての考え方ということですが、議員からもありましたとおり、まちづくり基本条例に、その策定の手続き載っておりますので、当然それに検討会議の設置ですとか、審議会等員の公募、意見公募、町民懇談会、これらの手続きは当然踏んでまいります。そのほかにも、この町基本条例の趣旨に沿って、例えば若い方の意見ですとか、女性の意見、これらもしっかり聞いて、計画のほうに反映させたいという考え方でございます。こういった策定のプロセスを通じまして、町民の皆さんのまちづくりに対する意識、関心をさらに高めていただいて、これからのまちづくり、町民総参加のまちづくりに向けてやっていきたいということでもあります。

議員から事務的な作業として、そういった手続きを踏んでいるだけじゃないかというような厳しい言葉もありましたが、町民の皆さんの意見を計画のなかにしっかり反映できるようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いまご答弁いただきました。まず、町長におかれましては、確かにご就任されてから8カ月という短時間のなかで、当初予算を編成しなければいけない、事務事業の見直しをしなければいけないと、大変忙しいなかで、新年度はなかなか廃止するに至るまでにはならなかったということではありますが、今年1年、30年、1年かけて、本当にこれはしっかりと取り組んで、私、

ほしいんです。ということはね、どんどんどんどん事務事業が増えていって、職員の皆さん、毎年言っていますが、あるときパニックになってしまうのではないかなど。だから、いままでやってきたことが、全く効果がなかったなんていうことは、おそろくないはずですよ。多少なりとも町民福祉の向上に役立っていたものが、ほとんどだと思います。

でも、それは、英断を持って、ある程度切っていく、切っていくという表現の仕方、適切ではないかもしれませんが、廃止していかないと、少しばかり縮小で、少しばかり残しても、これはまずいと思うんです。ある程度、それは町長の英断を持ってやめる事業等々、やっぱり事業等の見直しのなかで、しっかり1年かけて出していただきたいと、みんな、私も含んでみんなそうですけども、仕事量ばかり増えてしまっただけでは、おそろくない仕事はできませんから、それを今後とも検討なさるといふことでありますから望みます。

あと、いまほど企画情報課長から総合計画の策定に関してのご答弁いただきました。私は、おそらく、いまからやろうとすること、この総合計画、一番基本となる計画でありますから、大変失礼な言い方で、事務的に進めているんじゃないかというところをえ方されたかもしれませんが、私はこれ、本当に真剣に考えていただきたいんです。いままでは、本当に各種審議会、委員会等を見れば、公募をしてもなかなか集まらなくて、一本釣りといったらどうか分かりませんが、でもね、そういう形で委員を集まっていたなかで、今回はおそろくないと思います、だから、あえてこのれからの、多くの町民の意見を聞こう、反映させていこうと思ったら、事務的というのが不適切、表現が悪かったら、やっぱり難しいことを、時間をかけてやっぱりしていく必要があると思うんです。パブリックコメントやりました、1、2件、数件しか集まりませんでした。町民説明会、懇談会やりました、ごく少数の人しか集まりませんでした。でもプロセスは踏みした。そういうことでは、私はまずいなと、本当にこれからのまちづくりの基本となる計画でありますから、パブリックコメント、あるいは町民懇談会、説明会は、人が集まらなかつたら、意見が集まらなかつたら、どうしたらもっと意見が集まるんだろうか、人が集まる方法はないんだろうかと、そういう難しい、厄介なことをぜひ取り組んでいただきたい。それが、やっぱり町民の思いを集約したものになるのかなという思いがありますので、その厄介なことをやっていただきたいということでもあります。その辺もご答弁いただければと思います。

あと、職員の適正化というか、採用計画の話、ご答弁いただきました。この専門職に関しましては、私はずっと以前から申し上げてきているんですが、一部町独自で社会人枠等々も考えていくということでありました。やっぱりこれは中途採用とか、いま言ったよう社会人枠等々も、積極的にやっぱり考えていかないと、この辺は集まらないと思います。この辺は、私、一番この町の仕事をするうえで、大変不足しているところかなという思いでありますので、その辺のご答弁をお願いします。

あと、実質公債費比率の話いただきました。私はワースト4位タイというのは、タイ付けませんでした、忘れましたが、申し訳ありません。ワースト4位というのは、私、下から11.2というのが、おそらくこの実質公債費比率というのは、起債の状況だとか、財政調整基金の残高等々も考慮すれば、本町はそんなに悪くはないと、私、思っているんですが、だから、10パーセントを超えているのが9市町村しかないよ、それでも、うちの町は財政調整基金等の蓄えを見れば、あ

まり気にするところではない。むしろ早期健全化比率も 18 パーセントなんていうのには、当然ならぬだろうという、私、思いがありますので、この位置付けなんです。単なるワースト 4 位タイがいいのか、悪いのかじゃなくて、この 11.2 パーセントであっても、財政調整基金等の蓄えがあるから、あまり心配したものではないとこう言ってもらえれば、私も安心するわけであり。その点をご答弁ください。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 総合計画の会計の再質問にお答えいたします。

審議会等委員、それから各種委員会の委員、公募してもなかなか最近集まらないと、応募者が少ないという状況は、確かにございます。今回の総合計画検討会議では、これは多いほうかと思いますが、4 名の方に応募いただいて、参画していただいております。やはり町民の皆さんも、参加の仕方といいますか、会議に出れる方、それから会議は出れないけども、意見を言いたい、意見公募で意見を出していただく方、それぞれいろんな参加の仕方があると思います。これらのいろんな場面で参加していただけるように、いろんなチャンネルを設け、しっかりいろんな皆さんから意見をいただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、専門職の確保ということでございますが、多賀議員おっしゃるとおり、町としましても専門職の必要性、重々感じているところでございます。いままでのやり方だけではなかなか集まらない。それは西会津町に限らず、他の市町村でも、やっぱり技術職の確保は苦労しているという話を聞きます。ですので、やり方を、いろんなやり方を考えまして、できるだけ早急に確保を図っていききたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それで、実質公債費比率 11.2、県内ワースト 4 位タイということでございますが、この数字がどうなのかというようなお話でございまして、県内では高いほうかもしれませんが、基準内、18 パーセント以下ということで、当然、町の場合は、先ほども申し上げましたけども、交付税で算入される率も 6 割強ということで、いままでずっとそういうふうには有利な起債を使っている分、その交付税の分、余計にいただいている分、様々な事業を実施してきたわけでございますので、今後もこの数字が高い、低いということで、財政運営が変わるものではないということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1 款、町税。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 町税の軽自動車税、金額は少ないんですけども、原動機付自転車、小型特殊自動車、

それぞれ 90 万 3 千円、231 万 3 千円とありますけども、本町では、2012 年か、ご当地ナンバーを付けて、町の PR 等々に使いたいというかね、活躍してほしいというようなことでご当地ナンバーをつかったわけなんですけど、これ実際、いま現在、ご当地ナンバーというのはどれほど出ていて、分からない。

やっぱりせっかくつくったんだから、私は、いわゆる小型特殊だとかね、原動機付自転車、西会津町の PR のために、あのナンバーを最大限活用して、町外にも出ていくミニバイク等がありますから、と思うんですが、その積極推進を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

軽自動車税のご当地ナンバーでございますけれども、この数につきましては、ちょっとすみません、手元に資料ございませんので、いま調べまして、のちほどご答弁をさせていただきたいと思えます。

この普及に関しましては、例えば買い替え、買い替え時とか、2 輪車等の、そのときにご案内をして、勧めているというような部分もございまして、やはり、せっかくできた部分でございますので、その推進については、その買い替え時や、新たな登録の際に勧めているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 いまみたいな対応だから、なかなかこれ普及が進まないんだと私は思うんです。せっかくつくったんだから、町の PR のために、いま対象となる自動車、小型特殊だとか、原動機付自転車は、積極的に取り付けてもらって、かわいいナンバーを付けてもらって PR すべきで、だから、買い替えとかの何かのタイミングばかりでなくて、こういうナンバーがありますから、ぜひ取り換えませんかと、費用、なんぼかかったんだから分かりませんが、私、最初に付けたので。費用もこれだけかかりますけども、付け替えの場合は多少割引制度もありますよとか、そういう普及先も検討していただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

普及に際しましては、いままでも度々広報紙等には掲載をさせていただいております、そういった部分の積極的な PR、あとケーブルテレビ等を使つての PR 等もしていきたいというふうに考えてございます。

あと、そのおっしゃいました割引等については、やはり税といいますか、その部分もございまずので、それは現在は考えてございません。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、先ほどいろいろと総括のなかで質問ありましたけれども、町税の個人、法人のなかで、やはり合計で 1,272 万 5 千と、あとは個人で 787 万 3 千円というか、計上されて、増額になっているわけではありますが、私たちは単純に考えるには、農業所得は伸びないのではないかと、米の米価についても昨年並みか、昨年以下なのかなと、そうすると、やっぱり企業の勤めていらっしゃる方の、景気がよいというようなことで所得が上がっていくのか、その点につい

てお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 7番、伊藤議員の町税に関してのご質問にお答えをいたします。

町税につきましては、先ほど総括のなかでございましたように、近年、6億程度で推移してございますけども、27年が5億9,600万円、28年が6億200万円、それで29年の見通し、まだ決算といたしますか、出納閉鎖までありますが、6億900万前後になる見通しでございまして、年々増えてございます。

議員おただしのよう、そのなかでも町民税、個人町民税と法人町民税も、年々増えているような状況でございまして、やはりこれについては、個人につきましては所得ですね、人口は減っているんですけども、伸びているという部分においては、やはり所得の向上でございまして、やはり主たる部分の給与所得、それと、農業所得に関しましても、若干ではございますが、米価等が上がっておりまして、伸びているというのが大きな要因でございます。

法人につきましては、これは企業数は年度でそれほど変わりはありませんけども、やはり税割、営業の部分でございまして、その部分が伸びての部分でございまして、27年が2,300万、28年が2,500万、29年の見込みでございまして、2,900万と、これも伸びているような状況でございます。

それで、先ほど申し上げた固定資産税ですとかは、ちょっと、やはり年々下がっているような状況でございまして、あと町税につきましては、決算ベースから見込みますと、30年は5億9,500万ということで、多少下がるような見込みではございますけれども、やはりこの部分については、景気の動向ですとか、あとその徴収率でございます。

徴収率も職員一丸となって取り組んでございまして、年々向上しております。29年はまだ出ておりませんが、28年ベースでいまのところ推移しているというような状況で、現年と滞納分合わせて、28年が96.4パーセントでございました。その前年が94.51ということで上がってございます。その前年が94.10、その前年は93.64ということで、年々徴収率も上がってございます。これにつきましても、いろいろその滞納対策という部分に取り組んでございまして、税等徴収対策本部をはじめ、あとは対個人の内容を面談等、あとその個人の方の滞納がだいぶなってきた場合に、調査をさせていただいております。それで、預金調査、財産調査でございまして、預金、その人の給料、あと支払い債権等を調査させていただいて、なかなか納めていただけない方には、差し押さえという行為をさせていただいております。この部分でも、その徴収率の向上の一因だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いまほど固定資産税について、ちょっとありましたけれども、この最近、空き家が増えたり、あるいは不在地主がだいぶ増えておりますよね。そういう方々の徴収については、十分対応がされているのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 1番、三留議員のご質問にお答えいたします。

空き家についての徴収という部分でございますけれども、現在、住まわれている方がお亡くなりになられて、そこにもう誰もいなくなったという部分で空き家になる場合がございます。その場合に、やはりその親族の方、いろいろいらっしゃいますけれども、例えば町外にいらっしゃる方が多いですが、例えばご家族で協議をされて、その相続すべき方等を決めていただいて、その方へ税のほうの納入、固定資産税の納入について、していただいてという部分はございます。

あともう1点の、近年増えております相続放棄等によっての所有者不在という、やはりこれは事案も数件ございます。これにつきましては、所有者がおりませんことから、町でも、ただ固定資産税は発生しますので、公示という行為を取っておりまして、ただその部分については、所有者が不在ということで、送付はできない、ちょっと物件も数件ございます。

以上でございます。

○議長 先ほどの答弁ができますので、これを許します。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員の先ほどのご当地ナンバーの件についてご答弁を申し上げます。

現在まで331件でございました。

以上でございます。

総数でございます。

○議長 2款、地方譲与税。

3款、利子割交付金。

4款、配当割交付金。

5款、株式等譲渡所得割交付金。

6款、地方消費税交付金。

7款、自動車取得税交付金。

8款、地方特例交付金。

9款、地方交付税。

10款、交通安全対策特別交付金。

11款、分担金及び負担金。

12款、使用料及び手数料。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 使用料で、テレワークセンターの使用料が68万3千円、あと雪室貯蔵施設8万4千円になっていますが、これの現在の使用実態というものをお知らせいただければ。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 13番、清野議員のテレワークセンターの利用状況のご質問にお答えしたいと思います。

現在、テレワークセンターにつきましては、1号館と2号館ございまして、現在、1号館には3社、3団体入っております。2号館につきましては、1団体ということでございまして、その合計4団体の合計で68万3千円というような使用料の計上となっております。

以上でございます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13 番のご質問のうち、雪室貯蔵施設についてお答えいたします。

この施設の利用につきましては、今年度については、基本的には固定の、継続してお使いになられている固定の方が3件。それから、臨時的に、他町村も含めまして、若干出したり入れたりというような方が2件ほどございました。

以上です。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 テレワークセンターについてですが、1号館には3団体、2号館に1団体ということで、そのスペース的には、例えば1号館にはどのくらい入って利用していただけたらとか、2号館はどのくらいだとか、その辺のスペース的な余裕があれば、その辺をお答え願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 テレワークの部屋数のご質問でよろしいでしょうか。まず、1号館につきましては、部屋数については、一応4室に対して3室の入居と、1多目的スペースという形になっております。2号館につきましては、入居できるスペースとしては3部屋ございまして、そのうち1つが入居しているということでございます。

○議長 13 款、国庫支出金。

14 款、県支出金。

15 款、財産収入。

16 款、寄附金。

17 款、繰入金。

18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

20 款、町債。

続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2点ほどお尋ねをいたします。

2 款の総務費のなかで、1 項 6 目のなかで、節として新産業創出事業委託料 540 万となっておりますが、これは 12 月の補正予算のなかで、同じ新産業創出、これは調査委託料であります、378 万という、出ているんですが、この減は同じ内容なのか、また違う内容で委託をしたのか、その目的についてちょっとお尋ねをします。

あともう 1 つは、2 款 1 項 10 目の地域おこし協力隊、このなかで、スポーツ関係の人が地域おこし協力隊として決まっているというか、決定しているというようなことですが、この方の、これからのスポーツ、いろいろスポーツありますけれども、どのような内容といいますか、どういうことで町はこの人を採用して、どのようなところでやってもらうのか、その辺について

お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番の伊藤議員の新産業創出事業についてお答をさせていただきます。

29年度の補正予算で、この委託予算を議決していただいて、事業を実施してまいりましたけれども、29年度の事業は、準備段階の事業ということでございまして、いまの西会津町のおかれています状況、あるいは環境、そういう状況のなかで、どういう産業が西会津町に可能かと、さらに国の動向、世界の動向といたしますかね、そういう調査をしていただいて、29年度はその、いわゆる方向性といいますかね、方向性を定める準備作業をしていただきました。

それで、30年度もこの事業、継続でございますけれども、今度は具体的な提案をしていただくということでの予算を計上させていただいておりますけれども、これもいろいろ、いまは日本国内だけではなくて、海外も含めた、やっぱり新たな発想によって、やっぱり事業の、新しい事業の創出をしないと、なかなか国内だけでは、私は難しいかなということで、いま外務省も含めて、あるいは総務省も含めて、いわゆる国の状況の調査までお願いをしておりました、29年度はね。

したがって、30年度にその実現化に向けて提案をしていただくという内容になっていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、地域おこし協力隊、スポーツ振興担当のご質問にお答えいたします。

平成30年度に向けまして、早い段階から様々な分野で募集しておりました。そのなかに、1つスポーツ振興担当ということで募集をしてまいりました。募集に関しましては、様々なイベントを行いまして、そして実際申し込みもございました。それで過日、面接等を行いまして、内定まで現在至っているというような状況であります。

このスポーツ担当の目的でございますけれども、生涯学習分野のほうでお願いしておりました関係で、具体的に分かりやすく申し上げますと、例えば総合型地域スポーツクラブ、その育成強化、または運営など、あとは、やっぱり全体をとおしますと、スポーツをとおした町民の健康づくり、基礎体力の向上、そして、さらには生きがいつくりというようなことで募集をしてまいりましたので、今後、本人が着任しましたらば、その辺、町的な課題ですとか、今後取り組むミッション的なものとか、そういったことを十分話し合いのなかで目的を達成できるように取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 では2つ目の地域おこし協力隊についてなんですが、そうすると、生涯学習というか、生涯スポーツといいますか、そういうなかでの、やっていただくというような考え方で、例えば専門的な、そういうスポーツの専門的な方というか、そういう方ではないんですか、専門的なスポーツをやっていたような、そういう人ではないんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

本人と面接をしたなかでは、特殊な専門性のスポーツに取り組んできたというような方ではございませんでした。ただ、本人が、これまでやってきた実績をいろいろ聞いたなかで、例えばヨ

ガというようなことも話に出たわけなんですけれども、一例を申し上げますと、そのなかで、自分で新たな企画、それから運営、そこまでやったというようなお話を承っております。ですから、企画力、行動力、そういった意味では、十分、西会津町で活躍の場があるのかなというふうに考えてございます。

○議長 暫時休議します。(11時31分)

○議長 再開します。(11時45分)

○議長 暫時休議します。(11時45分)

○議長 再開します。(11時47分)

8番、渡部憲君。

○渡部憲 委託料の内容についてお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部憲議員の委託料の内容についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、温泉健康保養センターロータスインのほうにつきましては、先ほどご指摘のとおり、だいたい3,400万円ほどの委託料という形にしておるところでございますが、まずこの積算に関しての基本的な考え方から申し上げますと、全体で需用費とか、いわゆる燃料費とか、重油代とか含めまして、だいたいトータルの物件費で、だいたい年間で5,000万円程度かかるという部分になっております。それに含めまして、プラス人件費ということで、だいたいそのトータル、そこにかかっている人員につきましては、だいたい21名程度かかっているという部分でございますが、そのうち、まず町の温泉施設としての受託料分ということで、だいたい25パーセントくらいの人件費がかかっているということでございまして、だいたい人件費、トータルの人件費としては、だいたい6,200万円程度かかっておりますが、そのうちのだいたい25パーセント程度の部分が人件費として、町から委託料を出しているということでございます。

そのなかで、全体で、そうしますとだいたい1億超える運営費になるんですが、営業収入とか、あと町で利用料収入が全部公社の収入になるということ、そういうのを差引いたなかで、全部で、トータルで3,400万円ほどの委託料を支出すると、あくまでも営業の部分はないと。ですので、そのなかで、若干割合によりまして、先ほど申し上げました専務の人件費も、若干の、町民の福祉の部分ということで、若干はいつておりますが、全てをもちいているという部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いします。事項別明細書の41ページ、通信基地高度化更新事業についてお伺いいたします。先日も勉強会等でいろいろ教えていただいたんですが、この情報処理分野というのは、非常に日進月歩で、移り変わりも激しく、今回、説明では、要はネット回線の入り口からくる終端末装置が、いまの1ギガから、単純に10ギガになるという、その事業を先に行って、その先に次年度、次のという計画だったんですが、これ、企画なんですけれども、この間の話では、1ギガが10ギガということで、私のほうもちょっと調べてみたんですが、ちょっとネットをたたいたら、私も時間がなくて詳しく調べられなかったんですが、もう既に次世代40ギガなんていう数字が出ていて、1つ確認しておきますけれども、この今回、高度化で機械の更新

事業を行うということなのですが、その辺、これから先の次世代を見据えた企画になっているのかどうかだけ、1点お伺いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 秦議員のご質問にお答えいたします。

通信機器高度化事業であります。これは2カ年の継続事業で、債務負担行為も提案しておりますが、30年度、31年度で、約9,100万ほどの事業費を見込んでおります。30年度ですが、これについては、インターネット機器の、まずはセンター設備、上位回線から通信を受ける設備を整備いたしまして、更新いたしまして、31年度は、その先にある加入者側の端末機械、これは1,300から1,500台程度になるかと思いますが、その整備ということで進めてまいります。

ご質問の、今回の整備は将来を見据えたものかということですが、議員言われたとおり、1ギガから10ギガ、通信速度に対応できるものに更新するというので、当面、将来的には十分対応できる機器かというふうに考えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その将来の、たぶん調べたんだと思いますけれども、なお、情報等収集、よく行ったほうが良いと思います。後で、これだけ莫大なお金を投資して買ったものが、僅か2、3年で、例えば違うものが出てきたりしないように、いまでも、ごめんなさい、このOLTというところで調べると、次世代って結構出てくるんですよ、その辺もぜひ調べられたほうが良いと思います。

あと、これは関連になると思うんですが、そのOLTを活かしたり、その下の、次年度の継続予算でということであったD-ONUに関してなんですけれども、要は家庭に置いてあるものに関してですけども、そういったものも活かすには、今後はその上位回線、いま言った入ってくる部分に関して、やっぱり今後は検討していくべきではないかなと、そういった意味も含めて、やっぱり私たち、いまでもそうですけれども、ネットで調べて、ネットだけの情報でというのはなかなか難しいと思いますので、そういったものも含めて、専門家の意見を聞くとか、そういった方向性も検討されたほうが良いと思うんですが、そういった考えはあるかないかだけ、最後に1点お伺いします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

確かにこの分野の日進月歩でございまして、技術革新が非常に目まぐるしく変わってまいります。今回、入れます機械も、議員おっしゃるとおり、まだこれから仕様書も作成します。そのなかで、本当に機器が次世代に十分対応できるものを入れますが、そうした仕様にしていくということで検討してまいりたいと思います。

それから、専門家、ケーブルネット指定管理者のほうにも、詳しい技術者おりますが、やはり全体的な視点で、第三者の目というのも当然必要になってくるかと思っております。その辺、アドバイスしていただける専門家、お願いするように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私は総務管理費の43ページですね、備品購入費、町民バス購入費についてお伺いします。町長は4路線の定時定路線バスを運行したいということで、2台のバスの購入費を計上さ

れておりますが、現状、地域の高齢化が進み、過疎がどんどん急激に進んでいる町にとって、町民バスの果たす役割というのは、やはりこれからも大きなものがあるだろうと、私は考えておりますけれども。このデマンドバスのね、これまでやってきた、何度もいろんな改善点をしながらこう運行をしてきたわけですが、この定時定路線バスを運行するにあたって、やはりこのデマンドバスの改良等については検討されたのか伺います。

それから、この4路線の定時定路線バスの開設に伴って、利用者の見込みはどの程度を見込んでいるのか、現在のデマンドバスの運行経費を見ると、1人当たり2,000円弱程度かかっていると認識しておりますが、この4路線バスを運行することによって、どの程度の新たな経費がかかるのかということが、実は非常に不明瞭といいますか、明確にされないまま、この事業が進行しているということについては、ちょっと私は、非常にどうなのかなということ、町の考え方を伺います。

そして、この委託先の会津バスの委託料の提示がまだないということでもありますけれども、これはいつごろ行われる、示されるのか。

それからもう1点、将来的なことを考えれば、いまほど秦議員が質問にありましたけれども、やはりICTのまちづくりということを町長は公約に掲げておられますけれども、私はいまの路線バスの運行を継続しても、いずれ限界にくるんじゃないのかなと考えるんですけども、その、いまのようなアナログ的な手法より、やはりもう少しICTを利用したような交通体系の整備と伺いますか、そういうことは町では検討はしておりませんか、この点を伺います。

それからもう1点、次に45ページのふるさと納税関係について伺います。当初予算で3,000万円の寄附金を見込み、2,463万の経費がかかるということでもあります。しかしこれは、町長のこれまでの説明ですと、30パーセントの返礼品ということで説明は受けましたけれども、湯川村が返礼品を50パーセントにするような報道も、先日ございまして、それについても再検討が必要かなというお話がございましたが、50パーセントの返礼品ということになると、実質的に町の自主財源という当初の目標からすると、非常に外れたことになるのではないのかなと、私は危惧をしますが、それについての説明を求めます。

それからもう1点、業務委託、これが、いったい町内の方なのか、県内なのか、県外なのか、どのような方がこの事業に関わるのか。それから、米がやはり西会津としては、返礼品の中心になるとのことですが、生産者の協力はどのように得ようとされているのか、この点をお伺いします。

○議長 1番議員、一応時間だから、質問だけで、答弁は1時からよろしいですか。

暫時休議します。(11時58分)

○議長 再開します。(12時59分)

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 1番、三留議員のご質問にお答えをいたします。デマンドバスとふるさと応援寄附金の件についてでございます。

はじめにデマンドバスについて、いくつかの項目でございますけれども、はじめに、デマンドバスのいままでの見直し等についてのご質問でございますが、これにつきましては、毎年、バス

交通体系整備検討会議を開催しまして、委託業者、事業者であります会津バス、それと利用者等の声をお聞きしながら、いままで毎年見直しをしてきたところでございます。いままでの見直し例といたしましては、例えば大山まつり期間中の大久保地区への定時定路線バスの運行、これ6月でございます。それとあと、デマンドバスについても、その増便、いま7便、往復で14便になりますけれども、運行しておりますが、この増便等についてもやっております。あと、野沢坂下線の、これも高校生、主に利用するわけでございますけれども、その運行時間の変更等ということで、毎年見直しをしてきているところでございます。

29年度におきましても、野沢坂下線の運行時間、これは学校、その生徒さんですね、利用者の声をお聞きしながら、その時間の変更ですとか、あと町内のバスの停留場ございますけれども、この停留所についても変更、もしくは増設等の要望があった箇所について、対応をしているところでございます。

続きまして、その事業者との打ち合わせという新たな部分でございますけれども、これにつきましても、定時定路線運行に際しまして、いままで数度、事業者のほうと打ち合わせをしてございます。平成30年度の重要事項の説明のなかでもご説明申し上げましたが、運行の路線については4路線ということで、ほぼいまのところその方向でございます。

ただ、今後におきまして、その定時定路線バス4路線への運行本数ですとか、その時間、これにつきましては、やはり利用者の皆さまのことを考慮しまして、効果的な、効率的な運行ということで、何便運行したらいいのか、その時間はというようなことで、現在も協議を進めているところでございます。それに伴いまして、そのダイヤが今後かたまりましたら、陸運局、国等への申請等もございまして、そのような手続きで進んでいきたいというふうに考えてございます。

続きまして、利用者の見込みということでございます。平成29年までは出ておりませんが、28年度が町民バス全体で約4万5,000人、利用者がございました。うちデマンドバスにつきましては、2万7,000人でございます。過去にデマンドバスの多いときで、年間3万人の利用がございました。それと、デマンドバスに移行前の平成23年の定時定路線バスの利用者も3万127人でございますけれども、約3万人でございました。ですから、利用者につきましては、28年、2万7,000人でございましたけれども、やはりその最も過去、人口は減っておりますけれども、多いときの3万人を目標に、十数パーセントの利用増ということになりますけれども、それを見込んでいるところでございます。

続きまして、委託料の見込みということでございますけれども、これにつきましても、運行本数等によりまして、現行の運転手、11名でございますが、それで対応、いま本当に目いっぱいな運行をしておりますので、やはり新たな人員、運転手さんの確保が必要になるという部分が出てまいります。これも運行本数等によって、多少変わってまいります。現在、数名、2名からの増員が必要ではないかなというふうに考慮をしているところでございます。それに伴いまして、委託料につきましては決定させていただくわけでございますけれども、これも資料を以前にお渡ししたように、1,000万以内程度くらいの増になるのではないかなという、現在の見込みでございます。

続きまして、そのアナログ、デジタルという部分で、そのインターネット等を使った利用とい

うことですが、高速バス等に、一部、においては、やはりインターネット予約というのが、いま主流になってございます。ただ、町民バスにおきましては、現在でも、過去は2時間前までの予約ということでしたが、1時間前まで対応しているところですが、やはり早急な対応という部分で、やはり電話対応を主に考えていきたいと思っておりますけれども、やはり今後において、そのインターネットの活用、なかなか高齢者の方は難しい部分はございますけれども、その必要に応じて、それも検討はさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、現在、電話予約につきましても、基本、例えば今後1カ月先までの予約が可能でございますので、通勤等であれば、ほぼ平日は毎日利用しますので、利用者の方にとっては、1回の電話で1カ月分までの予約等ができるような体制になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、ふるさと応援寄附金の部分についてでございます。はじめに、現行、総務省の指導ではございませんけれども、3割程度ということでしたが、なかなかその規制的な部分もありまして、町長もご答弁申し上げました5割というような部分がありますけれども、これについても、やはり寄附者の方にとりましては、やはり返礼率が高いほうが、それは魅力でございます。ただ、そういった場合にも、ただ、そうした場合に、寄附していただく側の自治体にとっては、その分がやはり、本当に実入りと申しますか、の部分は少なくなるわけですが、ただ、これにつきましても、寄附金額が上がれば、薄利多売ではございませんけれども、そういった部分での対応も十分視野に入れながら、この3割、5割の部分については、今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

現在、米の生産関係でございますけれども、現在、これもご答弁申し上げたように、50品目程度と申しますか、多い品目を、米を中心に選定作業をしてございまして、今後におきまして、その事業者への説明会も予定しておりますので、米、ほかの部分、酒とかの部分もございまして、そういった部分で今後調整をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、業者の部分でございますけれども、これは東京にある業者でございまして、全国的に、このふるさと納税関係の事業を支援していいですか、担っていらっしゃる業者でございまして、東北においても、山形、岩手、福島県を中心に各種自治体の業務に携わっておられます。また、関西圏のほうでも、その実績がありまして、特に山形では、天童市なんかで30億という部分も、これちょっと金額はすごいわけですが、やっております。それで、県内においても、二本松、玉川村ですか、やられてございまして、玉川村につきましては、ちょっと資料を見たんですけれども、過去においては23数万から60数万の寄附だったのが、この業者と委託業務をされて、平成27年度、2,440万ということで、本当に2,500万くらいの、ずっと伸びたというような実績もある業者でございまして。

以上でございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは、バス交通について再度伺います。今後、人口が減っていくことによって、利用者の減も、やはりこれはある程度必然性があるのかなと思います。しかし、そこに、今後高齢化がさらに進めば、やはり免許証の返納もしなければならない方も多く出てくるのではなから

うかと思えます。そうなったときに、やはりこの町民バスに頼る部分が、やはり必ずあります。

ですから、私はこの辺をなぜ問題にしているのかということ、そのバスの購入だけは先にしますけれども、後の運行の中身は、はっきりしてから知らせるということであって、やはり議会に対しての説明としては、私はいかがなのかと、あまりにも、はっきりいうとアバウト過ぎる、大雑把な説明であって、やはりね、こういう計画をきちっと立てるならば、やはりそれなりの数字をもって、議会に説明をすべきだというのが私の基本的な考え方です。

それで、現状、たぶん2,000円前後の運行費、1人当たりかかっていると思うんですよ。これね、町として、じゃあいくらかかってもやるのかという歯止めとか何かは、いくら、検討はされていますか。やはりそれは、私、どこかでやはりしておかないと、今後、大きな問題になってくるんじゃないかと。

私は最後の質問で、やはりICTを利用した方法も、やはり検討すべきではないのかというのは、結局、高齢の方が利用できるようなソフトを開発するような力がなければ、ICTなんかは育たないということです。ハードをいくら揃えても、これはICT、結局ソフトをどれだけ使いこなせるか、あるいはそういうソフトを開発できるのかのことにかかってくるわけですよ。ですから、こういう地方にあってね、本当にそれを使おうとするならば、こういうことの必然性というのかな、求められるものはねやはりあると思うんですね。

かつて山口博續ねさんが、もう全国でいち早く、あの当時ITですよ、IT産業の振興だといってやりましたよね。でも、残念ながら定着しないで、補助金ありきで、いろんな事業がありましたけれども、ほとんどが残念ながらこの地に定着しないまま消えてなくなってしまった。やはりそれは、この地域に残れる、定着できるような、やはりソフト開発がしっかりしていない、できないと、やはりICTは、私は育たないと考えていますので、そういうことも、やはり今後ね、町として検討課題として、やはり考えてほしいと思います。

それから、もう1点、ふるさと納税について、私はふるさと納税やるべきだと、これは強く勧めます。ただ、返礼品を3割から5割にして、返礼品競争に巻き込まれたんでは、本当に何のためにやっているのか、それは何億も集まればいいのかもかもしれません。しかし、現状、例えば今年度で3,000万の寄附金をいただくということを想定したときに、5割の返礼品をやったら、おそらく手元に残らない、あるいは、場合によっては持ち出しということさえおきかねないわけですよ。

ですから、私はやるべきだという前提でね、やはりもう少し、非常に気になるのは、確かに業者に任せれば、ある程度のことはできるのかもしれないけれども、本当に地域の、ふるさと寄附金の趣旨をもう少し深めていくには、地元の力、地元の人たちの力をもっと発揮できるように、先般の一般質問のなかでも、議員の方、質問していましたが、やはり地元のノウハウを活かせるような、人材を活かせるような体制づくりが必要じゃないかという話もありましたよね。私はそこは、やはり今後の将来のことを見据えれば、そこについては相当強く、町としてそういう方法を考えていく必要があるのではないのかと。今回、食味計なんかも導入しましたよね、やはりそういうものを本当に活かすためにも、やはり町の力をもう少し蓄積すべきだと、その点をどのようにお考えでしょうか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 1番、三留議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに、委託料については30年度の補正で、バスの購入費については当初予算でという部分でございますが、バス購入に関しましては、バス、特殊仕様になるものですから、現行でも発注から4カ月から半年かかるような状況になってございます。小型で、小さいのでほしい4カ月、大きい、小型バスですと半年というよう状況でございますので、やはりこの事業、30年度、早期に取り組みたいという部分があったので、バスの購入につきましては、当初予算にて計上させていただいた部分でございます。

委託料につきましても、現在、議員おっしゃいましたように、協議を重ねておりますので、ほしいの4路線の運行ですとかはお示しいたしましたが、今後については、先ほど申し上げたように、その本数ですとか、効果的、効率的な運行に配慮したダイヤにしていきたいというふうに考えてございます。

あと、やはり経費の部分につきましては、行政でございますので、最小限の経費で最大限の効果をあげるという部分でございます。ただ、やはり一番には住民福祉という部分があります。それで、おただしのように、これから、やはりバス利用については、高齢者の運転免許返納、新年度予算にあげさせていただきましたけれども、そういった部分もございまして、やはり足の部分というのは非常に重要だと思われまますので、ただ経費的にも、やはりいくらでもという部分ではなくて、本当に経費を抑えつつも、やはり住民の皆さんが本当に利用していただけるようなバスの体系をしていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

あと、そのICT関係でございますけれども、これも議員おっしゃったように、非常に難しい部分ではございますが、やはりバス利用につきましては、本当に一番利用者が利用しやすいのは、本当に何も、予約もいらない定時定路線の部分ではございますけれども、デマンド形式との併行運行ということでございますので、いろいろな課題等もありますが、やはりその利用しやすいような体系を、やはりこれから随時見直しをしながらやっていきたいというふうに考えてございます。

それと、ふるさと応援寄附金関係でございますが、3割、5割の部分でございます。ただ、これについては、自治体、自主財源の確保というのは、もう大事でございますけれども、地域経済の活性化という部分も大いにございまして、やはり、例えば農作物、米を返礼品にすることによって、その農家の方々の所得の向上と申しますか、の一翼も担うものだというふうに考えてございます。

それとあと、委託業者と申しますか、今回はじめての部分でございまして、お願いしていろいろとやっていくわけでございますけれども、次年度以降、その業者からの提案にもありますように、取り扱う部分については、その地元で申しますか、地元密着型の、例えばそれが法人、会社になりますか、それとも、現行ですと公社等もございまして、そういったところで、地元でそういった作業をして、そういった部分での地元商社と申しますか、そういった部分での経済の活性化の部分にも資していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、三留議員のご質問のなかで、ちょっと気になることがありましたので、答弁といえますか、お話をさせていただきたいと思いますが、1つは、ICTのまちづくりで、前の山口町長の時代は、全国に先駆けているんな事業に取り組んで、それが補助金ありきで、何か定着していないというようなお話ですけれども、私は、それはちょっと違うんじゃないのかなというふうに思っています。というのが、皆さんいまケーブルテレビをはじめ、インターネット、さらには光ケーブルの双方向性を使って、住民の健康管理をしているようなこともあって、確かに完ぺきなICTまでまだいっていません。私もそこは非常に気にしているところでありましてけれども、これまでの基盤をつくったのは、やっぱり私は当時の山口町長が、この基盤をつくられたと。

ただ、これから先のことで、やっぱりいまから何年前になるか分かりませんが、そこから止まっているというか、私の感じではですよ、私の感じでは、どうも、本当はもっともっと国も進んでいるのに、その先が進んでこなかったと、新しいやっぱりソフトの対策といえますか、それができていなかった。そういう意味では、私はこれからの本当の意味で、ICTのまちづくりをするには、やっぱりもっと先端のことを考えていかないといけないなというふうに思っておりますけれども、ちょっとそんなことが気になりましたので、そのことだけのご理解いただきたいなと思います。

それから、バスの関係ですけど、私もこれもちょっと、当時私も現職のときに、いわゆる路線バスが規制緩和で会津バスが撤退するという話になって、それで町民バスを運行させたわけですが、当時の西会津町の町民バスというのは、いわゆる町民バスとスクールバスを一体化したというか、町民バスにも子どもさんたちは無料で乗れる。あるいはスクールバスにも町民の方が乗れるという、全国にちょっと珍しい運行形態だったんですね。それが非常にいろんな国のほうでも認めていただいたというか、当時、私が辞めたころですから、それからしますと、ちょっと8年も10年も時間経ちますけれども、当時スクールバスと町民バスの運行経費で、年間で約1億くらいかかった、年間で1億くらいの運行経費がかかりました。

しかし、そういう特色のあるバス交通をやっているために、当然、赤字路線は県の補助があります。さらにそういうことで、国の支援があり、特別地方交付税でも認めていただいたということで、1億の運行経費で、当時ですよ、私の記憶では370万ですよ、町の負担が。それがいま、これちょっと資料見させてもらって、デマンドバスになって約4倍かかってますよね。でも、デマンドバスはデマンドバスで非常に町民の皆さんの役に立っている。だから、私はお金の経費の部分だけでは、やっぱり判断できない部分というのは、公共交通の事業というのは、私はやっぱりお金だけでは判断できないなと。

それで、いわゆる定期バスを望んでいる方たちもいるんですよ、大勢の方が。だからといっていくらかかってもいいかということ、これはそういうわけにいきませんので、そのの、いわゆるボーダーラインといえますか、一線をどこに求めるかというのは、これから十分検討しないとイケませんが、やっぱり町民バスのバス体系というのは、非常にいろいろ経緯があって、いま現在に至っているわけですが、そのなかでも、やっぱり町民の皆さんの要望があることについては、やっぱり町としては真剣になって考えていかないといけないなというふうなことでございまして、これからどんどん高齢化になって、免許証が返還されて、どうしてもデマンド、

あるいは定期バスを運行する、利用する方が増えてくるわけですから、その人たちのためにも、やっぱり利便性のある交通体系をしっかりとつくっていかないといけないなというふうに思っていますので、どうぞ、将来的にそこら辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま町長に返答いただきましたけれども、もちろん私も、本当に、これからますます町民バスの必要性というのは、本当に重要になるということは、もう十分私も理解しておりますし、ただ、デマンドバスについては、若干、私、デマンドバスだけではないのかもしれませんが、なぜ問題点が常に出てくるのかということ、時間と距離とのバランスの悪さなんですよ。ある高齢の方なんかは、例えば20分で行けるところを1時間以上もかかって、山道ぐるぐる回されて、最後は気持ち悪くなったと。そんなお話も私うかがったことあるんですよ。やっぱりそういうところの、いろんなやっぱり、まだまだ問題点があるのかなと。やっぱりそういうところのこういう距離間をどう縮めていくのかということが、やはり今後の課題として、ぜひ解決に向けて取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、このバスについては購入に4カ月から6カ月かかるということで、これは理解をいたしました。ただ、やはり、できれば全体図を議会に明らかにして、私、先日の参考資料をいただいたときには、これ1,000万かかるのか、3,000万かかるのか、はたまたそれ以上かかるのか分からないような資料をいただいたものだから、ちょっとこれは納得できないところがあるなということでありました。

それと、町長からICTのことをちょっといただきましたけれども、私はもちろん山口町長さんの取り組んだ、この地に、例えばインターネットの回線とか、ケーブルテレビ、本当に全国からいち早く取り組んだ、私も何かの役員をやっていたときに、山口元町長に、インターネットのプロバイダ、西会津でなしてほしいと、まだインターネットが始まって1、2年でした。そのとき申し上げました。それで2年ぐらいして、ようやく取り組みをされたんですね。

ですから、確かに、ただ私、申し上げたいのは、あまりにもハードに依存しすぎると、本来はICTはソフトだと、私はソフト開発ができるかどうかカギなんですよ。ですから、その交通体系にしても、そういうことを仮に可能であるならば、町長おっしゃっているように、全国から注目されますよ、全国から視察に来ますよ。そんなにすごいことをやっている町なのかと行って、ぜひそういう取り組みをしていただきたいということなんです。

それと、もう1点だけ、このふるさと納税についてなんです。私は非常に、実は一般質問しようかと思ったんですけども、実は私自身のなかで、あまりにも全体像が分からない、まとまらないということで、ちょっと今回やらなかったんですね。それで、なぜそれがまとまらなかったのかということ、例えば、その返礼品1つにしても、米を返礼品にするにしても、じゃあ本当に生産者、農家の皆さんにどういうふうに、その協力をいただけるかということ、例えば、米、1万5,000円で一般的に流通している。だったらそれは、じゃあ本当に、いま言いましたように、食味計を入れて、じゃあ食味、例えば80以上のものは2万円で売れるような体制を取りましようとか、2万5,000円で、すごいものは3万でもいいよと。そういうような、やっぱり町独自のオリジナルなものがないと、生産者は本当の協力を、たとえいま、ある程度大きくやっている米農家の専

業の方たちは、自分の名前のプライドをかけてやっているわけですよ。そして、自分の米をいかに高く売るかという、ものすごい努力をされているわけですよ。ですから、食味計もそうやって必要だと、ですからそういう人たちの、やっぱり協力がなければ、このふるさと納税の米の部分にしては、私はやはり限界があるだろうと。そういう人たちを取り込むためには、やはり本当に町として、自前で具体的な取り組みを、私はやってほしいということを申し上げておきます。お考えを伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税についてのご質問にお答えをしたいと思います。私がふるさと納税、1番議員も賛成だということでもありますし、やっぱり、いまこれから税収だってそうは伸びが望めない。あるいは地方交付税もどんどん減少している。そういうなかで、一方、人口減少に対する対策を、これからしっかりやらないといけない。あるいは子育て支援もしないといけない。じゃあ、やるべきことがたくさんあるのに、じゃあそういう財源をどこに求めるかといったら、やっぱり私は、全てがふるさと納税ではありませんけれども、その財源の確保の1つの手段として、私は有効だなというふうに思います。

それで、いままではどう見ても、私は待ちのそういう、待ちって、待ってるね、待ちのやり方だったなと。それでは、私はお金は集まらない。もっともっと本当に、これから財源を求めるんだったら、もっと積極的にやっぱり働きかけるといって、努力をしないとダメだけれども、攻めもやっぱりふるさと納税を、やっぱりやらないといけないなと思っています。

それで、その手法をどこに求めるかということになると、私はこのなかにいるものだけでは、なかなかやっぱりそれは、ふるさと納税、応援寄付金といいますけれど、ふるさと応援寄附金をする側、する側がどこに求めるかというのが、これが分からないと、私はただ、いわゆるサイトに載せたらそれでいいかということではなくて、どういうところに求めるのかという、そこをやっぱり分からないでは、このふるさと納税の推進はできないなということで、県外の業者に、それのなんていいますかね手段、手法を提案してもらいたいということで頼んでいるわけですが、だからといって、その業者に100パーセント、何から何まで全部お任せするというのではなくて、そこにはやっぱり、今度は返礼品を提供する立場のものがあるわけですから、当然、米だったら町内の、いわゆる生産者、あるいは業者もおりますし、だから今年は、本当に、特に米なんかは、農協さんの予約の前に、早くこの作業をすることによって、米の予約を取る。そうしてそれを年間通して、いっぺんに送るわけにいきませんから、例えばの話、大口の場合には毎月送るとかという、そういう作業をするためにも、やっぱりこの作業を早くやることによって、米を確保したい。それには当然、生産者の皆さんのご協力をいただかないといけませんし、その作業もやってはいるわけですけども。

やっぱり、そういう送る側と、それから寄附をする方と、返礼品をする方と、ここをどうやってマッチングさせるかというのは、私はやっぱりなかなか役場の職員だけではできないのではないかなということで、いま業者を選択して、いまお願いしているわけでもありますけれども、いまご指摘のように、しっかり、要は返礼品を送る側の、この町のほうの立場をやっぱり、しっかり体制を整えなければならないと、特に米、それからミネラル野菜、シイタケ、あるいはそのほ

かに民芸品等もございますけれども、それをやっぱり町の産業振興につなげていくには、やっぱり皆様のご協力をいただかないと、これはできませんので、そういう意味で、ご指摘の部分はこれから十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 2点ほど伺います。

ふるさと振興費の39ページです。金額は小さいかもしれませんが、空き家物件調査委託料10万8千円ですが、これはどのような調査といたしますか、何人くらい体制でやっているのか。この金額で間に合うのかということなんですけど、西会津は年々空き家が増えております。そういう諸調査は、内容的にどのような内容をしているか。

あと2点目ですけど、いまほど1番議員が質問されましたが、43ページの備品購入費のなかで、バスを購入するということですが、そのバスは、道路も狭い、今年のように雪が多いと、なかなか4WDのバスじゃないと、なかなか運転もできないかなと思います。やはりこれは運転手と相談しないと、事務的にこの車がいいという、ただ金額だけではなくて、やはり運転する人の立場も考えて、4WDじゃないと、ちょっと冬道は怖いかなと思いますが。そして、マニュアルとか、オートマチックというか、何かそういう選び方といたしますか、どのような考えで提示されたのかと、お願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 2番、薄幸一議員の空き家物件調査委託料10万8千円の内容についてお答えしたいと思います。

こちら、空き家バンクに登録するために、宅建協会の喜多方支部に頼む、いわゆる委託料でございます。一応こちらのほう、若干多めでございますが、1件辺り1万円ぐらいの調査でやっているということでございますので、一応10件分の調査料ということで計上させていただいているということでございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 2番、薄議員のご質問にお答えをいたします。

当町は積雪地帯でございますので、バスの購入にあたりまして、4WDがある車種については、その4WDの購入をしてございます。新年度予算、計上いたしましたバス購入費、2台でございますが、どちらも四駆、4WDの仕様となっております。小さいほうにつきましては、オートマ、オートマチックで、大きいものについては、マニュアルというような仕様でございます。

小さいほうが14人乗りでございます。大きい部分で29人乗りでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 バス購入についてのほうに質問いたします。前回は説明あったと思いますが、町民バス運行事業についてであります。自治区長さんへのアンケートを実施しますという文言が書いてありますけど、やはり自治区長さんだけではなくて、やはり工業会とか、飲食店の皆さんとか、本当に多くの方のアンケートも必要なかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

今後の予定として、自治区長さんなどへのアンケート調査という部分でご説明をさせていただきましたが、やはり利用される方のご意見というのが非常に重要であると考えてございます。ただ、そのなかにおいても、その自治区の実情がございます。幹線から離れた自治区、また幹線沿いの自治区もございますので、そういった分部もありまして、自治区長さんを主としてご意見をいただきながら、その部分をまとめながらやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 同僚議員の質問で、ある程度中身は分かりましたが、私も2点ほどお尋ねします。

事項別明細書の28ページの上の段の補助金なんですけど、ここに金額少ないですけど西会津高校の創立70周年記念事業実行委員会の補助金50万円、これは本町にある高等学校なので分かりませんが、その下の県立喜多方高等学校の創立100周年記念事業実行委員会の補助金30万出ておりますが、この喜多方高校に出すようになった経緯等々をお示しいただきたい。この会津管内には高等学校いっぱいあるわけなんですけど、これから同じように周年行事等、事業等あろうかと思えますけれども、これはどこまでこういう補助金は、町として対応しなければいけないのかをお尋ねします。

あともう1つは、事項別明細書の31ページ、中段にJアラートのシステムの移設の委託料、あるいは起動装置等の移設の委託料等あります。先日、今定例会中、Jアラートの試験がありましたけれども、本町においては、このJアラートは特別問題なかったのかを、まずお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 多賀議員のご質問のうち、喜多方高校100周年記念事業に対する補助金についてお答えをいたします。

喜多方高校は今回100周年ということで、補助金を予算計上させていただいたわけでございますが、過去においても、喜多方管内、さらには若松の高校のこういった何十周年記念、記念事業の補助金は予算計上をしております。結局、その実行委員会から市町村に依頼がくるわけでございまして、会津管内、それから喜多方管内、西会津からも生徒が、過去にも、いまにも通ってございますので、そういったことで、西会津町だけではなくて、近隣の市町村についても予算を計上しているということで、今回も計上をさせていただいたわけでございます。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員のJアラートに関する質問にお答えをいたします。

先日もJアラートの試験をさせていただきましたが、その前が11月に実施してございまして、年、国では2回から3回、実施をしております。あと、その外に出ない分で、庁舎内といいますが、機器の部分についても、数度、これも実施してございますが、いまのところ問題はございません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、県立高校の、このいわゆる周年事業の実行委員会の補助金というのは、当然、そうすれば我々の本町にある西会津高校の、今回70周年かな、の記念事業の実行委員会も、あるいは喜多方市、あるいは若松市からも補助金等々が出ている、いわゆるバーターみたい

な形で出ているのと理解してよろしいのか。

それとあと、Jアラートは分かりました、問題なかったと。それで、過去にJアラートの放送内容を聞きますと、いわゆるどこからから発射された飛翔体が、日本上空を通過したときに、アナウンスでは頑強な、屈強な建物等々に避難してくださいみたいなアナウンス流されるんですが、なかなか想定はしたくありませんし、おそらくないであろうと思いますが、本町周辺に飛翔体が着弾する模様だなんていったときに、これどういう避難体制を取ればいいのか。放送は聞いて、いわゆるミサイル等の飛翔体が発射されて向かっているんだなというのは分かったけども、これは対応、町民としてはどう対応していいか分からないというのが本音だと思いますが、その点のお考えがあればお示してください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 高校の記念事業についてのご質問にお答えをいたします。

過去に、先ほどもご答弁申し上げましたが、会津管内、喜多方管内の高校のこういった記念事業につきましては、実行委員会のほうから町のほうに要請がございまして、町といたしましては、例えば喜多方管内の高校、会津管内の高校ですと、近隣の市町村に話をしまして、いくらぐらいの負担金、要請ありましたかというような話をしまして、その予算計上する金額が妥当なのかどうか、それをきちんと把握したうえで予算計上をしております。

今回、いまほどお話のありました西会津高校の70周年記念事業につきましては、実行委員会のほうから町に要請がございまして、地元の高校ですし、もちろん喜多方高校よりも身近なものですから、要請のありました金額を予算計上をさせていただきました。ただ、その実行委員会が、近隣の町村に補助金を要請したかどうかということにつきましては、町としては把握はしてございません。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

Jアラートの部分でございますけれども、これ国の一斉放送でございまして、内容については同じでございまして、それで議員おっしゃった頑丈な建物ですとかに避難という部分でございますが、建物ですとか、トンネル、例えば地下道があれば、その地下道とかというふうにいわれておりますが、当町においては、そのような地下道とかはございませんので、やはり飛翔体、飛んできた場合に、やはり本当に数秒、数秒というか、短時間でくることが予想されます。そうした場合に、やはり一般の住民の方々、なかなかその避難という部分については難しい部分がございます。それで、国のほうにおいても、例えば住宅で、その対応する場合においては、例えば窓近くではなく、なるべく奥まった部屋、家のなかでも奥まったところといいますか、窓際から離れた部分での避難というふうなことで、皆さんのほうにはお示しをしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 高校の補助金は分かりました。

いま言ったように避難の仕方をお示ししているというのは、具体的に何か配布分等々で案内している、あるいはケーブルテレビ等で案内しているということですか、私、その対応策、あまり

聞いたことがなかったものですから、やっぱりいま言ったようなことを、本町においては避難する場所も時間も、おそらくないだろうから、こういう対応をしてくださいよと等々は、しっかり周知させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 再々質問にお答えをいたします。

まず、チラシと申しますか、広報の部分でございますけれども、昨年、一度、色付きの部分で、これは国の統一様式の部分でございましたけれども、そういったチラシを各家庭には配布をさせていただいたところでございます。

町においても、ケーブルテレビでも一度お知らせした部分、それは放送等でございますけれども、あとその独自の部分については、なかなか当町の、議員おっしゃったように実情もございまして、難しい部分はございますが、その国等の指導をいただきながら、その対応については、有事の際、有事前にですけれども、周知をしていきたいとこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3款民生費。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 62ページの工事請負費であります、認定こども園の遊具整備工事、この内容について伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

認定こども園の遊具の整備工事でございますが、これにつきましては、表のほうには大きな子ども用の遊具が設置されておるんですが、小さい子ども用の遊具がちょっと設置をされていない状況がありまして、裏のほう、北側のほうが0歳児から2歳児の部屋なんですけれども、そこにある芝生の上に、少し小さい子ども用の遊具を設置するというような内容でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 これは、例えば、当初から予定されていて、予算の都合で次の年というか、そんなふうになったのか、そうではなくて、新たに今年の事業として整備をすることになったのか、その辺はいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

当初、設計上にはなくて、設計上、芝で設置をしております、芝の上で遊ぶ程度でいいのかなというようなことで考えておりました。実際、外で遊ぶ際は表の遊具を使ったらいいのかなと、ということで考えていたんですが、やはり表の遊具は大きい子ども用で、小さい子にはちょっとやっぱり合わないという部分がありましたので、砂場の整備なんかも含めて小さい子ども用のを整備するように、新たに整備するようにしたものでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点伺います。こちら少多諸々委託料あがっているんですけども、聞いているところによると、介護とか、そちらのほうに関わる人たち、全体的なもので言っているんです

けれども、西会津町の歳入歳出総括表でお話していたんですが。

それとあと、簡単に言うと、職員、人ですね。建物はいいんですけども、そういう人、現場で働く人たちが、なかなか少なくなっているというふうに聞いていたものですから、そういったものに関して、町としてどのように重要度を認識しているのかというのをお聞きしたかったんですが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護にかかる委託料につきましては、町のほうでは介護職員の分の委託料は出しておりません。これは介護報酬のなかで、にしあいつ福祉会なり、しなのきホームなり、各法人のほうで、介護報酬のなかで人件費等については支給をしているということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 民生費で私も1件だけお尋ねします。総括にもこれあるんですが、いわゆる後継者対策事業、これ昨年と同額の400万円計上されておりますが、昨年までの実績、あと同じ金額ですが、委託先等、変更はなく、同じ形で新年度も取り組まれるのか、詳細、分かればお示してください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員の後継者対策事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、実績でございますが、平成28年度につきましては、全部で3回開催しておりまして、合計、1回目で3組、2回目で2組、3回目で4組ということで、合計9組の、いわゆるカップルが、そのイベントで誕生しております。

続きまして、あと29年度におきましても、今回、3回実施する予定でございまして、1回、2回は終わっておりまして、第3回目は明日開催する予定でございます。1回目につきましては、2組。第2回目につきましては、4組のカップル。いまのところ6組のカップルが誕生しているということで、このなかで、28、29とやりましたなかで、進行中、まだ交際を続けているという方につきましては、いま現在、3組いらるということでございます。

なお、こちらのほう、平成30年度においても同じ業者をするのかということでございますが、現在、いま仙台市の業者のほうに委託しておりますが、このことにつきましても、今後どういう、もう少しマッチングの度数を上げるとか、開催期日がどうしても後半のほうに、9月以降になってしまっているという部分もありますので、もう少し早めに取り組めないかという部分もいろいろ含めまして、総合的に判断いたしまして、同じ業者にするのか、また新たにプロポーザルするのかということは考えていきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 成果のほうは、カップリングになった組数は分かりました。今回のこのいまの委託先においては、以前の説明だと、出会い、きっかけはつくってカップリングまではいくけれども、その後のフォローができなかったというようなことで、そのアフターフォローも含めて、今回はいまの業者に委託して、結婚するまでを、道筋をしっかりしたものにしていきたいということであったんですが、カップリングの数字は分かりました。その後の、いわゆるフォローというのは

どうなっておりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

そのカップリングになった後のフォローということでございますが、一応、その専門業者のほうにおきまして、専用回線を設けております。いわゆる困ったことはないですかという部分での問い合わせとか、そういう部分もできるような体制と、あとその業者のほうから、その当事者のほうに、順調ですかというような形で問い合わせ、フォローアップはしているということでございます。そのうえで、さっき進行中のカップルが3組だということで把握しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。1組でも多く結婚に至ればいいなと思っておりますけれども、これもさっきの審議会、あるいは委員会なんかと同じで、参加する、特に男性陣のほうが、参加が少なく、ほぼ固定したようなメンバーでやられているというような話を聞きました。だから、少しその参加要件はいろいろ考えているんでしょうけども、今度、新しい顔ぶれで、毎回同じ人だと、やっぱりいろんな弊害が出てくると思うんですね、年3回やっても。だから、できるだけ多くの未婚の方に参加できるようなことを、今度、いわゆる業者なり、商工観光課では考えていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今回、参加者の募集にあたりましては、男性の方について、参加要件につきましては、いままで町内の方、在住者ということで限定しておりましたが、町内に勤務先がある方ということで緩和しながら、いろいろ進めているということでございます。若干固定化しているんじゃないかというご質問でございますが、少しずつ人は変わっているというのが現状でございます。

なお、女性のほうは、全ての方、全員違いますということだけは申し上げておきたいと思っております。

○議長 4款、衛生費。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 65ページが一番下なんですが、金額的には5万円です。音楽療法士等報償費、この内容をお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 13番、清野議員の音楽療法士の報償費のご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、福島市の音楽療法士の方がおいでになって、毎年、ここ十何年おいでいただいているんですが、主に精神障がいをお持ちの方々にお集まりいただいて、その音楽で元気になっていただこうとか、そういったことの指導なり、一緒に歌ったり、楽器を演奏したり、そういう形の楽しいものをしていただくというような内容でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 そういうふうにして、一つの試みというか、そういう一つの成果を求めてやってい

るわけですけど、それは回数としては、これで十分とお考えなのか、どのくらい普通であればやったほうがいいとか、そういう目安はないんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 回数とかの目安ということでございますが、やはり回数、できれば本当、多く開催すれば、その人たちに刺激なりを与えるというような部分で、そういったものでは回数は多いほうがいいのかなというふうには考えておりますが、いま現在、年1回であります、年1回でも、その固定の方々については、本当に1年間待ちながら、本当に待ち遠しく待っていて、楽しく過ごすというようなことでやっております。

あと、この講師の先生も決まった先生をお願いしているんですが、先生、大変忙しい先生でありまして、年間に何回もお願いできるような方ではないものですから、とりあえずは年1回ということで、定期的な開催をしているということでもあります。もし、先生との調整がつけば、回数等についても増やしていけるようなことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いします。総括表に出ています西会津産米販売力強化事業、食味計の購入だとうかがいがしていたんですけども、食味計、私も見たことないんですけども、どのようなもので、何の数値が分かって、それで、どのような利活用の方向性を考えているのかお伺いしたいと思います。まず、それをお聞きします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 3番、秦議員のご質問にお答えをいたします。

まず、食味計ですが、町のほうで、現在想定しておるものは、基本的に毎年、県の農業総合センターのほうで利用させていただいている機種を検討しているわけでございますが、これは、分かりやすく言いますと、電子レンジのような形の大きさに、米を、玄米を入れますと、タンパク質、それからアミロース、水分、脂肪酸度、こういった数値を測定しまして、それらを食味値という形で、100点満点で表示するような機能がある機械でございます。一般的に70点を超えますと、おいしいというふうに言われるような数字が出てくるわけでありまして、西会津町におきましては、うまい米コンテストでもありますとおり、平均で80を超えているような数字が出ております。

それで、この食味計を利用いたしまして、農林振興課といたしまして、まず、導入した主たる目的につきましては、やはりいままで、町でうまい米コンテスト、西会津一うまい米コンテストをやりますと、収穫時期だったり、あと1人1点だったりという制限がございまして、希望される方が全部計れるわけではないと、それで希望される方のなかには、郡山まで運んでやってらる方もいらしたというような話も聞いておりましたので、そういった生産者の方々が制限を受けないで、町内の生産者の方々が、自分のほ場だったり、ごとに食味を計れる環境をつくらうと。その環境をつくることによりまして、翌年度以降の米づくりの技術、それから、食味値のさらなる向上、こういった部分に結び付けるというのが目的の1つであります。

また、そういうふうには数値化をすることによりまして、生産者や生産者団体と一体となった販売促進活動にも使えるのではないかと、これが2点目の目的になりますが。こういったことで導入を図っていくということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これは、私は、基本的にすごく大賛成なんです。ただ、この使い方だと思うんですよ。いま言ったとおり、福島まで持っていったものが、今度は地元の西会津で計れるようになって、希望する人、しない人はいると思うんですけども、希望する人にとっては、自分の米がおいしいですよと、それを数値化して、食べたことない人、要は例えばパソコンの画面上でもいいですし、パンフレット上でもいいですけども、見た人たちが、おいしいか、おいしくないかって、だいたい想像できる、参考とする情報としては素晴らしい機械だと思うんです。

これに関しては非常にいいと思うんですが、要はその利活用の方向性なんですね。先ほど同僚議員も申しましたが、ふるさと納税とか、そういったところに、例えばこういう数値の、こういうおいしいお米を我々の、例えば、ふるさと寄附金に関しては返礼品として出しますよという、そういった方向へ活用する等々は考えていらっしゃるのかと。それを聞きます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

先ほど来、町長からも答弁申し上げられているとおりでございまして、当然、食味計を入れますので、そういった様々なPR、ふるさと応援寄附金の返礼品にかかるものにつきましても、やっぱり使っていきたいというふうに考えております。

ただ、さっきの答弁のとおり、いまのところ、その委託業者さんが、いろんな経験だったり知識だったりもございまして、正直、うまい返礼品のブランド化みたいなどころについて、うちの町ではこういうことで食味計も使えますよということで提案をして、アドバイスを受けていきたいというふうには考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 いま課長から答弁ありましたが、私、ブランド化だと思うんです。ただ、いままではどうだったかは分かりませんが、西会津の米をおいしいよというんじゃないかと、こういう数値で、こういう裏付けがあるおいしいお米ですよというブランド化をぜひやっていただきたいと。

それと、その目で見ると分かる表示もそうですけれども、ラベル等とかも工夫して、要はいい数値を、皆さんに分かりやすい数値を出してくる機械があっても、それを見てもらう方々が理解できなければ、なかなか難しいと思いますので。

あと、先ほど来、聞いていましたけれども、やっぱり農家さん、自分のお米がおいしいかどうか、正直、自信ある人もいるかもしれませんが、ない人もいらっしゃると思うんですよ。ただ、それがどんどんどんどん数値化して、自分の家の食味値が分かって、小さな農家さんでも、いままでだと使い道、決まっていたものが、もっともっと、じゃあ町のふるさと納税に協力しようかなとか、この食味値を使ってやってみようかなというふうに広がっていくように、ぜひ、ぜひ、この機械を買うだけではなく、それを広げていく方向を考えたほうがよろしいと思

うんですが、最後にその方向性だけお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

いまほど秦議員ご指摘のとおりでございます。町といたしましても、せっかく購入するわけですから、様々な利活用できるように検討してまいりたいということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 1点お聞きします。款項の77ページの下から5行目くらいですか、農業次世代人材投資企業補助金、昨年度より150万円ほど多くなって、1.5倍になっています。その要因についてお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えいたします。

農業次世代人材投資事業、これ今年度までは、新規就農者確保事業補助金ということで、国の制度であります。これは新規就農された農業者の方々が軌道に乗るまでの間、5年間を国が補助金で支援するものでございますが、月額12万5千円、年間で150万。これが1件の農家の人の、新規就農者の限度額になっております。それで、来年度につきましては、平成30年度につきましては、3名でありまして、それで350万というような、失礼しました。450万というようなことになっております。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そうしますと、来年度は3名と、そのほか、何年か後においてもそうですが、申し込みとか、意欲があった場合、そういったものは適用になるんでしょうか、増えた場合です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

この制度、実は新規就農してから5年もらえる制度をご答弁申し上げていますが、この前に、新規就農するために、準備するためにももらえる制度というのが2年間ございます。これは町を経由しないで、まっすぐ県からいく補助金がありますが、実は西会津町でも、もう既にこの2年間、準備のものをもっている方もいらっしゃいます。それで、この準備の2年間をもらった方は、2年間終わったならば、必ず就農しなければいけないということで、またその方が、今度、新規就農しますと、こちらの対象になりますので、来年度以降も、もう既に、こちらの補助金に該当する人は、人材はもう既にいらっしゃいます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 76ページのところですが、地域連携販売力強化施設の管理業務委託料であります。

私、記憶で、ちょっと感じたところでは、たぶん前は500万くらいあったかもしれませんが。そのうちの290万円くらいが減額になっているという、この要因など、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域連携販売力強化施設の管理業務委託料ということでございますが、こちらのほう、暖房にペレットボイラーを入れておまして、そのペレットボイラーの燃料代と、そのシステムの保守メンテナンスの部分で、都合 218 万 2 千円ということでございまして、この管理業務委託料は、昨年度はそのペレット代だけの 123 万 1 千円でございます。ただし、ミネラル野菜の家のオープンということで、トータルのオープン費用ということで、たぶん合計で 500 万円程度なったのかなと思いますが、その部分でございますので、今回は管理業務という部分で、保守管理のメンテナンスの部分とペレット代の燃料分の半分という部分を計上させていただいているということでございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そういふふうな状態で減額したとしても、それに業務上、差し支えないのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 管理業務、これだけ減額しても大丈夫かというようなご質問でございますが、一応こちらの施設、収益施設でございまして、町から人件費等の部分については、全部自前の、その利益のなかから、営業利益のなかから補っているという部分でございまして、基本的な部分の、町で政策で入れたペレットボイラーの燃料の半分ですね、半分の部分と、あと保守メンテナンスの部分を管理料ということで払っているということでございますので、特段、減額したとか、そういう部分はないので、お願いしたいと思います。

○議長 7 款、商工費。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 商工費、観光費のなかで、いわゆる交流体験モニターツアー等の企画運営委託料とか、あるいはグリーンツーリズムの推進事業、あるいは周遊観光の推進事業等々ありますけれども、一昨年、振興公社におられた旅行業の有資格者が退職されてから、あのときも申し上げましたけれども、これから大変いろんなこと、やりづらくなるよと、旅行業法に抵触しないでやるには難しくなるよというようなこととお話させていただきました。それで、最近の話を聞くと、随分窮屈な形でやられているような気がしますが、要は、先ほどの専門職の話ではありませんけれども、役場、組織のなかばかりでなくてもいい、例えば観光交流協会、あるいは振興公社のなかでもいいけども、こういう、やっぱり旅行業の有資格者を置くことは、私は必要だと思います。積極的なこれからの交流人口の拡大を図るにはね。

だから、いろいろ旅行業法の試験を受けられたとかという話も聞きますけれども、町としては、1 人資格者がいれば、振興公社なり、観光交流協会の共催、名前を載せておけば、いろんなこと、結構できると思うんです、私は。

だから、将来的に、いわゆる有資格者の採用、あるいは育成等々はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10 番、多賀議員の観光に関する、今後、展開していくなかでの有資格者の考え方という部分でございますが、確かに、一昨年に都合によりまして、公社からの有資格者が退職

されたということで、いわゆる着地型観光がなかなか発展しないんじゃないのかという部分でございしますが、その取扱主任者がいなくても、いま現在のところは、いわゆる実費部分で、そんなに多くは募集はしておりませんが、そのなかである程度は進めているというような部分で、事業は展開していると。

ただし、現在、地域おこし協力隊の方が、観光協会のほうに派遣しておりますが、その方は、一応、試験を受けまして、一応合格されたという部分はなっておりますが、ただし、その業務を登録するために、まず3種から、相当な金額を供託かけなければいけないという部分で、いま現在のなかでは、話のなかでは、いまのところ聞きますと300万円ほど供託しなければいけないというような部分もございしますので、その辺、いま調査しておりますが、そのなかで、今後そういう事業展開するなかで、どう、それも観光協会で負担するのか、町が負担するのかという部分は、今後煮詰めていかなければいけない問題だと考えておるところでございします。

したがいまして、平成30年度におきましては、もう少し旅行に関わらな形で、イベントスタンプラリーとか、そういう強化をしながら考えていきたいとは考えておりますが、今後の検討課題だということで申し上げさせていただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 旅行業の、いわゆる資格の試験に合格されたという、大変いいことでありますし、できれば、やっぱりそういうポジションはしっかりしたところに置いていくことが必要だろうと。だから、そのときも、一昨年、言ったんですけども、例えば在京西会津会でね、こっちバスを仕立てて行くにしても、これから福島ホープスの応援ツアーをするにしても、そういう方がいれば、ちゃんと登録できてね、いれば、そんなの何も難しくなくこれからできるわけです。

だから、そういうのを、やっぱりその費用負担のあり方等々も、早い段階で検討していただいて、交流人口の拡大につなげていただきたいと思いますと思ひますが、再度ご答弁ください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど、多賀議員のほうから、在京西会津会と、いわゆるホープス応援ツアー等と、具体的な例ございましたが、あの事業につきましては、いま現在、旅行業法に抵触しないということで、なんとかできることになっておりますので、一応それ以外の部分で、いわゆるほかから広く人を集める部分では必要となりますので、その辺踏まえまして、十分に検討しなければいけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますと思ひます。

○議長 8款、土木費。

9款、消防費。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 101ページの工事請負費の防火水槽新設の工事、それから、消防屯所新築工事についてお聞きします。

場所についての要件が1つと。それから、消防屯所の新築ということは、いま現在なかったということで、新しくつくるのか。それに対する消防団員等々の配置等も、だいぶ減少していますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、いま現在、町で各消防の防火用水施設がありますけれども、いま現在でいきますと、いまの新しい新設の消防ポンプだと、10分もつか、もたないかぐらいの容量じゃないのかなとは思いますが、大火等の発生したときに、果たしていま現在の持っている防火用水、それで対応できるのか。

それから、最近ですと、水道、消火栓、あれですと、例えば芝草地内だと1分取れば、ほかの消防ポンプがほかから取るのに大変苦勞するというようなことを聞いていますので、その防災計画等も含めた今後の計画等も聞かせてください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴議員のご質問にお答えをいたします。

消防費のなかで、防火水槽についてでございますけれども、平成30年度に野沢、塚田地区と黒沢地区の2箇所を予定してございます。

それと、消防屯所新築工事につきましては、縄沢を予定してございます。この経緯につきましては、消防組織等の見直し会議を随時開催してございまして、そのなかで、一昨年、議会でも定数ですね、消防団定数の見直しをご議決いただきました。それで、現在もいろいろな車両の配備ですとか、そういった部分で継続した協議を行っております。

そのなかで、実は第4分団の呼賀班でございますけれども、ここで積載車を所有してございます。それで、縄沢地区においては、軽積載、軽自動車の積載でございますけれども、を所有してございまして、呼賀班においての、その積載車の稼働するための人員、団員が少ないものですから、困難であるという部分で、その消防団の見直し会議のなかで、本団、あと各分団との協議のなかで、その再配備の部分を協議させていただきました。そのなかで、縄沢班におきましては、団員数が増えていると、十数名いらっしゃるわけでございますけれども、それで、軽積載での対応ではなく、グレードアップと申しますか、積載車というような部分もございましたので、それを踏った結果、交換というような部分で配備をしたいということで、消防団のほうでまとまりました。

それに伴いまして、縄沢班においては、軽積載の車庫でございますので、積載車が入るスペースがございませんので、屯所におきましても古い部分もございましたので、新たな積載車が入る屯所ということで、新たに建築したいという部分でございます。

それと、消防水利の関係でございまして、水利につきましては、消防に関しましては、毎年、消防水利関係、消防の、30年度は防火水槽でございまして、あと各年でポンプ車等の整備ということで、整備をしてございまして、消防水利についても、年々充足率、基準数ってあるんですけども、その充足率は向上してございます。平成30年度、新たに2基整備することによりまして、充足率のほうも現在まで消防水利については96.5パーセントでしたけれども、97.2パーセントということで、パーセンテージのほうも上がるようになってございます。

消防の防火水槽につきましては、その規格、いろいろございまして、40立方ですとか、何十立方とあるわけでございますけれども、その水利を、あと防火水と消火栓、おただしの消火栓もございまして、充足率については年々上がっているというような状況でございます。あとあわせて、消防水利、プラスあと自然水利と申しますか、そういったのを活用しながら、火災対応には対応

してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　充足率という話を聞きますけれども、充足率と、それから消化可能の水量というものの因果関係というものは、町としては調べて、それに対して充足率が何パーセントというようなことで考えているのでしょうか。

それとあと、非常に大型の火災がおきたときに、例えば防火水槽2基で、はたして足りるのか、4基必要なのか、10基必要なのかというような対応になると思います。その辺の、いま現在、非常にポンプの能力が高くなっています。ということは、1つの消防ポンプで、はたして10分でその1軒の家が火災が消えるのか。そうじゃなかったら、2軒、3軒延焼したときに、はたしてその水利の活用でもって消えるのか、やっぱりそういうデータ等をしっかりと踏まえた防火対策というようなことが、今後必要になってくると思うんですが、いかがですか。

○議長　　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　再質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、その使う水量ですか、量につきましては、これは火災の大きさによって、いくらでも必要なときもございまして、少ない量で済む場合もございまして、消防水利につきましては、一応、地形といいますか、地積、140メートル以内ですとかいろいろございまして、そのなかで基準数というのがございまして、それを満たしているかというような部分でございまして、水利につきましても、例えば自治区において2箇所、3箇所というような、ある部分もございまして、1箇所からではなくて、それで、複数の水利を活用しながら、その対応をしておるところでございまして、その1箇所、防火水槽、防火水槽1箇所からのという部分ではなく、そのまわりのいろいろな水利を活用しながら、その消火に努めているところでございまして、

ただ、その水量につきましては、一般的な基準というのは、例えば住宅1棟分とかございまして、そういった部分はございまして、大きさにもよりますので、火災が本当に大規模なものになった場合には、いくらでも水利というのは必要でございまして、一応その基準を照らし合わせながら、その複数水利を活用してやっていきたいと、ちなみに40立方の防火水槽ですと、1線、1本のホースを出すといったときに、30分、活用できるという部分でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　10款、教育費。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　　1点だけお伺いいたします。総括表の16ページの下から4段目、地域学校共同活動事業についてお伺いいたします。この趣旨、私も勉強させていただきましたが、非常になかなか子どもさんと親御さんが関わり合い、なかなか仕事が忙しくて難しいときに、地域が学校に協力してやっていこうという素晴らしい企画だと思うんですが、現在、これに携わる人たち、スタッフというんですかね、ボランティア人材に関して、人数的には、いま足りているのでしょうか、そこをまずお伺いいたします。

○議長　　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 地域学校共同活動事業の人材の関係ですけれども、現在、推進委員会なる組織、これには 28 名程度、いろんな町民の皆さんが参画いただいております。実際、去年は学習活動を、大きな事業としては 2 回、夏休みと秋に実施してございます。そのなかで、町内の退職した先生方ですとか、あとは民間の塾の方、あとは地域おこし協力隊、芸術村の関係者等々で、これも 20 名以上でお願いできてございます。

この事業、今年を振り返ってみますと、十分に対応できたのかなというふうに思っていますし、今後、事業展開次第では、さらに増員というの也被えられるのかなというふうに感じております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 県の教育委員会が示している指針のほうには、ボランティア人材の拡充を図るというふうに記載されています。子どもの教育に携わるのは、確かに学校の先生、保護者、もちろんですけれども、地域の方々も、もっともっと関わってもらったほうがいいと思います。それも、これだけのボランティアの人たちを集めるのも大変だったと思うんですが、今後も拡充を考えるのであれば、町としても、この予算措置だけではなく、いろんな形で携わって、この活動、地域連携の活動を一生懸命がんばってやろうとしている方々をバックアップする必要もあると思うんですが、その辺の必要性は、町では考えていますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 活躍されている皆さんへのバックアップというようなことでございますけれども、まさに地域と家庭と学校の連携のなかでやるというような体制の事業でございますので、当然、我々町としましては、黒子として最大限、事務的にも、いろんな面で応援しているわけでございますけれども、それと、やっぱり地域の皆さんの、それぞれの支え合いといいますか、そういった体制も非常に重要なかなと思っておりますので、我々が不足する部分は、地域なり学校の先生なりに共同でやっていくというようなことで、相互関係が非常に重要なかなというふうに思っておりますので、そんなような体制で、ますます発展充実するよう、我々としても努力してまいりたいなと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、またプールのことでお聞きします。プールばかりやっているのかと思われるけど。このプール、金額 2 億 1 千何百万ですか、これは屋根付きのプールでしょうか、屋根なしのプールの計算なんですか、この金額は。2 億 1 千何百万というのは。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今回載っておりますこの金額は、当初予算の編成時におきまして、まだ屋根付き、屋根なし、そちらのほうに固まっておりますので、当初のといひますか、29 年の当初であげました屋根付きの金額であげております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 ここに平成 29 年 10 月 30 日ですか、10 月中に設計した、これありますよね。これは実施設計ではないんですか、この図面は。10 月に、これ荒川設計事務所を出したと思うんですよ、これね。10 月と書いてあります。これはどうなんですか、この図面出した。これ屋根な

しだと思うんですけども。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 設計の関係なので、私のほうから答えさせていただきます。

この小学校のプールにつきましては、その図面をやったときには、この場所でこうであったらば、こうなるであろうということで、実施設計は始めておりますが、まだ、いわゆる前段の段階で、だいたい大まかにお示しするための図面でございます。また、詳細な設計が入った段階での図面ではございません。議員もご存知のように、場所が変わったり、あとスタイルが変わっておりますので、実施設計については現在も継続中という形でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、小学校の生徒さんは、いつごろからプールで泳げますか、今年は無理ですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えいたします。

現在、設計、実施設計の継続中ということでございまして、今回、平成30年度に小学校プールの整備工事並びにそれに関する委託費は教育費のほうで計上しておりますので、平成30年度には整備をしたいということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も関連いたしまして、いまのプールの問題でお尋ねをしたいと思います。

1つは、9月の8日に、29年ですね、8日に1億5,000万だというお話をされたときは、何をもって、何を根拠で出されたのかということと。

それから、9月の15日には白紙だと、屋根付きと屋根なしの話が出ました。その後、29年の10月に、いまのようなお話が出されて、そのときに、そのときにですよ実施計画書があったのか、なかったのか。それで、いま3月のこういう議会にお示しされた、この金額の2億3,000万、しかも当初の予算と、いま担当された課長がお話されて、2億5,000万から1,700万くらいの減額で出されていると。しかるに、委託料のなかに実施計画書が180万計上されているんじゃないですか、通ったら一挙に始めますよという段階に入っているんじゃないですか。そのときに、私の一般質問にお答えされた答えは、まだ屋根も付ける、付けないは決めていないというお話でありました。この、いまの関連したところを、じゃあどのように私のほうに説明していただけるか、お求めします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 プールのことということで、私のほうで、また回答させていただきますが、今回、平成30年度の予算の審議ということでございまして、今回あげさせていただいておりますのは、小学校プールの整備工事、いわゆるハードの工事分、あとそれに伴います設計の委託料ということであげさせていただいております。そのプールの設計につきましては、先ほどありましたように、場所の関係、またスタイルの関係あったもので、本年度実施設計は進めてはおりますが、それらがはっきりしないうちは、詳細については設計ができないということで、継続をさせていただいて、それを繰り越して行うものです。ということでございます。平成30年度予算ご議決

いただきましたら、改めて、そのなかで、この予算のなかで整備をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 暫時休議します。(14時42分)

○議長 再開します。(14時51分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 2億5,000万の予算に対しまして、減額1,700万の件についてお伺いをいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 小学校プールの建設工事、いわゆる、こちらの総括表に出ている部分の金額でございますが、2億3,422万1千円ということで、前年度に比較して1,757万9千円、それだけ金額が違っているというようなご質問かと思えます。

小学校のプールにつきましては、現在、実施設計をやっているところでございまして、ご存知のように、実施設計は29年度から30年度に繰り越してやっています。その金額が、つまり30年度プールを整備する際にはいらないということで、いわゆる、これは設計の金額が減ったということで、プール自体の整備工事の金額自体は全く変わりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いま同僚議員がご質問されておりました内容と、ちょっと関係するかもしれませんが、2億5,000万ということであるとすれば、屋内プール屋根付きだというふうに、私はそういうふうに解釈しておりましたし、今後これだけの予算が付くとすれば、そのように進めていただけるのかなというふうな解釈しておりました。それで、なぜそういうふうなことを申し上げるのかというと、いろいろと一般質問のなかにもお話申し上げましたとおり、屋内プールということになると、全ての内容がクリアできるからという話でお話をしたわけでありまして、その点について強く求めていきたいと、こういう内容であります。できる限り、アンケートはアンケートというふうな立場。

○議長 屋内プールではないです、屋根付き。

○猪俣常三 屋根があるとすると屋内というプールという解釈で聞いていただきたいと、こんなふうに思います。

そういう観点からすれば、すごく子どもさんが水泳授業を行うについても、それからまた、いつでも使うについても、非常によろしいのではないのかと、こういう内容でありますので、その点を確認したいということでご質問をさせていただきました。その点についてお伺いしておきたいと思います。再度お伺いします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

一般質問の際にもお答えいたしました。9月から始まりまして、関係者の皆さんの意見をいただいて、設置場所及び形態、屋根付き、屋根なしにつきましては決定していくと、そのようなことで議員の皆さん、あと町民の皆さんにお約束して今日までまいりました。それで、最終的に

小学校、あとこども園の保護者の皆さまにアンケートを取った結果、場所は、現在の小学校の畑の場所と、あと屋根付き、屋根なしにつきましては、屋根なしでということでアンケートの大勢が決定したということから、町といたしましては、このアンケートの結果を尊重いたしまして、これに基づいてプールを建設していくと、そのような考えでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 このプールについては、1年間にわたって議論が繰り返されてきたということであり、そして、いま教育課長のほうから説明がありましたように、アンケートの結果からすれば、やはり屋根なしで町としてはやりたいという、いま報告があったと、説明があったわけですね。私もこれまでずっと屋根付きであることが、将来に向けては、やはり必要だろうという考え方は、いまでも変わりません。

しかし、やはり、いま子どもたちや保護者の立場を考えれば、やはりこれ以上結論を先延ばしして混乱をすることは、やはり許されないということで、ひとつ私のほうから町のほうに提案をさせていただきますが、将来的に屋根付きが必要であるときは、それを付けれるような設計等について、町として十分これを取り込むということで、私は検討をしていただきたいと考えておりますが、町の見解を伺います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 小学校のプールの建設については、これまでいろいろ経緯がございました。いま整備しようとするのは、いわゆる文部科学省の基準に基づいたプールをつくるということで、これも皆さんのアンケート、それから議会の皆さんのご意見をいただいて、屋根付きでない、屋根のつかないプールを整備すると、場所は変更するというので、その方針が出たわけでありまして。

ただ、これから、いわゆる気候が、あるいは地球環境がどんなふうになっていくか分かりません。もし、そういう人体に影響があるようなことになれば、いまある全てのプールが、全て屋根付きにしなければいけないような状況になれば、その時点で、やっぱり子どもたちの安全安心を考えたときには、その時点で、やっぱり屋根付きを検討せざるを得ないというふうに思いますけれども、いま時点では、そういうことについての文部科学省、あるいは厚生労働省から、そういう指導はまだありませんので、いまの段階でそこまでの言及することはできませんけれども、そういう状況になったときには、それは検討させていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町長から説明いただきました。しかし私は、もう少し前向きな、やはり保護者の皆さんから、そういう要望があったときは、十分それについて検討するというような、もう少し前向きな返答をいただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 もう少し前向きということでありましてけれども、保護者の皆さんが心配するような状況になれば、おそらく国だってそういう方針が、やっぱり出ると思っておりますので、それは1番議員のお考えは、十分理解できますけれども、やっぱりそういう状況になれば、これはやっぱり子ども

たち安全安心を考えたときには、何がなんでも優先にやらないといけないなど、そんなふうに思いますので、いまの時点ではそこまでのご答弁しかできませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは2点ほど質問いたします。

それでは、1項2目の節で、この委託料、教育改革サポート事業というのがあがっているんですが、これも去年の12月の補正予算のなかで、サポート事業委託料で240万あがっているんですよ。これなぜ、これ12月補正して、また今回、新年度に600万あがっているのか、その辺についての説明と、事業の内容について、ちょっと皆さん分からないと思いますので、簡単に説明してください。

大事なことを忘れていました。それでは、もう1点は、1項2目の節のなかで、特別職の報酬がありますが、これは新しい教育長の報酬だと思うんですが、そこで町長にお尋ねしたいのであります。

○議長 暫時休議します。(15時01分)

○議長 再開します。(15時02分)

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 新しい教育長がこられると思うんですが、そのときの町長の、教育長招聘の基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 教育改革サポート事業についてと、それから、教育長招聘についての基本的な考え方ということでございますが、まず、教育改革サポート、これについては、いま町の現状を思うと、次の時代を担う、いわゆる人材をどう養成、確保していくかということになると、やっぱり私は教育だなというふうに思います。ですから、その教育も、やっぱり時代の先端といいますか、先進地の教育を取り入れたほうが、私はやっぱり西会津町の教育はうんとよくなる、向上するのではないのかなど、そんなふうに思っております。そういう意味で、産・官・学・民の連携した教育を、やっぱりこれから目指したいなというふうに思っております。

そのことによって、いわゆるこれからのグローバル化の時代、あるいは情報化の時代に生きるというか、自立できる、そういう能力を身につけさせる。あるいは学力を向上させるための、やっぱり教育をやらないといけないなというふうに思っております。そういう教育をやることによって、ふるさと西会津町をしっかりと将来、持続的に守っていただけるような人材になってほしいなど。それで、西会津町の教育が、いわゆる先進的な教育をやっているよということになれば、これ都会から西会津町が評価されることによって、また移住・定住に結び付くかもしれないわけですね。

そんなことで、29年度に予算議決いただいて、その準備作業を29年度はやらせていただきました。したがって、いろんな事業を実施するうえでのいろんな課題、あるいは現場の皆さんたちのいろんな意見、あるいは教育委員の皆さんたちの意見とか、学校長さんたちの意見とか、そういう下準備を29年度にやらせていただきました。

これをもとに、今度は30年度は、じゃあ西会津町のその教育改革で、どういう教育をしたらいいのかということで、今度それを学校の現場と、今度は具体的な作業をすることになるわけですが、これも1年、2年で私はできないと思っています。やっぱり最低3年くらいかかるかなというふうに思っています。そういう意味で、これからの新しい教育を考えたときに、大部分の人も、いわゆる新しい考え方を持った人たち、人を招聘をしたいなといいますか、お願いをしたいなというようなことで、いま考えているわけであります。

この事業については、676万3千円ほど計上されておりますけれども、この事業は、国の、いわゆる事業として認められておまして、非常に国もこういう事業をやることについての注目をあびているという、何かそういう学校教育、そんなふうになっておまして、国も特別交付税措置が560万くらいあるんですよ。だから町の実際の負担は110万くらいですけども、お金の問題じゃなくて、やっぱり西会津町の将来を担う人たちの人材を養成、確保するためには、やっぱり突き詰めていくと、やっぱり教育だなと。

それで、このことについては、やっぱり金をそこにかけて、そしてほかからも評価されるような、そういう学校教育にしていきたいなというようなことで、教育長もそういうことで、いろいろ外部からちょっと呼んで、西会津町の教育を変えたいというか、ちょっと言葉は適切ではないかもしれませんが、先端の、先進地の教育を進めていきたいなと、そんなふうに思っていますので、ひとつご協力をいただきたいなというふうに思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も社会教育費のなかで1点お尋ねしたいと思います。29年度は、横町館跡の発掘調査、ほぼ完了して、また歴史文化基本構想策定が完了したということであります。その歴史文化基本構想のなかでも、いわゆる本町の文化財、伝承、保存もさることながら、これからの活用を積極的に考えていかなければいけないというようなお話もうかがっております。新年度、具体的に、先日、西会津中学校いったらば、縄文土器、一部展示されていたようでありますけども、新年度、文化財等の活用方法、具体的に構想があればお示してください。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

まず、平成27年度から3カ年をかけまして、西会津町歴史文化基本構想、もうすぐできます。それで、まずその構想は、町内でいえば50名以上の方々に、町民の皆さん、それから一部専門家の皆さん、いろんな皆さまの意見を総合的に網羅したような構想が、ようやく完成するというところでございます。

それで、平成30年度以降につきましては、この構想ができて終わりではないと、今度は仮称ではございますけれども、この推進委員会なるものを発足させまして、やはりここにも町内の若い方ですとか、女性の方ですとか、いろんな方の参画をいただきまして、この具現化をする作業を進めてまいりたいなというふうに思っております。

この3年間の策定委員会のなかで、既にいろんなアイデアもう出ています。例えば学校で使えるような副読本になるような教材に、少し子ども向けにして物語をつくったらいんじゃないかとか、一例をあげますと、そんな意見もいろいろ沸いておりますので、また新たな推進委員会の

なかで、そういったものも含めまして、具現化の作業をし、文化財の保存継承と、さらに一步踏み出した活用というような部分を十分にやっていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその、これからの活用というのを大変期待しているところではありますが、いままでの話を聞くと、計画に2、3年間を費やして、これから活用術等々は推進委員会等をつくって、また考えていくということで、考えることばかりで、何か少しずつこうアクションも起こして行ってほしいなという思ひであります。

本当に我々、単なる文化財ばかりではなくて、私は町の宝でもあると思ひているんですね。だから、その宝は、どんどん人が少なくなっていくなかで、少しでも早く日の目を見るような形で活用していただきたいと思ひますが、この推進委員会をつくるのもいいでしょうけれども、これでまた1年もかけたらば、また先にアクション延びてしまうような気がしますが、そのアクションとの併用の考え方等を、ちょっと急ぎ足でやっていただきたいと思ひますが、お考えをお示してください。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 答えいたします。

考えてばかりじゃないかというお話でございましたが、実は、先ほどもどこかでお話したかと思ひますが、もう並行してできるところからやりましょうというような、委員会の考え方もち当然ありまして、実践してきた例をいくつか申し上げたいと思ひます。

いろんな文化財を物語風書き下ろした、我々、西会津物語百選なる言葉で使っておりますが、それは報告書のなかに、各地区の代表的なもの、そこから外れたものを全部、60 ページあまりにわたってまとめたわけでございますけれども、それらを活用しまして、うちの地域おこし協力隊が主体となって取り組んだ事業が、講座のなかで西会津物語講座というようなことで実施してございます。これは各地区5地区をぐるぐる回りまして、座学のほかに現地に行くフィールドワーク、あとはワークショップなんかも開催しまして、都合10回、実施してございます。一例を申し上げますとこんな形。

あとは、広報にしあいつの最終ページ、ご覧いただいたかと思ひますけれども、そこにもやっぱり啓発の一環としまして、その物語を1話ずつ掲載して、連載してございます。3周目になりましたので、いま11話くらいになったかと思ひますが、そういった形での啓発活動。

あとは、昨年、国学院大学の名誉教授の小林達雄先生、それから様々な各界の皆さまをパネラーにしてやった講演会、シンポジウム。縄文に關したものですけれども、議員もいらっしゃったかと思ひますが、それも一環としてやってございますので、そういった事業のなかから、もっともっと普及啓発も含めまして、あとは今後の事業展開につなげていきたいなというふうには思っております。

○議長 11 款、災害復旧費。

12 款、公債費。

13 款、予備費。

これで質疑を終わります。

暫時休議します。(15時15分)

○議長 再開します。(15時40分)

これから、議案第25号、平成30年度西会津町一般会計予算についての討論を行います。
討論ありませんか。

(「議長、9番」の声あり)

○議長 討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、三留正義君。

○三留正義 9番、三留正義です。前もってお話します。予算総体の金額について反対という趣旨ではないので、ご理解いただきたいと思います。

私の趣旨は、1つ目は、ふるさと応援寄附金なんです。歳入金額3,000万円が計上されています。これについてですが、16日と19日、各常任委員会に分かれて説明会で内容はうかがったわけなんです。説明のなかで、委託業者、専門の委託業者の方々と調整のなかで、適正妥当な金額だろうというような、私への説明だったんですが、どの辺が適正妥当なのか、国や地方自治体の歳入金額の計上は、実績をもって計上するのが、私、妥当なのか。この辺、考え方がちょっと私、理解できなかった。この点については私の理解を超える部分だと、認められないということで、1点目。

もう1点は、認定こども園の保育料の無料化についてなんです。国のほうでも動きが、前までいろいろ、こう噂されていましたが、最近ちょっと頓挫しているのかな。先駆けて本町で無料化を導入、この内容については、私、利用者のためには本当にいいのかな。ただ、私がこのなかで、私が理解できなかったのは、受益者負担、利用者の負担、デマンドバスもそうですが、金額の多寡、それを言わずして、やはり受益者には一定の負担を求めていく。少額であろうが何であろうか、やはり使った人と使わない人で、出る結果が同じというのは、行政サービスでは、私ちょっとどうなのか。私が理解している行政サービスというのは、やっぱりちょっと違うんじゃないのかな。無料化は、いずれできると思うんですが、そのなかで国が、ちょっと動向が分からないという内容のなかで、先が見えない。先に取り組んでいって、国が本来だと費用負担してあげましょと、それが、お宅は財政力があるからできるんですから、うちのほうではやらない。そういった可能性もあるのかな。だから、この内容についてはもう少し受益者負担、僅かでもかけながら、もう少し国の動きを見たからでもよかったのかなと、私の一抔の不安の要素の1つは、その点です。

よって、この2つの点によって、一般会計、私は認定できません。

以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

いまほどのふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税については、私も一般質問で申し上げました。地方と都市部との格差の是正や、過疎などによって人口減少、税収の減少に悩む自治

体をどうすれば活性化ができるのか。また、生まれ育ったふるさと、お世話になったふるさとを何らかの形で応援する方法はないのかと。大変大きな期待をもって導入された制度であります。この制度が導入され、昨年まで、私も含め多くの同僚議員も、もっと積極的に取り組むべきだと申し上げてきました。また近隣の自治体の状況や、いろんな視察先等々、行った先々で、大変な効果、成果を目の当たりにしたときに、なぜ、ふるさと納税、応援寄付金、もっと積極的に取り組めないのか、誠に不思議で不可解で仕方がなかった。

それは、私、総括質疑のなかでも、一般会計の総括質疑のなかでもお話ししましたが、現在の限られた職員数で、事務作業の煩雑さ等々を考えたとき、いま以上の事務量、他の作業がこなせるのかなどの判断もあったのかと思います。

しかし、30年度は考え方を改めて、積極的に取り組まれようとしていると、これは何度も言いますが、自主財源確保という意味合いだけでなく、地場産業の振興、農林業の振興、ひいては雇用の創出までも見込まれる事業であります。確かに以前の行政、役場の仕事は、リスクを極力負わない、石橋を叩いても渡らない、渡らないでも済む理屈を考えてしまうと、そういった時代も確かに昔はあったかもしれない。しかし、いま私は違うと思います。いろいろな分野において、民間の手法、スピード感等々を取り入れて、考え方、進め方についても、以前とは相当変わってきている。ハイリスクハイリターン、ローリスクローリターンというような単純な理屈だけではなくて、もっとこれは前向きに考えるべきだと私は思います。初めて積極的に取り組まれる事業であればなおさらであります。大きな成果、効果を期待したときに、全くリスクのないやり方は存在しません。言い方を変えれば、多少のリスクを伴わないところに大きな成果は見込めない。私はそう思っております。

また、保育料の無料化についてのお話がありました。いまお話にもありましたが、国では無料化を推進しようとして、国会でもいろんな話がされているようであります。確かに受益者負担等と行政サービスの面々で、いろんな考え方あるのは当然であります。しかし、町長の公約でもある保育料無料化というのは、これからの若い子育て世代には、大変重要で有益である施策だと私は思います。

であるならば、国で後々これから無料化を推進してこようとするのであっても、やっぱり先んじて我が西会津町は取り組んで、子育て世代には優しいまちづくりをしている。ある意味そういう脚光を浴びるようなことも大変必要ではないかという思いであります。

ゆえに、私は原案に対して賛成の立場の討論とさせていただきます。同僚議員の賛同をいただきたいところであります。

以上でございます。

○議長　ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　私は、原案に反対の立場から意見を申し上げます。

バスの赤字の定時定路線は、これは赤字が続くからやめたんです。それをまた復活しようと、デマンドバスがいま定着しようとしているときに、なぜこういうことをやるのか、これはみな、

町民の負担になるわけです。たとえ選挙の公約だろうが、これは私は賛成できません。

小学校プールの工事の問題も、1回、平成29年3月で、これは可決されました、議会の皆さんが。これはプールは屋根付きでいきたいと思いますよと決めたのに、ちょっとしたら、すぐ今度は、屋根はいらないんだと。私たちは、研修で他町村を見てきました。屋根のないプールなんてありませんでした。屋根のないプールではなくて、みな、ちゃんとした屋根付きのプールです。立派なプールですよ。これは子どもの安全、健康を考えた、これから雨が降ろうが、雷が鳴ろうが、いろんな、中国から黄砂、そして、紫外線の問題もあります。そして、子どもの意見は一つも聞かなかった。私は、町民の皆さんの本当の意見を、本当に意見であるのかと、町民の皆さまの本当の意見であるのか、私はそれは疑問符が付きます。

そういうことでありますので、今回の平成30年度一般会計予算につきましては、私は賛成できません。

○議長 暫時休議します。(15時52分)

○議長 再開します。(15時56分)

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、ただいまの町民バス、定時定路線バスの運行についての、賛成の立場で討論申し上げます。

薄町長は、町民の声を反映をして、公約を実行に移そうとされております。この定時定路線バスにおいては、私も過去において一般質問で運行をすべきと、そしてまた、とりあえず試行的にも実施してはということで、話をした経緯があります。しかし、実施をしていただくところまでは至りませんでした。町民の福祉向上には、一概に採算だけでは語れないものがあります。まずはやることです。そして、反省すべき点があれば即対応すべきと考えます。

これはデマンドバス運行当初に、このようなことがありました。大山まつりの最中に、参拝にこられた方が、予約の必要なデマンドバスに乗れずに、タクシーで往復をし、帰り際に非常に厳しい苦言を呈して帰られたそうです。このようなことから反省して、次年度からは祭礼期間中、大久保への路線バスが、臨時の路線バスが運行されるようになりました。

この度の路線バス運行により、利便性を図ることは、免許証を返納される方にとっても歓迎されることであります。とにかく、まずはやることです。そして、町民の皆さんの要望に応えることです。そして、皆さんにご意見を聞きながら、改めるべきは改める、という姿勢で取り組まればよいと考えております。

それから、プールの話がございました。これについては、先ほど来の話で、皆さんご理解いただいているものと思ひまして、討論は省略させていただきますが、以上で原案に賛成の討論といたしますが、議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これで討論を終結いたします。

これから議案第25号、平成30年西会津町一般会計予算についてを採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 25 号、平成 30 年西会津町一般会計予算については、可決することに決定されました。

時間を延長します。

日程第 2、議案第 26 号、平成 30 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満 この工業団地については、凍結、たなざらしが続いて、随分となります。私も議員になった最初の一般質問で、何とかしなければならぬのではないのかという質問をさせていただきました。しかし、その後、大きくなった立木の伐採等は行われておりますが、残念ながら残土処理は一向に進んでいないという状態にあります。このままあれを放置しておくということは、やはり、要は工業団地としての体をなさない。私はやはり、年度計画を立てても、町の財政の許すなかで、徐々にでもよろしいですが、やはり整地を進めるべきではないのかと考えておりますが、町の見解を伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1 番、三留議員の工業団地のご質問にお答えしたいと思います。

議員もご承知のとおり、確かに平成 2 年から分譲に至っていないという部分がございます、その間、また高速道路の残土の部分処置したということで、あの状態になっているということは、本当の事実でございます。町といたしましても、確かに工業の誘致という部分は、確かに雇用の確保等から比較いたしますと必要なことであると、大変認識しているというのが現状でございます。

しかしながら、現状、西会津の、いわゆる生産労働人口というものが、だいたい 15 歳から 65 歳までが 3,000 人程度という部分で、なかなか、そのほかに行っている部分とか、町のなかにいるという部分のなかですと、なかなか人材がないというのが現状だということで認識しているところでございます。

今般、国のほうで、農村地域工業等導入促進法が改正されたということで、昨年 7 月 24 日に施行されているということでございます。そのなかで、いままで導入促進の対象としておりました、いわゆる工業等 5 業種で、西会津では、いわゆる製造業しか立地できないという形になっておりましたが、今般、その改正に伴いまして、福島県においては、その導入すべき工業等を県で計画を立てるという形になっておりまして、それが来年度、いわゆる平成 30 年度に実施されるというふうな流れとなっております。

したがって、今後、いわゆる製造業だけの枠は撤廃されて、いろんな形で立地は可能になるという部分がございますので、それを含めまして、今後十分に、その残土の整地とかという部分も踏まえながら、その動向を見守りながら進めていきたいと考えておりますが、なにぶん、まだ見通しも立っていないという部分でございますので、まだ現状のままという形にしているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満　あそこ、本当に工業団地としてきれいに整理して、使えるように、全面を整備するというのは容易なことではないということは十分、私も理解をいたしますが、しかし、あのような状態にしておいて、やはり、要は工業団地としての体をなさないということ自体のね、私は問題が、それが長期間にわたって継続しているということが、やはり町の、ある意味では衰退の象徴みたいな形にもなっているんじゃないかということで、私はやはり、町として計画的に年度計画を立てて、まずあそこを整地を、少しずつであっても進めるべきではないのかという、私は考え方をしておりますけれども、いかがですか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

少しずつでも整地を進めるべきではないのかという部分でございますが、今年度におきまして、一応、立木等の部分で伐採させていただきました。残るところは、確かにそういう形で残土、いま2万立米以上ありますので、その分の整地という部分も、1つ手法という部分ではございますが、ただ、あの現状のままで、確かに売地だといっても、なかなか興味は示さないという部分はございますが、一応、まず立地の目途が立っていないなか、先行投資して、なかなか年次計画という部分はありますが、なかなかそういう部分は厳しいのかなという部分で、いま認識しているということでございます。

もし、あの土地に、本当に立地したいという部分があれば、予算をかけて整地すべきという部分もございますが、現段階では、立木とか草刈り等の部分で対応していきたいということで考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第26号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成30年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号、平成30年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 30 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 28 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 公共下水道におきましては、28 年度で工事を完了して、これから加入促進を図っていかうということでありましようけども、なかなか大きな数字というか、なかなか見込めないのかなという思いしておりますが、加入促進にあたっての考え方。

あと、ストックマネジメントによる計画的な修繕を進めていくということではありますが、今後、いわゆる修繕、維持管理にかかるというのは、どのくらい、年度というか、先延べ、結構かかると思うんですけども、そのストックマネジメントによるというのは、だいたいどのくらいを見込まれているのか、分かればお示してください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公共下水道についてのご質問にお答えいたします。

この下水道、議員からおっしゃったように、平成 5 年から整備を始め、28 年度で、現在の区域内の部分の整備は完了いたしました。本年度、平成 29 年度からは、いよいよその施設の普及と、あと維持管理という面が中心となっている事業であります。

普及につきましては、基本的にはチラシ等々で皆さんに普及啓発をしておりますが、なかなか家庭の事情によりまして、例えば 1 人暮らしであったりとか、なかなか加入し、またなかの修繕等、当然、必要となっておりますので、そういう点でもなかなか難しい面はあるのかなということで考えてはおりますが、なお、普及啓発は努めていきたいというふうに考えております。

それで、これからは、いよいよ維持管理の面でストックマネジメントという、いわゆる長寿命化計画でございますが、これ平成 29 年度までで、一応計画については策定が完了するという見込みであります。この計画に基づいて修繕を行えば、国から、いわゆる交付金、補助金がくるということになっております。

それで、いよいよ平成 30 年度からは、それに対する設計のほうを取り組んでいきたいということで、今回の予算に計上させていただいております。建物につきましてはまだいいんですが、中の電気設備、あとそういったものが、やはり老朽化が進んでおりますので、そちらのほうから順次修繕を進めていくということでありまして、まだ現段階では、いくらかかるかと、またいつまでということのはっきり分からないわけでありまして、一応、原則としては、エンドレスで修繕は進めていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 30 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

本日の会議はこの程度で、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会します。(16時14分)

平成30年第2回西会津町議会定例会会議録

平成30年 3月22日(木)

開 議 10時00分

閉 会 14時07分

出席議員

1番 三 留 満	6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫
2番 薄 幸 一	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
3番 秦 貞 継	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
4番 小 柴 敬	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
5番 長谷川 義 雄	10番 多 賀 剛	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長 薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総務課長 新 田 新 也	学校教育課長	会 田 秋 広
企画情報課長 矢 部 喜代栄	生涯学習課長	石 川 藤一郎
町民税務課長 五十嵐 博 文	代表監査委員	佐 藤 泰
健康福祉課長 渡 部 英 樹		
商工観光課長 伊 藤 善 文		
農林振興課長 玉 木 周 司		
建設水道課長 成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長 渡 部 峰 明	議会事務局主査 物 永 毅
----------------	---------------

第2回議会定例会議事日程（第14号）

平成30年3月22日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第29号 | 平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第30号 | 平成30年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第31号 | 平成30年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第32号 | 平成30年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第33号 | 平成30年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第34号 | 平成30年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第35号 | 平成30年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第36号 | 財産の取得について（役場新庁舎施設用備品） |
| 日程第9 | 議案第37号 | 町道の認定について |
| 日程第10 | 議案第38号 | 町道の路線変更について |
| 日程第11 | 議案第39号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |

- 日程第12 議案第40号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第13 議案第41号 西会津町第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の策定について
- 日程第14 議案第42号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第43号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 報告第1号 委任専決処分事項
-
- 日程第17 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)

第2回議会定例会議事日程（第14号の追加1）（案）

平成30年3月22日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第44号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第8次）

追加日程第3 議案第45号 財産の取得について（役場新庁舎議場音響映像システム）

第1回議会定例会議事日程（第15号の追加2）

平成28年3月17日

追加日程第1 議会案第1号 町長の給与の特例に関する条例

追加日程第2 議会案第2号 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議

○議長 おはようございます。平成30年第2回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第29号、平成30年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 款項の166ページの最適整備構想策定業務委託料とは、どのようなものでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 農業集落排水の最適整備構想についてお答えを申し上げます。

いわゆる、この最適整備構想といいますのは、農業集落排水の長寿命化計画でございます。平成30年度では、全部で農業集落排水事業の施設は6つあるわけですが、そのうちの1つの森野につきましては、公共下水のほうに接続するというので、残った5施設、これにつきましては、まず平成30年度は構想を策定し、いよいよ長寿命化の補助に向けた準備を進めるということでございます。それで、来年度構想を作成しまして、その後、設計等をしながら、順次、いわゆる長寿命化の修繕を進めていくというような進め方でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 長寿命化ですけど、5地区ですか、5処理区、それは基本的には何年計画で進むのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 30年度で、まず構想を策定するというので、その構想を策定したなかで、どういう設備、どういう施設をどのような形で進めていったほうがいいのかということで、平成30年度にまず構想を策定させていただいて、そのなかで順序を決めながら、年次的にやっていきたいと思っております。

ただ、5施設もあるものですから、なかなか一遍にというのは難しいというふうに町のほうでは考えておまして、いわゆるエンドレスで修繕をしながら、適正な維持管理を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それについては、排水管でなく、処理施設になんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

一番やはり大きいのは、排水処理の、いわゆる浄化センターの部分でありまして、その、まず初めは電気設備なり、そういう設備関係、あとは最終的には建物、管についても、当然、老朽化してまいりますので、管ということで、まずは施設の設備関係、そちらがまず一番初めかなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 30 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 30 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、平成 30 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 31 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、平成 30 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案

のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、平成30年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 改めて同じ質問をさせていただきます。まず、この国民健康保険特別会計のなかでは、説明のなかでは、いわゆる医療費は増加しているなかで、低所得者の割合が多いと、いままで、これからは収納率の向上が目指していかなければならないということですが、この収納率の向上策、どんなことを考えておられるのか。

それと、国保税の扱い、新年度からは、これは県が実施主体となって広域連合で運営するということですが、国保税の扱い、今後の動きですね。収入未済、あるいは不能欠損に対する考え方はどのようになっているのか。

あと、診療施設勘定のなかで、4月から大変問題になってくるのが、医師が2人体制になって、診療所の体制なんかも新しい体制でやるというような説明を受けましたけども、医師確保に向けては、早急に対応しなければいけない、喫緊の課題であると私ら、皆さんも同じでしょうけれども、思っておる。そんななかで、いままでもいろんな医師確保に向けては取り組んでこられました。説明のなかで、それプラス、今後は町出身者、あるいは町の縁のあるドクターにも声をかけながら、医師確保に向けていきたいというようなことでもあります。町長の個人的な人脈のなかでも、そのドクターもあたっておられるという話も聞いておりますが、その見通しというのかな、そういうのがあればお示してください。

以上です。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

私からは収納率向上対策ということで、お答えを申し上げます。収納率向上につきましては、町税と同様でございますけども、国保税につきましても、滞納されている方、個別の事情がございますので、まず、そのお話をしながら、その人と、分納なり、その納入について個別のお話し合いをまずさせていただいております。

そのなかで、やはり分納を約束したにも関わらず、されない方等ございますので、そういった方については、その財産調査と申しますか、そういったものをしながら、差し押さえ等をさせていただいているところでございます。

また、どうしてもなかなか苦しい、経済的な部分もございまして、苦しいという方もありますので、そういった方とは、短期保険証等を交付しながら、その実情に合わせた対応をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、10番、多賀議員の、まず、国保税の未済、それから不能欠損が広域化になった場合、県が財政主体になった場合どうなるのかというご質問でございますが、皆さんご存知のように、平成30年から国保の財政主体が県が担うようになります。その場合、県のほうでは、市町村に国民健康保険事業費納付金ということで、各市町村にこれだけ納めてくださいよというような金額を提示します。町としましては、その金額を集めて県のほうに納付をするというのが基本でございます。

それで、いままで、今年度まで、29年度までは町が、その集める額も計算しながらやっていたわけですが、それで、いま徴収をしているわけですが、その際の収納未済、それから収納未済の分につきましては、これについては町の国保と、29年度までは町の国保でありますので、当然、町がその未済額については、町が当然その分は財政、自由に使えるということで、減税財源ですとか、保険事業に使えるようになるというところでございます。

それから、不能欠損でございますが、不能欠損につきましては、当分の間は町の判断で、いままでどおりの考えでできるということであります。当分の間と申しますのは、今後、何年か後に国保税率が県一本化になるというようなことも、今後、見通しのなかでありますので、その際には、それに向けて県全体、県の全体での方向性なんかについては検討されるのかなというふうに考えております。

それから、医師確保のご質問でございますが、いままで自治体病院協議会ですとか、県のドクターバンク福島等に登録しながら、医師を探してまいったわけですが、そのほかに、医療雑誌、専門雑誌ですとか、あとはホームページ等で、インターネットなんかも使いながらやってまいりましたが、なかなか確保できてこないという、年に数件の問い合わせ等はあるんですが、なかなか最終的な合意までには至らないというような状況が、ここ数年続いているところでございます。

今後につきましても、そういったところを中心にしながら、先ほど議員がおっしゃっていましたように、西会津町内の縁のあるお医者さん、あるいは出身のお医者さん等に声をかけながら、その人脈を使ってというようなことでも、いま何人か声をかけたりというようなことで、現在進めておりますが、なかなかいまのところは、ちょっと情報があっても、なかなか先に進まないというような状況でございまして、今後はそういったものをもっとしっかりと取り組んでいきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 医師の確保について、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、いまの3人体制が4月から2人体制になるというようなことで、いわゆる医師に対する負担も当然増えてきますし、町民の皆さんにも、大変ご不便をかけることになるわけでありまして、そんなことから、いま健康福祉課長が申し上げたとおり、あらゆる手段をいままでお願いをして、なんとか4月1日に間に合わせるように努めてきたわけですけれども、なかなかそう簡単ではございませんでした。

それで、これまでの、いままでどおりの頼み方では、なかなか集まらないなというふうに思いまして、今年から専門誌にもその情報といいますか、雑誌に掲載するなどしてお願いをしてきたわけですけれども、それだけでは、もう、ちょっと無理だということで、いろんな人に、特に西会津町の出身で医師をやられた方、その医師の、いわゆる人間関係とか、ネットワークを使っていただいて、そのなかで高齢な方でもいいですからというようなお話を申し上げて、なんとか西会津町にきていただくようお願いをしてまいりました。

また、若いドクターについては、いろんな条件といいますか、いろんな要望がございしますので、ある程度の要望は聞きますよと、ですから、ぜひきてくださいというような、そういうお話もしているわけでありまして、いろんな方をお願いをして、いま何かその話が少しずつ伝わっている部分もあって、これからどんなふうに展開していくか分かりません

けれども、これは役場も当然でありますけれども、議員の皆さんも、何かそういう人間関係、人間関係と申しますか、そういう情報がございましたら、ぜひお話をさせていただいて、2人体制では、やっぱり大変な状況になってしまいますので、なんとか確保してまいりたいなど、そんなふうに考えておりますので、ぜひまたお力を借りたいなというふうにお願いをしたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いまご答弁のなかで、いわゆる短期証等の話ありましたけれども、実際、短期証等の発行実績というのは、うちの町ではどのくらいあるのかなというようなことで、分かればお示してください。

それで、いわゆる国保税の収入未済、不能欠損の考え方は分かりました。過年度分に関してはそうだろうなという思いがありましたけれども、これから発生するだろう部分に関しては、私の理解が不足しているのか、明確な方向性が分かりませんでしたので、それ分かれば教えてください。

あと、医師確保に関しましては、町長おっしゃるとおり喫緊の課題であります。以前から私、申し上げておりましたけども、現在いらっしゃるドクターのなかで、いまの医療体制、診療所の診療体制も変わるようでもありますけれども、いわゆる、ただでさえ少ないなかで、医師、ドクターのハードワークによる、また離脱等々なんてあれば、またとんでもないことになります。だから、その医師のケアも含めて、これからは大変なご苦労があるかと思えます。

それから、以前申し上げているとおり、そんななかで、少しでも改善策の一助になるかもしれない、いわゆるナースの増員だとか、派遣医師の増員だとか、そういうのはやっぱり積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、方向性があればお示してください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 短期保険証の件についてお答えをいたします。

現在、短期証につきましては、58世帯、112名の方に交付してございます。

以上でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国保税の未済額、それから未済の分についての、30年度以降の考え方でございますが、これにつきましても、先ほど言いました、いままでの分の同じような考え方で、町が当然集めた分で、集めた分で必要な額を県のほうに納めますので、その際、県のほうでは、基準収納率というのを出していきますので、それよりも西会津町の場合は、収納率高いものですから、その差額は当然出てくるわけです。その分については、やはり、さっき言いましたように、減税財源ですとか、あるいは保険事業のほうに使えるようになっているというところでございます。

それから、医師のケアの部分でございます。医師2名体制になるということで、診療体制についても4月から変えさせていただいて、お医者さん方に過重な負担にならないような体制ではやっていきたいというふうに考えております。その関係で、町民の皆さんには少しご不便をかける部分も出てくるのかなということではありますが、この辺はお話をしながら、理解をいただいでいくしかないのかなというふうに考えております。

それから、ナース、看護師さんのことではありますが、看護師さんについても、いま現在もハローワークだったり、いろんなどころに声をかけて募集はしているところでもあります。これも鋭意努力をしているところではありますが、一般職員としての採用募集もしたところ、それはなかったですし、いま臨時ですとか、委託のほうでもいいですよという形で、いまハローワーク等には出しているわけですが、そういったものについても、なかなか反応がないというのが現状でありまして、こういったものも、先ほど言ったお医者さんと同じように、ちょっと人脈なんかも使いながら、ちょっと話があれば声をかけたりというような形で進めていって、なるべくそういったことでの、ナース、看護師さんの補充もしっかりやっていきたいとは考えております。

それから、派遣医師の関係ではありますが、現在、会津医療センターのほうから月2回おいでいただいておりますが、この増員についても、県、それから福島医大、会津医療センターのほうにはお願いをしたりしてやっているところでもあります。これについても、なかなか、現在、県内を見ても医師が不足しているということがございまして、なかなか増員の要望が通らないというところではありますが、これについても、粘り強く、また要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 積極的にお願いします。

そんななか、ナース、看護師の増員に関しましては、現職の方も当然必要なんでしょうけれども、いろんなどころで、やっぱりセミリタイヤされた方、一時、職場を離れたけれども、あるいは年齢的なもので離れたけれども、再度チャレンジしたいというようなことを、いろんなジャンルで募集をしながら問いかけをしているというところありますけれども、ぜひそんなところにも力を入れて、この町には、セミリタイヤされた看護師さん、結構いるような気がします。そんなところも力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

看護師さんの、退職された方の再就職というか、再雇用というような形でのおただしでございまして、これにつきましても、現在も西会津診療所の60歳を超えた臨時委託の看護師さんが3名ほどおりますので、そういった形では、そういった方々にも声をかけながら、意欲のある方については、ぜひ協力していただくような形で声がけをしていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 平成30年度からの国民健康保険の運営、財政運営が変わってくるということではありますが、とにかく、保険給付費の件でお尋ねをしたいと思っております。28年は5億5,000万くらい、そしてまた29年も5億5,000円くらいと、30年度については、5億2,000万くらいの予算があがってきていると、これからかなりの努力をされるわけでしょうが、今後の財政運営とか、計画的な、あるいは安定した考え方などをちょっとお尋ねを申し上げて、今後の保険給付費の動向など、どのように見ておられるのか、先を見ていただくようなところもお尋ねをしたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 医療給付費の今後の動向をどうとらえているのかとのご質問でございますが、平成 25 年、26 年は少し医療費が下がって、給付費も下がったというような経緯がございましたが、平成 27 年からは、また前と同じような形で給付費が伸びております。これにつきましては、がんですとか、あるいは膝関節の、平成 29 年度を見ますと、やはりがんと、それから膝関節症の手術とかされた方が多かったりとか、そういった高額の医療を使った方が大勢いらったということもありまして、医療の給付費についても増えているのが現状でございます。

それで、この給付費を抑えるのは、やはり早期発見、早期治療という部分と、あとは生活習慣病を抑えるということが大切だと思いますので、健康づくり、そういったものにもしっかり、健康づくりと、あと健診の受診率向上、そういったものにしっかり取り組んでいくことが、医療給付費の削減につながるというふうに考えておりますので、そういった健康づくりについては、これからもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以前、保険給付費のなかで、敗血症みたいな方があったような感じでしたけれども、最近はそのような病名の高齢の方はいらっしゃったのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

敗血症の方も、毎年数人はおいでになられます。同じ人ではなくて、毎年何人かずつというような形でありまして、そういったものについても、原因ございますので、健康づくりの辺りでしっかりとフォローしていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、平成 30 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 33 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 この介護保険なんですけどね、どこの町村も、これは値上げという形で、いくらかみな上がっております。我が町も 65 歳以上の方が 4 割以上いるということで、高齢者がいっぱいいる町村というのは、やはり介護保険はいくらか上がると思うんです。でも、

町としてなるべく介護保険は、住民に負担をかけないような対策というのを考えておられますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 8番、渡部議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、先日の条例改正のなかでも、月300円以上のアップということで、平均の方ですね、300円以上のアップということで、月5,800円という金額になりました。これにつきましては、当然、議員もおっしゃられましたように、ほかの町村でも、やはり近隣の町村全て、ほとんどの町村が上がっているというような状況でございます。これは高齢化が進んでおまして、介護保険を利用される方が増えているというのが、やっぱり大きな原因であろうということで考えております。

ですので、これも先ほど、国保のさっきの答弁のなかで申しましたが、予防、介護にならないような予防対策、これがやはり、一番これから力を入れていかなければいけないというふうに考えておりますので、介護予防の部分で、そのサロンだったり、あと運動していただいたりというようなことで、そういったことをしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 説明いただきました。そのとおりだと思うんですけど、なるべくね、我が町も元気な老人がいっぱいいれば、それほど負担がかからないと思います。そのためにも、町としていろんなそういうケアをやってほしいと、そして、町民の負担がなるべく少ないような形を取っていただきたいと、そう思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私もいまの関連したなかで、これからの介護の対策というのは、いわゆる健康寿命の延伸にかかっているのかなという思いでおります。私も以前から申し上げている、いまの、いわゆる健康づくり、いろいろ取り組まれておりますが、やっぱり中高年もさることながら、やっぱり若い方から、ある程度、運動習慣付け等々もやっぱり必要だと思っております。

それで、以前から私申し上げているように、ロータスイン、温泉保養施設のトレーニングルーム、いま中途半端な、中途半端といったら質問ですけれども、いま会議室等々で使っていますけれども、あそこを、やっぱりある程度、ランニングマシンとか、若い人も使えるような、本当にあそこは一石二鳥も三鳥もなると思うんです。あそこで体を動かせば汗もかくし、温泉利用も増えるだろうと、あえて若松方面のトレーニングジムに通わなくても、近くでそういう施設があれば、利用者も戻ってきてくれるというか、利用してもらえるだろうという思いでおりますが、そういう若年層からの健康づくりという意味で、そういう施設の改善する方向性はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ロータスインの関係ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

かねがねトレーニングルームという場所がございますが、現在は確かに会議室等で使っているというような現状でございます。そのトレーニング機器を置いたらどうだという

ようなご質問でございますが、あそこにもトレーニング機器、ランニングマシンなり、ウエイトとかという部分を置きますと、やはり専門のスタッフが置かないと、なかなか使用方法がまづかったりということがありますと、結構、事故的な部分もありますので、いま現在のところ、そういう配置という部分は考えていないというのが現状でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 商工観光課長にいてしまいましたけれども、確かに、いま危険なものというか、やらないで理屈はなんぼでもつけられると思うんです。やれる方向で、ランニングマシンとか、本当に各家庭にいっぱいあると思うんです。それぞれみんな自分の判断で、自分の責任でやっておられる。それで、ウエイトマシンだって、あるけども、私はそれ、もし心配だったら、カメラでも置いて、そのトレーニングルームを見られるようなモニターさえ付ければ、十分対処できると思うんです。ちょっと健康福祉課の部分と離れてしまいましたけれども、なるだけやれる方向というのも模索するべきだなと思いますが、再度ご答弁をお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康づくり全般という部分で、私のほうからお話させていただきたいと思いますが、当然、本当に若いうちから健康づくりをやってもらおうというのが一番だと思います。それが、高齢者になっても健康寿命を延ばすという基礎づくりになりますので、そういったことは必要だなというふうに考えております。でありますので、いろいろ運動に関しては、1人1運動とかという形で進めてはきているわけではありますが、やはり、なかなか運動の普及率という部分では、いま現在、やっぱり西会津は、ちょっと全県的にも低いような状況でありますので、運動づくり、習慣化になるようにというような形で進めていきたいというふうに考えております。

いま現在、健康ポイント事業のなかでは、ウォーキングだったり、そういう運動をした場合、丸を付けて出してもらおうと、3カ月分まとめて出してもらおうと、いろんな記念品がついたりということで、インセンティブを付けながら、健康づくりを習慣化していただくような取り組みということではやっておりますが、それがなかなかまだ広がっていないという部分がございますので、そういったものも含めて、進めていきたいというふうに考えております。

ただ、機械を使ってという部分であります。2番、薄議員の一般質問のなかでもウォーキングマシンとか、サロンのほうに貸与したらどうだというようなご意見もいただいたところでありますが、やはり町が設置をする場合ですと、やはりその管理等はしっかりやっていないといけないという部分があると思いますので、そういった部分については検討しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほどのように保険給付費の関係でお尋ねをしたいと思います。最近、いろんな被保険者の動向もちょっと見てはいるんですけれども、ほぼ横ばいのような感じで進んではいるようにもうかがえます。28年度は、だいたい1,000人くらい、私の記憶では1,050人くらいだったのかな、65歳から75歳くらい、75歳未満かな、それから、あと75

歳以上なんていうふうになりますと、だいたい1,890人くらいだったかなという感じはします。この人数はこの程度といたしまして、平成29年度は、地域密着型のサービスが1億1,000万くらいあがっていたのが、今回の予算のなかには1億3,000万くらいにあがっていると、今後どのような状況で、これから推移していくのかなというように見ておられるのか、1点お尋ねしておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、猪俣議員の介護給付費の増加の部分で、今回の予算ですと、介護給付費自体は、全体では若干減少、29年度と比べますと、介護給付費、介護の部分ではちょっと減少ということではありますが、いまほどおっしゃったように、地域密着型については2,300万ほど増加ということで見込んでいます。

これにつきましては、西会津町には地域密着型のサービスは、グループホームが3箇所、それから小規模多機能型の事業所が1箇所ということで、4つの事業所が運営をしているわけですが、そのうち、役場の後ろのものについては、今年度あたりから、本当にフル回転をするようになったということで、利用率が増えているということがございまして、今回、今年度、平成30年度については、その利用率が増えた部分で増加をさせていただいたということですが、今後は、もうほとんどフル回転するような状況にはなってきましたので、今後はそんなには伸びはないのかなと、いまのベースでだいたいずつといくのかなというふうに考えております。

ただ、今回の事業計画のなかでは、平成32年度に小規模多機能の事業所の増設ということも計画しておりますので、それが増設になれば、当然、給付費も増えてくるというようなことで考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 被保険者的な人数的な部分で、ちょっとお尋ねはしておきますけども、そこから辺の動向などはどのようにとらえておられるかをお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

介護の利用者ということですが、これにつきましては、介護保険事業計画のなかでは、今後、現在が認定率が19パーセントというふうになっております。今後これから、高齢者の人数等は減ってまいりますので、ただ、認定率については、今後も19パーセント、これを維持していきたいという考えでありますので、そうしますと、認定率、利用者については、少しずつ減ってはくるというようなことで見込みをしているところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成30年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 30 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 34 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、平成 30 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 35 号、平成 30 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 款項の 294 ページなんですけど、企業債を起こしますが、主な使い道はどのようなものでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いわゆる企業債の借入ということで、4,700 万ほど、今回、借り入れることとしております。これの主な使い道ですが、いわゆる老朽管の更新ということで、毎年進めておりますが、それに使う分、また、上水道の機械設備等、やはり、どうしても修繕等、大きいものがございます。そういったものに使うということで、今回 4,700 万ほど予算措置をさせていただいております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、2 点ほどお聞きしますが、老朽管の更新などですが、老朽管というのは、どのくらい残っているのでしょうか。

あと、また、それは何年計画で、総額どのくらいをみていますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

老朽管、いわゆる石綿セメント管ということで、そちらの管が老朽管ということで、そこを中心に進めさせていただいております。それで、全体の延長のなかでは、まだ 3 分の 1 くらい残っておりまして、議員ご存知のように、少しずつ道路の補修等にあわせながら、そちらのほう進めているということでございます。

今後の進捗でございますが、年度計画に基づいて進めていきますが、なかなか短期間で終われるというものではございませんし、また、やっているなかで、老朽管はどんどん増えてくるということがございますので、いわゆる、毎年エンドレスで進めていきたいというふうに考えております。

○議長 3分の1ではわからない。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 老朽管の更新の延長につきまして、3分の1ということで申し上げましたが、キロ的には18キロでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 残りの老朽管が18キロメートル、おおむね。期間は別として、試算はできると思います。試算はどのくらい考えていますか、工事費用です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 老朽管更新の全体額ということでお答え申し上げたいと思います。

全体的には、ちょっと正確な数字、持っておりませんが、10億を超える形でうちのほうは考えております。と申しますのは、管路、一般的には耐用年数というのが40年から50年というふうになっておりまして、これだけの長い延長があるわけでございますから、やっているうちに、また老朽管が増えてくるということで、そういうことでご了解いただければありがたいというふうに思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成30年度西会津町水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成30年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号、財産の取得について(役場庁舎施設用備品)を議題とします。
本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第36号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、早期移転に向け作業を進めております役場新庁舎用の会議用机やイス、窓口カウンター、ロッカーなどの備品の取得についてであります。

役場新庁舎用の備品につきましては、基本、現庁舎のものを使用いたしますが、会議室が増えたことなどにより、不足する備品について今回取得するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

まず、1の取得する財産及び数量であります、役場新庁舎施設用備品一式であります。

2の取得の方法は売買であります。

去る3月1日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、川口屋タンス店、ヒノヤ、回生堂の3社であります。入札の結果、川口屋タンス店・川口良平氏が、1,293万8,000円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,397万3,040円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第36号、財産の取得について（役場新庁舎施設用備品）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、財産の取得について（役場新庁舎施設用備品）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第37号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第37号、町道の認定についてご説明を申し上げます。

今回、認定をしようとする町道は、町道小杉山線であります。小杉山線は、現在、林道となっておりますが、実質的な利用は生活道路となっております。また、町道と同様の維持管理をしているところでございます。町は、林道として開設されても、一般の車両が通行し、また生活道路として利用している路線につきましては、林道の関係機関との協議が整い次第、順次、町道に認定する方針といたしました。

本路線は、林道としての工事から一定期間が経過をし、このほど関係機関と協議が整ったことから、町道として認定をするものでございます。

それでは、議案の内容をご説明申し上げます。お手元に、参考として説明資料を配付してございますますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

議案第37号、町道の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道を次のとおり認定する。

路線名は町道小杉山線、起点は下谷字潜沢丙913番、終点は下谷字中峯甲799番1であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のと

おりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　1点だけ、この資料でちょっと確認したいことがあるんですが、いま終点と書かれているこの地図上の場所でございますが、要は、そのうえに小杉山集落があって、人がいっぱい住んでらっしゃる場所がありますけれども、今回ここで止まったというのは、順次その後、認定していくということなんですか、それとも、今回のこれで終わりなんですか、そこだけちょっとお聞きしたいんですが。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答えを申し上げます。

今回、起点、終点ということで、終点が集落までいっていないということでございます。実はこれは、青坂芝倉線という林道を、青坂から小杉山を通ってつくっているところのぶつかりまでが小杉山線で、この先は青坂芝倉線という別な林道でございます。それで、議員もご存知のとおり、青坂芝倉線は整備をいたしましてから、まだそう日が経っておりませんので、まずはこの古い小杉山線を町道にいたしまして、青坂芝倉線につきましては、関係機関との協議が整ったうえで、こちらについては町道にしていきたいというふうに考えております。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　いまのお話ですと、そうすると、いまはやらないですけども、後で協議のうへ進めていく方向性だということによろしいんですよ。そこだけ確認いたします。要は、こちらにも大勢の方が住んでいらっしゃいますので、そこら辺も町、ちゃんと責任を持って、町道に認定して管理するべきだと、いま生活道路とおっしゃっていましたよね。そのとおりだと思いますので、その今後の方向性だけ、最後に1点確認いたします。もしくは、その先の目途、例えば何年後ぐらいまででもいいですけど、そのくらいまで、もし計画等、展望等あれば、それもお聞かせください。お願いします。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

議員もおっしゃったように、実際、集落内、また集落へ行く道路は、実質林道ということで開設をいたしましても、実際、生活道路で使っているという部分でございます。いまほど申し上げました青坂芝倉線についても、小杉山集落内、実は通っておりまして、そこについては、やはり関係機関との協議、当然、林道は農水省系、町道については国土交通省系ということでありますので、そこについても協議が整い次第、町道にできるものはしていくという考えでございます。

今後の展望といいますと、これはあくまでも関係機関との協議が整ったという条件が付くわけでございますので、現段階では、いつということは申し上げられませんが、林道、この路線以外にも生活道路として使っている路線、かなり数ございます。それらも順次協議が整い次第、順次やっていくという考えでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　要は、いまご説明のとおり、小杉山集落の皆さんは、実質生活道路でお使いに

なっていたということでもあります。当然そうなんでしょうけども、これ林道から町道へ格上げというか、するにあたっては、所管する省庁が違ううんぬんの話ありましたけれども、実際担当する町としては、これから補修工事、改修等、発生するであろうと思いますけれども、実際やりやすくなるんですか、お金の資金的な方面も含めて、この町道に格上げすることによって、町はどう変わるのか、その点を分かりやすくお示してください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

林道、町道、それぞれ、例えば補助金という点では、省庁が違って各々事業が違います。ただ、生活道路という観点を申し上げますと、やはり町道にして、いわゆる国土交通省系の交付金、こちらを充ててやったほうが、維持管理、また改良についてもやりやすいというような特徴がございます。

したがって、林道のなかでも生活道路という形で使っている部分については、できるだけ町道、いわゆる国土交通省系の交付金をいただけるように町道のほうに移していくということで町が判断し、今回以降、年次的にできるものについては進めていく考えでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 37 号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 38 号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 38 号、町道の路線変更についてご説明を申し上げます。

本案は、町縦貫道路の一部をなす町道野沢柴崎線で、これまで改良を進めてきた結果、終点の地番が変更となることから、道路法第 10 条第 3 項の規定により変更の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案の内容をご説明申し上げます。お手元に、参考として説明資料を配付してございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

議案第 38 号、町道の路線変更について。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、町道を次のとおり変更する。

路線名、町道野沢柴崎線、芝草側の起点は位置が変わりますが、野沢字熊野宮甲 638 番 2 と地番の変更はございません。一方、終点は、県道上郷下野尻線との接続が変わったことから、変更前、新郷大字豊洲字前平 6882 番から、新郷大字豊洲字前平 6881 番 1 へと変

更になります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 38 号、町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、町道の路線変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、説明いたします。

議案書並びに、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）をご覧ください。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところでありまして、辺地対策事業債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が当該計画に盛り込まれていることが要件となります。現計画につきましては、平成 27 年度から 31 年度までを計画期間としておりますが、平成 30 年度の事業に変更があることから、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）をご覧ください。

今次の変更であります。尾野本辺地、新郷辺地及び奥川辺地の 3 つの辺地計画の変更であります。

まず、尾野本辺地の変更であります。3 ページをご覧ください。

尾野本辺地の計画においては、黒沢地区への防火水槽 1 基の整備を予定しておりますが、今回、事業費と充当する辺地債の額を変更するものであります。

次に、新郷辺地の変更であります。7 ページをご覧ください。

新郷辺地においては、樟山地区にあります西会津国際芸術村施設の改修事業を現在進めておりますが、平成 30 年度に食事提供施設設置事業を追加することから、今回、事業費と充当する辺地債の額を変更するものであります。

次に、奥川辺地の変更であります。12 ページをご覧ください。

奥川辺地においては、平成 30 年度に、奥川みらい交流館脇に鉄骨造り平屋建ての除雪車格納庫 1 棟の整備を予定しておりますことから、今回、計画に追加計上するものであります。

以上で、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の説明を終わります。本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 40 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　議案第 40 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更について、ご説明申し上げます。

過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づいて策定しているところでありまして、過疎対策事業債を活用し、公共的施設の整備を図る際には、事業が計画に盛り込まれていることが要件となります。現計画につきましては、平成 28 年度から 32 年度までを計画期間としておりますが、平成 30 年度に新たに事業を追加することとしましたので、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、議案書並びに、説明資料として西会津町過疎地域自立促進計画（変更）、こちらを配付しておりますので、ご覧ください。

まず、変更計画書の 1 ページをご覧ください。

変更の 1 点目は、区分 2 の産業の振興の欄の、事業名（4）地場産業の振興、試験研究施設ということで新たに、米食味計整備事業を追加するものであります。本事業により、米づくり技術と食味の向上、西会津産米のブランド化及び販売の促進を図るものでありま

す。

変更の2点目は、同じく(4)地場産業の振興の生産施設でありまして、菌床栽培用ハウス整備事業について現行の10棟の整備から23棟の整備に変更するものであります。本事業により菌床菌茸類のさらなる生産体制の強化を図るものであります。

変更の3点目は、区分3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の欄の(1)市町村道の、道路において、仮称山口村中線の新設を追加するものであります。本事業は、山口自治区内に町道に接していない世帯が多くあり、緊急車両等の通行に支障をきたしていることから、町道を新設し、住民の利便性の向上と円滑な交通の確保を図るものであります。

変更の4点目は、同じく区分3でありまして、(8)の、道路整備機械等において除雪車格納庫整備事業を追加するものであります。本事業は、奥川みらい交流館脇に除雪ドーザ等の除雪機械の格納庫を整備するもので、積雪時の円滑な出動と機械の劣化を防ぐことによって、冬期間の円滑な交通の確保を図るものであります。

変更の5点目は、区分6の医療の確保の欄の(1)診療施設において、診療所往診用車両の整備を追加するものであります。本事業は、老朽化した往診用車両を更新することにより、診療機能の強化及び在宅医療の充実を図るものであります。

変更の6点目は、同じく区分6でありまして、その他として医師住宅改修事業を追加するものであります。本事業は、医師確保のため、老朽化した医師住宅の全面的な改修工事を行うものであります。

続きまして、2ページ目は、計画の変更前と変更後の内容を対比したものでありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第40号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第41号、西会津町第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の

策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 41 号、西会津町第 7 期介護保険事業計画第 8 期高齢者福祉計画の策定についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、現在の第 6 期介護保険事業計画が本年度で終了することから来年度、平成 30 年度を初年度にした 3 カ年の計画を策定するものであります。現在の町内の高齢者の状況や今後の推計により 3 年間の介護サービスの利用料を見込み介護保険料を定めることと、高齢者を支えていく仕組みづくりや、介護予防、認知症対策をどのように取り組んでいくのかを定めるものであります。

策定の経過につきましては、6 月 28 日に第 1 回の策定委員会を開催し、策定委員として 21 名、作業部会員として 20 名の方を委嘱しました。その後、策定委員会を 2 回、作業部会を 3 回、策定委員と作業部会員の合同会議を 1 回開催し、検討を重ねてまいりました。

1 月 25 日の第 4 回策定委員会で、最終案を協議いただき、その後、2 月には計画案を公表し、パブリックコメントを行いました。2 月 26 日には町保健福祉審議会に諮問し適当であるという、答申をいただいたところであります。

それでは議案書をご覧ください。

議案第 41 号、西会津町第 7 期介護保険事業計画第 8 期高齢者福祉計画の策定について。

西会津町第 7 期介護保険事業計画第 8 期高齢者福祉計画を別紙のとおり策定したいので、西会津町議会基本条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を求める。

配付してあります計画書をご覧くださいと思います。

1 ページから 3 ページは目次であります。第 1 章から第 3 章までが総論、第 4 章から第 7 章が各論となっております。

4 ページをご覧ください。

第 1 章計画のあらましであります、背景を記載しております。

2 の計画の位置付けであります、介護保険法第 117 条及び老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき策定するもので町の総合計画の基本構想・基本計画のもと、高齢者福祉の基本的な計画で策定するものであります。

5 ページであります、本計画の基本理念であります、町の総合計画に基づいて策定しますので、現在、策定を進めております町総合計画の基本理念が決定次第それを基本理念としたいというふうに考えております。基本目標は、地域包括ケアの考え方でもありません、いつまでも安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくり、としました。

6 ページであります、4 の計画の体系としましては、基本目標である、いつまでも安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくり、に添って、各種取り組みを実施してまいります。

7 ページをご覧ください。

今計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年であります。策定体制はご覧のとおりであります。

8 ページからは第 2 章高齢者を取り巻く状況であります。

1の高齢者人口の推移と将来推計では、総人口も高齢者人口も減少傾向にあり、今後も穏やかな減少を見込んでいます。ただ、高齢化率につきましては今後も上昇し、平成32年には47.2パーセント、平成37年には49.3パーセントになると見込んでおります。

9ページはそれをグラフ化したものであります。

10ページであります。10ページからは、高齢者の生活の状況です。この計画を策定するにあたり、昨年2月にニーズ調査を実施しております。下の表3につきましては高齢者世帯の状況であります。全世帯の4割が高齢者のみ世帯になっております。

11ページには、高齢者の就業状況、集落の状況を記載しております。全集落のうち47.8パーセント、43集落が高齢化率50パーセントを超えている状況でございます。

12ページをご覧ください。要介護認定者の状況と今後の見込みであります。

認定者数は、平成27年に610人まで上昇しましたが、その後は少しずつ減少しております。平成30年には552人、平成31年は541人、平成32年には532人と見込んでおります。

13ページ表7につきましては、平成28年度までの介護サービスの種類と利用者数です。介護予防サービス、介護サービスともに、平成27年度が一番多く、28年度は減少しております。特に14ページの地域密着型サービスの利用者が増えております。これは、町内に新たにサービス事業所が整備されたためであります。

15ページから17ページにつきましては、現在の町のサービス事業所や介護予防事業等の状況を記載しております。

18ページであります。介護保険サービス以外の高齢者支援サービスの状況であります。各種サービスを実施しております。

19ページには、ボランティア活動の状況、それから就労支援ということで、シルバー人材センターの状況を記載しております。

20ページであります。第3章高齢者を支えるしくみづくりであります。在宅での生活を支える、西会津町地域包括ケアを推進してまいります。

重点事項として5つあげております。

1つ目は、高齢者へ関わる機関や人の連携。高齢者のみ世帯と一人暮らし世帯が全世帯の4割を超えていますが、そんななか、ほとんどの皆さんが、介護が必要になったとしても、また認知症になったとしても、住み慣れた地域や住宅で安心した生活を続けることを望んでいることから、高齢者に関わる関係機関が連携を強化し、介護や医療、生活支援を一体的に切れ目なく提供する体制、西会津町地域包括ケアシステムを整備推進してまいります。

21ページであります。2つ目が、認知症対策の推進。3つ目は、生活支援・介護予防対策の充実。4つ目は、介護サービスの充実。

22ページで、5つ目が、在宅医療と介護との連携であります。

23ページからは、各論に入ります。第4章は元気高齢者の支援と介護予防であります。

1つ目が高齢者の生きがいづくりで、生涯学習活動の推進や老人クラブ活動の支援をすすめ、サロンなどの地域での通いの場づくりでは特に、週1回の体操や男性の参加促進に力を入れてまいります。

24 ページの高齢者の就労支援では、いくつになっても働き続けられる環境づくりも進めてまいります。

2 の健康づくりであります。運動の習慣化やスポーツ活動の活性化、適正飲酒への支援を進めます。

3 の介護予防事業の推進では、いつまでも元気で、要介護にならないような事業に取り組みます。

次に、地域支援事業であります。訪問型介護と通所型サービスのほか、要介護にならないよう、各種サービスや支援を行います。

26 ページからは第5章介護保険事業の運営であります。

まず、介護保健サービス基盤の確保であります。26 ページから 28 ページに介護サービスの種類ごとに確保目標を記載しております。基本的には、今後、要介護認定者数は大きな伸びは見込まれないことから、既存の介護サービス事業所での対応をしていくという記載になっておりますが、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加や認知症対策などで、状況の変化にも対応できるよういくつかのサービスで新たな取り組みを検討しております。

26 ページの⑤の居宅療養管理指導につきましては、薬局等での服薬管理をするものであります。本計画の期間中に町内の薬局での開設を見込んでおります。

28 ページの②認知症対応型通所介護であります。これは、認知症高齢者に対してグループホーム等を利用して実施するデイサービスであります。現在サービス事業所はありませんが、ニーズの状況等を勘案しながら、計画期間中に検討することとしております。③の小規模多機能型居宅介護につきましては、現在の西会津しょうぶ苑のほかに、奥川や新郷地区など送迎に時間がかかる地域での整備ができるよう、検討を進めることとしております。

29、30 ページは今までの内容を一覧表にしたものであります。

31 ページから 34 ページは、介護保険料の設定をするために、介護保険サービスの見込み量を推計しております。今計画期間中の介護給付費につきましては、そう大きな変動がなく推移するものと推計しておりますが、平成 32 年度中の小規模多機能型居宅介護のサービス開始により、32 年度は若干の伸びを見込んでいるところでございます。

35 ページをご覧ください。介護給付費の財源構成であります。1号被保険者の負担割合が 23 パーセントになっておりますが、第6期よりも1パーセント増加しているところでございます。

36 ページをご覧ください。第1号被保険者の介護保険料の設定であります。今ほど説明しました給付費を元に保険料を算出した結果、一番下であります。保険料基準額の年額が、6万9,687円、月額にしまして、5,800円となりました。

37 ページは、その金額を所得等の階層区分ごとに表したものであります。第1段階から第9段階までの金額であります。下に参考としまして、第6期との基準額対比を記載してあります。年額では3,768円、月額では314円増加しております。

介護報酬や消費税の上昇、第1号被保険者の負担割合の増加、介護予防のための地域支援事業の増加などが増額の要因であります。なお、今期では、今期間中に保険料の軽減のために介護給付費準備基金から3,000万円を繰り入れいたします。

38 ページからは、第 6 章認知症対策の推進であります。

1 が地域支援体制の整備、2 が認知症の人と家族への支援、3 が認知症予防対策について記載しております。認知症にやさしいまちづくりや、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの立ち上げのほか、サロンやサークル活動への支援、認知症の原因となる生活習慣病対策などを記載しております。

41 ページからは、第 7 章高齢者を支える体制づくりとしまして、1 が人材の育成と確保、2 が地域包括支援センター事業の充実、3 としまして、高齢者を支える組織及び各種会議等、4 としまして、高齢者への生活支援、5 としまして、高齢者の権利擁護、6 としまして、災害時など緊急時の高齢者支援、7 としまして、介護者への支援を記載しております。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男　いまの説明では、やはり介護関係のいろんなサービスについての数字であったり、内容であったりだと思うんですが、これから健康、健康寿命もそうでありますが、いかに介護を受けないで、そういうような人たちを増やすかということが、これかもやっぱり大きな問題だと思しますので、そのなかで、やはり生活支援ハウス、にしあい福祉会の施設ににあるところですが、そこはもう入居者というのは満杯なんではないでしょうか。また、今年は何のくらいの、そういうところの申し込みがあったのか、お尋ねをいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　7 番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の生活支援ハウスの状況でございますが、これは 18 ページに、町の高齢者への支援事業として、介護保険サービス以外の事業ということで記載をしてあります。高齢等のため、居宅での生活に不安のある人に対して、住居を提供するという事業であります。部屋数としまして 12 部屋、14 名の方が入所できるようになっておりますが、今年度は 10 名の方が、現在入所しているところでございます。申し込み等も、12 名ほどおいでになりましたが、生活の状況等を確認して、生活できる方については自宅でデイサービス、あるいはホームヘルパー等で生活をしていただくという形で、現在は 10 名の方が入所しているところでございます。

○議長　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　私も 1 点だけ質問したいと思います。この素晴らしい計画を、やはり予定どおり実行していくには、何よりも、その事業量に合った人材の確保が大切だと思うんですね。それで、幸いにもここ 41 ページには、支える体制づくりということで、人材の育成確保とあります。ただ、いま現在では、人材の確保といえますか、それは十分になされているのでしょうか。まず、お聞きします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　介護職員等の人材の確保という観点でのご質問でございますが、介護職員につきましては、全国的に不足をしているということでありまして、当然、県内も、会津管内も、我が西会津町でも、やっぱり人材確保には大変苦勞している状況でございます。

人材の確保につきましては、基本的には各事業所が責任を持って確保するということがあります。町としましては、その支援策としまして、いまほどの41ページにありますように、介護職員初任者研修を開催したりしながら、その介護職員の確保に資するような環境づくり等はやっているところでございます。ただ、いま、どこの事業所も、やはりさっき言ったように、ちょっとなかなか人材確保には苦勞しておりまして、募集をしてもなかなか集まらないというような状況も聞いております。

そういったことで、本当に専門の職員というのはなかなか難しい状況ではありますが、現在のところは、おおむね確保されているということで考えております。ただ、今後についても、いまほど言いました介護職員初任者研修なんかをしながら、人材確保については町も支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 本場に、普通5人でできるところ、必要なところを、1人減って4人だということで、仮にやったとすれば、やはりそれだけの負担になる。そういうことで、ちょうど負のスパイラルみたいな感じで、仕事がつらいから、また辞める。また人数が減る。というようなことになると、やはり大変ですから、この人材の育成には、やはり力を入れていただきたいと思っております。

ただ、これ事実だったかどうか分かりませんが、一応、2級ヘルパーさんですか、の講習に一定人数というか、何人以上とかというような、人数が集まらなかったために、それがやらなかったというようなことも聞いていましたけれども、そうじゃなくて、やったんだというのならいいんですが、もし仮にそういうことがあるのであれば、これは人数少なくても、1人でも2人でも、そういう意欲といいますか、人がいれば育てるというか、そういう指導をしながら育成というか、はやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 本場に介護職員の確保という部分では、町も本当に支援していかなければいけないというふうに考えております。平成29年度の介護職員初任者研修の事業につきましては、募集をしたところ4名の応募がございました。それで、町の基本的な考え、いままでの考えとして、6人以上集まった場合開催するというものでありますので、平成29年度については、残念ながら開催をすることができませんでした。これにつきましては、この初任者研修をやるのに、講師だったり、講師については、各町内の事業所からのほかに、会津保健事務所ですとか、喜多方の病院、あるいは大学の先生なんかについても講師としてお願いしなければならないというようなことがあったために、人数が少ないということで、今年度については、ちょっと開催をいたしませんでした。

ただ、いまほど議員おっしゃったように、少ない人数でも、1人でも2人でも、そういう希望のある場合は実施したほうがいいだろうということでありまして、平成30年度からにつきましては、人数が少ない場合でも、なるべく開催していくという考えで進んでいきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この介護職員の報酬とか待遇については、町としてどのように考えておられま

すか、やはり本当の看護婦さんと介護職員では、天と地の差があるなんていう話を、それはオーバーだと思いますけども、だいた報酬とか、いろんな待遇の面で差があるんだという話がありますので、その辺どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護職員の処遇と、待遇の部分でございますが、その待遇の部分につきましては、基本的には各法人、福祉会なり啓和会なりという、そういう法人での給与体系に基づいてやっただいていただいているところでありまして、当然、介護報酬のなかに、その人件費等の部分が入っているわけでありまして、それを勘案しながら、各事業所のほうで決定をしていくということでありまして、当然、介護職と看護師さんとの給与の格差というのは、やっぱり制度上も当然ございますので、その辺は各事業所の判断でやっただいていただいているところでありまして、ただ、国としまして、介護職員の処遇が、やはり給与等が低いということで、現在は加算等を付けながら、そういう処遇改善に、国全体としても処遇改善に努めているところでありまして、その辺は各事業所のほうに話をしながら、処遇改善につながるようなことで、町としても話をしていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺いたします。先ほど13番議員のお話にもありました人材の確保というのは、非常に重要なことだと思います。それで、これはこれで非常にいい方向性だと思うんですけども、実際、要は、老人の方々の、高齢者の方々の介護に関しては、やっぱり早いうちからそういう老人の生活の実態ということも、子どもたちとか、小さい子どもたちにも、早いうちから知ってもらい必要も私はあると思うんです。

あと、例えば、子どもたちが、いまでも授業、確か実施しされていると思いましたが、介護施設のほうに子どもたちが足を運んで、いろんなイベント等やっているというふうには伺っていましたが、そういったこと、もっとさらに力を入れて、小さいうちから自分たちのおじいちゃん、おばあちゃんに対する理解ということも含める意味での人材確保というのも、方向性としては必要だと思うんです。そういう方向に関しては、この計画のなかに入っていればいいですが、もしかなければ、そういった考えがあるのかどうか、お示してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。

子どもさんというか、小中学生に対する高齢者理解という部分で、今回の計画には、その分は載ってはいません。高齢者を支える支援づくりというような形ですので、そういったのは載っていませんが、現在も高齢者の疑似体験ですとか、そういったのは社会福祉協議会でやっただいたりとか、あと、認知症に対する、認知症のサポーターの養成講座も小中高とやっているというようなことで、小さいうちから、やはりそういった高齢者に対する気持ち、優しい気持ちを持たせるというようなことでは、継続してずっとやってきている部分がございますので、今後もそういったものについては継続してやっていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継　ぜひ継続して、さらに力を入れてやっていってほしいなと思いますし、こういった人材確保、もしくは人材育成というのは、やっぱりある程度長いスパンで、腰を据えて取り組まないと、結果というのはなかなか出ないと思います。この計画、いま言ったとおり、載っている、載っていないもあるかもしれませんが、そういう何年も先のことを見据えて、ぜひ取り組んでいってほしいと思います。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 41 号、西会津町第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、西会津町第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画の策定については、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時44分)

○議長　再開します。(13時00分)

日程第 14、議案第 42 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　議案第 42 号、副町長の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

昨年 8 月 5 日から空席となっております副町長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、また、私が考えている構想等を理解し、町勢伸展のために努めていただくことができる方を選任したいとの考えから、議員各位のご理解を賜り、昨年 11 月 6 日、県に対し副町長の職員派遣依頼を行ったところであります。

その後、県において人選作業が進められ、この結果、現在、福島県教育庁教育総務課に勤務する工藤倫也さんを、県当局より推薦され、去る 2 月 27 日には、県庁において本人と面談をしてきたところであります。この工藤倫也さんを適格者と認め、副町長に選任したので、ここにご提案を申し上げる次第であります。

工藤さんについてご紹介申し上げますと、昭和 44 年 3 月、岩手県の生まれで、平成 3 年 3 月、福島大学経済学部を卒業後、民間企業での勤務を経たのち、平成 10 年 4 月、福島県職員に採用されました。以来、阿武隈高原自動車道建設事務所を振り出しに、いわき地方振興局、総務部、企画調整部、議会事務局を経て、平成 27 年 7 月から、教育庁教育総務課に勤務されております。

以上、経歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、工藤倫也さんを副町長に選任したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 42 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13時04分)

○議長 再開します。(13時04分)

ただいま副町長として任命同意されました工藤倫也君から、あいさつしたい旨の申出がしりますので、これを許します。

工藤倫也君。

○副町長 ただいま副町長の選任につきましてご同意をいただきました工藤倫也と申します。大任を仰せつかり、身の引き締まる思いであります。もとより微力ではございますが、町長を補佐し、西会津町の町政の発展のために全身全霊を傾ける覚悟でございますので、議員の皆さま方のご指導、ご鞭撻を、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 日程第 15、議案第 43 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 43 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

昨年 8 月 5 日から空席となっております教育委員会教育長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、また、私が考えている教育に関する構想等を理解し、町勢伸展のために努めていただける方を選任したいとの考えから選考いたしました結果、埼玉県さいたま市在住で、戸田市教育委員会学校経営アドバイザーの江添信城さんを適格者と認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

江添さんについてご紹介申し上げますと、昭和 32 年 1 月、埼玉県の生まれで、昭和 55 年 3 月、創価大学教育学部を卒業後、埼玉県教職員として採用され、主に戸田市や川口市内の小学校の教員、教頭、校長を務められたほか、戸田市教育委員会指導主事や、学務課長、事務局次長なども務められ、昨年 3 月に教職員を退職後、現在、戸田市教育委員会の

非常勤職員で、学校経営アドバイザーとして勤務されております。この間、川口市公立小学校校長会の幹事長や、戸田市公立小中学校校長会の会長を務められるなど、埼玉県南部地域の小学校経営や、教職員の資質向上にも努めてまいられました。

また現在は、児童や教員へのプログラミング教育にも力を入れておられ、自らプログラミング教育の教材を作成し、指導にあられるなど、これからの時代を見据えた新しい教育指導法の研究を進められているほか、学校、家庭、地域との連携や、産・官・学・民との連携による教育の質の向上にも取り組んでおられ、現在、全国から注目されている戸田市における教育改革の中心的な役割を担っている方であります。

任期は、前任者の残任期間となる本年12月26日までであります。

以上、経歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、江添信城さんを教育委員会教育長に任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第43号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第43号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13時11分)

○議長 再開します。(13時11分)

ただいま教育委員会教育長として任命同意されました江添信城君から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

江添信城君。

○教育長 ただいまは、教育長の任命につきまして、同意をいただきました江添信城と申します。まずはじめに、ただいまの任命につきまして、皆さまの同意を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

私は、まちづくりは人づくりとの思いから、薄町長さんは、教育改革の強力な推進を町の施策の1つに掲げ、議員の皆さまのご理解、ご協力をいただきながら取り組んでこられたとうかがっています。このたび、ご縁があり、教育長とのお話をいただき、微力ながら

西会津の教育振興に尽力してまいりたいと思います。

かつて、幕末時代にかの吉田松陰は、松下村塾において、時代を動かす人材を育成されました。ここ西会津においても、明治の松下村塾といわれた研幾堂を渡部思齋先生が創設し、多くの人材を生み出した歴史がございます。私は、西会津には、素晴らしい人材が育つ資質があるものと思います。その人材を育て、西会津のまちづくりに貢献していきたいと考えています。

教育には不易と流行があります。不易とは、決して変わることはない躰や挨拶等の、人として身につけるべき基本であり、西会津のこれまでの古きよき伝統や、基本的な教育信念を継承していきます。また、流行とは、子どもたちが将来の予測困難な時代を切り開くための新しい力。つまりAI、人工知能に代替できない力。また、AIをうまく活用していく力の21世紀型スキルや、非認知スキル、汎用的スキルを身につけていくことが大切だろうと考えています。

そのためには、まず西会津が、これまで行ってこられた地域の力、地元の知のリソースを最大限に活用していくとともに、今後、西会津の町だけにこだわらず、産・官・学の知のリソースをも大いに取り入れながら、教育改革を推進してまいりたいと思います。

いずれにしても、教育の最前線は学校にあります。学校現場が最先端となるために、現場の生の声を聞きながら、校長先生や教職員の方々とともに、いま学校にどのような課題があるのか、今後どのような教育活動を取り入れていくことが効果的なのかをよく話し合い、情報共有し、共通認識をもって教育改革に取り組んでまいりたいと思っております。

西会津町の教育大綱策定の基本理念は、みんなの声が響くまち西会津とあります。また、教育振興基本計画の基本理念に、こころ豊に知的でたくましく、生きる力を育む、とあります。この基本理念をもとに、子どもたち一人ひとりが西会津の掛け替えのない宝であり、子どもたちが西会津で学んでよかったと思える最高の教育環境をつかってまいりたいと考えています。

まずは、教育委員会の力を高め、学校現場の力、地域の力、保護者の力を最大限に活かし、議員の皆さまのご理解とご協力、ご支援を賜りながら、全力で西会津の教育の振興に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 暫時休議します。(13時16分)

○議長 再開します。(13時19分)

追加議案として、町長から議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)、議案第45号、財産の取得について(役場新庁舎議場音響映像システム)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、町長から議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を追加日程第2、議案第45号、財産の取得について(役場新庁舎議場音響映像システム)を追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明、議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第

8次)、議案第45号、財産の取得について(役場新庁舎議場音響映像システム)を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)の調製について、ご説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。除雪委託料や除排雪に係る機械等の借上料を追加計上したほか、特別交付税の決定に伴う補正が主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の一般会計補正予算(第8次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,451万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,900万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。4ページをご覧ください。

まず歳入であります。9款地方交付税、1項1目地方交付税2億2,091万9千円の増は、特別交付税の確定によるものであります。

14款県支出金、3項4目土木費委託金360万円の増は、国県道除雪委託金の追加計上であります。

次に、5ページをご覧ください。歳出であります。

まず、2款総務費、1項5目財産管理費2億545万7千円の増は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金であります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは9億3,711万5千円であります。

8款土木費、1項2目道路維持費1,906万2千円の増は、今後の支出を見込んだ除雪委託料1,815万8千円及び除排雪機械等に係る借上料90万4千円の追加計上であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

いまの歳入のほうの特別交付税の件でございますが、今シーズン、だいぶ年明けてから大雪が続きますと、こちらのほうも随分いろいろ困った方が多いと思うんですが、この補正の金額に至ったまでの要因等、お示してください。

それと、歳出のほうでございますが、除雪費の委託料の2回目の補正が出たということなんですが、もうないとは思いますが、今シーズン、だいたい総額でいくらぐらい除雪費、かかったかどうかをお示してください。委託料、直営、修繕等費も含めてお願いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、特別交付税のご質問にお答えをいたします。

先ほど議案説明でも申し上げましたが、平成29年度の特別交付税の確定額、4億4,091万9千円ということでございまして、過去2番目に多い額でございます。過去最高は平成26年度に5億800万円ほど入りましたが、このときは震災復興特別交付税がかなり入りまして、それを除けば今回の交付額が最高額ということでございます。

前年度より3,084万円の増でございますが、その増の要因を申し上げますと、まず1つ目は、平成29年度に喜多方市、北塩原村、西会津町で定住自立圏構想協定を締結しました。その際にご説明を申し上げているとおり、特別交付税1,500万円、それが算入されてございます。それから、そのほかの要因でございますが、地域おこし協力隊の関係でも、約700万増と。それから、あと増えたやつは、地方バス、町民バスの関係でも200万ほど増えています。

いまほど秦議員からご質問のありました除雪費ということでございますが、今冬、かなり除雪費、費用かかってございます。特別交付税の算定のなかで、いま先に申し上げた定住自立圏とかは1,500万、これは間違いなく入っているということで確認ができますが、除雪費につきましては、追加財政需用額ということで、増えた分だけそっくり特別交付税増えるのかということについては、はっきりは分かりません。ただ、いつもより除雪費がかかっているということで、いくらか増えているということは言えます。

特別交付税の増の要因については、以上でございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは除雪に関する費用についてお答え申し上げます。

今次の補正によりまして、道路除雪ということで、6次、8次で補正をさせていただきまして、総額といたしましては2億6,586万5千円、約2億6,600万円ほどになります。そのやはり一番大きな部分につきましては、いわゆる除雪の委託料ということで、今次の補正によりまして、1億8,970万5千円ということで、近年には一番大きな金額になっております。それ以降、次は直営の、いわゆる賃金、これが2,732万。あと需用費、消耗品や、また燃料費、また機械の修繕料、それらが4,381万6千。これらが主な大きなものでございます。そのほか、今回補正でいただきました借上料は、総額では290万2千円と、あとそのほか、保険代等々ございますが、そういった内容になっております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 特別交付税の算入に関しては理解いたしました。

ただ、町民の方もたぶんそうだと思うんですが、今回いっぱい使ったなと思っております、除雪もいっぱい出ましたので。これ大丈夫だとは思いますが、雪ももう降らないと思うんですが、もし万が一、今後、3月の末にも雪が降ったことありましたので、こういうことが起きたときにも、ちゃんと対応できるのかどうか、まず1点です。

あと最後にもう1点なんですけども、保守費もここに入っているということですが、前

にも、違う質問でも申し上げましたが、道路、かなりやっぱり除雪の回数、出動回数が多かったせいだと思うんですが、陥没しているところが多々、雪が解けてきたらよく目立つようになってきたんです。これから春になれば、歩いて出る方や、自転車で活動される方も出てきたときに、やっぱり怪我等、災害等にあわないように、スピーディーな修繕も取り組まなければならないと思いますが、その辺に関して町はどのようにお考えでしょうか。その2点お伺いいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、順次お答えを申し上げたいと思います。

これから3月、あと1週間ちょっとほどであります、基本的には、議員おっしゃるように、そう大雪が降ることはないのかなというふうにみております。ただ、今回、関東圏の箱根や、秩父のほうで雪が積もるということで、3月末であっても積もるということは十分考えられると思います。

今回、補正させていただいた委託料のなかでは、そういった雪については対応できるように、長時間ではなく短時間であれば、2回程度はなんとか対応できるふうに、今回、補正させていただいておりますので、そういう点は安心していただけるかなというふうに思います。

一方、その道路の補修のほうでございます。ようやく雪もだいぶ解けてまいりまして、あつらこちら除雪等によりまして、傷んだ箇所がやはり見えてまいりました。まず小さな穴等につきましては、順次やっておりますが、道路が下がってきたという箇所、確かにございます。今年の冬は例年より寒い関係で、やはり路盤のなかに霜ができたり、そういった関係で、それらがなくなったときに、道路がどうしても下がるというような状況、いわゆる亀の甲状に割れるという状況が出ております。そういった観点につきましては、まずは応急で補修はいたしますが、やはり大きなものについては、パッチング、場合によっては路盤もいじるような形でやっていく必要があるというふうに考えております。

なお、いま国全体のなかでは、やはり今年の冬については、例年よりかなり寒く、そういう傷みが大きいので、何らかの補助なり、何らかの作業復旧なりは取り組んでいきたいという、国全体の動きがございますので、なおそれを十分注視しながら、今後進めていきたいと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。町民の方から、これが危険だ、あれが危険だと言われる前に、やっぱり町の側のほうですも、除雪路線は把握しているはずですから、そこに関してパトロール等、もちろん行っているとは思いますが、状況、早めに把握して、スピーディーな判断をぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 2点ほど伺います。

まず、財政調整基金の積み立てのなかで、今後どの程度の残高があって、今後、大きな災害以外のようなところの財政出動がどのように考えておられるのか。

それから、土木費の除雪委託料のなかで、弥生線の除雪がございました。これはどのよう

に考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず、財政調整基金についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど議案説明でも申し上げましたが、今次補正後の財政調整基金の残高見込みにつきましては、9億3,711万5千円ということでございます。今後の災害等、いろんな財政需要に対応できるのかというおたしだと思えますけれども、それは十分にできるということで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町道倉谷線の除雪についての、今後の見通し等について、私のほうからお答え申し上げます。

弥生につきましては、冬期間はお住まいになっていられないんですが、夏場については住んでいらっしゃる方がいるということで、町のほうとしては、冬期間は除雪を行わないんですが、春先除雪ということで、雪が落ち着いてから除雪を行い、通すということにしております。例年4月に入りましてから除雪を行いまして、5月の連休前にはなんとかやりたいということで行っております。今年の冬につきましては、ちょっと例年より雪が多いということで、またあそこ、岩があったりするものですから、その雪の状況を見ながら、例年どおりにできれば、日程で、4月に入りましてから開けていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の質問がちょっとまずかったのかなと、こんなふうに思いました。大規模災害以外のということで、財政出動の、ほかのことが考えられるのかということが1つです。大規模災害以外の財政出動はどのようなことを考えておられるかと。

○議長 もう少し詳しく。

○猪俣常三 災害はもちろん出動するんでしょうけれども、それ以外に出動するような予定は、見通しはありますかということですね。

それから、弥生の路線のことについてですが、これから鏡山の登山というの、時期がおそらく迎えることになるわけですが、そういったところの、鏡山という登山の時期があります。そういう時期というのはいつだかちょっと分かりませんが、そういった除雪に間に合うように、いつごろまで除雪ができるのかなということなんです。

2点ほど伺います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

町といたしましては、実施計画等に基づき、計画的に事業を実施しているところでございます。平成30年度の当初予算につきましては、ご議決いただいたところでありますけれども、その内容に沿って財政を運営していくということにして、31年度、32年度につきましても、いま時点では実施計画に則した事業ということで予定してございます。

ただ、財政調整基金、一般財源でございますけれども、大規模な、例えば平成30年度予定している大規模事業ですと、小学校プールの建設、さらには防災行政無線のデジタル化、そこら辺につきましては、起債でしたり、あとほかの事業につきましても、補助金等を活

用しながら事業を実施しておりますので、多額の一般財源、財政調整基金を取り崩して行わなければいけない事業というのは、いまのところございません。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 先ほどの質問、弥生の先の、いわゆる鏡山登山道ということで、その除雪関係ということでご質問ございました。今回、弥生の除雪につきましては、いわゆる弥生の分かれから、弥生の集落にかけて除雪をするということで、鏡山登山道はその先の林道でありまして、いわゆるゲートがありましてその先でございます。あそこは、いわゆる砂利道で、舗装がされていないということで、例年ちょっと除雪はしないことでしております。いわゆる観光に使う道路ということでございますので、今後の雪消えがどのようになるか分かりませんが、鏡山のその登山の山開きが5月27日に予定されているということでございますので、それには間に合う形で消えていただければいいのかなというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 鏡山の5月の27日ということで、だいたい日にちがそういうことであろうかなと、こんなふうには思います。集落までの除雪等を、ぜひともこの予算確保していただいて、できるだけ順調に進めていただきたいと、そのように考えるところですが、その予算というのは確保されているかどうかのところ、確認だけさせていただきます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 弥生の集落までの除雪ということで、例年5月の連休前には開けるようにがんばっております。それで、その予算でございますが、実は4月を越えてしまいますと、新しい年度の予算ということで、平成30年度予算のなかでそれについては確保されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第8次)は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第45号、財産の取得について(役場新庁舎議場音響映像システム)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第45号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、早期移転に向け作業を進めております役場新庁舎の議場・

音響映像システムの取得についてであります。

現在、役場庁舎で使用しております議場・音響映像システムは、本会議においてマイクやスピーカー、録音機器により会議の進行や会議録の作成を補助しております。また、ハイビジョン対応カメラや伝送機器により各家庭に議会中継を行っておりますが、いずれも整備からかなりの年数が経過しており、音声や映像の質に劣化が見受けられます。

このことから、庁舎移転に合わせシステムを更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1の取得する財産及び数量であります。役場新庁舎議場・音響映像システム一式であります。

2の取得の方法は売買であります。去る3月13日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社ジェイ・フィット、株式会社システムズ福島営業所、株式会社コンピュータービジネス郡山事業所の3社であります。

入札の結果、株式会社ジェイ・フィット代表取締役・津田健司氏が、1,500万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,620万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1番、三留満君。

○三留満　3社が入札ということで、1社が辞退ということで、予定価格よりかなり安い価格で落札されておりますけれども、この落札業者は福岡県ということなんです。まず、県内にはそういう対象事業者は、やっぱりそんなにいないのか、非常に特殊な装置なのかということ。それと、このメンテナンス、メンテナンスについてはどのような、今後対応、形式を取られるのか、その点について伺います。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

議場システムにつきましては、なかなか、そうそう売れるものではないということで、扱える業者、非常に少のうございます。今回、指名をいたしました3社につきましては、実際、西会津にきていただいて、どのようなシステムなのかということで、担当のほうと議会事務局含めまして、話を聞いたり、実際デモを見たりして、それでこの3社を指名したわけでございます。なかなか業者は少ないということでございます。

それから、2点目の、この落札業者、福岡県福岡市の業者ということで、例えば機器等に不具合が出たり、メンテナンスでしたりということで、1回、1回福岡からきていたんでは緊急対応はできないということであります。この落札業者が使用している機器でございますが、JVCケンウッドという会社の機器でございます。元のビクターの機器でございます。ビクターにつきましては、郡山に営業所がございまして、機器等の故障、不具合がありましたら、郡山から修理にきていただけるということも確認してございますので、緊急対応は大丈夫だということでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 2点お伺いいたします。

これ新しくなると、音響映像システムが新しくなるということなんですが、例えば視聴者、このケーブルテレビを見ている視聴者だとか、我々にとって、例えば、今度こういうふうにな新しい機能が、例えば追加になったとか、こういう利点があります。先ほど映像等の劣化が解消されるというのは分かったんですが、それ以外で、結構金額も大きいので、どういう、今回の更新で利点が出るのか、もしあればお示してください。

あと、いま1番議員も言っていました、私もそこを一番心配してまして、メンテナンスもそうですが、アフターフォローですね。これ前も違う件でも言ったんですが、例えば、普通大きな買い物をすると、例えば1年保証だとか3年保証だとか、そういったようなアフターフォロー体制というのはどのようになっているのかお示してください。

この2点です。以上です。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、1点目の、この機器の更新によって、いまある機器とどのような利点があるのかというご質問でございますが、音声映像の質が向上することは当然のことでございます。それで、いまのシステムにつきましては、議会事務局の職員ですとか、あとケーブルテレビの職員が操作しています。ボタンを切り替えたり、カメラをこう回したりということで、そういった操作が、新しいシステムになれば、操作盤がタッチパネル方式で変更になりまして、それと連動してマイクも動いたり、オンオフができるようになりまして、一番大きなメリットは、職員の手間が軽減されるということでございます。あと、視聴者、町民の方が見ている部分で、何か変わってくるのかということでございますが、そこら辺は、いまのあれとは変更はございません。

○議長 アフターフォロー。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 新しく、いま機器が入りましたら、もちろん、アフターはもちろんきちんとやっていただきますけども、1年間は保守管理、それは無料ということで、2年目以降については、保守管理の部分は経費として出てまいります。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 職員の手間の軽減ということだったんですが、我々も取り組んでいます議会の見える化に関してもそうですが、これ視聴者、見ていただいている方々、町民の方々に、とにかく分かりやすい議会中継をやるべきだと思います。これは今回、機械の更新ということなので、今後はそういうものを見越してやっていくべきだと。

あと、大丈夫だとは思いますが、我々の議事録に関して、いつも起こしを、確か外部業者をお願いしていた、書き起こしですね。と思うんですが、その辺の整合性はちゃんと取れているのかどうか、一応確認しておきます。それだけ最後にお伺いいたします。要は、ケーブルテレビさんとか整合性も含めて取れているのかどうか。要は、簡単に言うと、いままでテープで行ってましたよね、確か、書き起こし。ああいったもの一応。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

いままでテープということでございますが、新しい機器はSDカード、USBどちらも使えるということでございますので、やっぱりそこら辺は性能が上がっているということだと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第45号、財産の取得について（役場新庁舎議場音響映像システム）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、財産の取得について（役場新庁舎議場音響映像システム）は、原案のとおり可決されました。

日程第16、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第1号の報告書をご覧願います。

まず、事件の発生日月日につきましては、平成29年12月12日であります。

その内容であります。西会津町野沢字下小屋上乙3261番地の役場駐車場の車庫前において、町公用車を後進で車庫入れする際に、駐車していた相手方車両に衝突し、双方の車両が損傷したものであります。

損害箇所等、及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、平成30年2月6日、14万8,783円であります。なお、過失割合につきましては、当方100パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第17、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出

があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、政策提言調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

町側より、専決について、発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

総務課長、新田新也君。

暫時休議します。(13時59分)

○議長 再開します。(14時01分)

総務課長、新田新也君。

○総務課長 3月議会定例会の閉会にあたりまして、平成29年度中における西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてお願いを申し上げます。

平成30年度の税制改革に伴い、地方税法の一部改正が、今国会で成立する見通しでありますことから、町税条例等の改正が必要となるものであります。地方税法の一部改正は平成30年度税制改正にかかるもので、その一部が平成30年4月1日施行となります。

改正内容といたしましては、町民税にかかる延滞金の基礎となる期間にかかる規定の整備、町民税にかかる申告についての規定の整備、特別徴収義務者及び年金所得にかかる借

特別徴収税額等にかかる規定の整理、及びこれに付随する附則の整備等であります。

町税条例につきましても、地方税法の一部改正に基づき改正が必要となりますが、議会を招集する時間的余裕がございませんので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしたく、議員各位の理解をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 3月町議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきまして、平成30年度当初予算をはじめ、平成29年度補正予算、条例の制定及び一部改正、人事案件など、町政当面の重要案件についてご審議を賜り、議員各位には、特段のご精励を賜り、議案の全てについてご承認をいただきまして、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

議決いただきました予算、その他の案件につきまして、審議の過程で皆さまから表明されましたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映すべく、最善の努力をしております。

今年は例年にない大雪にみまわれ、除雪作業等で大変な冬でありましたが、ようやく春の兆しを感じられるようになりました。しかし、まだ三寒四温の気候でありますので、皆さまには、なお一層ご自愛のうえ、町勢伸展にご理解、ご協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げ、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

さて、今期定例会は、去る3月9日以来、本日まで14日間にわたり、平成30年度当初予算をはじめ条例の制定及び一部改正、計画の変更、補正予算など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は信頼と協働を基本とし、相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による議会報告会を5月に開催する予定であり、町民の皆さまのご意見等に対し、提言という形でまちづくりの一翼を担うため、昨年12月に政策提言調査特別委員会を設置したところであります。町民の皆さまの福祉向上のため、積極的に提言のできる議会を目指し、さらに努力してまいります。議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思います。

日一日と春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆さま方、執行部の皆さま方

におかれましては一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げあいさついたします。

これをもって、平成30年第2回西会津町議会定例会を閉会します。(14時47分)